

政経研究

第五十一卷 第二号 2014年10月

日本大学法学部

創設百二十五周年記念号

日本大学法学会

政経研究 第五十巻第四号 目次

論 説

観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較 …… 太田 和男

イタリヤ憲法における人権保障と欧州人権条約 …… 庄司 克宏
東 史彦

研究ノート

EU法における視聴覚メディアサービスと文化
——EU視聴覚メディアサービス指令の検討—— …… 鳩 貝 真理

雑 報

政経研究 第五十巻 索引

政経研究 第五十一巻第一号 目次

論 説

日本の社会関係資本は毀損したか。
——二〇二三年全国調査と二〇二〇年全国調査から見た社会関係資本の変化—— …… 稲葉 陽二

ホップズ『リヴァイアサン』
初版 Head 版（二六五一年）の異刷について …… 川 又 祐

企業情報開示の今日的課題とESG …… 田中 襄一
わが国における福利厚生者の現状とこれからの方向 …… 谷田部 光一

翻 訳

20世紀後半の半世紀にわたる経済思想の進展と
ケンブリッジ大学経済学部の見点 …… 安藤 忠
——私の経済に対する思考遍歴—— …… 山城 秀市 訳
和田 万紀

論 説

Dynamic Development of Competitive Hybrid
Governance Structure in Supply Chain: …… 臼井 哲也
A Longitudinal Qualitative Data Analysis
経済構造と民主主義との相互関係に関する研究 …… 坂井 吉良

日本大学法学部

創設百二十五周年記念号

刊行の辞

明治二二（一八八九）年一〇月四日、日本大学の原点である日本法律学校が創立された。爾来一二五年の歳月を経て、平成二六（二〇一四）年、日本大学法学部は創設一二五周年という記念すべき年を迎えた。

一二五周年記念事業としては、記念式典・祝賀会をはじめとして、法学部の原点を訪ねる学祖展、法学部一二五年の歴史の中で蓄積された法学部所蔵の貴重書・特別書の展示会が開催される。「学祖のまなざし」に見守られつつ、ぜひこの機会に法学部の長い歴史と伝統を確認していただきたい。

大学キャンパスの主人公が学生であることは言を俟たないだろう。創設一二五周年を記念してキャンパス整備も進められたが、そこにも学生が主人公という考えは貫かれている。法学部には難関と言われる国家試験あるいは資格試験を目指して勉学に励む学生がいるが、彼らにより良い学習環境を提供することもキャンパス整備の重要な目的である。そこで学部 of 旧五号館を解体して学生研究室を中心とした施設を、法学部創設一二五周年記念館として建設する。もちろんそうした国家試験を目指している訳ではない多くの学生もいる。彼らの日常的な修学環境の整備も大切な目標であり。本館の耐震補強工事に引き続き、法学部リニューアル・プロジェクトの一環として、本館の外壁工事、さらに授業講堂・学生ホール・学生食堂・トイレなどの内装工事も順調に進められている。これらはすべて、法学部創設一二五周年という記念すべき年に因んで行われているのである。

この記念すべき節目の年に当たり、教育と並んで大学の大きな使命である研究に関しては、法学部の機関誌である『日本法学』『政経研究』そして『桜文論叢』が、大学の創立記念日である一〇月四日を期して、法学部創設一二五周年記念号として刊行された。

学部の機関誌は、学部に所属する専任教員の研究水準を端的に表している。周年記念事業としては、特別な「記念論文集」を刊行することが通例であろう。しかしながら今回は敢えて「記念論文集」ではなく、「機関誌」という形式を採用した。それは「記念論文集」という特別なものではなく、学部が日常的に刊行している「機関誌」という形式で、私たちの日常的な研究活動の一端をご覧いただきたいと考えたからである。

この一二五周年記念号の企画から刊行に至るまでは必ずしも十分な時間が確保されていた訳ではなかったが、そうした中でこの記念号に日常的な研究の成果をお寄せいただいた方々に対しては心からの敬意を表する。そしてまた創立記念日刊行という窮屈な日程の中で、期待された期日通りに刊行して下さった機関誌編集委員会のご努力に篤く謝意を表すしだいである。さらに決して潤沢とは言えない財政状態の中で編集委員会を支えてくれた事務局の皆さんにも御礼を申し上げます。

法学部の機関誌が、とりわけこの一二五周年記念号に寄せられた論稿が、それぞれの学界に裨益することを祈念して、刊行の辞とする。

日本大学法学部長 杉本 稔

目 次

刊 行 の 辞

イギリス二党制の地殻変動 ——イギリス独立党の台頭——	……………	杉本 稔 ……	一
三澤 真明 ……			
ワンネーション・レーバーに関する考察	……………	渡辺 容一郎 ……	二七
人民公社経営の解体、生産責任制の必然性と腐敗の萌芽	……………	築場 保行 ……	五〇
アダム・スミスにおける労働と賃金 ——労働者福祉との関連で——	……………	山口 正春 ……	八三
段階取得に係る損益の経済的影響	……………	小阪 敬志 ……	一三三
政教社のロンドン海軍条約反対運動に関する一考察	……………	石川 徳幸 ……	一四三
福祉と優生学	……………	矢野 聡 ……	一七三
シテイプロモーションにおける行政広報の役割 ——協働というブランドづくり——	……………	岩井 義和 ……	二〇二

障害者就労支援サービスにおける個別化の実現と費用
分配に関する考察

..... 山村りつ 三九

——IPSモデルの実施に関する調査を通じて——

広告会社の事業ドメインの変化予測について 湯浅正敏 二九二

GDP上位5か国における国内生産額の変
化に関する要因分析 武縄卓雄 三三二

人的資本と民主主義および経済成長 坂井吉良 三五四

イギリス二党制の地殻変動

——イギリス独立党の台頭——

杉本稔
三澤真明

はじめに

長らくイギリス政治を規定してきた二大政党である保守党と労働党はその影響力を落としつつある。戦後のイギリスは、二党制に立脚した政治を行うことで国民からの安定的な支持を得てきた。しかしながら、一九七〇年代以降、その支持には陰りが見え始め、多くの政党が台頭するようになってきた。そして二〇一〇年の総選挙では戦後初の連立内閣が誕生する結果となった。ハング・パーラメント自体は一九七四年二月の総選挙以来のことではあるが、今や

安定的な議会運営を行うためには連立が必要となってきたのである。このことは、二大政党がかつてのような絶対的なものではなく、なってきたことを意味している。

こうした二大政党離れといえる現象とともに、近年のイギリス政党政治を理解するうえで、その重要性を増してきているのが小政党⁽²⁾(minor party)の存在である。ウェストミンスター議会での議席数は決して大きくはないものの、こうした小政党は様々なレベルの選挙で躍進を遂げている。例えばそうした小政党としてイギリス独立党 (UKIP:UK Independence Party)、イギリス国民党 (BNP:British National Party)、緑の党やリスベクト (RESPECT:Respect, Equality, Socialism, Peace, Environmentalism, Community, Trade Unionismの頭文字)などが挙げられる。中でも独立党は直近のヨーロッパ議会選挙 (二〇〇九年)⁽³⁾やイギリス地方議会選挙 (二〇一三年)において保守党や労働党とほぼ互角の得票率⁽⁴⁾を記録している。また本稿執筆時点 (二〇一四年四月)で選挙結果は判明していないものの、ヨーロッパ議会選挙をめぐる世論調査では、保守党や労働党を抑えて、独立党が一位に立っている⁽⁵⁾。そこで本稿では小政党の中でも発展が著しいが、我が国であまり注目されることがない独立党に焦点を当てながらイギリス政治との関係、いわば同党の台頭が、これまでのイギリス政治の基礎となっていた二党制にどのような影響を与えるのかということを考察していく。

I. 問題の所在と分析視角

(1) 独立党の起源と躍進

本稿で焦点を当てる独立党がどのように誕生したかを理解することは、この政党の特質を理解するうえで肝要である。そこでまず初めに独立党の歴史を概観する。

独立党はマーストリヒト条約に反対する超党派の組織である反連邦制同盟 (Anti-Federalist-League : AFL) に起源を求めることができる。反連邦制同盟は一九九一年にロンドン大学教授のアラン・スケッド (Alan Sked 1947-) を中心に設立された超党派の圧力団体である。スケッドは反連邦制同盟の目的を「反穀物法同盟がピールを自由貿易へと改心させたように、保守党をヨーロッパ懷疑主義的でイギリスの独立へと改宗」^⑦ させることであるとしていた。反連邦制同盟はマーストリヒト条約によって欧州連合が超国家性を高め、単一通貨の導入でイギリスの主権が制限されることに大きな懸念を抱いていた。そしてスケッドは、マーストリヒト条約が、イギリスの国政に関わる重大な問題であると主張し、一九九二年総選挙では自ら立候補した。しかしながら、スケッドは当選することが出来ずに終わったのである。この結果を受けてスケッドは反欧州連合を掲げる政党を創設する必要性を痛感し一九九三年十一月、反連邦制同盟の一部のメンバーとともに独立党を立ち上げた。

結党後の一九九四年にヨーロッパ議会選挙が行われたが、わずか一・二%の得票率で議席を獲得するには至らなかった。また一九九七年の総選挙においても〇・三%の得票率にとどまり、結党当初は有意な政党であるとは言い難かった。加えて党首のスケッドは党内をまとめ上げることが出来ずに辞任するなど、混迷が続いた。

だが、このような黎明期を経て独立党は一九九九年ヨーロッパ議会で初めて議席を獲得することになる。この選挙を皮切りに二〇〇四年ヨーロッパ議会選挙では十六・一%の得票率で十三議席を獲得し、同じく二〇〇九年選挙では十六・五%の得票率で前回から微増ではあるものの第二党に躍進することとなった。また二〇一三年に行われた地方議会選挙では得票率で保守党、労働党に肉薄する第三位であった。^⑧そして一九九四年以降の総選挙では、議席の獲得こそ出来ないでいるものの得票率は漸増している。^⑨

ヨーロッパ議会選挙や直近の地方議会選挙結果を見ると、独立党が存在感を増してきていることは間違いないといえる。一方で二党制を支えてきた保守党、労働党への不満が高まってきていることも背景としてあるだろう。戦後の総選挙において両党は合計得票率が最大で九六・八%に上った時期もあった。そのことを裏付けるように一九四五年から二〇〇五年までの有効政党数は二・一一であり、典型的な二党制の国であるといわれていた。¹¹ 確かにこうした二党制であった時期は長らく続いてきたが、一九七〇年代から政党システムに動揺が見られ、近年では自民党が党勢を拡大していつている。¹²

そして今またイギリス国民の間で、既成政党に対する不満が見られる中で台頭してきたのが独立党なのである。この独立党の台頭はヨーロッパ議会、あるいは地方議会のみでの一過性の現象であるといえるのか。それともこうしたウエストミンスター議会以外での躍進が二党制、しいてはイギリス政治にとってなにか変革をもたらす意味のある現象なのだろうか。

(2) イギリス政治と小政党

イギリス政治における小政党の位置づけをみてみると、それは必ずしも重要なアクターであったとは言い難かった。一九六〇年代にヨーロッパの国々では、極右政党や環境政党の台頭が見られたが、イギリスでは一九七〇年代から八〇年代にかけて National Front がメディアを賑わしたものの、ウエストミンスター議会では有意な存在として定着するには至らなかつた。イギリスの政党政治はヨーロッパの政治的な潮流の例外であつたのである。¹³

近年のヨーロッパではポピュリスト政党の躍進が特徴的である。同時にヨーロッパの例外と言われたイギリスでも、

ポピュリスト政党と言われることの多い独立党やイギリス国民党がその存在感を増してきている。

一方、既成政党の側ではかつての自由党の流れをくむ自民党は選挙制度によるハンデを負いながらも徐々に党勢を拡大し、ウェストミンスター議会でも有意な存在となった。こうしたイギリス政党政治の現象が二党制の終わりの始まりを意味するのか、あくまで例外的な状況にあるのかということ、独立党に焦点を当てて検討を加えたい。その際、独立党の持つ意義を理解するためにも、同党が欧州連合脱退のみを主張する単一争点型の政党であると捉えるだけではなく、その他の政策も含めた形で検討することが必要であろう。そこで同党の政策を概観するとともに、それらの政策がイギリス政治にどのような意味を持っているのかということについても考察をしていく。

II. ヨーロッパ議会選挙と独立党

(1) 二〇〇四年ヨーロッパ議会選挙

二〇〇四年ヨーロッパ議会選挙で一二議席を獲得した独立党の躍進の要因として、同党の候補者であったロバート・キイルロイーシルク (Robert Kilroy-Silk 1942-) の存在を挙げることができる。キイルロイーシルクは労働党の庶民院議員であったが、その後イギリスで著名なテレビ司会者として活躍し、人気を博していた。二〇〇四年当時、独立党の政策的な認知度はまだ高いものではなく、同党はキイルロイーシルクの知名度を利用する形で反欧州連合を訴えていったのである。

一方欧州連合では、さらなる統合深化に向けて憲法条約の調印を目指していたということが重要である。一般的にイギリス国民の欧州連合への愛着度はユーロバロメーターの調査が示す通り、高いものではない。また歴史的に見て

も、自国の主権を極力維持しながら欧州連合に留まってきたイギリスにとって、憲法条約は非常にナイーブな問題であった。こうした統合を深化させる動きに対する反発として、独立党は支持を集めたとみることができる。独立党の欧州連合政策は脱退であり、保守党や労働党、自民党のそれとは決定的に異なっていた。このような主張を効果的に国民に伝えたのがキイルロイシルクであった。

しかしながら、選挙に多大な貢献があつたキイルロイシルクであつたが、党首の座をめぐる争いに敗れて離党することになった。そして翌年に行われた総選挙で、キイルロイシルクが去つた影響を払しょくすることができず、同党は惨敗を喫することになる。だが、二〇〇四年のヨーロッパ議会選挙は同党の認知度を高めると同時に党員の大幅な増加をもたらした。

(2) 二〇〇九年ヨーロッパ議会選挙

二〇〇四年選挙で広告塔として活躍したキイルロイシルクが離党し、看板を失つたかに見えた独立党であるが、二〇〇六年から党首の座に就いたファラージ (Nigel Farage 1964)¹⁴ が指導力を発揮することになる。彼は二〇〇九年選挙の目標として非常にシンプルなもの掲げていた。それは二〇〇四年ヨーロッパ議会選挙の結果を上回ることであり、その目標の達成ができなければ辞職することを約束していた。¹⁵ そして彼は独立党の党是でもある反欧州連合を訴えた選挙キャンペーンを展開していった。

選挙のあつた二〇〇九年一月にはリスボン条約の発効を控えており、ファラージはそのリスボン条約批准の正統性を非難していた。当初労働党政権はリスボン条約に関して国民投票を約束していたにもかかわらず、議会による批

准手続きを完了させていた。この手続きはフアラージにとって恰好の標的であり、労働党に対して痛烈に批判を加えていた。⁽¹⁶⁾ また、こうしたキャンペーンに加えて、労働党を中心として既存の政党に対する不満が高まっていたことも追い風となった。同年の五月にはデイリーテレグラフ紙に議員経費の不正使用をすっぱ抜かれており、与野党を問わずイギリス議会の大問題となっていた。⁽¹⁷⁾

これらの結果、独立党は前回選挙に比べて議席、得票率を伸ばすことになった。⁽¹⁸⁾ ただ留意しておかなければならないのは議席数、得票率の上昇があるものの投票率自体が低調であり、得票数は前回選挙を下回っているということである。しかしながらこの選挙は前回選挙が「まぐれ」であったわけでないこと証明したと同時に、イギリスにおいてポピュリスト的右派政党に対する潜在的な支持の大きさを示す事例となったともいえる。⁽¹⁹⁾

(3) 二〇一四年ヨーロッパ議会選挙

二〇一四年のヨーロッパ議会選挙の事前調査では、欧州連合加盟各国で右派勢力が支持を伸ばしていることが特徴である。イギリスにおいてもその傾向を見て取ることが出来る。欧州連合加盟各国やイギリスでもそうなのだが、二〇〇九年ヨーロッパ議会選挙以後、一般市民の欧州連合に対する不信感が高まってきている。それまで欧州連合不信の一因であったのは、欧州連合の官僚機構のエリートたちが民主的な正統性を持たないにも関わらず、自分たち一般市民のことを決めてしまっているということであった。そこでは欧州連合の組織に対する不満が見られたが欧州連合そのものに対する不満が高い訳ではなかった。

しかし、二〇一〇年のギリシャ危機に続く南欧諸国のソブリン危機への対応をめぐって、加盟各国は思惑の違いを

露見させてしまった。例えば銀行同盟をめぐっても経済的に好調なドイツが自国の負担増を懸念して難色を示していたし、イギリスでも自国の金融センターへの影響を嫌悪していた。一方で南欧諸国は前向きな反応を示していた。こうした対立はいわば欧州連合としての利益を追求するか、国益を追求するかの選択肢でもあり、この現実を目の当たりにした各国国民の間で欧州連合それ自体に対する不満が蓄積していったのである。

イギリスにおいては、二〇〇四年、二〇〇九年ヨーロッパ議会選挙ともに統合の深化に対する不安や不満が独立党を支える要因となってきたのであるが、二〇一四年選挙もやはり欧州連合に対する不満が国中を覆っている。二〇一三年のユーロバロメーターによれば、約六八%のイギリス人が欧州連合に信頼を置いていないことがわかる。⁽²⁰⁾ そうした国民の不満の受け皿となっているのが独立党なのである。保守党、自民党、労働党といった既成政党が欧州連合脱退を打ち出さない中、独立党は相変わらず欧州連合からの脱退を掲げている。⁽²¹⁾ また前回選挙で活躍した党首のファラージも勢いづいており二度の公開討論会で、自民党のクレグ (Nick Clegg 1967-) を圧倒している。⁽²²⁾

こうした状況を受けてか、二〇一四年四月に行われた You Gov による世論調査によると、「明日ヨーロッパ議会選挙が行われるとしたら、どこの政党に投票するか」という質問で、独立党がその他の政党を抑え第一位となっている。⁽²³⁾ あくまで世論調査結果であり、実際の結果は投票が終わってみないとわからないものの、これまで以上の躍進をする可能性を秘めた状況にある。

Ⅲ・独立党の政策志向と「コモン・ポリティクス (Common Politics)」

これまでは独立党が躍進した二度のヨーロッパ議会選挙の概略と二〇一四年ヨーロッパ議会選挙前の状況を示して

きたが、そこでは主に選挙当時の情勢と関連付けた説明をしてきた。そこで、本節では独立党の政策を、同党が掲げる「コモン・ポリティクス」という言葉とともに検討していきたい。

(1) 独立党の主要政策

二〇一三年八月現在の独立党のホームページを参照すると「コモン・ポリティクス」という名を冠した政策が合計七項目挙げられている。²⁴ 防衛、エネルギー、漁業、健康保険サービス、移民、同性婚、税制がそれである。以下ではこれら七項目に重要政策である対欧州連合政策を加えて、各政策の要約を示したうえでそれらを考察していきたい。

a. 防衛

独立党の防衛政策は、同党が現状をどのように認識しているかという点が非常に重要となってくる。独立党は将来的に大きな戦争が起こる可能性がほとんどないと考えており、冷戦期のような状況にはないと指摘している。その上で削減されている防衛費は二〇一〇年度レベルに回復させ、装備品の充実化を図るとしている。また、これまでの国防省を解体し効率的なものへと作り変えることを約束している。

b. エネルギー

イギリスのエネルギー政策はブリュッセルに指図されており、二〇一五年までに石炭発電所の閉鎖を求められている。故にまずはそれに反対する必要がある。また風力発電の開発の中止を訴えガスや核、石炭といったものをエネルギー

ギー政策の基本とする。

c. 漁業

独立党は欧州連合による共通漁業政策が誤りであったことを指摘しており、即座に共通農業政策からの撤退を訴えている。また、それにもない二〇〇カイリの排他的経済水域の創設を主張している。一方で漁業資源の保護にも言及しており、捕獲禁止地域を設けたり、トロール漁の禁止を掲げている。

d. 健康保険サービス

この項目では主に国民保健サービスに関してラディカルな改革案を示している。独立党は国民保健サービスの意義を認めながらも、どのようにそれを管理・運用していくかという点で問題があったと指摘している。だが、国民保健サービスの基本原則であるすべての国民に無償で医療を提供するという点を維持することを強く主張している。その上でカウンティ健康保険委員会 (County Health Boards) を設立し、そこに予算権限や責任を持たせることを提案している。このカウンティ健康保険委員会で重要なのは国民による選挙で選出された委員がその役割を担うという点である。

e. 移民

移民政策は独立党が力を入れる政策の一つであり、国民からの支持が高い政策の一つでもある。同党は過去数十年

間で増加した移民によって人口過多の状態に陥っていると主張する。そこでイギリスは移民の永住許可を五年間凍結するという政策を提案している。また、外国人犯罪者やテロリストの疑いがある人物の国外追放を可能にする必要性を訴えており、こうした政策の実現ためにヨーロッパ人権条約からの離脱を掲げている。そしてこれらを履行するためには欧州連合からの脱退が必要であり、欧州連合を離脱する理由の一つであるとしている。

f. 同性婚

同性婚に関して同党は、法制化する動きには反対している。同性婚を法制化することによって教会では同性同士の結婚式を行わなければならなくなると指摘している（ただし、二〇一四年三月二九日に、同性婚を認める法律が施行された）。

g. 税制

独立党の租税政策はまだ議論の途中であり、暫定的なものに過ぎない。その議論の中で、均一課税 (Flat Tax) と呼ばれる税制を導入すべきだという意見が出ている。また、法人税の軽減や相続税の廃止など多岐に亘る税制改正案が提案されている。

h. 対欧州連合政策

独立党の対欧州連合政策は結党以来一貫して反対姿勢であった。その意味では欧州連合からの脱退という主張は変

わずらずに二〇一四年まで続いている。では、なぜ同党は欧州連合に対して反対姿勢を採り続けるのであろうか。独立党の二〇〇九年選挙時の訴えによると、欧州連合は①非民主主義的であり、②一日四〇〇〇万ポンドの費用がかかり、③イギリス議会主権を侵害し、④イギリス独自の優先政策を妨げていると指摘している。

(2) 独立党の政策志向

前項では独立党の政策を概観した。こうした政策群から同党の特徴が見て取れる。全体的に見て、同党の政策は現状に対する変革を訴えているとすることができる。こうした特徴や二〇〇四年、二〇〇九年のヨーロッパ議会選挙で見られた、個人的な人気を頼みとする政治は確かにポピュリズムの特徴を備えているといえる²⁵。そしてもう一つの特徴は移民や漁業、同性婚といった領域で保守的な性質を見せている一方で、健康保険の領域では社会民主主義的な立場を示しているということである。

イギリスではサッチャー (Margaret Thatcher 1925～2013) からメジャー (John Major 1943～) を経てブレア (Tony Blair 1953～) へと政権が移っていく中で保守主義と社会民主主義のイデオロギー的な差異が縮小してきたと言われている²⁶。そうした中では保守主義的、あるいは社会民主主義的というレッテルを貼ることに大きな意味はないのかもしれない。しかしながらイギリス国内の文脈から、あえて言うのであれば独立党はこれまでのイギリス的な「合意の政治」を引き継ぎながら、山積した問題を抱えている諸制度を変革することによって、根本原理を維持しようとしているということができる。その意味で同党の政策はイギリス的な「コモン」を尊重するものということができるのであるのではないだろうか。

一方で対欧州連合という領域になると同党の立場は一変する。それまで保守党、労働党に加えて自民党にみられた、欧州連合に留まりながらイギリスの主権を維持するという方向性には強く反対している。先述した独立党の諸政策のいくつかに見られる通り、イギリスが直面している問題は基本的に欧州連合から派生しているものであるという認識がある。故に同党にとって欧州連合というのは半ば絶対悪として映っており、そこに留まるという選択肢は存在していないのである。だからこそ同党は結党以来、欧州連合からの脱退を主張し続けているのである。

そして同党のこうした欧州連合観はイギリス国民の中で一定のインパクトを持っている。二〇一三年にキャメロン (David Cameron 1996) は二〇一五年の総選挙で勝利を収め、政権が維持できたならば欧州連合残留の可否を問う国民投票を実施することを公約に掲げた²⁷。彼は国民投票を約束したものの、その実施にあたっては欧州連合加盟国との再交渉を行うとしている。その交渉によってイギリスの重要な権限を取り戻したうえで欧州連合に留まると主張した。一定の条件付きではあるものの、欧州連合残留を目指すとしたキャメロンが国民投票を約束した背景には、保守党内で拡大する懐疑論者の存在がある。二〇一一年一〇月には下院で欧州連合脱退の可否を問う国民投票を求める動議が提出された。この動議は反対多数で否決されたものの、保守党では党議拘束がかかっていたにも関わらず、約八〇名もの議員が賛成に回った。また、二〇一二年の You Gov の調査では国民の六七%が国民投票を実施すべきであると考えていた²⁸。

このような背景でキャメロンは国民投票の実施を明言したのであるが、問題は保守党が国民の反欧州連合感情の受け皿となることが出来るのかということである。確かに保守党内には欧州連合脱退を主張するハードなヨーロッパ懐疑論者がいるが、キャメロンの方針は残留を基本とするソフトな路線なのである。その他の政党もこうしたハードな

懐疑論者の受け皿にはなりえないのは確かであり、そうした時に独立党が欧州連合脱退を求める国民の選択肢の一つとして重要な意味を持つてくる。ある調査によれば、イギリス国民の半数近くは、イギリスは欧州連合から去るべきだと考えている。²⁹ 確かに各種選挙で欧州連合問題のみが投票に結びつくわけではないので安直に党勢拡大に結び付くと考えるのは早計であろう。

だが独立党は欧州連合脱退が様々な利点をもたらすと主張している。例えば今まで負担していた一日あたりの拠出金四〇〇万ポンドが削減可能になるとしている。加えて欧州連合の規制によってかかるコストも抑えられるとしている。³⁰ こうしたバラ色の訴えや、そもそも持っている欧州連合への嫌悪感が国民を突き動かす可能性も否定できない。本当にそのようなようになるかは不透明ではあるものの、そういった意味で実際に投票行動として、どこまで欧州連合脱退支持が現れるかは注意する必要がある。

以上のように、独立党の政策志向はまさに「コモン」という言葉に集約されていると出ることが出来る。欧州連合に加盟していることで、イギリスの議会主権が侵害されており、「アンコモン」な状態であるというのが独立党の認識であろう。だからこそ、同党は欧州連合脱退を実現することで、議会主権を基にしたイギリス的な「コモン・ポリテイクス」を取り戻すと訴えていると考えることが出来る。

IV. 二党制と独立党

(1) イギリス政治と二党制

戦後、安定的な二党制をとってきたイギリスは今や転換点を迎えている。その転換をもたらす諸力がある。一つは

連立政権の誕生であり、もう一つは小政党の台頭である。政党システム研究の大家であるサルトリーは、二大政党が単独で政権を担当できるときは第二党を計算から外すとした⁽³¹⁾。この考え方によると、イギリスでは自民党が連立パートナーとして政権に加わっているため、同党を第三党として計算から外すわけにはいなくなる。むしろ二〇一〇年総選挙が特異な事例であり、次回の総選挙では単独政権が誕生する可能性は否定できない。しかしながら、自民党の連立参加なくして政権が誕生しなかったのには、二大政党に対する支持が変化してきていたこと抜きに説明することは困難であろう。

イギリスの有権者は自らの階級に沿った政党を支持してきた。ミドル・クラスは保守党に、労働者は労働党にといった具合にある。戦後の一定期間、有権者はこの両党に包摂され、総選挙が行われれば、ほとんどがどちらかの党に票を投じた。しかし、一九七九年に両党の合計得票率が八割を超えたのを最後に両党の得票数は減少傾向にあり、二〇一〇年総選挙ではわずか六七・六%となった。よく知られているように、イギリスでは小選挙区制が採用されており、得票率に比して議席率が過大になる傾向がある。その恩恵を受けて保守党、労働党は政権を単独で担当してきた。サルトリーに倣えば、二党制に分類できる結果であったといえる。一方で、単独政権を形成していたという政権形態だけではなく、得票率に目を向けると(表1)、一九七〇年代以降の二大政党の地盤沈下は明らかであった。

こうした文脈の中で考えると、単独政権が築けなくなるのは時間の問題であったのかもしれない。自民党が政権に参加する機会があったのは二〇一〇年が初めてではなかった。一九七四年二月の総選挙の結果、ヒース(Edward Heath 1916~2005)は政権維持をかけて、自由党と連立交渉を行っている。また、一九七七年に労働党政権が過半数割れを起こすとリブ・ラブ(Lib-Lab)協定を結び、政権運営について協議を行っていた。結果的には連立政権を樹立

することは二〇一〇年までなかったのだが、一九七〇年代には連立をめぐる動きが存在していた。その後は保守党のサッチャー、メージャーや労働党のブレアが安定的な単独政権であったこともあり、自民党が注目を集めることはほとんどなかった。

そして、自民党が停滞している一方で誕生していったのが、独立党をはじめとした小政党であった。

(2) 独立党が与える二党制への影響

イギリス二党制は、今や二方向からの影響にさらされているといえる。一つは先述した自民党のそれであり、もう一つが小政党、なかでも独立党からの影響である。自民党は現在連立内閣を形成していることから明らかな通り、連立パートナーと見なされている。その意味では、自民党が二党制に影響を与え、それを突き崩す力として作用しているのは明白である。では独立党はどのような力を秘めているのだろうか。

独立党の存在感を考える上で留意しなければならないのは、同党は選挙によって庶民院に議員を送り込んだことがないという事実である。³² これまで本稿で独立党の躍進を指摘してきたのは、あくまでもヨーロッパ議会や地方選挙レベルであり、ウェストミンスター議会との混同は避けなければならない。しかしながら、ヨーロッパ議会選挙や地方議会選挙の結果を無視するわけにはいかない。これらの選挙にはウェストミンスター議会での、独立党の存在感を考えるヒントが隠れている。

独立党は二〇〇四年、二〇〇九年のヨーロッパ議会選挙を通して、確実に支持を拡大してきた。確かに反欧州連合を掲げる同党は、ヨーロッパ議会選挙との親和性が高く、欧州連合に嫌悪感を覚える有権者の受け皿になる存在であ

ろう。そして実際に二〇〇九年のヨーロッパ議会選挙では、保守党に次ぐ第二党の座を獲得している。そして、反欧州連合という訴えが届きにくい地方議会選挙でも二大政党に肉薄する票数を得ている。こうした流れを考えると独立党の台頭を一過性のものであると断定することは困難であろう。³³

九・一一以降、イギリス国民の関心がある課題の一つが移民政策である。³⁴ イギリスでは、ロンドン市内を走る、不法移民の強制送還や逮捕を求める宣伝カーをめぐる論争が起きている。この宣伝カーをめぐるは過半数のイギリス国民が賛意を示しており、ファラージも政府に、こうした宣伝カーの利用を勧める発言をしている。この問題に対する各政党支持者の態度を見ると、独立党支持者の八六%、保守党支持者の七四%が宣伝カーを支持している。³⁵ このデータを見ると独立党支持者も保守党支持者も、移民問題に関しては似たような傾向を持っていることが読み取れる。

また欧州連合に関する問題でも、一般的に保守党支持者には懐疑論者が多いと言われている。もちろん独立党支持者にも懐疑論者が多いことは言うまでもないだろう。両党の支持者のこうした傾向を見ると、両党の支持層が重なり合うことがわかる。当然、政党レベルではこれらの問題に、どのように取り組むかといった違いが出てくる。しかし、逆に言えば独立党の政策が保守党支持者のオルタナティブとなりうる可能性を秘めているということが出来る。図1は個別の政策ではなく政党のイデオロギー的距離を示したものであるが、保守党と独立党が重なり合っていることがわかる。また表2からも明らかのように、独立党はこれまで保守党に投票していた人たちを奪いとっている。

そして二大政党との差異という点で大きいのが、現状に対する不満を前提とした変革を求める態度であろう。二大政党は戦後、「合意の政治」を基にした政権運営を行ってきた。サッチャーの登場で保守党と労働党のイデオロギー的距離はいったん開いたものの、ブレアが新自由主義へと接近したことで再びその距離は縮まった。こうした「合

意」は国民の選択肢を狭めてしまうことになる。また、相次ぐ既成政党のスキャンダルが相まって、ますます有権者の支持を失う結果となつていった。表2を見ると、保守党への投票者だけではなく、労働党への投票者の一部も独立党支持に変化していることが分かる。

このような既成政党への不満が高まっている時に選択肢となりえたのが小政党であった。例えば二〇〇四年のヨーロッパ議会選挙では、労働党はイラク戦争への参加をめぐって支持を落としていたし、保守党は党内抗争で不安定な状況にあった。二〇〇九年ヨーロッパ議会選挙では議員経費をめぐる問題が既成政党への失望に拍車をかけていた。独立党はまさにそうした不満を吸い上げる存在となつていたのである。確かに同党は既成政党への不満という外的な要因、いわば消極的な支持を基に躍進したのではあるが、この要因はもはや一時的なものとはいえず、イギリス政治に定着してしまつた不満であるといえる。

これまでこうした不満の受け皿となつてきた自民党も二〇一〇年以降、その役割を失いつつある。確かにこれまで保守党、労働党という二大政党に対する不満は自民党が受け皿となつてきた。そして、こうした役割は総選挙での結果に表れている通り、一定の成功を収めたと言える³⁶。しかしながら、不満の受け皿となつてきた同党の役割は、連立政権に参加したことによつて決定的に変質したと言える。その結果、それまで、保守党、労働党に対する不満の受け皿となつていた自民党は、その役割を独立党に奪われる形となつていたのである。そうすると独立党は既成政党への不満という有権者の意思をくみ取り、既成政党が持たない新たな選択肢として、イギリス政治で一定の意味を持ち続ける可能性がある。少なくともウエストミンスター議会以外ではすでにそのようになりつつある。

それではウエストミンスター議会ではどうなるのか。ウエストミンスター議会では、小政党が議席を得ることは容

易ではない。総選挙での得票率も上昇傾向にはあるものの3%程度の得票率では議席を獲得することは難しいであろう。この点は選挙制度の変更を期待するか、イギリスの政治状況がラディカルに変化する以外には改善されないであろう。選挙制度改革も二〇一一年に国民投票で優先順位付連記投票制が否決されて以来、大きな政治課題としては出てきていない。

キャメロンの欧州連合残留をめぐる国民投票実施の公約で欧州連合問題が再びクローズアップされるという状況でも、総選挙での躍進は難しいであろう³⁷。しかしながら、表3を見ると、次回の総選挙で議席を獲得する可能性はあるだろう。ただ、この一五%という数字がどこまで議席に結びつくかということは、小選挙区制下では予想が困難である。こうした有権者の傾向が、小選挙区制の壁に阻まれるかもしれない。しかしながら独立党がウェストミンスター議会で、存在感を高めてきていることは否定できないであろう³⁸。

V. 結びにかえて

これまで独立党の台頭と二党制への影響という点を論じてきた。独立党の台頭は既成政党への不満と表裏一体のものとなっている。しかしながら、既成政党が長らくそうした不満を払しょくできない間に、独立党はヨーロッパ議会や地方議会で勢力を拡大してきた。そして今やヨーロッパ議会では安定的な支持を得る存在となったのである。一方のウェストミンスター議会では、まだ議席を確保するには至らず、統治政党としての力量を疑われている状態である。独立党の台頭はあくまでウェストミンスター議会以外での限定的なものであり、国政レベルでは二大政党を脅かす存在になりきれていないというのが実相であろう。

しかしながら独立党台頭の意義が過小評価されてはいけない。既成政党との対比でその意義を考えると、既成政党が国民の不満に答えられないときに独立党は現状を変革しイギリス的な伝統を守ろうとする姿勢を示した。そこには保守主義も社会民主主義もなかったのである。独立党が示した姿勢は既存のものに対する不満であった。そして既成政党に対するアンチテーゼとして自身を位置づけたことに意義があるのではないだろうか。

こうした戦略が成功したヨーロッパ議会選挙ではもちろんのこと、未だ阻まれているウエストミンスター議会でも既成政党対反既成政党という対立軸を示したことで、独立党が有意な政党として躍進する潜在能力を秘めた存在だともみなされるであろう。そして、仮に次回の総選挙で、政権を左右するキャスティングボートを握る勢力となったときに、独立党は改めて、その存在意義を示す必要が出てくるであろう。自民党が連立政権に参加して、同党の役割が変質してしまったように、独立党も反既成政党という立場を堅持していくのか、それとも既成政党化するのかというジレンマに陥る可能性がある。

表1 戦後イギリス総選挙結果

	保守党	労働党	二党合計得票率
1945	219 (39.8)	393 (47.8)	87.6
1950	298 (43.5)	315 (46.1)	89.6
1951	321 (48.0)	295 (48.8)	96.8
1955	345 (49.7)	277 (46.4)	96.1
1959	365 (49.4)	258 (43.8)	93.2
1964	304 (43.4)	317 (44.1)	87.5
1966	253 (41.9)	363 (48.0)	89.9
1970	330 (46.4)	287 (43.0)	89.4
1974.2	297 (37.9)	301 (37.2)	75.1
1974.10	277 (35.8)	319 (39.3)	75.1
1979	339 (43.9)	269 (36.9)	80.8
1983	397 (42.4)	209 (27.6)	70
1987	376 (42.3)	229 (30.8)	73.1
1992	336 (41.8)	271 (34.4)	76.2
1997	165 (30.7)	419 (43.2)	73.9
2001	166 (31.7)	412 (40.7)	72.4
2005	198 (30.7)	356 (35.3)	66
2010	307 (32.3)	258 (35.3)	67.6

出典 Butler, D. and Butler, G., *British Political Facts*, Macmillan, 2010. より作成

表2 前年の選挙における独立党支持者の投票行動

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	All
Con	22	12	20	25	16	21	22	32	37	23
Lab	34	14	17	16	24	27	13	5	3	18
LD	6	5	6	6	6	8	14	11	13	8
Other	19	57	47	42	39	30	41	40	40	38
Non-vote	19	12	10	12	16	15	10	11	7	13
Total (N)	685	414	452	398	305	535	396	624	333	4,143
Total (%)	6.5	3.1	3.4	3.0	2.3	4.3	3.7	5.4	8.5	4.0

出典 British Election Study Continuous Monitoring Survey 2004-12, YouGov.

Standard demographic weights applied

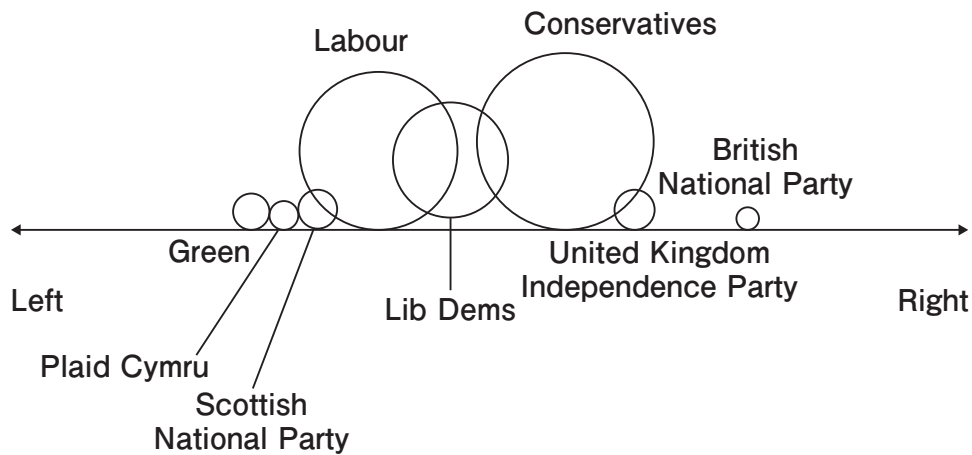
表3 次回総選挙での投票予定先

Conservative	34%
Labour	32%
Liberal Democrats	9%
UKIP	15%
Others	11%

出典 The Ashcroft National Poll 12 MAY 2014

<http://lordashcrofthpolls.com/wp-content/uploads/2014/06/ANP-summary-140512.pdf>

図1 政党のイデオロギー距離



出典 Driver, S., *Understanding British Party Politics*, Polity Press 2011., p.24.

- (1) SNP (Scottish National Party) やプライド・カムリといった地域政党、NF (National Front) やBNP (British National Party) などのファシスト政党、緑の党に代表される環境政党を挙げることが出来るだろう。
- (2) 本稿では小政党という言葉を使うにあたってSNPやプライド・カムリといった地域政党を含んではないことを断っておく。
- (3) 本稿の執筆時点で二〇一四年のヨーロッパ議会選挙の結果は判明していないが各種世論調査によると、独立党の獲得議席は二大政党に匹敵するか、超えることが予想されている。Cf. You Gov/Sunday Times Survey Results 2014
- (4) ヨーロッパ議会選挙では、選挙制度が比例代表制であるため議席率も二大政党と拮抗しているが、地方選挙においては、得票率は拮抗しているものの議席率では二大政党に大きく後れをとっている。
- (5) 二〇一四年のヨーロッパ議会選挙での投票予定先を調べた結果によると独立党三一%、労働党二八%、保守党一九%となっている。さらに詳しいデータは以下を参照されたい。
<http://youngov.co.uk/news/2014/04/25/ukip-move-first-place-euro-elections/>
- (6) 日本においては独立党に焦点を当て、イギリス政治との関連を研究したものはほとんどないが、以下のような研究も存在する。渡辺容一郎「二〇〇四年欧州議会選挙における英国独立党の意義」『政経研究』第四一卷、第一号、二〇〇五年。
- (7) Ford, R. and Goodwin, M., *Revolt on the right: Explaining support for the right in Britain*, Routledge, 2014, p.21.
- (8) 得票率では第三位であるものの議席数では自民党の後塵を拝すことになり、第四党であることには留意されたい。
- (9) 一九九四年総選挙〇・三%、一九九七年総選挙一・五%、一九九九年総選挙二・二%、二〇〇一年総選挙三・一%。しかし、以降の総選挙では、得票率は伸びていない。
- (10) 有効政党数とは政党の規模を考慮した上で算出された数である。これにより実質的には有意ではない政党を排除することが可能となる。
- (11) Driver, S., *Understanding British Party Politics*, Polity Press, 2011, p.12.
- (12) イギリス二党制の基盤が揺らいでいることは、すでに指摘されている。杉本稔「イギリス二党制の動揺」『杉山逸男教授

追悼論文集』一九八六年。

- (13) Driver, *op. cit.*, p.132.
- (14) ファラージはもとも保守黨員であったがマーストリヒト条約の批准をめぐる同党から離脱している。彼は非常に明瞭かつ過激な発言をすることで知られている。
- (15) BBC News, 'UKIP beats Labour to second place', http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/8088343.stm.
- (16) ファラージの労働党に対する言説にはさまざまなものがあり「うそつき」「詐欺師」「ペテン師」といった言葉が並んでいた。Farage, N., *Flying Free*, Biteback Publishing, 2010, p.221.
- (17) The Telegraph, 'MPs expenses: Full list of MPs investigated by The Telegraph', <http://www.telegraph.co.uk/news/newstoppers/mps-expenses/5297606/MPs-expenses-Full-list-of-MPs-investigated-by-the-Telegraph.html>
- (18) 二〇〇九年選挙での独立党躍進は、不況の時代においては右派が左派をしのご傾向があるというギャンブルの指摘も考慮する必要がある。二〇〇八年のリーマン・ショック以来、世界経済は下り坂を転がるように悪化の一途をたどっており、ヨーロッパの国々では中道左派政党が支持を落とし、中道右派が支持を増大させていた。Cf. Gamble, A., *The Spectre at the Feast*, Palgrave Macmillan, 2009.
- (19) Hayton, R., "Toward the Mainstream?: UKIP and the 2009 Election to the European Parliament", *Politics*, Vol.30 (1), p.30.
- (20) http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/eb/eb79/eb79_anx_en.pdf
- (21) *UKIP European Manifesto*
<http://d3n8a8p7vhmxc.cloudfront.net/themes/5308a93901925b5b09000002/attachments/original/1398869254/EuroManifestoLaunch.pdf?1398869254>
- (22) 例えば、四月二日に行われた公開討論は、六八%の人々がファラージ優勢と評価している。Cf. www.bbc.com/news/uk-

politics-26859392

- (23) YouGov / Sunday Times Survey Results
http://cdn.yougov.com/cumulus_uploads/document/pjvdg1r9fz/YG-Archive-Pol-Sunday-Times-results-140525.pdf
- (24) UKIP <http://www.ukip.org/>.
- (25) ポピュリズムを定義付することは困難がともなうが、ここでは「国民に訴えるレトリック」、「変革を追い求める」、「カリスマ」といった特徴を備えたものをポピュリズムと呼ぶ。高橋進・石田徹編、『ポピュリズム時代のデモクラシー—ヨーロッパからの考察』、法律文化社、二〇一二年、一四一頁。
- (26) Heffernan, R., *New Labour and Thatcherism: Political Change in Britain*, Palgrave Macmillan, 2000, p.192.
- (27) Guardian, 'David Cameron's EU speech-full text',
<http://www.theguardian.com/politics/2013/jan/23/david-cameron-eu-speech-referendum>
- (28) You Gov, 'The Sun Survey result'
http://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/39lzsuywjj/YG-Archives-Pol-Sun-EU-090712.pdf.
- (29) 調査では四八％の国民が欧州連合から脱退を支持している。また党派別のデータでは、二〇一〇年の総選挙で保守党に投票した人のうちの六〇％、労働党では四一％が脱退を支持している。You Gov, 'The Sun Survey result', http://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/39lzsuywjj/YG-Archives-Pol-Sun-EU-090712.pdf.
- (30) 独立党の主張とは反対に、イギリスが欧州連合脱退後も単一市場にアクセスしようとするれば、ノルウェーの事例のように一定の負担が必要になる可能性が高く、欧州連合の負担金があるままなくなるわけではないだろう。
- (31) Sartori, G., *Parties and Party systems: A Framework for Analysis*, Cambridge University Press, 1976, p.186.
- (32) ただし独立党は二〇〇八年に無所属の庶民院議員であったスピंक (Bob Spink) が入党している。
- (33) 二〇〇四年のヨーロッパ議会選挙での独立党の意義を扱った研究では、二大政党への支持と信頼が低下した一九七四年と同様のことが二〇〇四年でも起こったと指摘するものもある。同研究によれば独立党の台頭は「ヨーロッパとの異質性や既成

政党への怒りを再確認させる『一時的なツール』としての役割」を担ったことが要因であるとしている（渡辺 前掲）。しかしながら、二〇一三年までの独立党を見ると「一時的なツール」を超えて「定着したツール」となりつつあることがわかる。無論、既成政党に対する不信が二〇〇四年から現在に至るまで続いているからこそという前提があるからである。

(34) 二〇〇六年の調査ではあるがイギリスが直面している最も重大な問題は何かとこの質問に対し、三五・九%の国民が移民政策であると答えている。この数字はその他の選択肢に比べて最多となっている。Peter, John and Helen, Margetts, 2009.

”The Latent Support for the Extreme Right in British Politics”, *West European Politics*, Vol.32, No.3

(35) You Gov, ‘Support for “go home” immigration vans increases’,

<http://yougov.co.uk/news/2013/08/13/support-go-home-immigration-van-increases/>.

(36) 渡辺容一郎「イギリス政治の変容と自由民主党の現在」『法学紀要』、第五四巻、二〇一二年、二五九頁。

(37) 現実的な問題として有権者の投票行動が欧州連合のみで左右されるとは考えにくい。ウェストミンスター議会での独立党躍進のカギは欧州連合政策も当然だが、その他の政策がどれだけ有権者に浸透するのかということが重要になってくるだろう。

(38) Clark, A., *Political Parties in The UK*, Palgrave Macmillan, 2012, p.126.

ワンネーション・レーバーに関する考察

渡 辺 容 一 郎

- I. はじめに
- II. ワンネーション・レーバーの内容と特徴
- III. ワンネーション・レーバーの背景
- IV. おわりに

I. はじめに

「ワンネーション・レーバー」(One Nation Labour)とは、イギリス労働党のエド・ミリバンド (Ed Miliband) 現党首が二〇一二年党大会演説で初めて明らかにした、「ポスト」ニュー・レーバーの新しい基本路線である。

ワンネーション・レーバーに関する考察 (渡辺)

二七 (二五七)

前回二〇一〇年総選挙における労働党の得票率は、同党史上戦後ワースト二位という結果に終わった⁽¹⁾。そして、その数か月後に実施された野党・労働党の党首選挙では、周知のように、兄で対抗馬のデーヴィッド・ミリバンド (David Miliband) を弟エドが僅差で制し、ブラウン (Gordon Brown) の後継党首に選出され今日に至っている。それゆえ、二〇一五年五月の実施が予定されている次期総選挙までにエドが労働党をどのように再建していくか、注目が集まっている。また、最近の世論調査結果⁽²⁾を見る限り、次期総選挙で労働党が政権を奪回する可能性も出てきた。したがって、ワンネーション・レーバーを考察する意味はそれなりに大きいと言っても過言ではない。

ところで、元来「ワンネーション」という概念は、どちらかと言えば保守党側の論理、もしくは政治思想として用いられたり、理解されたりすることが多かった。とりわけ一九世紀の保守党政治家ディズレーリ (Benjamin Disraeli) 元首相の保守主義理念は、後世の歴史家や政治学者によって「ワンネーション保守主義」(One Nation Conservatism)⁽³⁾として評価されることが多い。あたかも「保守党の考え方を盗んだ」かのような「ワンネーション」レーバーとは、どのような内容であり、また、その特徴や登場の背景はどういう部分に求められるのであろうか。

このような問題意識に基づき、本稿は、ワンネーション・レーバーを知るうえで欠かせない二〇一〇年労働党党首選挙結果なども踏まえ、エド党首によって示されたワンネーション・レーバーの本質を多方面から考察していくことにしたい⁽⁴⁾。

II. ワンネーション・レーバーの内容と特徴

(1) 二〇一二年エド・ミリバンド演説の概略と評価

二〇一二年労働党年次党大会でのエド・ミリバンド党首演説（以下ミリバンド演説）は、同年一〇月二日、マンチェスターの会場にて行われた。ミリバンド演説（全文）の概略ならびに内容構成は、「自身の経歴とロンドンオリピック成功の意義」「デイズレーリについて」そして「ワンネーション国家構想」という三つの部分に大別できる。

先ず、移民そしてユダヤ系の流れを受け継ぐ自らの「バックグラウンド」を紹介した後、自分たち家族を受け入れてくれたイギリスの寛容さに感謝するため、政治家としてイギリスに恩返しをしたいと述べている。さらに、イギリス人の潜在能力の高さを示す事例として、同年夏に開催されたロンドンオリピックの成功についても語った。エドによれば、これはイギリスが「一つの国 (a country)」として団結し協力した結果であり、労働党の精神も実はここにあるとされている。ワンネーション・レーバーを説明するための「導入部」として、国民的団結と連帯を、そして何より「党首」個人の私的 narrative (物語) を分かりやすく強調している点が注目される。

続いて、かつてその党大会会場の向かい側に建っていた自由貿易会館 (the Free Trade Hall) でおよそ一四〇年前に演説し、自分と同じ野党党首の立場から「イギリスのヴィジョン」を表明した保守党政治家・デイズレーリについて語っている。エドの解釈によると、そのデイズレーリ演説には「愛国心・忠誠心・大義への献身」が見られると同時に、我々が直面する困難を皆で共に乗り越えていく姿勢にも重点が置かれていた。これが「ワンネーション」の精神であり、かつてファシズムに対抗したチャーチル (Winston Churchill) も、戦後の再建に関してはアトリー (Clement

Attlee)も、この精神を持っていたとされる。そしてエド自身も、この精神を当然信じてと訴えている。党派を問わず一応歴史的評価の高い「党首」や「首相」を例に挙げたことで、「労働党がその基本方針に『ワンネーション』を用いても不思議ではないし違和感もない」という印象が世間に広がったと考えられる。同時にそれは、ワンネーション・レーバーという考え方がエド「党首」個人のイニシアチブやリーダーシップから発しているという印象を広める効果もあつたと言えるかもしれない。そしてこれらの内容を踏まえたくえで、最後に、同演説の本題とも言うべき「ワンネーション国家構想」の詳細に入っていくことになる。

このミリバンド演説の前半部分を概観して感じるのは、何よりもその叙情性である。また、責任野党「党首」の立場から次期総選挙での政権奪回を具体的に意識した内容になっている、という印象も否定できない。それゆえ逆の見方をすれば、BBCの批評にもあるように「極めて個人的な演説」であると同時に、それなりに挑戦的で「大胆な試み^⑥」として評価することも可能であろう。

(2) 二〇一二年ミリバンド演説に見るワンネーション・レーバーの概要

ミリバンド演説における「ワンネーション国家構想」を分析してみると、総論として「ワンネーション・ブリテンおよびワンネーション・レーバーの精神と目標」が示されていることが分かる。その要旨は、以下のとおりである。即ち、イギリスの再建を目指して誰もが自分の役割を果たし、それに基づく繁栄が公平に共有されるような、わが国の common lifeを伴う空間が大切となる。そうした国づくりのためには、弱者への支援や平均的生活水準の維持、不平等の是正などが必要である。そしてそのためには、労働党が One Nation party となつて、One Nation government

を形成しなくてはならない。ワンネーション・レーバーは、オールド・レーバーへの回帰ではないし、(エドによれば) 支配層の説明責任を軽視してきたとされるニュー・レーバーとも異なる。⁽⁷⁾

ここから、新党首エドが、かつてのニュー・レーバーともオールド・レーバーとも異なる独自の党路線を目指していることが分かる。他方で、平均的ライフスタイルの維持や不平等の是正などを主張していることから分かるように、「左右」双方の伝統をそれなりに重視しているようにも見える。

さらにミリバンド演説を分析していくと、続いて、各論的位置づけとも言うべき「ワンネーション・ブリテン構築の方法論」を見ることが出来る。それによると、「持てる一部のメガバンクなど少数派」と「持たざるその他大勢の国民」の「二つの国民」に分裂した現状を打破し、これを治療する One Nation economy を確立するべく早急に改革し構築されるべきものとして、One Nation banking system (銀行改革) → One Nation skills (教育改革) → One Nation business model (企業競争対策) という二つの領域が挙げられている。そして、ワンネーション・ブリテンの構築に不可欠なのが common life の維持であり、そのために取り組んだり擁護したりすべき問題として、以下の三つが指摘されている。移民問題 (不当な移民・雇用の取り締まりを強化する)、スコットランド独立問題 (一部の住民による独立の意思は尊重するものの、連合王国を維持する)、NHS 問題 (保守党流自由市場モデルに基礎づけられたトップダウン型の NHS 再編には反対する) がそれである。⁽⁸⁾

こうして見ると、ミリバンド演説におけるワンネーション・レーバーは、改革の必要性や労働党的価値観を土台にしているという点では、何らかの意味で、様々な従来のかつ伝統的側面やその流れを受け継いだものと言える。しかしその一方で、責任野党として次期総選挙での勝利・政権奪回実現を強く意識した内容も含まれていることが分かる。

それゆえ、同演説で表明されたワンネーション・レーバーには、格差が拡大した現在のイギリスを率いるリーダー(次期首相)に相応しい自分の存在と役割を、マスメディア等を通じて党内外に広くアピールする狙いがあったと考えられる。さらにつけ加えれば、同演説を報道する新旧メディアを利用して、後述するように、自分のリーダーシップにつきまとう党内外の不安や懸念を払拭する意図があったとも推察できるのである。⁹⁾

(3) ワンネーション・レーバーの特徴

エドの知的顧問であり、イギリスの *The Political Quarterly* 誌の特集でミリバンド演説やワンネーション・レーバーについても分析したウッド (Stewart Wood) によれば、イギリスが(持てる少数派と、持たざる多数派との)分裂国家となってしまうのを回避するためにも、イギリス経済社会の根本的輪郭を変える a new settlement 達成の必要性こそ、ワンネーション・レーバーの出発点とされる。それは、少数派でなく多数派を通じて生産・繁栄・common life が基礎づけられるような国づくりを見守っていく、という考え方でもある。さらにつけ加えらると、ある重要な点において、現在は一九七〇年代末期に似ているとも考えられている。なぜなら、当時と同じく現在も、いわゆる an old settlement — かつては戦後福祉国家的解決法だったが、今では逆に自由市場を重視したサッチャー (Margaret Thatcher) 流解決法を指す¹⁰⁾が、その信頼を失っているように思えるからである。

さらにウッドは、ミリバンド演説に見られるワンネーション・レーバーの狙いについて、今イギリスが直面している受難を凌ぐうえで必要な「連帯」(solidarity) を社会に提供し、長期的な繁栄と安全をより多く提供できる「異なる経済」を構築し、生活手段まで補強する「別の倫理的側面」を重視することだと述べている。¹¹⁾ エドの知的代弁者と

も言うべきウッドの分析を解釈すると、オールド・レーバーもニュー・レーバーも超越した「新世代の」労働党を目指す試みであると同時に、成功すれば「サッチャリズム」に匹敵する可能性まで秘めた挑戦的な取り組みこそ、エドの言う「ワンネーション・ブリテン構築を目指す労働党」、即ち「ワンネーション・レーバー」ではないかと思えてくる。

こうしたウッドの分析に関してヤコブ (Michael Jacobs) は、同誌上で次のように解説している。「戦後労働党政府のつくった戦後経済秩序 (※前述の an old settlement) にサッチャーが喜んで挑戦していたことを例に挙げてウッドが描いているのは、今後一〇年間イギリスが直面する根深い経済的社会的困難に対する潜在的かつ遠大な一連の反応である。ウッドによって…暗に示され—そして例えば、グラスマン (Maurice Glasman) のような別の労働党系思想家たちの著作等で示されている、リアルな経済、従来以上に強力な中小企業、企業内取締役会の労組代表、強固な職業教育および訓練、そしてこれらを土台から支えるのに適した (例えば) 地域金融システムを持つドイツ型経済 (German-style economy) の方向にイギリスはもつと近づくべきだ、とする考え方なのである」¹²⁾。

ウッドとヤコブの解釈や説明に従うと、地域金融システム (銀行改革) などに代表されるローカリズムや地域性を重視し、若者の職業教育・訓練 (教育改革) や、企業内労組代表、中小企業強化策 (企業競争改革) なども考慮した「ドイツ型」経済の構築こそ、前述した One Nation economy のモデル (理想像) となつていことが分かる。そしてこれこそ、イギリス経済社会の根本的輪郭を根元から変えることにつながる a new settlement 達成への近道となる。また、上述のグラスマンという労働党系思想家の役割と影響がワンネーション・レーバーでは無視できない存在になつている、という事実も読み取れるのである。

(4) ワンネーション・レーバー的アプローチを支える諸原理

ここでは、ワンネーション・ブリテンの構築を目指す労働党（ワンネーション・レーバー）が実際の政策のなかで強調していると思われる諸原理について、説明していくことにしたい。

ワンネーション・レーバー（政府与党）として実践すべきアプローチの中核的理念（core ideas）を、ウッドは五つ指摘している。

- ① ドイツをモデルとした強い経済づくりに関与すること
- ② 不平等を是正しようと決意すること
- ③ 一部の人びとだけでなく、全ての人びとの「責任」を重視すること
- ④ わが国の common life の諸要素を擁護すること
- ⑤ ポスト一九七九年的解決の倫理に挑戦すること⁽¹³⁾

①には、上述したように、若者に対する職業教育訓練の充実化や銀行改革などが含まれ、文字どおり One Nation economy の構築と関係がある。②は、低所得者救済用基金、例えば「豪邸税」導入への関与などが挙げられる。また、④は元来保守党の思想に近いとされることも多かったが、多様性に対する寛容という意味でもある。そして⑤は、ワンネーション・レーバーも「個人の自由」は認めるが、それは「個人主義万能」というものではないというニュアンスが含まれている。

これらを別の側面から言い換えてみると、およそ次のような考え方も含まれる。①に関しては、「左派からのサプライサイド革命」と呼ぶべきものが必要だとする主張と関係が深い。なぜなら、サッチャー流自由市場原理主義こそ、イギリスを今の「二つの国民」に分裂させた元凶とされるからである。ウッドによれば、左派からのサプライサイド革命の内容には、固有の技術教育訓練や徒弟制度を構築するため雇用主と協力していくこと、投機による利益ではなく刷新用資金提供に基づく銀行競争力の強化などを通じて銀行改革を促進することや、主要産業の育成に伴うスキル能力ならびに賃金の向上、そしてグローバル経済の下では従来と異なる競争アプローチも必要だとする認識、などが含まれる。

②は、所得の再分配や市場に関する諸規定を改革することによって、可能な限り平等な経済を実現していく試みのことでもある。ウッドによると、再分配は進歩派政府の重要兵器であり続けるからである。③でいう「責任」(responsibility)は、イギリス社会保障システムの核心部分であると同時に、年齢・民族・収入・地域の違いを超越して人びとを共に結びつける倫理となる。それゆえ、ワンネーション・レーバーとしては、全ての人びとに対する、全ての人びとによる、互恵主義 (reciprocity) や相互義務に期待することになる。

これらの諸原理は、前述したグラスマンらが最近主張している「Blue Labour」という考え方(後述)にも通じるものがあると考えられる。いずれにせよ、これらを見る限り、新たな制度改革を伴うのは必至となるため、やはり労働党にとって大胆かつ挑戦的アプローチとなることは避けられないであろう。¹⁴⁾

(5) ワンネーション・レーバーの捉え方と問題点

ワンネーション・レーバーのアプローチを支える上記五大原理を指摘したウッドは、結論として次のように述べている。「…a new settlementは、そして特に『中流層からの支出』増に基礎づけられる経済というのは、支出をますます増やすことによつて達成されるのではなく、支出のルールを書き換えることによつて達成されるのである。…それはイギリス労働党の従来的方法というよりは、西欧大陸諸国の社会民主主義政党の方法に近い内容である¹⁵⁾。ここで注目されるのは、ワンネーション・レーバーのアプローチが、「イギリス的」というよりは「ヨーロッパ大陸的」なものに近いのではないかという指摘である。これは、グローバルで自由な「市場」に委ねるイギリス型「自由主義政治経済学」の伝統というより、強力で地域にも根ざしたドイツ型経済モデルを理想としているからであろう。それとも、例えば構造改革などにおいて「富の再分配」より「パイの大きさを広げる」のを好むフランス社会党の伝統に近いということなのであろうか。

また、ギャンブル (Andrew Gamble) によるイギリス政治経済研究では、「市場」を重視するイギリス伝統の「自由主義政治経済学」(liberal political economy) と、それに対立する、例えば二〇世紀初頭のイギリス保守党を論争と混乱に陥れた「関税改革」(tariff reform) 派の主張などに代表される「国民政治経済学」(national political economy) の流れも指摘されている¹⁶⁾。地域や地方を重視する一方、「国民」の観点から政治経済の再構築を志向するという意味で、ワンネーション・レーバーは、国民政治経済学の流れを受け継ぐ存在・内容として位置づけられるのであろうか。いずれにしても、この点の詳細な分析については今後の研究課題としたい。

ワンネーション・ブリテンを標榜する限り、そこには環境問題からスコットランド独立問題に至るまで、ありとあ

らゆるテーマが含まれる。そのため、単なる「スローガン」化してしまい、その反動でイデオロギー的明快さは逆に弱まるのではないかという問題点も常に指摘される⁽¹⁷⁾。その意味で、ワンネーション・レーバーのアプローチにつきまとう不確実性や実現可能性への疑問はもちろん、後述するように、一つ間違えば労働党内でも多方面から攻撃・批判されやすい考え方になり得るといえることができるであろう。

以上のように、ワンネーション・レーバーの内容と特徴に関しては、様々な捉え方や解釈が可能となる。それでも、その内容と特徴について、あえて簡単に要約するならば、政権奪回を視野に入れてエド「党首」本人の口から党内外に直接アピールされた、個人的かつ叙情的な narrative 風の内容だという点を、先ず指摘しなければならない。また、自分自身のリーダーシップはもちろん、国内の融和と連帯の必要性も強調されている。そして何より、イギリス労働党の様々な伝統は受け継ぎながらも、ドイツなどを参考に、主として「地方(地域)」や「国民」という視点からイギリス政治経済社会の輪郭を再構築しようとする、大胆かつ挑戦的内容のプログラムないしアプローチとして捉えることが可能なのである。

Ⅲ. ワンネーション・レーバーの背景

(1) 二〇一〇年労働党党首選挙結果との関連

ここからは、ワンネーション・レーバーの本質をさらに掘り下げて考察するため、その登場の背景について検討していく。

既述のとおり、二〇一〇年総選挙結果は、イギリス労働党にとって戦後ワースト二位となる低い投票率(敗北)に

表1 2010年イギリス労働党党首選挙結果の概略 得票率 (%)

選挙人団 (1/3 1/3 1/3)	1回目	2回目	3回目	4回目
E. ミリバンド	34.3	37.5	41.3	50.7 (当選)
D. ミリバンド	37.8	38.9	42.7	49.4
E. ボール	11.8	13.2	16.0	
A. バーナム	8.7	10.4		
D. アボット	7.4			

出典 Thomas Quinn, *Electing and Ejecting Party Leaders in Britain*, 2012, p. 71の表3-3より。

終わった(詳細については、註(1)を参照)。それゆえ、ワンネーション・レーバーが新党首エドの労働党再建プログラムの一つであることは、ほぼ間違いない。したがってワンネーション・レーバーの本質を理解するためには、二〇一〇年総選挙敗北後(九月)に行われた労働党党首選挙に注目し、「ポスト」ニュー・レーバー(ブレア、ブラウン)の新党首にエドが選出された背景についても理解する必要がある。

表1を見ると、二〇一〇年労働党党首選挙¹⁹⁾は、実質上、兄デーヴィッドと弟エドとの「ミリバンド兄弟対決」だったことが分かる。同時にその対決は、ほぼ党内ブレア派(デーヴィッド陣営)対ブラウン派(エド陣営)の代理戦争という構図で理解されることも多い。そして結果的にはエドがデーヴィッドを四回目の最終決戦で逆転し、僅差で勝利を収めた。

表1を通じて、二〇一〇年労働党党首選挙結果(エド選出)には「デーヴィッド選出阻止」という側面があったこと、いわゆるニュー・レーバーが必ずしも党内を席卷していた訳ではなかったこと、そして「エド」と「デーヴィッド」に象徴される党内二大勢力を中心とした「党内分裂」の可能性をもたらしたこと、などを読み取ることができる。では、エドやデーヴィッドは、これまで党内からどのように見られており、党内のいかなる人びとから支持されていたのであろうか。

表2 党首選候補者の資質に関する労働党員および組合員の見解（2010年9月）
（%）

	労働党員 [デーヴィッド エド]		労働党関係組合員 [デーヴィッド エド]	
野党党首として相応しい	44	21	31	23
一番感じが良い	25	27	21	22
同じ見解の持ち主	24	29	16	24
身近な存在	16	16	12	15
次期総選挙に勝てる	55	25	42	24
首相として最適	45	28	33	28

出典 T. Quinn, *op. cit.*, p. 73の表3-4に基づき筆者作成。

表2を見ると、エドが党員からも組合員からも「自分と同じ見解で親近感を抱きやすい人物」と認識されていたのに対し、敗れたデーヴィッドはそのリーダーシップや政権奪回の可能性という点で評価されていたことが分かる。特に「野党党首として相応しい」「次期総選挙に勝てる」そして「首相として最適」という項目では、党員の意見でも組合員の意見でも、比較的大差でデーヴィッドに軍配が上がっていると言える。つまり、労働党内から見た場合、野党期に生じがちな党内分裂を回避するという点と、党内融和を実現することが可能な党首候補か否かという点で、前述のとおり、エドには兄以上に不安や懸念がつきまといっていた可能性が高い。それゆえ、新党首となった直後のエドからすれば、ほぼ二つに割れた党内の融和と連帯を実現（特にデーヴィッド支持派と和解）することが最大の急務だったと推察される。

また、表3を見ると、影響力の強い（部門内シェアの八割以上を占める）五大労組から支持されていたのは、デーヴィッドではなくエドだったことが分かる。ここから、党内融和・連帯と政権奪回を目指す新党首エドとしては、「労組に支配された党首」、*a creature of*

表3 2010年労働党党首選挙最終決戦における(部門内シェア上位五大労組)

労働組合	(部門内シェア)	組合員投票の支持率 (%)		
		組合としての推薦者	デーヴィッド	エド
Unite	(45.1)	エド	34.0	66.0
GMB	(17.4)	エド	36.4	63.6
UNISON	(11.2)	エド	40.9	59.1
CWU	(7.4)	ポール	48.3	51.7
USDAW	(6.1)	デーヴィッド	73.6	26.5

出典 T. Quinn, *op. cit.*, p. 80の表3-7に基づき筆者作成。

the union barons」というイメージや評価を払拭する必要性もあったのではないかと考えられるのである。

ワンネーション・レーバーの内容や特徴を、エドが新党首に選ばれた理由・背景(党内事情)から考察してみると、自分の指導力を党内外にアピールし、デーヴィッド支持が多いとされるいわゆる党内「ブレア派」との和解で党内融和・連帯を実現し、そして他の候補者以上に主要労組とその幹部たちから支持されたため「労働貴族の創造物」というマイナス・イメージを払拭する、という狙いがあったと考えられる。したがって、主要労組や左派系議員などのおかげで兄との競争を制した(表1を参照)エドには、「ワン」ネーション・ブリテン構築のためにも、リーダーシップの強化と同時に党内団結を図り、「ワン」レーバーパーティを構築する必要があったのではないかと思われるのである。

(2) 党内モダナイザーとの関連

党首選挙結果とワンネーション・レーバーとの関連性とは別に、エドのワンネーション・レーバーを「党内モダナイザー」²⁰路線の延長線上に位置づける見方もある。前述の *The Political Quarterly* 誌の特集でウィッカムジョーンズ (Mark Wickham-Jones) は、ワンネーション・レーバーの位置づけについて次のように述

べている。エドの主張には曖昧さが多く見られる。しかも、それは決して目新しい内容という訳でもない。むしろ党内論争というより、キノック (Neil Kimock) やブレアに代表される党内モダナイザー路線の融合・延長線上に求めべきである。⁽²¹⁾

ウィットカムジョーンズによれば、エドの二〇一一年党大会演説 (責任ある資本主義などについて言及) なども、過去の党文書の「焼き直し」であった。そしてキノックも、「ドイツ流」に基づいたイギリス資本主義再建に関心があったとされている。さらにブレアの場合は、こうしたキノック流アプローチを何らかの「社会的包摂」用ラベルとして理解した。例えば、部分的には選挙目的の内容だったためエドとの直接的繋がりには確認できないものの、ブレアが野党党首時代に行った一九九五年 (一〇月) 党大会演説において、この路線が既に表明されたこともあるとしている。⁽²²⁾

こうしてウィットカムジョーンズは、エドのワンネーション・レーバーを、「イデオロギー上の立場」と「選挙上の立場」とを結びつける存在として理解する。同時に、それに関するエドのイニシアチブは、ブレアとキノック二人のアプローチ、即ち「社会的包摂という言説」を伴う「党政策見直しの詳細」を、一つに結びつけようとする試みとして解釈されている。そして、こうした分析結果を踏まえたうえで、エドのワンネーション・レーバーについては、過去の諸提案から何かを引き出して学んだり、その強さを土台として何かを打ち立てたりすることができる「労働党の能力」を暗示するものとして評価している。さらには、当時のキノック党首やブレア党首の事例から見て、労働党「党首」エドに対するその政策顧問の個人的関与も意外に大きかったのではないかと見るのである。⁽²³⁾

エドのワンネーション・レーバーが、以上のような「労働党モダニゼーション」の流れと繋がりを持つとすれば、それは、エドにとって兄であり、党首選挙では一時的にせよ自分の「政敵」となったデーヴィッドの存在と影響力を

かなり意識したものであると言える。具体的には、前述した党内融和や、労組色からの脱却に加え、政権奪回という目標を強く感じさせるレトリックとして欠かせない役割があったということでもある。イデオロギー的に曖昧さが残る点も否めないが、ワンネーション・レーバーは、エド「党首」個人にとつて必要不可欠であると同時に、兄デーヴィッド（や、その他党内批判勢力）との和解・協力、ひいては党内融和・連帯においても欠かせない意味を持つていたと考えられる。

そこで、ブレア以来の「党内モダナイザー」的役割をも受け継ぎ、ミリバンド兄弟対決に象徴される党内対立も克服可能で、なおかつ、兄弟間に大きくアーチをかけるきっかけとなり得た「基本理念」についても検討する必要があるのである。

(3) 労働党政策見直しプロセスとの関連

では、既述のように、労働党内に思想面で大きなアーチをかけることが可能であると同時に、ワンネーション・レーバーにも比較的大きな影響をもたらしたと思われるその「基本理念」とは、一体何であろうか。それを明らかにする手がかりは、野党党首のエドに思想面・政策面で提言してきた人物たちに求めることができる。

ワンネーション・レーバーという考え方に比較的大きな影響力を及ぼしたとされる人物として、前述の *The Political Quarterly* 誌の特集に寄稿したウッドの他に、研究者で、ロンドンを中心に活躍する慈善活動家でもある労働党上院議員グラスマン、そしてグラスマンの「ソウルメイト」で、エドによって二〇一二年五月頃から労働党「政策見直し」(policy review) 責任者に任命された労働党下院議員クルダス (Jon Cruddas) などが挙げられる。ここで注

図1 労働党政策見直しの概略と「ワンネーション・レーバー」に至る流れ



出典 J. Gaffney and A. Lahel, "The Morphology of the Labour Party's One Nation Narrative: Story, Plot and Authorship", *The Political Quarterly*, 84-3, 2013, p. 331の図1などを参考に筆者作成。

目されるのは、グラスマンもクルダスも、前述のブルー・レーバーという考え方に関係が深いという事実である。

そこで今度は、このブルー・レーバーという考え方や、ワンネーション・レーバーとの関連について検討していく。しかしその前に、二〇一〇年総選挙敗北以降（エド新党首選出以前）労働党内で進展していた党政策見直しプロセスの概略を明らかにする。そうしたうえで、その流れから見た「ブルー・レーバー」と「ワンネーション・レーバー」との関係などについて考察してみることにはしたい。

図1からも分かるように、労働党の政策見直しプロセスは、二〇一〇年総選挙敗北直後から、というより、エド新党首選出以前から開始されている。先ず、ブラウン政権下で大臣を務めたこともあるパーネル (James Purnell) を中心に、Demosという超党派系シンクタンクで、Open Leftという三年プロジェクトがスタートした

(図1の①を参照)。労働党の今後のあり方について研究会を開催し、その成果は二〇一〇年七月に *Labour's Future* (e-book) として発表されている。ギャフニー (John Gaffney) によると、その基本理念は、ローカリズム、互恵主義、個人と国家の関係、国家と市場の改革などとなっている。これは、地方分権の政治を重視した内容であり、ブレア以前というよりアトリー以前の労働党に戻って出直すことすら提案されているという。そしてその内容は、ニュー・レーバーにとつても、二〇一〇年敗北後の政策見直しにとつても、全体的プレリユードとしての役割を持つと同時に、レトリック上のアイデアに匹敵する存在になったとされる²⁴のである。

そうした流れを受け継いだ「ポスト」二〇一〇年型 narrative は、党内に幾つか存在するかもしれない。しかし、とりわけワンネーション・レーバーの生成に大きな役割を与えたのは、図1②のブルー・レーバーという考え方だと思われる。なぜなら、前述のグラスマンらによって示された、ブルー・レーバーと称される社会理論は、*Labour's Future* の路線を受け継いでおり、労働党の起源と本質的目標に立ち戻ること、より具体的には、互恵的かつ相互扶助 (mutualism) 的でローカルなコミュニティに基礎づけられた社会 (民主) 主義に立ち戻ること、などを主張しているからである。

ブルー・レーバーの内容と特徴についてギャフニーは、二〇世紀初頭のイングランドをイメージしやすい「コミュニティ、信仰、家族、互恵主義、相互扶助・協力、内部団結、愛国心などを基本的レトリックとした、現代の多文化主義的コミュニティリアリズム」と位置づけている。そしてその延長線上には、例えばメガバンクの略奪的な社会経済権力を回避することや、「移民野放し」状態に対する反発などがあり、さらには理想郷的イングランドへの回帰と²⁵いったノスタルジックな側面や、いわば「社会保守」的側面も一部伴うと見ている。

こうした点から、グラスマンのブルー・レーバーという考え方には、オールド・レーバー批判はもちろん、何らかの意味でニュー・レーバー批判さえ伴うと言える。二〇一一年党大会で「責任ある資本主義」についてエドが言及した(図1の③)点も、ブレア時代の銀行やマスコミがその説明責任を十分果たしてこなかったことを二〇一二年党大会演説で批判的に訴えた事実と関係がありそうだからである。

そして図1の④で、二〇一〇年総選挙敗北以降の労働党内に「大きくアーチをかけるようなストーリーが無かったこと」を前述のクルダスが指摘した結果、党の政策面や組織面だけでなく、思想面や narrative の検討も重視されるようになった。換言すれば、思想的にグラスマンに近いクルダスによって、グラスマン流ブルー・レーバー路線への言及が目立つようになったとも指摘されているのである。因みに、一時的にせよクルダスは「ブレア派」と見られていたこともあったため、エドのクルダス抜擢人事は「サプライズ」でもあった⁽²⁶⁾。

こうして、大雑把ではあるが「パーネル」↓「グラスマン」↓「クルダス」という流れを経て、二〇一二年労働党大会演説におけるエドの「ワンネーション・レーバー」言及に至ったと見ることができるのである。

(4) 「ブルー・レーバー」と「ワンネーション・レーバー」

そこで最後に、前述したブルー・レーバーとワンネーション・レーバーとの関係について考察することにした。そのためには、グラスマンやクルダスと「党首」エドとの関係について説明が必要だと思われるが、その前に、思想面から見た両者の基本的共通点・相違点について若干検討してみたい。

例えばイギリスの社会理論家ミルバンク (John Milbank) は、エドの二〇一二年党大会演説によってブルー・レー

バーがワンネーション・レーバーとして生まれ変わったと評価しており、イギリス近現代史家のローレンス（John Lawrence）によっても、ブルー・レーバーの核となる立場は、ワンネーション・レーバーに肉付けする役割を果たしたとされている。⁽²⁷⁾これらの指摘から見ても両者には内容面で繋がりがあり、どちらかと言うとブルー・レーバーという考え方がエド「党首」に影響を与え、彼のイニシアチブやオリジナリティなどを加えることによつて、ワンネーション・レーバーに発展していったと推察される。

両者の共通点としては、既述のように、例えば「地域性」あるいはコミュニティの重視や、人びとの相互扶助・互恵主義への期待、団結・連帯の強調といった点などを指摘することができる。では、両者の相違点は、どのような部分に求められるのであろうか。

前述したミルバンクの所論⁽²⁸⁾を踏まえて考察してみると、ブルー・レーバーが、例えば家族や信仰、愛国心、移民野放し状態や大企業専横状態などへの反発、そしてイングランド的伝統など（今日風にリニューアルされた）「社会保守」的側面を比較的重視するのに対し、エドのワンネーション・レーバーでは、そうした側面よりもむしろ「経済的平等」「格差の是正」といった目標の追求にウェイトが置かれているように思われる。

また、ローレンスによつてなされた詳細な分析に従うと、両者の共通点は、現在の「キャメロン（David Cameron）保守党」クレッジ（Nick Clegg）自民党連立政権の政治」と「ニュー・レーバーの政治」両方のオルターナティブとなり得るヴィジョン、換言すれば「教条的ネオ・リベラリズム」も「ステイティズム」も拒絶する「ラディカルでコミュニティ的なプロジェクト」という点に求められる。しかしながら両者の相違点に関して、次のように指摘されている点も興味深い。即ち、（一九四五年総選挙での労働党大勝利はむしろ長期的衰退の始まりだったと見るため）設立時

の精神を忘れ、ステイティズムと政権意欲に毒された「ポスト」一九四五年の労働党ではなく、元来労働者たちの互助組織として出発した設立当初の同党の伝統に立ち戻ることを強調するのがブルー・レーバーの立場だ、という指摘がそれである。これに対しワンネーション・レーバーは、逆に一九四五年の意義の再評価（名誉回復）を狙ったものだとされている。なぜなら、ワンネーション・レーバーというのは、社会正義に關与する包括的国民党として労働党が具体化されたのを一九四五年と見る立場だからである。⁽²⁹⁾ また、リベラリズムの役割・位置づけに關する両者の相違についても興味深い指摘がなされているが、紙幅の關係でそれについての詳述は省略したい。

これらの他にも、ブルー・レーバーが「伝統的イングラント」回帰を主張しているように見えるのに対し、ワンネーション・レーバーは「ドイツなど大陸型モデル」を志向する立場として理解することも可能かもしれない。いずれにせよ、両者の間には關連性や繋がりと同時に、明確な相違点もあることが分かる。

さて、エドとその關係者たちから聞き取り調査を行ってきたハザン (Mehdi Hasan) によると、総選挙を直前に控えた二〇一〇年二月、エドとグラスマンは何度か打ち合わせを行っている。後にブルー・レーバーというブランドの中核となる「相互扶助論」と「コミュニティに基礎づけられたアクティヴィズム」とを關連づけた最低生活賃金キャンペーンを、彼が自分の選挙運動に採り入れたがっていたからであった。グラスマンとクルダスの繋がりに關しては既述のとおりである。また、親友たちから「平等論者」と評価される一方、右派系メディアや党内ブレア派からは「Red Ed」というレッテルが貼られていたエド自身、「不平等」問題を最重要視する。同時に、労働党内多元主義者として、キノック流モダニゼーションをはじめ、党内の多様な進歩的思想や伝統を統合できる自分の能力とその意義を強調することにも熱心だったという。そしてハザンは、「エドは自分のリーダーシップやヴィジョン、政治スタイル

に関する党内コンセンサスを打ち立てようと意識的に試みている³⁰⁾と評価している。

このような経緯から判断すると、二〇一〇年から二〇一二年にかけて、前述のとおりエドがクルダスを個人的に抜擢したことで、グラスマンのブルー・レーバー路線が「ワンネーション」という形となり、エドの個人的かつ叙情的 narrative に盛り込まれるようになったと考えられる。その意味で二〇一二年という年は、エドの労働党にとって、確かに一つの「ターニングポイント」³¹⁾だったと言えるであろう。もつとも、ハザンらの指摘によると、エドは「自分の政治哲学とか自分のリーダーシップを正当化する理論として、ブルー・レーバーを盲目的ないし無条件に奉ずるつもりはない³²⁾」。したがって、ブルー・レーバーなどをベースとして、そこにエドの個人的叙情的 narrative を加え味つけた内容こそ、さしあたり「ワンネーション・ブリテンの構築を目指す労働党」、即ち「ワンネーション・レーバー」ということになるのではないだろうか。その意味で、ワンネーション・レーバーの形成には、党首エドの自主的なイニシアチブや個人的パフォーマンスが比較的大きな役割を果たしていると思われることもできる。

それに加え、ブルー・レーバーという考え方そのもの（既述のように、保守的な側面も伴うその内容）は、議論の段階で労働党内に様々な波紋や批判を巻き起こした。しかし同時に、エドの労働党に対し何らかのインパクトをもたらしたのもブルー・レーバーだったことは間違いない。例えば、労働党の地方議員、慈善活動家で、ガーディアン紙などにも寄稿するジャーナリストのデーヴィス (Rowenna Davis) は、ブルー・レーバーのアジェンダからインスピレーションを受けたというエドの証言を紹介して、二〇一一年に次のように述べている。

「ブルー・レーバーという考え方は、党首選挙によって敵・味方に分かれたミリバンド兄弟二人を引き合わせ、仲直りさせるものであった。エドがブラウン派、兄はブレア派というレッテルを貼られていたにもかかわらず、グラス

マンが二人に初めて示したコミュニティ組織化用アジェンダのおかげで、現在二人は一つに纏まっている。その提案はブルー・レーバーというブランドではなかったかもしれないが、その精神はブルー・レーバーだったからである³³。この点に注目してみても、ブルー・レーバーとワンネーション・レーバーとの繋がりを再確認することができよう。

以上の点から、ワンネーション・レーバーの背景は、二〇一〇年労働党党首選挙結果、エド新党首を取り巻く党内環境、党政策の見直し、そして党内モダナイザー路線をはじめ、とりわけブルー・レーバーに代表される労働党の多様な伝統や諸要素に求められると言えるのである。

IV. おわりに

「ワンネーション・ブリテン」の構築を目指すイギリス労働党の新しい基本路線、「ワンネーション・レーバー」の特徴として、以下の点を指摘することができる。即ち、現段階（野党期）では党内の様々な伝統的諸要素を受け継ぎながらも、同時に、とりわけ「オールド・レーバー」と「ニュー・レーバー」の止揚ならびにエド個人のイニシアチブを通じて、党内融和と連帯の実現、労組支配色や党内リーダーシップへの懸念の払拭、党首への求心力強化、そして次期総選挙を通じて政権を奪回しようとする「エド党首主体の試み」という点がそれである。したがって、党首としてエドが現在取り組んでいる党内改革やその動向も、ワンネーション・レーバーと切り離して理解すべきではない。

そうした意味で、ワンネーション・レーバーの本質は、エド党首を誕生させた二〇一〇年党首選挙を通じて生じる可能性もあつた党内分裂（の危機）を回避しようとした点に求められる。換言すれば、エドが描いた「ワンネーション

ン・ブリテン」構築のためにも、彼は野党党首として何よりも先ず、「ワン」レーバーパーティ(二つに纏まった労働党)構築の方針を党内外にアピールする必要があったと考えられるのである。もしかしたら、戦後最低の得票率を記録した一九八三年総選挙―註(1)を参照―後、労働党を脱党した少数の「党内右派」議員によって「社会民主党」(the Social Democrats)が結成された当時の経験も、教訓として作用したのかもしれない。

ワンネーション・レーバーの思想的中核をなす諸要素のなかでも、とりわけ関連が大きいのはブルー・レーバーという考え方であった。地域や相互扶助などを強調する点では、「ポスト」ニュー・レーバーの思想的立脚点としてそれなりに有効だったと思われる。しかし、既述のようにブルー・レーバーの内容には、労働党から見れば「社会保守」的側面も多かった。エドがブルー・レーバーの路線をそのまま採用していたら、逆に党内分裂の可能性が高まる恐れもあったと考えられる。そこで、既述のように、ブルー・レーバーの立場を部分的に取り入れながらも、「不平等や格差の是正」「社会の融和・連帯」にウェイトをかけて「労働党らしさ」を強調しつつ、次期総選挙での政権奪回も視野に入れて、全国民向けに(本質的には労働党内向けに)エドが主体的に発したスローガンこそ、ワンネーション・レーバーだったと言える。

それゆえ、ワンネーション・レーバーは、単に「保守党の考え方を盗んだ」だけの作品ではない。むしろ、潜在的政権政党としての責務を十分果たそうとする野党・労働党の基本姿勢もここから伺えるのである。その意味でワンネーション・レーバーは、まだ抽象的で曖昧な点も多いとはいえ、「ポスト」ニュー・レーバーのみならず、「ポスト」キャメロンⅡクレグ連立政治のオルターナティブとしての資格を、十分備えていると言えよう。

(1) 二〇一〇年総選挙における労働党の得票率は二九・〇% (保守党三六・一%、自民党二三・〇%) であった。因みに、労働党の得票率が戦後最低だったのは、同党の政策面での「左傾化」が著しかったとされる一九八三年総選挙時の二七・六% (保守党四二・四%、自由党二五・四%) である。

(2) 定数を前回と同じ六五〇議席 (過半数三二六議席) とした場合の、各種世論調査結果に基づく次期総選挙主要政党予想獲得議席数 (二〇一四年三月) として、以下のような獲得議席予測結果も公表されている。

保守党二五六、労働党三四七、自民党二一、その他二六 <<http://ukpollingreport.co.uk/ukpr-projection-2>>

(3) ワンネーション保守主義とは、広義のイギリス保守主義を構成する一つの潮流であり、イギリス保守党のあり方を「国民党」として認識させたディズレーリの言説に由来する。具体的には、「一つの国民」政党として保守党が全ての階級と全ての地域に広くアピールする必要性を強調するものであった。それゆえ、階級を軸とした分裂や抗争を最小限に食い止めるため、福祉国家の受容や進歩的社会立法の導入にそれなりに関与することにも繋がっていく。こうした姿勢は、主として一九五〇年代の保守党政権によって実践され、結果として、労働党との戦後「コンセンサス・ポリティクス」を支える一要因になったと考えられる。

しかしながら、ニューライト (New Right) 的思考の抬頭などにより、特に一九八〇年代以降の保守党では、こうしたワンネーション保守主義派の影響力は相対的に弱まっていた。

Cf. Duncan Watts, *A Glossary of UK Government and Politics* (Edinburgh: Edinburgh University Press) 2007, p. 179.

(4) 本稿では、イギリス政治学会 (Political Studies Association, PSA) とその支援を受けた *The Political Quarterly*, 84-3, 2013による分析特集 'Reflections on One Nation Party' に寄せられた以下の四本の論文を、研究上の主な手がかりとしている。

- ① Michael Jacobs, "Introduction: Reflections on One Nation Labour"
- ② Stewart Wood, "Explaining One Nation Labour"
- ③ Mark Wickham-Jones, "The Modernising Antecedents and Historical Origins of One Nation Labour"
- ④ John Gaffney and Amarjit Label, "The Morphology of the Labour Party's One Nation Narrative: Story, Plot and

Authorship”

- (5) <<http://www.labour.org.uk/ed-miliband-speech-conf-2012>> を参照されたい。
 - (6) 主にBBC政治ジャーナリストのロビンソン (Nick Robinson) によるコメント。
このシリバンド演説に対して各党は、当然のように辛辣な批評を加えている。保守党…「労働党は与党時代の過ちから何も学んでいない」自民党…「与党時代の記録をニアブラシで修正しようとしている」スコットランド民族党…「労働党はワンネーション・ナリー主義と何ら変わらなご」。<<http://www.bbc.co.uk/news/uk-politics-19792070>>
 - (7) <<http://www.labour.org.uk/ed-miliband-speech-conf-2012>>
 - (8) <<http://www.labour.org.uk/ed-miliband-speech-conf-2012>>
 - (9) M. Jacobs, “Introduction: Reflections on One Nation Labour”, *The Political Quarterly*, 84-3, 2013, p. 315.
 - (10) S. Wood, “Explaining One Nation Labour”, *op. cit.*, p. 317.
 - (11) *Ibid.*, p. 317.
 - (12) M. Jacobs, *op. cit.*, p. 315.
 - (13) S. Wood, *op. cit.*, pp. 317-320.
 - (14) *Ibid.*, p. 320.
 - (15) *Ibid.*, p. 320.
 - (16) Andrew Gamble, *Britain in Decline Economic Policy, Political Strategy and the British State*, fourth edition (Basingstoke: Macmillan) 1994 (都築忠七、小笠原欣幸訳『イギリス衰退一〇〇年史』みすず書房、一九八八年) を参照のしよう。
- また、イギリス保守党における関税改革論争の詳細とその意義については、拙著『イギリス政治の変容と現在』晃洋書房、二〇一四年の第六章などを参照。

(17) M. Jacobs, *op. cit.*, p. 315.

- (18) Cf. J. Gaffney and Amarjit Label, “The Morphology of the Labour Party’s One Nation Narrative: Story, Plot and Authorship”, *op. cit.*, pp. 330-340.
- (19) 二〇一〇年イギリス労働党党首選挙は、党内三分の一ずつ区分された（院内労働党部門・選挙区労働党部門・労働党関連諸団体部門）選挙人団方式に基づく「選択投票制」（alternative vote system）で行われた。同党党首選挙結果の詳細については、拙著の第三章などを参照されたい。
- (20) 周知のように「モダニゼーション」（modernization）は、様々な意味で用いられる概念だが、ここでは「政治環境の変化に適應する目的で政党としての目標およびそれを実現する手段を再度プログラミングすること」という意味で用いている。
- (21) Cf. M. Wickham-Jones, “The Modernising Antecedents and Historical Origins of One Nation Labour”, *op. cit.*, pp. 321-328.
- (22) *Ibid.*, pp. 321-328.
- ブレアの一九九五年党大会演説の全文については、<http://www.britishpoliticalspeech.org/speech-archive.htm?speech=201>などを参照。このブレア演説の起草者は、当時からスピンドクターとして知られたキャンベル（Alistair Campbell）やデーヴィッド・ミリバンドたちであったとされる。なおキャンベルはこの一九九五年党大会でのブレア演説について、自身の日記で次のように記している。
- 「…我々は固有の戦略をつくり出さねばならない、とプレスコット（John Prescott）は言った。これを聞いた私は、基本的にやっぱり彼もわが党の一員なんだと感じた。後日プレスコットはブレアと一緒にその固有の戦略について議論したが、さしあたって彼（プレスコット）は、今何をなすべきか比較的良好に分かっていたので、我々は a line about One Nation Labour building a One Nation Britain を展開していったのである」（一九九五年一〇月五日木曜日）。
- 「…プレスコットも我々の仲間だよ、と私はブレアに言った。彼の演説では『ワンネーション・レーバー』という文言が使われたが、それは熟慮に熟慮を重ねた末の結果であり、党大会終了後も、我々としてはそれを強調するつもりでいたのである。The One Nation という路線は、プレスコットもそれを口にしたことで、これまで以上に好意的に受けとめられるようになった」

た」(一九九五年一〇月六日金曜日)。

Alistair Campbell and Bill Hagerly (eds.), *The Alistair Campbell Diaries, Volume 1 prelude to power 1994-1997* (London: Arrow Books) 2011, pp. 294-295.

- (23) M. Wickham-Jones, *op. cit.*, pp. 321-328.
- (24) J. Gaffney and A. Label, *op. cit.*, pp. 330-331.
- (25) *Ibid.*, p. 332.
- (26) *Ibid.*, pp. 334-335.
- (27) <http://theologyphilosophycentre.co.uk/papers/Milbank_BlueLabourOneNationLabourAndPostliberalism.pdf>
<<http://www.renewal.org.uk/articles/blue-labour-one-nation-labour-and-the-lessons-of-history>>
- (28) <http://theologyphilosophycentre.co.uk/papers/Milbank_BlueLabourOneNationLabourAndPostliberalism.pdf>
- (29) <<http://www.renewal.org.uk/articles/blue-labour-one-nation-labour-and-the-lessons-of-history>>
- (30) この点に関する分析・評価については、Mehdi Hasan and James Macintyre, *ED the Milibands and the Making of a Labour Leader* (London: Bieback Publishing) 2012, p. 165, pp. 283-288 and p. 349を参照のこと。
- (31) J. Gaffney and A. Label, *op. cit.*, p. 337.
- (32) Cf. M. Hasan and J. Macintyre, *op. cit.*, pp. 285-286.
- (33) Rowenna Davis (foreword by Steve Richards), *Tangled up in Blue Blue Labour and the Struggle for Labour's Soul* (London: Ruskin Publishing), 2011, p. 214.
- (34) 二〇一三年の夏以降党内改革のあり方を検討してきたエド・ミリバンド党首は、「党と労働組合との関係」を大刷新する改革案を二〇一四年の特別党大会で正式に発表しており、イギリス労働党ホームページによると、その改革提案の骨子は以下のようになっている。
・党費納入に関する選択権を、初めて労働組合員に与える。

- ・党務に積極的に関わりたい支持者に対しては、それ相応のきちんとした発言権を与える。
- ・一党員一票の原則に基づいて、党内での直接的関与を希望する全ての人びとに党首選挙権を与える。
- ・ロンドン市長選挙に関する労働党候補者の選定に関しては、予備選挙を通じて政治に携わるチャンスを提供し、ロンドン市民に与える。

・労働党の議員候補者選定プロセスが万人に公平に開かれ、また小細工が生じないようにすることを、地域社会の人びとに保証する。〈<http://www.labour.org.uk/big-changes>〉

上記の「党費納入に関する選択権を、初めて労働組合員に与える」等に関しては、多少解説が必要かもしれない。従来、労働党では、労働組合員は所属する労組のリーダー・幹部を通じて、本人の意思と関係なく一括してほとんど自動的に労働党へ入党（党費納入）させられていた。そのため、この改革が正式に実現すれば、今後このような慣習は理論上なくなることになる。

ただ、BBCによれば、現在、三〇〇万人の労働組合員が労働党に入党しており、労働党は入党関連費用として、そこから約八〇〇万ポンドの収入を得ているとされる。それゆえ、この改革が実現すれば、党財政面などにおいて混乱が生じる可能性もあるのではないかと予想されている。いずれにせよ、今後、個々の労働組合員たちは、労働党にこれ以上党費を納める意思があるのかどうか、発言権を持つ労働党支持者として活躍したいのかどうか、などが問われることになる。そして、これら一連の党内改革提案もまた、エド党首主体による労組支配的イメージ払拭を狙ったものであると言えるであろう。

なお、BBCによると、この改革提案がなされた直接のきっかけは、スコットランドの Falkirk 選挙区で起きた、労働党議員候補者選定をめぐる一連のトラブル（選定投票に不正操作があったという申立てを通じて、同選挙区における労働組合の過剰な影響力等がメディアによって報じられた）に求められるとされる。警察にも通報されたこの事件を受けてミリバンド党首は、二〇一三年夏、いわゆる「マシーン・ポリテクス」を終わらせて、党と労組との関係を一終了させはしないけれども一改めると宣言していた。〈<http://www.bbc.co.uk/news/uk-politics-25990591>〉

〔付記〕 本稿は、二〇一四年度日本比較政治学会研究大会報告論文（未定稿）に一部修正を加えた内容である。学会報告では、討論者から貴重なコメントやアドバイスを戴いた。記して感謝の意を表したい。

人民公社経営の解体、生産責任制の必然性と腐敗の萌芽

築 場 保 行

- I. はじめに
- II. 人民公社の誕生・理念と組織、分配、管理
 1. 人民公社の理念、目的と背景、そして問題
 2. 人民公社の組織、分配と管理問題
(農業労働の組織、分配) (労働点数決定の難しさ、過大な班成員数、消極的集団怠業)
 3. 人民公社の最高管理者と農民の関係、書記に対する農民の評価
(公社書記に対する煙台市郊外一農村農民の対応) (農民の文化程度と書記に対する評価)
- III. 政策転換と人民公社解体の必然性
 1. 農民の地位
 2. 農業経営の問題、農民の低い労働意欲
 3. 政策転換と人民公社解体の必然性

（人民公社の解体）

- IV. 農業生産の回復、郷鎮企業の勃興
 - 1. 郷鎮企業の発展と労働意欲
 - 2. 郷鎮企業の必要とする労働、精神
 - 3. 党の絶対的支配の維持と改革開放
（人格支配と現実主義の伝統）
- むすびにかえて——経営腐敗の萌芽——

I. はじめに

改革開放後の中国経済はめざましい成長を実現する一方で政治と経済・経営の両面で腐敗と社会の混乱・無秩序を深めている。

改革開放後の経済のめざましい高度成長は、国家・政府による経済の統制を緩和し生産責任制の導入、経営主体への経営自主権の保障により経営主体の生産意欲が向上したことがその重要な要因であるが、農業における生産責任制、農民への経営自主権の付与が出発点である。そして農業生産の振興・発展が農村工業の発展とりわけ郷鎮企業の勃興をもたらし、次いで城市における工業の発展へと連結するが、農業の発展に後続した発展も個別企業、経営主体への経営自主権の保障が農業同様に経営主体の積極性を喚起した。

もとより欧米先進国企業の資本と技術の導入、同企業への低コスト労働の提供、同じく中国企業によるその利用、

そして内外企業による製品輸出が中国経済の高成長の一つの条件であったことはいうまでもないが、経営主体の経営自主権の一応の確立が内外企業の発展、中国経済発展の前提条件でもあったといえることができる。

1. 人民公社失敗の要因と農業生産責任制導入の検討の意義

改革開放の出発点になった農業における生産責任制の導入がなぜ必要であったのか、また他産業においても農業同様に経営自主権の確立がなぜ必要であったのか、その内在的要因と必然性について考察することは、新中国の社会主義の経済運営の事実上の挫折とその克服のための改革開放そして事実上の資本主義化に向かう経緯と必然性について検討することでもある。とりわけ何が問題であったのかを農業の管理体制について、その問題点を改めて明らかにすることは中国社会主义経済の原点の問題を検討することでもある。

2. 中国腐敗の萌芽

また改革開放の過程で権力の利益との交換と呼ぶべき現象が出現する。それはその後の党や政府官僚の特権を利用した不正な利益の追求や腐敗の蔓延する現代への序曲であった。党による政治権力の独占を堅持したままで経済改革を進めたため、権力を独占した党・政府官僚にとって権力の不正利用の誘惑、いわばその蜜の味に抗しがたく彼らの不正は恒常化し商品経済の発展にともない腐敗は大規模化する。もとより改革開放以前も不正がなかったわけではないがその規模は改革開放後の腐敗の規模と悪質さの比ではなかった。その意味で改革開放後の経営発展過程はその後の腐敗の萌芽が育まれた過程であったが、農業生産制の導入以後の農村発展が原点であった。

3. 過去の研究と再検討の意義

中国共産党の政策転換により生産責任制の採用、そして人民公社が解体の方向へ歩み出したにもかかわらず多くの中国研究者は一九八〇年当時それを一時的な調整とみなし、その転換方向を全く見誤ることになった。それは、研究者自身が自身のイデオロギーのために研究対象に対する客観的な分析を欠如していたためであろう。^①

研究者自身が早く自身の問題に気が付きそのことを自ら表明している杉野明夫氏のような研究者は少ない。ただそれも解体後一〇年経過した一九九六年発表論文による。^②

多くの研究者が中国側から提供される一方的な情報に依拠して研究するために客観的な正しい情報を得ることがもともと難しいという事情はあったが、研究者自身が研究者自身のイデオロギーから研究対象に対する客観的な評価を見失っていたことも否定できない。中兼和津次氏のような批判的な論文は少なかった。^③

ところで生産責任制導入当時から久しく発表されることはなかったが、近年に発表された文献をつうじて改革当時の事情を改めて知ることができるようになった。これを再検討することは、事後的ではあるが客観的な評価に基づく研究を改めて進めるという意味で意義はある。このことが人民公社再検討の一つの理由である。党の政策変更をめぐる経過、特に議論が多い問題については後にならなければ公開されない情報も多いからである。ただ公開される情報の内容について時の党の執行部の政策にも依存する面があり、制約される面は否定できない。^④

第二の理由は人民公社の思想、組織、管理がなぜ二〇年足らずで組織障害・不適應に陥ったのか。人民公社による農業改革と農業経営が崩壊に至る要因について経営学の視点から検討することである。前述のように従来の研究の多くはあたかも人民公社を理想の最高の組織と考えるような点があり批判的に検討することはほとんどなかったといえ

る。またあわせて筆者が中国訪問研究をつうじて重要と考えるようになった生産隊、公社に対する農民の対応とその社会学的、伝統的経営文化的要素について若干であるが行論のなかで問題にしたいからである。

第三に人民公社解体、その後の改革開放の進展は中国の制度腐敗の原点、出発点でもあるが、改革開放過程で勃興した郷鎮企業の成長のなかに負の問題が内在していたといえる。ただ腐敗の研究で資料を発見することはほとんど困難でもある。研究上の出発点としての重要な問題の存在、方向を明らかにしておきたい。

Ⅱ．人民公社の誕生・理念と組織、分配、管理

1. 人民公社の理念、目的と背景、そして問題

中国農村における農業の共同化は、労働力を相互に交換する互助組の組織、そして一九五五年から土地や農具、耕作家畜を提供し共有する初級合作社、さらに土地など生産手段を集団所有とし、また集団労働をおこなう高級合作社へと発展し、一九五八年に入ると「大躍進」の大衆運動の高まりのなかで「政社合一」(政治・社会一体)^⑤の人民公社へと格上げと組織化が加速化し全国農村の人民公社化が実現した。一九八五年解散前の数であるが五四〇〇〇余りの公社が存在した。^⑥

その後、大躍進の失敗、大災害や中ソ対立の影響もあり、国民経済が大混乱のなかで「調整」期に統制が緩和され、生産請負制が普及した。しかし再び一九六二年から「社会主義教育運動」、「四清運動」そして文化大革命のなかで、公社の集体性・統制が強化される。

人民公社の誕生の思想的要因として中国農民の平等思想と解放を契機とするその高揚や毛沢東の共産主義ユートピア

ア思想のイデオロギー、そして彼の強権とその実現を可能にした毛のカリスマ性とそれを受容する中国人民の後進性を指摘するのはまちがいでないであろう。ただ同時に中国解放後の中国が人民公社化の形態が適当であったか否かは別としても農業の強固な統制をおこなわなければならなかった歴史的必然性も考慮しなければならない。それはすなわち以下の二つの理由からであろう。

一つは新中国は列国による半植民地化、日本の侵略、長年の内戦、旧社会からもたらされたもろもろの旧弊などを克服し、中国国民の食糧を確保するため土地の全人民所有化を基礎とし農業経営を全国で統一におこない、中国国民に最低限の糧食を確保する必要があったことである。その意味で内戦終了後もいわば戦時共産主義的政策を持続し食糧確保のために農業基盤を確立することが何よりも必要であったといえる。

同時に新中国の早急な工業化、強蓄積を実現するために都市人口に低廉な食糧を確保し、また機械設備の輸入のための資金を獲得しなければならなかったことも事実である。五六年の合作社化から生産過程の国家統制がおこなわれた。合作社単位に生産計画が下され収穫は農家のものとならず、合作社がまず政府への供出部分を取り、つぎに合作社に必要な部分をとり、残りを農民に一年間の労働点数に応じて分配するようになる。こうして農民は生産決定と残余取得の権利を消失することになったが、問題はそれによつて農民の生産意欲が喪失するだけでなく中国経済が失つたものは大きかったことである。

2. 人民公社の組織、分配と管理問題

人民公社は「生産隊為基礎」（生産隊を基礎とする）とし三級所有、すなわちそれぞれ経営管理をおこなう「生産隊」、

その上級の「生産大隊」を基礎に、最上級の人民公社が統一的に経営する集団所有・経営の単位である。生産隊は通常、自然村落を母体とし、大隊は複数の近隣の生産隊から構成され、その範囲は現在の郷に相当する。土地、役畜、農具など生産手段は生産隊に属し、ごく少数の生産手段は生産大隊が所有する。また生産隊、生産大隊に属さない社隊企業を公社が所有する。

食糧、綿花、油料など主要生産物について中央の生産計画が中央→省→県→公社→大隊→生産隊へ下達され、生産隊は国家への売り渡し量である目標生産量を基に、生産計画、労働力使用計画、財務計画、収益分配計画をたてる。⁽⁷⁾

(農業労働の組織、分配)

生産隊は生産計画を実現するため、生産部門、作業内容にしたがって作業組(班の意味)あるいは個人に資源を配置する。作業組の規模は作業内容により二人前後から二〇人程度あるいは二〇戸ほどとさまざまである。作業組は主要作物の生産・加工、副業作物生産・加工、養魚、家畜・家禽の飼育・繁殖、農機具操作・補修、水管理、そして鍛冶屋、大工、石工などさまざまである。こうした多様性は地域的条件の特殊性と多様性に依存するからである。

労働報酬は一労働日の労働点数を基礎に点数化されている。それは次の方法のいずれかによる。(1)実労働時間にしたがって労働点数を計算する、(2)作業項目ごとに労働点数を決めておき、作業量に応じて点数を計算、(3)は、(1)、(2)の作業の質を標準的作業と比較検討し労働点数を評定、記帳する。⁽⁸⁾

なおこの基礎となる労働点数は大衆討論・大衆評定により、(1)成員を技術的水準や労働力の強弱および思想的自覚

をもとにして六等級あるいは八等級に格付け、(2)一日あたりの点数(工分)を計算する。⁽⁹⁾

いずれにしても労働報酬の分配は一般に年何回かの前払いと年末の決算払いとからなる。前払いを年末時に過不足調整し精算する。すなわち当該年次の収穫量、純収入の確定した時点で労働点数一単位あたりの価格(工分値)は以下の計算により得られる。なお、以下は座間論文を適宜簡略且つ修正し作成した。⁽¹⁰⁾

*社員分配にあてられる額÷社員総労働点数Ⅱ(全社員の)点数あたりの工分値(A)

分配ファンドは現物部分も貨幣計算し算定

*分配ファンド総額Ⅱ収入総額ー支出総額(B)

またここから国家への供出(C)、集団留保部分(D)を控除する。

*分配可能総額(E)Ⅱ(B)ー(C)ー(D)

これ(E)を社員の総点数で除し、それを基数に労働点数で按分し、社員個人の報酬が決定される。

(労働点数決定の難しさ、過大な班成員数、消極的集団怠業)

報酬額は前述のように調整され年末に決定し、現物と貨幣で受取る。農業である以上、自然条件の原因で報酬額の多少が左右されるのが一つの問題である。また前述のように思想的自覚が労働等級決定の一要素であることは民主主義社会であれば基本的な人権に関わる問題であるがこれは問わない。

以上の問題とは別として、問題はそもそも労働点数の決定の難しさである。各種作業があるがいずれの作業であれ

個の労働の質、熟練、強度などを問わず一律に点数化する。

座間教授の紹介する事例でも生産隊内に多様な作業組が組織されている。⁽¹⁾なかには二〜三人編成の組もある。小人数の組であれば個人の能力の優劣差はカバーされやすいであろう。問題は主要作物の食糧・油料（総耕地面積二五ha）や綿花（同一八ha）生産組の人数である。一組二〇〜三〇人で数組編成である。ちなみに田畑であれば水田と畑では一人あたりの耕地可能な面積は異なる。機械化の水準次第で所要労働者数も変わる。他にも考慮すべき問題もあるが座間論文では不明。これらの点を保留としても人数が多すぎることである。

作業の同一性から同一の組が編成されているのだが、一般に人数が多くなればなるほど怠業、サボタージュが簡単になり増大する。管理が必要で作業の監視・監督が考えられるところであるが、配置されていない。一般に組をさらに小組（班）に分割しなければ怠業が生まれる。生産隊、公社管理者にはこうした認識がなかったのであるか。

筆者の知る限りこうした視点が従来の研究論文にはない。そもそも問題を意識されていないように思える。社会主義的精神が労働意欲を高揚させると考えている論者も多いようである。だが現実には働いても働かなくても報酬が同じなら労働の質量は働かない者の平均レベルに収斂する。労働点数総数を増やすようただ出勤出勤して働くふりをして働かない行動をとるようになる。

また（A）式に見るように、労働点数が増えたと分配予定額は結局、減ってしまうことがある。自然条件、収穫に依存するが、同じ条件であれば工分、労働単価は低下することになる。したがって働くほど損になる。秋の収穫量はその前には予測できないのだが、余程の収穫でもなければ社員の受け取り報酬は増えないのである。また基本の労働点数が減額されれば同じ報酬を受取るためには労働時間を増やさなければならず、これも労働強化である。

いま一つの問題は、収穫が多ければ国家の要求上納量が増大することになる。また公社書記が自身の業績を高めるため収穫量を過大に報告することが多くあったという。いずれの場合もその結果、四川など地域によっては農民の飢餓水準を超えて国家の収奪がおこなわれた。いずれにしても上納分を控除した後の消費ファンドが増大しなければそもそも農民の消費可能量は増大しない。

以上いずれも農民を消極的な集団的怠業に導くのに十分な条件であったということが出来る。

3. 人民公社の最高管理者と農民の関係、書記に対する農民の評価

人民公社は「政社合一」すなわち経済組織であり政治組織である。人民公社の最高意思決定機関である人民公社管理委員会委員は社員大会の選挙によって決定される。字義同どおりみれば民主的のようだが委員候補は党が事前に決定する。もともと党を頂点とするピラミッド構造の単位政治組織でもあり、基層単位の党官僚である公社書記は中央に責任を負う。したがって公社党書記が事実上の最高意思決定担当者であるといえる。

ところで党書記にとっては公社の収穫量を増大させることは自身の業務であり成功すれば自身の業績の向上である。これは自身に対する上級機関の評価を高める昇進の最大の要因である。問題は、故意に実際の収穫高以上の収穫を報告することである。書記が自身の評価を高め自身が昇進するためにしばしばおこなわれた。収穫量が増えればそれだけ翌年の予定上納高が増え、実際の収穫は増えてなければ残余作物は減り農民の消費ファンドが減少することになる。ちなみにこれが天府の地といわれる四川で飢饉が発生し最も死者が多かった一因であるといわれている。

なお文革時、党委員会がいわゆる奪権派に支配され革命委員会へ権力が委譲されたところでは、人民公社の管理面

では「極左的」な運用が強化され経済的な収奪の強化と経済的損失が増大するばかりか農村の伝統文化の破壊が進行したとされている。そして七八年第一一屆三中全会（第一期第三回中国共産党全体会議）後、党組織が再建され、文革時の混乱の収束に向かう。再び人民公社の旧体制が復活する。ただ文革時もその前もその後も公社において人民を代表した民主的な管理がおこなわれていたとすることはできない。また前述のように公社の最高管理者は党の上級単位から派遣された党官僚であつて当地の生産隊の農民から選ばれた代表ではない。

（公社書記に対する煙台市郊外一農村農民の対応）

農民が保守的で頑迷である、また大衆動員の対象となる無知蒙昧な農民像も一般的ともいえる。特に前者は社会主義、共産主義社会の実現の障害であるとする農民像につながり多くの研究者が共有しているともいえる。しかしこれは一面的な農民像であると思える。こうした農民像を相対化する意味で以下の経験を紹介した。

以下は筆者が山東省煙台市郊外一農村を訪れある農民にインタビューした際の記録と印象である。また筆者は人民公社時代の公社書記についてその評価を聞いた。

人口の多い同村は複数の生産隊に分割されていたが、村全体で生産大隊を構成する。農民の参加した生産隊Aは全戸が祖先を同じくする李姓、隣のB隊も同じ李姓であるが前者とは出自が異なる。以前李姓の家で家僕であつた、李家に買われて来た者、などが方便のため李姓を称するようになったという。そうした経緯から後者の生活水準、文化水準は低い。また後者は前者と墳墓を同じくすることは決して出来ない。これは中国独特の文化である。

解放後も所得水準、文化水準の面で互いに区別するA、Bの関係が簡単に変わるわけではないが公社の生産大隊を

構成する単位となった。当地農民にとってはA、Bの微妙な関係は暗黙の事実であるが、村外から来た外地人（よそ者）の前記書記にはそこまではわからない。

同書記は書記として就任後、生産隊大会を召集し村民に対し（旧）地主・富農名を告発告知するよう命じる。実はA村落では共産党の支配が始まる前に地主らは弾圧を逃れるために自主的に土地を零細農民に贈与などの手段で自ら零細農民に変身していた。これも村民にとっては暗黙の事実である。ところで数時間の大会中に催促されてもただ一人として告知する農民はいない。同書記はその後A、B隊に対して執拗に密告を奨励するが告知するA、B隊村民はいない。生産大隊・隊の会計など職員は下級幹部であるが、当地民（その土地の者）である彼らの中からも密告する者はいない。ところが後日、密告する者がB隊員でなくA隊員から登場する。村人、特にA隊村民にとっては意外な裏切り者が出たのである。ただ一人だけであったが。

ところが再び生産隊大会が開かれると全員が彼こそ地主で雇農をひどく搾取していたと書記の前で弾劾したのである。そして彼は連行され労働矯正という名の強制労働に服することになる。この逸話から多くのことが読み取れるのではないだろうか。そのすべてを記述する余裕はない。少なくともこの村では零細農民や雇農を使って旧地主・富農を攻撃し再分配をおこなう運動が組織的になることはなかったし党支配を強化するその手法も成功しなかったということである。⁽¹²⁾

（農民の文化程度と書記に対する評価）

一般に村内部の社会関係は一般に多様であろう。地主と貧農の間に厳しい緊張関係が存在している場合、反対に強

い連帯的な共同体関係が支配し両者の対立は少ない場合、あるいは対立関係を抑圧するほど支配関係が強い場合など考えられる。

そうした緊張関係の要因を主に経済的關係、搾取被搾取関係から把握することも可能である。党が貧農・雇農を組織化し地主・富農を攻撃させる場合に両者の対立関係を利用し、前者に後者の土地を分配取得させる方法が頻繁におこなわれたが、まさにこの思想に基づく手法である。この点でA、B村では貧農の組織化は不成功であった、できなかったということがいえる。それは経済的にみて大きな対立的要因がなかった、あるいは伝統的な連帯関係が強かったためかもしれない。

いずれにしても党の支配は全権を握りながら全能であったとはいえない。一つは当地人の外地人に対する信用を阻む壁が存在することである。これは中国人、中国農民の伝統的な思考である。また一つは村民と書記との間の文化程度の差の存在であろう。伝統的な読書人（文化人、知識人）を尊敬する文化伝統のためである。これは農村であれ城市であれ同じであり、読書人が官職にあるか否かを問わず読書人を尊敬し無学な者に対し軽視する伝統である。A村の農民は伝統的に尚学の風が強く農民の多くが私塾に通うことが多かったという。

A村民は書記と接するうちに書記はただ軍功で書記に就任できたが彼の文化程度がきわめて低く、かつ聡明でなく人格的にも尊敬できるところがないことを知るようになる。こうした時に農民は明哲保身であり態度と対応は面従腹背であり、時に愚民のふりをして嵐の過ぎ去るのを忍耐強く待つだけである。また適当に力を抜いて働くことが農民にとつて可能なせめてもの消極的抵抗であり、エネルギーを蓄積する方法であったといえる。彼らが愚民ではないこと、その知恵とエネルギーは改革開放後の農村の急成長により証明されるのである。

Ⅲ・政策転換と人民公社解体の必然性

1. 農民の地位

人民公社制度の登場は、前述のように歴史的必然性があつたといえるかもしれない。ただそこには強権、暴力による強制をともなつたことは否定しようもない。積極的に地主攻撃やその土地収用に参加しわずかな土地を取得した農民もその土地を公社に収容されることになる。人民公社体制に組入られた農民にとっては土地、生産手段の集団所有とは觀念にすぎず実質的にはその觀念と正反対の土地の無所有にほかならない。また実質的には土地の所有権を失つたばかりか公社が自給自足的な「政社合一」組織であるため、人民公社を退社することは生存できなくなることの意味するようになる。

人民公社成立と時期を同じくして農民の都市への流入を防ぐため戸籍管理が厳格になり農民戸籍の農民は農民であるかぎり農村以外での居住の自由を奪われることになった。これは中西教授によれば五三年から農業合作社の組織化が加速され、社会主義教育運動もおこなわれるなかで社会主義教育運動を圧迫と感じ農民の都市に職を求める者、流入する者が増大した経緯もあり、これを防ぎまた食糧を確保するため農民の農村からの流出を防ぐためでもあつた。¹³⁾

こうして農民は農村に居住することを余儀なくされ、農業以外の職業に従事することも出来ず、また人民公社で重い労働に服するだけでなく無償の徴用を課せられる事実上、政治的な権利ももたない農奴同様の存在に陥つたといえるのである。

2. 農業経営の問題、農民の低い労働意欲

公社、生産大隊、生産隊が統一的な生産計画を立て農民を動員しても公社の農地の収穫は充分でなく計画を達成できないことが多い。他方で農民の自留地の作物が豊作であることが多い。自留地の多くは農地として土地は痩せ狭く条件は悪い。また自留地とはいえ決して家の周辺にあるわけではない。それでも農民は隊の農場で働く前、働いた後も自留地で農耕することが多いのである。それはなぜだろうか？

農民は隊、公社農地で働くことに意味を感じないためである。働いても働かなくても工分（労働報酬）が同じであり、強度・熟練度において異なる同量でない労働の報酬が同じでは労働する者の労働意欲は低下する。

また人民教化の目的で党や政府の上からの社会主義教育運動、「工業学大慶」（工業は大慶に学べ）、「農業学大寨」（農業は大寨に学べ）などの運動が度々おこなわれ大衆・農民の労働力の大量動員がおこなわれた。なお大慶と大寨はともに公社経営の模範とされ社会主義精神高揚の政治宣伝活動に用いられたが、買によれば発表された多くの生産のデータが大衆動員のために捏造されたものであったことが改革開放後、明らかにされた。¹⁴

この事実はそもそも経済的効果がなかったことを証明するばかりか、特に共産主義精神を鼓吹してもモラル（労働意欲）の向上実現が困難であった事実を物語っているといえる。

いわば戦時から平時になれば、また時代が変われば緊張感や危機意識が希薄になる。人民公社誕生時のような高揚感は既になくなっていったといえる。平時には戦時のようにスローガンや大衆動員によって農民のモラルを高めることもできない。モラル低下の基本的な要因は働いても働かなくても工分が同じであり、同質でない同量でない労働の報酬が同じでは労働する者の労働意欲は低下することである。ちなみに大寨モデルが全国各地で強行に推進され

働評価と工分の計算が極端に単純化され、労働記録も単純化される。その結果は同じく買によれば、平均主義、大鍋飯の弊害が横行し消極的な怠業を蔓延させ農村経済が破壊されたとする。¹⁵⁾

生産隊の農地で働く農民の労働意欲が低下するのは農民に前述の自留地があれば、なおさらである。文革期には多くの自留地が没収されたり、また自留地の作物を農貿市場（農民市場）で農民が売買することも禁じられる。これも日本で報道されたような農民の共産主義イデオロギーの向上などではない。¹⁶⁾

このように公社のなかでは基本的な人権を奪われ、隊と公社の命令に反することは不利益で危険でもあり、表面的には命令に服することが安全である。公社の命令には口是心非だから働くふりをして実際には力を入れて働かない。生産決定権、剰余配分権を奪われた農民は等しく労働意欲をもてない状況であったといえる。

3. 政策転換と人民公社解体の必然性

人民公社体制の強化とは反対に農業生産は長期的に停滞・低下する。ちなみに一九七八年の農業生産の水準は一九五七年と同等な水準であること、深刻な食糧不足の危機に直面していることが一九七八年党の中央工作会议で報告される。¹⁷⁾

政策転換は必然であった。毛沢東が前々年の一九七六年逝去、そして鄧小平の復活の流れのなかで農業政策の転換が進められた。その背景は農業生産の停滞と農村の深刻な窮乏化、農村に対する財政支出増の限界である。また最も窮乏化が深刻な安徽、四川の農村で地方幹部が政策変更を求める農民の真剣な要求に直面していたことである。農民らは六〇年代初期におこなわれていた「包工」（作業請負制）や「包産到戸」（生産家庭請負制）、「包乾到戸」（農家経営

請負制)の復活と承認を要求していた。⁽¹⁸⁾

まず七八年改革で党が着手した措置は、久しく復古にされ、特に文革時に「極左的な思想」「共産風」により不法に侵害されていた公社発足時の本来のルールを復活しようとしたことである。ただ包産到戸、包乾到戸は絶対に認めないという決定であった。⁽¹⁹⁾

しかし、両請負制は初めは秘かにその後は事実上公然と普及していく。一九八一年中中共中央「一号文件」として全国機関に送られた党の決定は先に進出したこの事実を事後的に党決定として承認したものである。⁽²⁰⁾

実は一九五六年以降、農業共同化を進めた合作社組織化の当初から如何にして有効な管理制度を確立するかが課題であった。堅実に社会主義を建設しようとする鄧子恢などいわゆる実務派官僚により漸進的な政策が進められていた。⁽²¹⁾

そして鄧の提案した生産請負制は合作社発足当初、多くの地域で受けいれられ普及していたのである。⁽²²⁾それが党内の「左」の思想優位が支配的ななかで、五七年の農村社会主義運動期には「資本主義を復活させる」ものと否定される。⁽²³⁾六一年の調整期に一時的に復活するが、文革期に「左」からの批判・攻撃で再び禁止されていた経緯があった。⁽²⁵⁾結局、七八年三中全会に先行して合作化開始時の制度が復活していたといえるのである。

(人民公社の解体)

一九七八年以降の農業政策の転換、生産責任制の採用にともない、多様な形態の請負制が普及したが、最終的には農民にとって最も独立性の高い包乾到戸が普及する。⁽²⁶⁾こうして農民の生産の自立性の一応の回復にともない農業生産が回復する。その結果、人民公社の存在理由がなくなり事実上解体することになる。その行政機能は郷鎮委員会に移

行され、一九八四年の憲法改正により政社一体の人民公社は消滅する。制度思想・設計がそもそも誤りであったことが歴史的にも証明されたのである。

IV・農業生産の回復、郷鎮企業の勃興

1. 郷鎮企業の発展と労働意欲

七八年共産党の第一屆三中全会（第一期第三回中国共産党全体会議）、同党同期の先行する前記の中央工作会議決定に先行して生産責任制が急速に普及する。その後農産物の政府買い上げ価格値上げが実施される。農村経済の復興発展を基盤に農産品加工業、農業基盤関連工業の事業組織が八〇年代に勃興する。多くは公社時代の社隊企業を前身とする郷鎮政府の所有、公的出資のものであったが、次第に私的な出資の郷鎮企業も出現し急成長する。こうした急成長は農村・農民が急に商業的になったからではない。人民公社の自給自足的な体制の下で久しく抑圧されていた農民の自然な事業欲求、エネルギーと消費意欲の爆発を背景としていたといえる。

いわば冷たい雪に踏みつけられている間にも農村工業・商業の成長の萌芽が絶やされないうのであって、突然その生命が八〇年代に誕生したのではない。もとより零細農民が農作物を市場で販売するのは最低限の生存のためにも必要なのであるが、その意味では農民も商業的なのであるがそれも既述のように文革期には禁じられていた。こうした抑圧されていた農民の欲求、エネルギーが爆発したものだといえる。

郷鎮企業の急速の勃興も農民の主體的な労働参加の所産である。また労働意欲の向上の所産である。農業生産性が向上し専業農家の出現、多角経営の発展、そして富裕農家「万元戸」が出現する。それだけでなく農工商総合経営の

生成とその合資形態そしてその連合体が出現する。こうした変化を党は肯定的に評価する。⁽²⁷⁾ また関連工業への労働力と資本の投資が可能になり、農村工業への農民の就労者数も増大し農民の消費、購買力が増大する。

既に言及したが、新中国建国期や大躍進期には農民と大衆の大量動員型のインフラ・土木の工事がよくおこなわれた。これらは農民にとって多分に他動的な労働であり、それだからこそイデオロギー的スローガンの下でおこなわれなければならなかったといえる。またその華々しい成果は多くは捏造されたものであることは別としても直接農民が所有することができないものではない。

例えば水利工事等の農民の大量動員は農民を単純労働力として動員したものだが、農民にとってその労働成果を短期で目に見える形で実現することも手にすることもできない。他方、土作りから始まり畝立て、育苗、そして成長、最後に収穫まで少なくとも四、五ヶ月は要するがその成果は目に見える形で手にすることができる。しかも生産力の技術水準が低く労働集約的な農業の場合、農業の収穫は多分に農民個人の農業技術と投入労働量に依存し、その成果を目に見える形で手にすることができる。そしてそれが農業生産を発展させる。人民公社解体期の多くの地域の農業はまさにこうした状況であったといえる。

2. 郷鎮企業の必要とする労働、精神

郷鎮企業の成長に表現される農村工業の成長にも農民の主體的な労働と技術を要したことは言うまでもない。また労働者のみならず管理者の労働の質的側面と量的側面、その強度、そして経営者の主体性が重要であるといえる。またあたらしいものに挑戦する事業者精神が必要である。こうした精神が公社書記や幹部にそなわっていることは少

ないであろう。

産業の成長は単純な量的発展拡大からその質的發展を郷鎮企業に要求する。特定郷鎮内からその境界領域、さらに国内遠隔地、海外へと郷鎮企業の市場は拡大する。こうした拡大を担保するのは受動的な労働ではなく、主体的かつ柔軟な精神と労働力であり、労働意欲に報いる労働報酬である。また事業者精神も重要である。

消費の水準の高度化・多様化に企業として対応が可能なためにも労働の主体性を必要とする。生産力と消費水準が低い段階でも高い段階でもより良いものを求めるのは自然であり、改革開放は海外の良いものへ人々の目を開かせ、また良いものを作る意欲を育むようになる。消費の面から欲求の多様化、質の良いものへの欲求が増せば、そうした欲求の高度化に対応する製品を作るためには、働いても働かなくても労働対価が同じであるような労働では対応することができない。労働の量と質、特に後者が重要である。これは工業製品のみならず農作物についても同様であり、またその加工製品についても同様である。いずれにしろ農業の増産、農家の増収、農村の繁栄、そして郷鎮企業の発展の出発点は、何よりも農民の労働意欲が向上したことであるといえることができる。

3. 党の絶対的支配の維持と改革開放

改革開放を進めつつ四原則（プロレタリア独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義・毛思想、中国独自の共産主義）を頑として堅持するのが中国共産党の路線である。そして毛沢東の個人崇拜が否定されていない。ここから中国共産党の支配が伝統中国の家産官僚制支配同様の観念・思想を継承しているのではないかということである。党やその官僚は伝統中国の家産官僚制支配が皇帝を頂点とする権力ピラミッド構造の下で全国大中小の小皇帝ともいえる官僚を

つうじ人民を支配したように、中国共産党は党主席を頂点に全国大中小組織の党官僚が人民を支配する構造を継承したともいえる。皇帝と家産官僚の人民統治が良くも悪くも、つまり善政であれ悪政であれその人格的支配としておこなわれ、法による支配ではなかったように、解放後の党の統治に人格的支配が継承されたといえる。これはまたその後の権力腐敗の要因の構造的かつ思想的かつ法的側面である。

現に文革期の恒常的な法軽視のみならず、Ⅲ・3で記したように農民の法的権利の変更をとまなう問題である生産責任制の普及やその細則に関する指示が党内決定を経て何の疑問を持たれぬまま党中央文件として発表され、党文件が実質的に法的拘束力をもち実施される。こうした党による法の軽視ともいえる法観念、本来の意味での法に対する党による侵害ともいえる事態が異常ではなく特色でもあるといえる。

（人格支配と現実主義の伝統）

またこれを正当化するのが現実主義の思想である。「实事求是」（本来実践によって真理を検証する意味だが、実践して結果よければよしの意味で用いる）は毛沢東が唱え鄧小平もそれを口実に同様に唱え、改革開放後の党の指導方針を表す標語となったが、文字通り現実主義を肯定する伝統的な成語であり、法よりも現実が優先されることを端的に表現している。

このスローガンがその後の政策転換そして成長の出発点となったという意味でその意義は否定できないが、党と党員が何よりも法を超えることを否としない存在であること、法が党員そして人民にとって厳として遵守するべき基準でないことは法文化の違いであるといえればそのとおりであるが、それ以上に異質性の印象を与える。

いずれにしろ改革開放、人民公社の解体、政社合一の機関の消滅のなかで、既存の社隊企業のみならず新たに多くの郷鎮企業が誕生・発展したが、現実主義と人格支配の伝統と党の独裁が不正と不法、腐敗を蔓延させる出発点となったということができないのではないだろうか。

中国伝統の家族主義、縁故主義、関係重視の伝統は利益共同体の形成そして不正行為の共同化、さらに法の適用を免れるセキユリティネットの形成を促進する要因であるといえるが、特権を利用して不正利益を追求する官僚にとっては家族関係のみならず縁戚関係、関係ネットワークを利用することは地位や利権の継承・温存と増殖のため、また法の適用からの回避を図るための担保である。またそうした利益集団と関係をもつことで利益を得ようとする者が関係ネットワークの外延をつねに拡大再生産する。他方、権力なき弱者にとって不正批判は簡単ではなく法に守られない命がけの行為である。

むすびにかえて——経営腐敗の萌芽——

農業生産責任制の導入はその後の所有権改革の嚆矢となったという意味で重大な経済的意義を有する。農村に始まり次いで都市、工業企業の改革に着手する。早くも一九七九年に四川で一〇〇の企業に企業自主権を与え、国家経済委員会等六部門が北京、天津、上海の八企業で企業自主権拡大を試行し、増産増収の結果を得る。²⁸⁾

公有制を堅持しつつ企業形態多様化さらに株式会社制度の導入が全国で進められる。沿海部の先進地域、浙江省ではほとんどの郷鎮企業が私有制か株式制に改組される。また郷鎮企業の勃興期に移行期特有の労働者集団所有の集体企業として組織された企業や、多分に私有制でありながら公的な資本も投下され公的企業の看板を借りた「紅帽子」

企業など、経過的形式の企業の出現と多様化、そしてまたそれら企業の所有権の不明確化が進行する。

問題はこの経営改革の過程で経営腐敗が進行したことである。法や財産管理制度の未整備、経済効率観念の低さなど、そうした制度的な要因だけでなく経営主体の意図的な不正が要因で公的資産が相次いで流出した。すなわち経営合理化を口実とする企業連合や合併などにもなう改組時の不当な財産評価、不採算を理由とする低廉な価格での売却やリース形態での権利譲渡、承包（請負制）化の際の権利の不正な入札など、経営者と権力を有する党官僚が関係（guanxi）⁽²⁹⁾をつうじて双方に有利な取引をおこない利益共同体が形成される契機となった。資本主義的な財務管理や証券取引慣行が未発展のなかで郷鎮企業経営者や企業組織の党幹部に対し優遇措置として改組された会社の株式が低廉な価格で譲渡されたことは、その後の党官僚支配が会社支配と重層する要因となった。

所有の全人民所有を改組し公有制を維持しつつ株式会社制度導入を進めても管理しているのは経営者や党官僚である。また一般に彼らによる持株支配比率は数字以上の支配力を有する。その意味で適正な「コーポレートガバナンス」がおこなわれるためには所有主体である人民が経営主体として権力を行使できなければならないが、人民の代理であるはずの党官僚が人民の代理として権力を行使するとは思われない。反対に党官僚支配が社会主義所有の本来の目的である「為人民服務」（人民への奉仕）の目的に反する可能性が高いことは否定できない。

農業次いで工業における生産制度改革、経営自主権の付与、さらに自主権の拡大・自由化、そのいずれの政策も社会主義の堅持を標榜している。ただそれは党の団結を確保し独裁を維持するための口実といえなくもない。全人民所有の後退が資本主義的経済・資本主義的経営の発展と並行し対応しているという事実は皮肉でもあり社会主義制度の矛盾を端的に表現している。

注

- (1) 以下参照されたい。座談会出席者、阪本楠彦他：「座談会Ⅱ調整期の農業政策―生産責任制の位置づけと人民公社制度の改革をめぐる―」 ci.nii.ac.jp/naid/110002958379, 2014.06.01.
- (2) 杉野明夫「中国農村改革と人民公社の終結」『立命館経済学』第四四卷第六号、1996.02.
- (3) 嶋倉民生・中兼和津次編『人民公社制度の研究』、アジア経済研究所、1980.10.20. 中兼和津次著「中国集団化の再検討」『一橋論叢』第九二巻第一号、1984.08.01.
- (4) 王鴻模・苏品端著『十一届三中全会的前前后后』九州出版社、2012.10. 賈艶敏『农业生产责任制的演变』江苏大学出版社、2009.08. 両書には生産責任制の評価について見るべき新しい点が記述されていないが改革肯定派の立場から合作社結成時にすでに責任制が普及していたが党内の「左」の影響・支配でその後、生産制が否定されてきたこと、また七八年当時の党内の農業生産責任制をめぐる賛否議論と対立関係について克明詳細である。
- (5) 政社合一の意味。人民公社は農村の政権（行政）単位と生産組織を一体化したものととして、農村の基礎的な政権組織でありながら、基礎的な生産組織でもある。
- (6) 杉野明夫、前掲論文。
- (7) 杉野明夫『中国社会主义の展開』ミネルヴァ書房、1971.07. pp.145-6. 座間絃一著「中国農村人民公社の労働管理制度―生産隊の労働組織、分配制度を中心に―」『東亜経済研究』第四七巻第一・二号、1980.03.24（以下、座間1.と略称）、同著「中国における生産責任制について」『東亜経済研究』第四八巻第一・二号、1981.04.30（以下、座間2.と略称）。
- (8) 座間絃一、座間1.、2.、賈艶敏、前掲書 pp.32-3.
- (9) 松野昭二著「農村人民公社における「按劳分配」論」 www.shachi.co.jp/jaas/09-03/09-03-02.pdf 2014.06.01.
- (10) 座間1. p.125, pp.133-5.
- (11) 座間2. p.16.
- (12) 小嶋正巳著「人民公社における経営管理と階級闘争（1）―生産隊会計制度の改革を出発点として―」『山口経済学雑誌』

第一七卷第五・六号、1967.03.31. 小嶋氏の論では生産隊の経営管理に「貧・下中農」が中心的な主体として参加し地主による支配を排除したとして生産隊の新会計制度を高く評価する。最下層の「貧・下中農」が主体になって、中農や地主以上の農民の不正行為を厳しく監視することができるといえる。

しかし問題が多い。まずそもそも共産党の農民分類に疑問をもたずに受け入れて良いものである。ほんの僅かな一haたらずの農地しかもたない農民も農地を有していたために地主と分類され、そして貧農・雇農のアクティブに非難され差別・攻撃の対象とされ悲惨な運命をたどった農民が多い。公社のなかでは党幹部が警察権・裁判権を事実上有していたのであるが、密告も奨励され「地主」とされた農民が公正な手続きを経ず不当な処分をくだされたこともしばしばである。党幹部の人格素養が高ければ党の統治にせめて救いはあったかもしれないが、その反対であることが多かった。そして文革時には解放時以上に再び「左の」誤った指導が農村社会を陰惨な対立と混乱に陥れたのであった。

(13) 中西仁三著「人民公社と中国の農業政策」『同志社大學經濟學論叢』、第一二卷第五号、pp.66-81. 1963.02.15.

(14) 賈艶敏、前掲書、pp.15-54.

(15) 同上、pp.230-32.

(16) 筆者が四川省大州市K県S鎮において農民にインタビューしたところ、農民は市場が閉鎖された後は闇で売っていたし、都市の市民も闇市場を知っていてそこで購入する者が絶えなかったという。それは市民の間では公然の秘密であって知らないのは農村を管理する公社の幹部だけであつたという。自然発生的な交易をも禁じていたことが異常であつたことを物語っているといえる。

(17) 王鴻鳥・苏品端著、前掲書、pp.81-2.

(18) 賈艶敏著、前掲書、第八章。

(19) 同上、pp.276-283.

(20) 同上、pp.274-5. p.328.

(21) 同上、pp.41-2.

- (22) 同上、pp.47-9.
- (23) 同上、pp.50-72.
- (24) 同上、pp.77-9, p.128, pp.163-5.
- (25) 同上、pp.180-214.
- (26) 杉野明夫、前傾論文および楊勳・劉家端著・杉野明夫訳『中国農村改革の道…人民公社解体と請負制』大阪経済法科大学出版部、1989.07.25.に詳細な紹介あり。
- (27) 王鴻鳥・苏品端著、前掲書、pp.146-8.
- (28) 同上、p.151.
- (29) 郷鎮企業ではないが中国娃哈哈集団の改組の際に多くの株式が杭州市党幹部に譲渡されている。以下参照。拙稿「ダノンと娃哈哈の争いと中国リスク―市政府と職員の株式所有権の突然の出現の考察を中心に―」『政経研究』（日本大学法学部）第 四九卷第四号所収、同「国有企業娃哈哈（ワハハ）集団の変容―ダノンとの合併、改組と宗慶後による支配の確立による家族企業化―」『政経研究』（同）第五〇巻第一号所収。

アダム・スミスにおける労働と賃金

——労働者福祉との関連で——

- 一 はじめに
- 二 労働者の怠惰と低賃金
- 三 スミスの労働者像と高賃金
- 四 貧困の責任の所在…個人か国家か
- 五 むすびにかえて

山 口 正 春

一 はじめに

如何なる経済も生産力の発展を目指すかぎり、労働の能率と生産性の問題に直面せざるをえない。そしてその場合、労働者の勤労意欲と勤勉の向上が重要な意味をもってくる。この問題は近代国民経済の形成期に現れた重商主義の経済論においても、とくに国際競争力の視点から強い関心事になり、労働者の勤労意欲と勤勉を高める手段としての賃金政策は、当時の主要な研究テーマの一つをなしていた。

重商主義の根本的批判を自己の課題としていたアダム・スミスの『国富論』においても、この問題は重要な論点となっている。重商主義期においては、概して労働者は労働を忌避し、不節制で怠惰を好む存在と見なされ、そうした労働者を労働へ誘因する方法として、一般的には低賃金政策が推賞されていた。すなわち当時の社会通念的な見解では、労働者の賃金を低くし、そして穀物価格を高く維持しておかねばならないと考えられていた。^① E・S・ファーンズが「貧困の有用性の原理」として論じたものである。^② スミスも労働それ自体を人間の自己充足的な行為と捉えるわけではなく、一般の労働を人間にとって「自分の安楽、自分の自由および自分の幸福の……犠牲」^③であると認識している。

周知のように、スミスは価値の源泉について次のように述べている。「あらゆる物が、それを獲得した人にとって、またそれを売り捌いたり他の何かと交換したりしようと思う人にとって、真にどれ程の価値があるかといえは、それによつて彼自身が省くことのできる労苦と骨折りである」^④と。つまり、ここでスミスは価値の源泉は労働にあると認識しているわけだが、その労働はまさに「労苦と骨折り」だと言うのであり、それが労苦と骨折りであればこそ、そ

の生産物は価値あるものとして取引の対象になると考えているのである。いわばスミスにあつても、労働は人間にとって苦痛なものと認識されていたのであり、逆に言えば、人間は自分の安楽あるいは怠惰を望むものだという認識が根底にあつたと考えられるのである。^⑤したがって人間は誰もが自然に勤勉を實踐できるわけではなく、労働者の勤勉を引き出すには、何らかの誘因が必要なのである。

だがスミスは、それを重商主義者のように低賃金とはしない。後に詳しく述べるように、彼は「賃金は勤勉の刺激剤である」^⑥と主張し、重商主義の低賃金論を否定し、高賃金こそが労働者の勤勉を促し、労働生産性を向上させるとする高賃金の経済論を展開する。^⑦したがってスミスの見解は、賃金が高くなると労働者は、その分労働日数を減らすという観察から、高賃金は不節制や怠惰への誘因として排斥され、彼らを勤勉たらしめるためには賃金を低くして低生活水準に固定しておくことが必要である、と重商主義者によつて考えられていたのとは対照的である。こう見ると、スミスにおいて重商主義的な労働者像と低賃金の経済論は打ち破られ、これに代つて金銭的刺激に敏感な反応を示す新しい労働者像と高賃金の経済論に置き換えられたことが分かるのである。

ではスミスにあつては、如何なる理由で低賃金から高賃金への移行が望ましいと考えたのか、これに付随して労働者像もスミスにおいてはどう変化したか、また彼は当時の労働者の貧困の責任は、一体誰―労働者自身か国家か―にあると考えていたのか、更に言えば高賃金とそれに基づく労働者の生活水準の向上や改善は、労働者にどういう意味をもつとスミスは考えていたのか、小論では、こうした問題に光をあて当時の労働者の生活実態をも視野に入れながら、紙幅の許すかぎり、明らかにしてみたい。^⑧

- (1) ロバート・W・マーカムソン『英国社会の民衆娯楽』(川島照夫・沢辺浩一・中房敏朗・松井良明訳)、平凡社、一九九三年、二〇五頁。
- (2) E.S. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism: A Study in the Labor Theories of the Later English Mercantilists*, repr, 1965, chap.6.
- (3) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H. Campbell & A.S. Skinner, Glasgow edition, 1976, 2vols, Vol.1, p.50. (以下WNと略記する) 大河内一男監訳『国富論』、中央公論社、一九七六年、I、五七頁。(以下、邦訳と略記する。ただし訳文は必要に応じて変更した箇所もある。)
- (4) WN, I, p.47. 邦訳、I、五二―三頁。
- (5) 井上和雄『資本主義と人間らしさ』：アダム・スミスの場合』、日本経済評論社、一九八八年、三〇〇頁。
- (6) WN, I, p.99. 邦訳、I、一三八―九頁。
- (7) P.J. Menulty, "Adam Smith's Concept of Labour," in *Journal of the History of Ideas*, vol.34, p.358.
- (8) 大河内一男「アダム・スミスと賃金」(『大河内一男著作集第三巻』：スミスとリスト)、青林書院新社、一九七〇年、所収)、新村聡「労働と賃金」：アダム・スミスの分業論と高賃金論①(『古典から読み解く経済思想史』経済学史学会他編、ミネルヴァ書房、二〇一二年、所収)、同「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想」：高賃金の経済と国家の政策責任②(『経済思想のなかの貧困・福祉』：近現代の日英における「経世済民」論』小峯敦編著、ミネルヴァ書房、二〇一一年、所収) など参照。小論は上記の文献から啓発されるところが大であった。

二 労働者の怠惰と低賃金

イギリスの一八世紀は、一般に「怠惰の時代」と呼ばれていた⁽¹⁾。労働者は前述のとおり、社会通念として労働を忌

避け、不節制に陥り、怠惰を好む存在と見なされていたが、ここでは「怠け者」としての労働者の生活実態について少し触れておきたいと思う。

たとえば大河内一男は、一八世紀イギリスの労働者の生活実態を実に生き生きとした言葉で語っている⁽²⁾。大河内によれば、当時の労働者の年間の労働日数が総日数の約二分の一、つまり一八〇日前後であった。多くの労働者たちは、土・日の二日は必ず休んだ。そして後にも述べるように、賭博や飲酒に明け暮れた。その結果、月曜日も、泥酔がたつて、仕事場に出向ける状態ではなかった。月曜日のことを当時「眼さきのかすんだ月曜日」(ブルー・マンデー)と呼んだのは、そのような意味だった。だから彼らの作業日は年間せいぜい一八〇日しかなかったことになるが、それがまた多くの宗教上の祝祭日や地域社会の独立の記念日や、そのほか地域社会の行事や催し物によって一層少なくなっていた⁽³⁾。

時には死刑、笞刑、烙印刑などの執行日とでもいう事になれば、仕事はそっちのけだった。この点に関してミッチェルとリーズは、次のように述べている。「絞首の日には、あらゆる種類の徒弟や職人は仕事をほったらかし―雇い主にとってはとんだ迷惑であった―」⁽⁴⁾「もつと軽い刑罰である笞刑や烙印刑も公開で―普通は刑務所の外で―行われ、これまた群衆を引きつけた。曝台ないし曝枷の刑には群衆自身も参加して、どうすることもできない囚人⁽⁵⁾にあらゆる種類の汚物を投げつけ、特に憎しみを覚えた時は石を投げつけた⁽⁴⁾」その上多くのギャンブルが、たとえば競馬や闘鶏などが、労働者仲間の大衆娯楽として一般的に歓迎されていた。好天ならば競馬、雨天ならば工場内での闘鶏という調子である⁽⁵⁾。新聞はどれもこぞつて、こうしたギャンブルを面白おかしい言いまわしで書き立てた⁽⁶⁾。ここで闘鶏というギャンブルについて見ておこう。闘鶏に関してはボズウェルも書き残し、社会名画を描いたウィ

リアム・ホガースも作品「闘鶏場」を描いているところを見ると、一八世紀に闘鶏が広範囲に行われていたようである。^⑦ 闘鶏の試合には何かとうるさいしきたりがあった。シャモの世話や飼育は重要な研究課題であった。試合は熱狂的な賭けと、絶えることのない大騒ぎの中で数時間続いた。とくに好評だったウェールズの闘鶏には予選があつて、たいてい三二羽の雄鶏が出場して、そのうちの二羽だけが生き残るのだった。一七六二年一二月、闘鶏場での体験を、上述のボズウェルは次のように言及している。

「私はそれから闘鶏場へ行つたが、そこは円形の部屋になっており、その真ん中で雄鶏が闘うのである。幾重もの輪になって座席が設けられており、その輪は後ろへ行くにつれて高くなっている。闘鶏台と座席はすべてマットで覆つてある。羽根をきちんと刈り込んで盛装し、銀のかがとで武装した鶏は下に置かれ、恐るべききびしさと決意をもつて闘う。すぐの方がつくものもあつたが、四十五分間も闘った組もあつた。賭けをする怒号と喚声はそれはもうすごい。大金がまたたく間に手から手へと渡つていった。」^⑧

そしてこれらのギャンブルは、勿論飲酒と結びついていたし、とりわけジンが当時の労働者の間で愛好された飲み物だった。安価なせいもあり、誰もがジンをあつた。ジンとギャンブルと労働者の低能率と怠け者としての彼らの日常生活とは、固く結びついていた。上流階級が紅茶を飲み、新興の中産階級が「コーヒーハウス」^⑨に陣取つていたのに対して、下層の労働者たちは好んで「ジンハウス」^⑩にたむろしたのである。シュウオーツによつて、この時代とわりわけ一七二〇年から一七五〇年にかけては「ジン狂い」^⑪の時代と名付けられたが、ジンの社会的影響は非常に悪く、犯罪や不幸が激増した。換言すれば、下層の労働者たちのジンを飲む習慣は、生活苦に拍車をかけ、アルコール中毒や犯罪や非道徳的な行為などの社会問題を生み出したのである。^⑫

ジン愛飲の結果、犯罪はうなぎ登りに増加した。ミッチェルとリーズは「一八世紀半ば頃に頂点に達した犯罪の高まりは、様々な原因によるものであったが、とりわけロンドン民衆の中でも最も貧しく悲惨な人々のジン愛飲癖のせいであった⁽¹³⁾」と述べている。シュウォーツによれば、「一七三〇年代と四〇年代のロンドンには、ジンを買うことができる場所が少なくとも六千軒はあったが、その数にはジンを商っていた屋台や行商の手押し車は含まれていない。地域によつては五軒に一軒はジンの販売店があり、また酒類は監獄でも自由に売られていた。ジンの最終生産高は年間九百万ガロン近くにまで達した⁽¹⁴⁾」という。

マンデヴィルが「ジンは、怠惰でやけくそで狂気じみた男女に魔法」をかけ、「頭脳を燃えたたせ、内臓を焼きつくし、体内のあらゆる部分を焦がす火の湖」であり、「哀れな者がそのなかに浸って一番つらい心配をも押し流す忘却の川⁽¹⁵⁾」であると言つて警告を発しても、いっこうに改まる兆しを見せなかった。困つたことに「激しくて陰気な氣質の場合、ジンは人間を喧嘩好きにし、畜生や未開人のようにし、何のいわれもなく争うように唆し、またしばしば殺人の原因ともなった⁽¹⁶⁾」し、さらに「それは、この上なく強靱な体格をもさんざん打ちこわし、結核に感染させ、卒中や精神錯乱や急死の致命的で直接的な誘因であつた⁽¹⁶⁾」。

ホガース⁽¹⁷⁾の社会名画「ジン横丁⁽¹⁸⁾」には、泥酔のため赤子を階段から取り落とす母親や、担架代わりの手押車で運ばれる瀕死のアル中患者に混じつて赤子を眠らせるためジンを飲ませる母親の姿などが描き出されている。泥酔と退廃と破産と死の影である。こうした状況を「人々はまるで悲しみをジンで紛らそうとしたかのようである⁽¹⁹⁾」とアシユトンは語っている。このように「ジン横丁」には、そのすさまじいばかりの様子が描かれているが、この光景も当時の人の目から見れば、誇張でも何でもなかったのである。ここに見える細かい点や主だった人物像はどれも、ホガース

の他の作品同様、現実の風景そのものから取材したものであった。²⁰⁾

つけ加えて言えば、ジンのみならず飲酒によって人々の健康を害し、不幸に陥れることについて、デフォーは次のように言及している。すなわち「ここイギリスでは、ブランデーと同じくブドー酒も、そしてすべてのわれわれの強い混合酒、たとえばスタウト・エール、ポンチ、ダブル・ビール、ファイン・エールなどあらゆるものが度を過ぎて飲まれ、それもわれわれの健康のみでなく道徳心に対しても害毒となるほどに飲まれている。それは身体にとつても人の抱く信念にとつても、また理解力にとつてすら致命的である。われわれは日々、身体強健な人が大酒の故に墓に送られるのを見る。そしてさらに悪いことには、鋭い頭脳と優れた判断力のある人が酒によって白痴となり、愚鈍になる例が数多くある」と。²¹⁾

さて、こうした労働者の生活実態を目の当たりにして労働者を、労働を忌避し不節制で怠惰な存在と見なしたことは、当然であろう。だが時代が下がり、重商主義の後期段階に入るとイギリスでは、労働者が国富の源泉として注目され、労働者の国家的重要性についての認識が芽生えてくる。²²⁾しかし留意すべきことは、労働者が無条件で国富の源泉であると認められたわけではないことである。エリ・ヘクシャーの言うように、「賢明な方法によつて国民を国家の繁栄に導く」²³⁾ようにしなければならなかった。

概して後期段階の重商主義者たちにほぼ共通した見解は、国民つまり労働者がもし規則正しく且つ適切に雇用されるならば国富の豊かな源泉となりうるが、逆に雇用されない場合には国家の重荷となると言うことであつた。²⁴⁾たとえばケアリーは「国民は国家の富であるが、国民のための雇用がある場合にのみそうであつて、国民のために雇用がない場合には国家の重荷となる」と述べている。²⁵⁾また重商主義者は、労働者の怠惰を助長すると考えられた慈善に対し

ても、当然、批判的な態度を取ったが、このことは、たとえば次のチャイルドの言葉に現れている。「貧窮者に対するどんな種類の慈善事業も善行ではあるが、貧民を王国にとつて有用にする目的で、彼らを就労させ教育させることは、より一層善行となる。なぜなら、乞食に路上で、あるいは戸口で物を与えることは、あの怠惰で不利益な種類の生活を奨励することによつて、害をなすことになるかも知れないからである」²⁶と。こう見てくると、重商主義者たちは一方では、国富の増大を阻む障害として労働者の怠惰を非難し、怠惰を促す慈善に対しても批判的な態度を取ったが、他方では、怠惰を矯正し雇用を促進するための様々な対策を講じたのも事実であった。

ただ雇用を促進するための様々な対策を講ずる場合も、労働者を社会の底辺の仕事に強制的に就かせることが目的であったことは強調されてよいだろう。なぜなら、この時代には労働者階級は「卑しい仕事に従事するもの」として生まれたのであつて、上流階級や中産階級に従属して、生涯額に汗して肉体労働に従事する階級である、とする見解が支配的な思潮になつていたのである。したがつて当時、慈善学校²⁷の教育が宗教教育と道徳教育と職業教育を統合して、敬神と従属と勤労の精神を教えることを指導原理とし、教育それ自体で完結して徒弟または家事使用人の職に就ける仕組みになつていたのは、この時代思潮を反映して、貧しい子供たちに、下層階級としての行動様式を植えつけ、下層階級内に閉じ込めて社会秩序を維持し、低廉な労働力の豊かな貯蔵庫にする役割が期待されていたからである。²⁸

ところで、前述のように、重商主義期においては、一般に低賃金あるいは同じことであるが高物価（高い穀物価格）、これが当時の賃金論を貫く精神であつた。豊かさは人を怠惰に、だらしなく反抗的にするが、欠乏は勤勉を導くと言うのである。²⁹ こうして低賃金の要請は、重商主義の経済論に固有のものなのである。³⁰ そしてこの低賃金の経済論の論

扱は、主として以下の三点に求められるであろう。

第一点は、繰り返し述べたように、高賃金が怠惰をもたらすことである。この点、マンデヴィルは「経験とわれわれが毎日職人について見ていることから推論して」、もし職人たちが「一週間のうち四日間の労働で食べていけるならば、五日働くように説得することは殆んどできないであろう」と述べている。⁽³¹⁾ 彼は「労働者は飢え死にから守られなければならない代わりに、貯えられるだけの金額をもらうべきではないのである」⁽³²⁾とも言っている。つまり、怠惰な労働者に長時間の労働を強制するためには、生き残りぎりの低賃金が必要である、と言うのがマンデヴィルの主張なのである。この点、上田辰之助は「労働階級に対する貧乏必要論は、マンデヴィルの時代の通説であった。それは生存賃金の理論として、広く一八世紀イギリス経済思想を支配した考え方である」⁽³³⁾と語っている。ウィリアム・ペティもこの点では、決して例外ではなかった。彼は言う。「かりに諸君が二倍〔の賃金〕を認めるとしよう。そうすれば、労働者が実際にする仕事は、彼が働こうと思えば働けましたし、条件如何によつては働こうとさえ思っていたはずの半分にしかならないであろう」⁽³⁴⁾と。

次に低賃金経済論の論扱の第二点であるが、国際競争力の視点から、高賃金が生産費を引き上げて輸出を減らし、逆に、低賃金は生産費を引き下げて輸出を増やすことである。チャールズ・ダウナントは『東インド貿易論』の中で「われわれの貴重な特産品たる毛織物は、疑もなく大いに発展する力を持っておりますが、工賃 (wages) が上がれば、相当の妨げになるであります」⁽³⁵⁾と述べて、国際競争力を維持するために低賃金を主張した。

更に低賃金論の第二の論扱として、高賃金は労働者が消費する奢侈品の輸入を増加させて、貿易差額を悪化させるとも主張された。つまり高賃金は輸出減少と輸入増加の両面において、貿易差額を悪化させるのである。⁽³⁶⁾ こうした重

商主義期における低賃金の経済論の主張は、当時の論者たちの文献から数多く見い出すことができる。

- (1) 井上和雄、前掲書、二七一頁。
- (2) 大河内一男編『国富論研究』、II、筑摩書房、一九七二年、二二四―七頁を参照。
- (3) 大河内一男『アダム・スミス』(人類の知的遺産④)、講談社、昭和五四年、四二七頁。
- (4) ミッチェル、リーズ『ロンドン庶民生活史』(松村赳訳)、みすず書房、一九八二年、一五三―四頁。
- (5) 大河内一男編、前掲書、二二四頁。
- (6) クリストファー・ヒバート『ロンドン路地裏犯科帳…イギリス裏社会と怪盗ジャック・シェパード』(山本雅男訳)、東洋書林、一九九九年、一五頁。
- (7) 小林章夫『賭けとイギリス人』、ちくま新書、一九九五年、第四章を参照。
- (8) リチャード・B・シュウォーツ『十八世紀ロンドンの日常生活』(玉井東助・江藤秀一訳)、研究社出版、一九九〇年、九八―九頁。ロバート・W・マークムソン、前掲訳書、一一二―三頁を参照。
- (9) コーヒーハウスの繁盛と中産階級の勃興とは切り離して考えられない。コーヒーハウスとは、一パイーペニーのコーヒーを囲んで、新興の中産階級の人たちがあらゆる種類の話題について論じあい、語りあつた情報交換センターのことであり、商品や株の取引所であり、はたまた新思想の醸成の場でもあつた。(角山栄・村岡健次・川北稔『産業革命と民衆』、河出書房新社、一九九二年、九五―六頁。上田辰之助『蜂の寓話…自由主義経済の根底にあるもの』、みすず書房、一九八七年、六七―七三頁を参照。)
- (10) リチャード・B・シュウォーツ、前掲訳書、九八―九頁。
- (11) 上田辰之助、前掲書、七三頁。
- (12) E. Royston Pike, *Human Documents of Adam Smith's Time*, 1974, pp.60-1.

- (13) ミッチェル、リーズ、前掲訳書、一五一頁。
- (14) リチャード・B・シユウォーツ、前掲訳書、一〇四頁。
- (15) Bernard Mandeville, *The Fable of the Bees, or, Private Vices, Publick Benefits, with an Essay on Charity and Charity-Schools and A Search into the Nature of Society*. The Sixth Edition, 1732, Vol.I, p.86. バーナード・マンデヴィル『蜂の寓話：私悪すなわち公益』(泉谷治訳)、法政大学出版局、一九八五年、八四頁。原書は、法学部図書館所蔵の貴重書の一冊である。
- (16) *Ibid* pp.86-7. 邦訳、八四頁。
- (17) Cf. *Manners and Morals : Hogarth and British Painting 1700-1760*, edited by Tate Gallery, 1987. E. Royston Pike, *op. cit.*, pp.26-64. 小林章夫・齊藤貴子『風刺画で読む十八世紀イギリス：ホガースとその時代』、朝日新聞出版、二〇一一年を参照。
- (18) E. Royston Pike, *op. cit.*, pp.63-4.
- (19) T.S. Ashton, *Economic Fluctuation in England 1700-1800*, 1959, p.36.
- (20) クリストファー・ヒバート、前掲訳書、五一頁。
- (21) Daniel Defoe, *A Plan of the English Commerce, being A Compleat Prospect of the Trade of this Nation, as well the Home Trade as the Foreign*, Second Edition, 1730, Reprints of Economic Classics, 1967, pp.195-6. ダニエル・デフォー『イギリス経済の構図』(山下幸夫・天川潤次郎訳)、東京大学出版会、一九七五年、一八二頁。
- (22) 大河内一男、前掲論文、一二五頁。cf. E.S. Furniss, *op. cit.*, ch.2.
- (23) Eli. F. Heckscher, *Mercantilism*, rev. ed, 1956, Vol.II, p.293.
- (24) E.S. Furniss, *op. cit.*, p.25.
- (25) M・T・ワーマル『古典派賃金理論の発展』(米田清貴・小林昇訳)、未来社、一九五八年、二六頁。
- (26) Josiah Child, *A New Discourse of Trade, The Fourth Edition*, 1740, pp.90-1. ジョサイア・チャイルド『新交易論』(杉山忠平訳)、東京大学出版会、一九七六年、二二六―七頁。原書は、法学部図書館所蔵の貴重書の一冊である。
- (27) 慈善学校設立の原動力となったのは、一六九八年につくられた「キリスト教知識普及協会」であった。(小林章夫『チャッ

プ・ブック：近代イギリスの大衆文化』、駸々堂、一九九三年、三四五頁。）

- (28) Thomas. A. Horne, *The Social Thought of Bernard Mandeville: Virtue and Commerce in Early Eighteenth-Century England*, 1978, p.67. トーマス・A・ホーン『バーナード・マンデヴィルの社会思想：一八世紀初期の英国における徳と商業』（山口正春訳）、八千代出版、一九九〇年、九七頁。市瀬幸平『イギリス社会福祉運動史：ボランティア活動の源流』、川島書店、二〇〇四年、一七頁。
- (29) ロバート・W・マーカムソン、前掲訳書、二〇五頁。
- (30) Thomas. A. Horne, *op. cit.*, p.66. 邦訳、九六頁。
- (31) Bernard Mandeville, *op. cit.*, p.211. 邦訳、一七六頁。
- (32) *Ibid.*, p.212. 邦訳、一七七頁。
- (33) 上田辰之助、前掲書、一四七頁。
- (34) Sir William Petty, *A Treatise of Taxes and Contributions*, in *The Economic Writings of Sir William Petty*, Reprints of Economic Classics, 1963, Vol.I, p.87. ペティ『租税貢納論』（大内兵衛・松川七郎訳）、岩波文庫、昭和四五年、一五〇頁。
- (35) Charles D'avenant, *An Essay on the East=India=Trade*, 1696, in *Political an Commercial Works*, 1967, Vol.I, pp.110-1. チャールズ・ダヴナント『東インド貿易論』（田添京二・渡辺源次郎訳）、東京大学出版会、一九八〇年、四五頁。
- (36) 内田義彦『経済学史講義』、未来社、一九九五年、三五―四〇頁。

三 スミスの労働者像と高賃金

さて、A・W・コッツによると重商主義的な「怠け者」としての労働者⇨怠惰な労働者としてのイメージ、そして低賃金の経済論は、イギリスでは一七五〇年代頃から次第に衰退し、労働者の生活水準の向上が望ましいとする議論

が支持を増してくると言う。⁽¹⁾と同時に、この頃から労働者を見る目にも変化が生じてくる。つまり不断の労働を強いるための低賃金政策は、かえって労働者たちの勤労意欲を削ぎ、彼らを自暴自棄へと追いやる結果になるということが認められるようになる。⁽²⁾また、高賃金とそれに基づく労働者の生活水準の向上は、勤勉への誘因としてだけでなく、有効需要への刺激として効果的に作用するという議論が現れる。高賃金に賛成する意見は、それぞれニュアンスを異にするけれども、スミス以前では、デフォー、ヒューム、ヴァンダーリント、タッカー、パークリーに辿ることが出来る。

たとえばデフォーを取り上げてみよう。彼によれば、イギリス国民は「中産の身分で商工業に従事し、かなりよい暮らしをしている勤勉な国民なので、彼らの暮らし向きのよさが、国内の生産品と同様、外国品の巨大な消費に対しても機会を与えている。こうしたことは、世界のいかなる国もこれに匹敵するものがない。」⁽³⁾人々のこうした暮らし向きのよさ、生活水準の高さは、賃金の高さによって表現される。だから「賃金こそ、本来あらゆる運動の最初のバネなのである。」⁽⁴⁾彼はこう力説するのである。したがって、高賃金を是認するデフォーの言いたいことを敷衍すれば、以下のようなことになるであろう。商工業の繁栄が労働力の供給不足を生じさせ、それが必然的に労働者の賃金を引き上げる。しかしこのことは、経済全体の繁栄にとって大いに歓迎されるべきものである。なぜなら、高賃金は一般に、労働者の体力と気力をともに充実させ、良質の製品をつくり出すからである。その上、高い賃金は直接、製造活動に従事する人々の生活水準を高め、購買力を増すこと⁽⁵⁾によって国内市場の形成を促すことになる。こうしたデフォーの見解は、スミスの高賃金の経済論に継承されることになる。

更に高賃金は、有効需要への刺激になるだけでなく、労働者の勤労意欲をも鼓舞するという意見は、たとえば当時

アイルランドの経済を發展させるために様々な提案を行ったジョージ・パークリの考えの中にも見い出される⁽⁶⁾。彼はアイルランドの農民を勤勉たらしめるためには、如何にすべきかを反語の形で次のように問うている。

「質問二〇 欲求をつくり出すことが、人民の間に勤勉を生む最上の方法ではなからうか。そうして、もしもわが国の農民が、牛肉を食べ靴を履く風習を身につけるならば、彼らはもつと勤勉になるのではあるまいか。」⁽⁷⁾

「質問六五 人民が小ざつぱりした豊富な生活を営んでいる国が、富を熱望しなかつたためしがあるらうか。」⁽⁸⁾

「質問六六 それとは正反対に、不潔と赤貧とは、人民を不活発にし、絶望的にし、怠惰にすることによつて、このような大望をすべて消滅させるのではなからうか。」⁽⁹⁾

「質問一八一 人々を勤勉にするには、彼らにその勤勉の果実を味わせるのがよいのではなからうか。」⁽¹⁰⁾

低賃金論から高賃金論へ、そして重商主義的労働者像から近代の金銭的刺激に敏感な反応を示す新しい労働者像へこうした変化は、アダム・スミスの見解において一つの頂点に達するのである。この点、大河内一男は「スミスにおける労働者は、しばしば働く貧民 (the labouring poor) として表現されてはいるが、その実体においては、いわば新しい労働者であった。換言すれば、この労働者は重商主義の場合のように、賃金が高い場合には怠惰であり、浪費に走るのではなく、かえつて、高賃金が能率を上昇せしめるように作用するはずの労働者であった⁽¹¹⁾」と述べている。

スミスは、高賃金は怠惰への誘因として排斥され、労働者を勤勉たらしめるためには賃金を最低生活水準ぎりぎり⁽¹²⁾に保つておく必要がある、という重商主義者の見解の誤りを指摘するのである。このことは、先にも若干言及したが、スミスの次の文章の中に明確に示されているだろう。

「豊かな労働の報酬が増殖を刺激するように、同じく庶民の勤勉をも増進させる。労働の賃金は勤勉の刺激剤で

あつて、勤勉というものは、他の人間のすべての資質と同じように、それが受ける刺激に比例して向上するものである。生活資料が豊富であると、労働者の体力は増進する。また自分の境遇を改善し、自分の晩年が安楽と豊富のうち¹²に過せるだろうという楽しい希望があれば、それは労働者を活気づけて、その力を最大限に發揮させるようになる。」
またスミスにあつては、既述の穀物価格の低廉⇨高賃金は労働者の怠惰を誘う、という当時の社会通念的な見解も当然捨てられることになる。彼は言う。

「職人たちは、食料品が安価な年には通常の年よりも一般に怠惰であり、それが高価な年には勤勉である、と主張する人もいる。ここから、生活の糧が豊富であると彼らの勤勉さは弛緩し、それが乏しいと彼らの勤勉さは奮い立つ、と結論される。通常の年より生活の糧が少しでも豊富であれば、職人によつては怠惰になる者もあるかも知れない、と言うことは疑いない。だが、こうしたことが大多数の人々にあてはまる、と言うのは大いに疑わしい。」¹³

こう述べて穀物価格の低廉は怠惰を誘う、と言う重商主義者の見解の誤りを指摘するのである。これらの引用文から理解されるように、スミスにあつては労働者の勤勉を引き出すためには、何らかの誘因が必要になるのだが、スミスはそれを重商主義の経済論のように低賃金とはしない。スミスは重商主義の論理を逆転させて、「つまらない仕事では、労働者の楽しみは専ら労働の報酬にある」¹⁴と指摘し、「労働の賃金は勤勉への刺激剤」なのだ¹⁵と力説するのである。したがつてスミスにおいて、重商主義的賃金論からの決定的な転換が認められるのである。この点、大河内一男も「アダム・スミスの賃金論の史的意義は、それが重商主義的賃金論を全面的に転換せしめたところにあつた」¹⁵と述べている。加えてアダム・スミスが、しばしば労働者福祉の擁護者であり、また近世「社会政策」の主張者である¹⁶と称される理由もこの点にあつたのだと考えてよい、と大河内は言うのである。すなわちスミスにあつては、高賃金

とそれに基づく労働者の生活水準の向上は、結局、労働者福祉につながり歓迎されるべきことであつた。労働者福祉の視点を視野に入れ、高賃金を主張したことは注目されてよい。

ところで、こうしたスミスの高賃金論は、第二節で取り上げた重商主義の低賃金論の一つの論拠であつた高賃金が、生産費を高めて国際競争力を低下させ、輸出を減らすという主張に対しても反論となつてゐることは留意すべきであらう。と言うのは、もし高賃金が労働者の勤勉を刺激して労働生産力を高めるならば、高賃金が国際競争力を低下させるとは必ずしも言えないからである。スミスは資本の蓄積によつて引き起こされる労働生産力の上昇は、賃金の上昇を相殺して価格を引き下げることもある、として次のように言う。すなわち、「労働の賃金を引き上げると同一の原因である資本の増加は、労働の生産力を増進させ、より少量の労働でより多量の製品を生産させる傾向がある。……それ故、こうした改善の結果として、多くの商品が今までよりもずっとわずかな労働で生産されるようになり、労働の価格の上昇を相殺してあまりあるほどになるのである」¹⁷⁾と。

更に、重商主義の低賃金論が主張するもう一つの論拠は、先述のように、高賃金が奢侈品輸入を増加させて貿易差額を悪化させると言うことであつたが、スミスの高賃金論はそれに対する批判ともなつてゐる。と言うのは、高賃金は輸入品だけでなく国産品に対しても、広大な国内市場を提供して生産量を増大させるからである。スミスが強調するように、「分業は市場の大きさによつて制限される」¹⁸⁾、それ故、高賃金による国内市場の拡大は、国内の生産量を増加させて分業を発展させ、それによつて労働生産力を高めて価格を引き下げ、結果として国産品の輸出拡大に寄与するのである。¹⁹⁾

このように見てくると、スミスにあつては重商主義者の誤つた思考によつて、低賃金を労働者に押しつける政策は

間違っていると考えていたことが分かるのである。高賃金を主張したスミスにとって、重商主義者の低賃金論は決して容認できるものではなかった。したがって、低賃金に由来する労働者の貧困の責任は、スミスにあつては重商主義政策を採ってきた国家に帰すべきであつて、労働者の怠惰に帰すべきでは断じてなかった。次節では、貧困の責任は主として誰—個人(労働者)か国家か—に帰すべきなのかに関して、スミスの経済理論も絡めて敷衍してみよう。

- (1) A.W. Coots, "Changing Attitude to Labour in the Mid-Eighteenth Century," in *Essay in Social History*, ed. by M.W. Flinn and T.C. Smout, 1974, pp.78-99.
- (2) 高木正道『ヨーロッパ初期近代の諸相：経済史と心性史のあいだ』、梓出版社、一九八九年、一三八頁。
- (3) Daniel Defoe, *op. cit.*, p.79. 邦訳、八四頁。
- (4) *Ibid.*, p.103. 邦訳、一〇四頁。
- (5) 関口尚志「中産層文化とデフォーの世界」(道重一郎・梅津順一・関口尚志『中産層文化と近代：ダニエル・デフォーの世界から』、日本経済評論社、一九九九年、所収)を参照。
- (6) Cf. Thomas. A. Horne, *op. cit.*, ch.4. 邦訳、第四章を参照。
- (7) George Berkeley, *The Querist, containing several Queries, proposed to the Consideration of the Public.* Pts. I - III, in *British 17th&18th Century Economic Thought*, 1992, pt. I, p.6. ショーシ・バークリー『問いただす人』(川村大膳・肥前栄一訳)、東京大学出版会、一九八〇年、一二頁。
- (8) *Ibid.*, p.14. 邦訳、二五頁。
- (9) *Ibid.*, p.14. 邦訳、二五頁。
- (10) *Ibid.*, pt. II, p.33. 邦訳、一五二頁。

- (11) 大河内一男、前掲論文、二五四頁。
- (12) WN, I, p.99. 邦訳、I、一三八頁。
- (13) WN, I, p.100. 邦訳、I、一四一頁。
- (14) WN, I, p.139. 邦訳、I、二〇四頁。
- (15) 大河内一男、前掲論文、二五三頁。
- (16) 大河内一男、前掲書、二二七頁。
- (17) WN, I, p.104. 邦訳、I、一四七頁。
- (18) WN, I, p.31. 邦訳、I、三二頁。
- (19) 新村聡、前掲論文①、二二三頁。

四 貧困の責任の所在…個人か国家か

既述のように、重商主義者の見解では、労働者が怠惰や不節制であるために低賃金や貧困が生じているのであるから、貧困の原因は当然、労働者自身にあることになる。それは本人の自己責任の問題なので、貧困を解決する責任も先ずは個人にあるとされ、国家の責任は消極的なものにすぎなかった^①。こうした社会通念が次第に転換されるようになるのは、後の産業革命の進展によってである。^② と言うのは、産業革命の進展によって、貧困は次第に社会に蔓延し、貧困問題への知識人の関心が高まってきたからである。^③ だが一方、現代の福祉国家の場合には、貧困の主要原因が国家にあると考えられ、貧困を救済する国家の責任が第一義的なものと見なされている。

それでは、貧困の原因が個人⇨労働者自身の自己責任とされていた時代に、一体、スミスは貧困の主要原因が、

労働者自身と国家のどちらにあると考えていたのであろうか。今まで論じてきたところから分かるように、スミスの結論は、貧困の主要な責任が当然国家の政策にあるとするもので、決して貧困な労働者自身にあるのではないと言うものであった。すなわち貧困の原因は、労働者自身にはないとした。スミスにあつては、重商主義者が主張した貧困の自己責任論は間違いだとする。そしてスミスは、以下の二つの視点から自己責任論を批判するのである。

一つは、怠惰が貧困をもたらす、と言う重商主義者が主張した因果関係の視点を否定することによつてである。スミスは「国富論草稿」において次のように述べている。

「ひとつの大きな社会の労働の生産物に関しては、公正平等な分配と言えるようなものは、決して何も存在しない。一〇万の家族からなる社会では、恐らく一〇〇家族が全く労働しないであろうし、その上彼らは、暴力によつてあるいはもっと秩序だった法的抑圧によつて、その社会の労働のうちの他のどの一大家族が使用するより大きな部分を使っているのである。この巨大な使い込みのあとに残されたものの分配も、決して各個人の労働に比例してなされはしない。反対に、最も多く労働する人々が手に入れるのは、最も少ないのである。贅沢と娯楽に少なからぬ時間を費やしている富裕な商人は、彼の取引の利益のうちから、そのビジネスをするすべての事務員や会計係よりもはるかに大きな利益を享受する。……貧しい労働者というのは、大地と四季を相手に戦う人であつて、その社会の中の他のすべての人々が贅沢をする材料を提供しながら、いわば人間社会の全組織をその肩に背負い、彼自身はその重さによつて地下に埋められているように見える人である。」⁴⁾

この引用文の中でスミスは、「ひとつの大きな社会」⁵⁾ いわゆる文明社会では労働しない大地主や大商人、貿易商人が富裕であるのに対して、重労働をしている農業労働者は貧困であること、文明社会では勤勉と所得は比例せず、む

しろ「最も多く労働する者が最も少なく得る」という反比例の関係があることを指摘している。結論としてスミスが言いたかったのは、文明社会の労働者は怠惰であるから貧困ではなく、勤勉であるにもかかわらず貧困なのだと言うことである。だからスミスにあつては、労働者が地主や商人、貿易商人と比べて貧困であるのは、労働者が怠惰であるためではないし、貧困の解決は労働者の自己責任の問題ではないのである。

さて、スミスが貧困の自己責任論を批判する二番目は、自己責任論が暗黙の前提としている自由意志論の視点を否定することによつてである。もし、怠惰と勤勉が労働者自身の自由な選択の結果ではなく、社会の環境によつて規定されるものであるならば、労働者に怠惰と貧困に対する責任はないからである。スミスは『国富論』の中で言っている。「賃金が高いところは低いところよりも、たとえばイングランドはスコットランドよりも、大都市の周辺は遠隔の農村地方よりも、職人が一層活動的で、勤勉で、しかもきびきびしているのをわれわれは常に見い出すであろう」と。

この引用文から分かることは、スミスにあつては労働者の怠惰と勤勉は、労働者自身の自由な選択の結果ではなく、居住地域の平均賃金水準という社会環境の産物と見なされていることである。スコットランドや地方の農村の労働者がイングランドや大都市の労働者と比べて勤勉の程度が劣るとしても、労働者自身には責任はないのである。もしそうであるならば、次に問われるべきことは、労働者の怠惰と勤勉に大きく影響する社会環境としての平均賃金率⁽⁷⁾が、どのようなにして決定されるのか、それは誰の責任かという問題である。

さてスミスの賃金理論によれば、「賃金は親方と職人との間の契約に依存する」⁽⁸⁾が、賃金水準に大きな影響を与えるのが労働市場における労働需要と労働供給との関係である。スミスはこの二要因の内で、殊に労働需要を重視する。

「賃金によって生活する人々に対する需要」⁹ Ⅱ労働需要は、言うまでもなく「賃金の支払いに充てられる基金」の大きさであり、この賃金基金は二つの部分からなっている。一つは「地主や年金受領者や金持ち」などの収入の中で「下働きの使用人」を雇用するために用いられる部分、もう一つは、親方の資本の中で「職人」を雇用するために用いられる部分である。スミスは賃金率を「普通の人道にかなった最低率以上」¹⁰、すなわち労働者が辛うじて家族を扶養し人口を現状で維持する水準以上に引き上げるためには、労働需要が増加し続けることが必要であると主張する¹¹。したがってスミスにあつては、最も重要な政策目標は、労働需要の増加率とそれを規定する経済成長率をできるだけ高く維持することである。

スミスは労働需要の増加率と国民の富の増加率、つまり経済成長率との関係を次のように述べている。すなわち「賃金で生活する人々に対する需要は、あらゆる国の収入と資本が増加するにつれて必然的に増加する。……収入と資本の増加は国民の富の増加である。それ故、賃金で生活する人々に対する需要は、国民の富が増加するにつれて自然に増加するのであつて、それなしには、とうてい増加しえないのである」¹²と。こうして、経済成長つまり国民の富の増加は、生産的労働者を雇用する資本と不生産的労働者を雇用する収入を共に増加させ、労働需要を増加させるのである。

ではスミスにあつては、国民の富の最も急速な成長は如何にして実現されるのだろうか。彼は経済成長の二つの要因を重視した¹³。経済成長の第一の要因は、総需要の拡大による労働生産力の上昇である。スミスの考えでは、労働生産力は分業の程度に依存し、分業の程度は生産量に依存し、生産量は「市場の大きさ」つまり需要量に依存している¹⁴。したがって「市場の大きさ」つまり需要量が増加すれば、生産量が増加して分業が拡大し、労働生産力が上昇して経

済成長が実現するのである。経済成長の第二の要因は、価値を生産する生産的労働者の雇用量である。これは資本蓄積による総資本の増加によっても、また一定量の資本を外国貿易のように少数の生産的労働者しか雇用しない分野から農業のように、多数の生産的労働者を雇用する分野へ移動させることによっても増加する¹⁵。スミスは経済成長率を左右するこれら二つの要因のいずれにおいても、国家の政策が大きな影響を与えると考えた。

まず第一に、総需要の増加に関しては、重商主義の輸入を抑制し輸出を奨励する保護貿易政策とは異って自由貿易政策こそが、輸出を拡大して輸出需要を増加させる。その結果、生産量が増加して分業が促進され、労働生産力と経済成長率が引き上げられるのである。また賃金上昇も、国内市場における消費需要を増加させる効果がある。

第二に、資本蓄積に関しても、自由貿易政策は経済成長率を引き上げる効果がある。重商主義の保護主義的政策は、生産的労働者の雇用量が少ない輸出関連の商工業を政策的に優遇して資本を引き寄せていた。その結果、自由主義政策の下で実現するはずの水準よりも総雇用量を減らして、生産される付加価値量を減らし、経済成長率を引き下げている¹⁶。これに対して、スミスが提唱する自由貿易政策への転換は、より多くの生産的労働者を雇用する分野へ資本を配分することを通じて、生産させる付加価値量を増やし、経済成長率を引き上げるのである。

スミスの経済成長論にとって、とりわけ重要な点は、彼の成長論が、高成長と高賃金の好循環の論理を内包していることである。具体的に言えば、経済成長による労働需要の増加によって実現する高賃金は、消費需要を増加させ国内市場を拡大する。その結果として生産量が増加し、分業が発展して労働生産力が上昇する。これにより国民の富と労働需要がさらに増加して、一層の高賃金が実現するのである。

さて上に述べたスミスの理論は、貧困の原因と貧困解決の責任を労働者から国家へ転換することを意味した。繰り返し

返し述べたように、一八世紀の社会通念では、貧困の主要な原因は個人の怠惰であり、貧困の解決は個人の自己責任とされた。これに対してスミスは、貧困の社会的原因論を主張したのである。スミスの見解によれば、貧困と低賃金の主要な原因は、国民経済に大きな影響を及ぼしている国家の誤った政策にあり、貧困の克服は国家の政策責任なのである。そして国家が責任を果たす方法こそ自由主義政策への転換であった。

ただここでスミスの自由主義政策が、貧困の克服は労働者自身の責任であって国家の責任ではないと言う自助の思想に基づいてなされたのではなかったことに注意しなければならない。スミスにとって自由主義政策は、国家が責任を果たす一つの方法であり、スミスが生きた時代の条件の下では実行可能な最善の方法と考えられたのである。現代では、新自由主義政策がしばしば個人の自己責任の思想と結びついて主張され、しかも貧困と低賃金の原因となっている。スミスの自由主義政策を現代の新自由主義政策と混同してはならない。¹⁷⁾

- (1) 木戸利秋「社会福祉の歴史的展開Ⅰ…イギリス」(岩田正美・武川正吾・永岡正己・平岡公一編『社会福祉の原理と思想』、有斐閣、二〇〇三年、所収)、第三章を参照。
- (2) 朴光駿『社会福祉の思想と歴史…魔女裁判から福祉国家の選択まで』、ミネルヴァ書房、二〇〇四年、五一頁。
- (3) 高島進『社会福祉の歴史…慈善事業・救貧法から現代まで』、ミネルヴァ書房、二〇〇三年、五八頁。
- (4) Adam Smith, 'Early Draft' of Part of the *Wealth of Nations*, in *Lectures on Jurisprudence*, Glasgow edition, 1978, pp.563-4. アダム・スミス「国富論草稿」(『法学講義』(水田洋訳)、岩波文庫、二〇〇五年、所収) 四四六―七七頁。
- (5) スミスの文明社会は、実質的には資本主義の社会である。スミスには資本主義という用語はないが、それに代って彼が使用した用語は、商業社会であり、より頻繁には文明社会である。スミスは彼の目前に成立していた文明社会の構造を分析し、

人間本性とさまざまな階級の思想と行動を追跡した。(田中秀夫『原点探訪 アダム・スミスの足跡』、法律文化社、二〇〇二年、一五四頁。)

- (6) WN, I, p.99. 邦訳、I、一三八頁。
- (7) 新村聡、前掲論文②、五六頁。
- (8) WN, I, p.83. 邦訳、I、一二二頁。
- (9) WN, I, p.86. 邦訳、I、一一七頁。
- (10) WN, I, p.86. 邦訳、I、一一七頁。
- (11) この点に関して大河内一男は、スミスが「普通の人道」という立場から賃金における「最低率以上」を主張するとき、その具体的内容は、①生産要素としての「労働者の種族」の保持と培養の必要、②国内市場の形成要素としての賃金による消費力の展開の必要という点に置かれていた、と述べている。(大河内一男、前掲論文、二四三頁。)
- (12) WN, I, pp.86-7. 邦訳、I、一一八頁。
- (13) 久保真「スミス…文明社会における労働貧民の境遇」(小峯敦編『福祉の経済思想家たち』、ナカニシヤ出版、二〇〇八年、所収)を参照。
- (14) 尚、スミス自身は次のように述べている。「分業を引き起こすのは交換しようとする力であるから、分業の大きさも、この力の大きさによって、いい換えると市場の大きさによって、制限されるに違いない。市場がごく小さい場合には、どんな人も、一つの仕事にだけ専念する気持にはとてもなれない。というのは、自分自身の労働の生産物のうち自分の消費を上回る剰部分のすべてを、他の人々の労働の生産物のうち自分が必要とする部分と交換することができないからである。」(WN, I, p.31. 邦訳、I、三一頁。)また丸山徹『アダム・スミス『国富論』を読む』、岩波書店、二〇一一年、五五―八頁を参照。
- (15) 大河内一男、前掲論文、一五三―四頁を参照。
- (16) 同論文、一六五―六頁を参照。
- (17) 新村聡、前掲論文①、二一六―八頁、同、前掲論文②、五七―六二頁を参照。また京極高宣『福祉の経済思想』、ミネル

ヴァ書房、一九九五年、第一章、佐伯啓思『日本という価値』、NTT出版、二〇一〇年、第一部を参照。

五 むすびにかえて

既述のように、怠惰で不節制である労働者は、低賃金で貧困の状態にあつてこそ、初めて勤勉になるという議論に代つて、高賃金とそれに基づく生活水準の向上⇨福祉の向上は、勤勉への誘因としてだけでなく、有効需要への刺激として効果的に作用するという議論が現れるのは、イギリスでは一七世紀後半頃から一八世紀前半頃であつた。スミスはこうした高賃金を是認する議論を積極的に支持したのである。怠惰な貧民という労働者像から自らの生活水準の向上・改善のため勤労に勤しみ、金銭的刺激に敏感な反応を示す、いわば経済人としての労働者像への転換が、スミスにおいて確認することができるのである。

またスミスは「労働者の人間能力の発達」の面からも、労働者の高賃金を支持していることも忘れてはならないであろう。すなわち、高賃金によつて生活にゆとりができた労働者は、自分も子供もより費用のかかるより高度な教育を受けることが可能となると共に、労働から解放された時間を活用して学問に勤しむことも可能となる。こうして社会の出来事にも目を向けるようになり、自分の置かれた不利な社会的立場や、それを枠組として維持しようとする不合理な制度の存在を認識し、それらを改善しようとする努力も生まれてくるのである。このように労働者の知的能力の発展のためにも、また社会の不合理な制度を理解し認識するためにも、労働者にとっては生活のゆとりが必要であり、それを保証するのはスミスにあつては言うまでもなく高賃金であつたのである。⁽¹⁾

加えて言えば、スミスは公正の視点からも高賃金を支持した。それは次の文章からも明らかであろう。すなわちスミスは、「すべての巨大な政治社会の圧倒的な大部分を構成している労働者、職人」の「生活条件を改善することが、その全体にとって不都合と見なされるはずはない」、「人民全体を食べさせ、着させ、住まわせるこれらの人々が、自分自身もかなり十分に食べたり、着たり、住んだりするだけの、自分自身の労働の生産物の分け前にあずかるのは、全く公平なことなのである⁽²⁾」と述べ、労働者のための社会的公正の立場からも高賃金を擁護したことも忘れてはならないだろう⁽³⁾。だが、スミスにとって「豊かな労働の報酬」＝高賃金は、「富の増大の結果」として生ずべきものであり、決して重商主義政策に見られる人為的な政策によって達成すべきものではなかった。

スミスによれば貧困と低賃金の主要な原因は、国民経済に大きな影響を及ぼしている国家の誤った政策にあり、貧困の克服は、前述のように、国家の政策責任なのである。そして国家が責任を果たす方法こそ、自由主義政策への転換であった。と同時にスミスにあつては、高賃金に基づく豊かな消費生活への夢、生活水準向上＝福祉向上への希望を労働者に与えることは、安定した社会秩序の維持のためにも寄与するものとして歓迎されるようにさえなった。ミスはこの点を次のように強調する。

「最大の生活行政があり、それについての最も多数の規制がある諸都市に、必ずしも常に最大の安全保障があるわけではない。……犯罪が行われるのを阻止するのは、生活行政であるよりも、他人に依存して生きる人々を、できるだけ少なくすることである。依存ほど人類を腐敗させるものはないのに対して、独立は民衆の正直さをさらに増大させる。……／商業と製造業の確立は、この独立性をもたらずのものであつて、犯罪を阻止するための最善の生活行政である。一般民衆はこのやり方によって、他のどんなやり方によるよりもいい賃金を取得するのであり、このことの結

果として、マナーの一般的な誠実さが、全国にわたって起こる。⁽⁴⁾

引用文に見られるように、スミスにあつては犯罪行為を防止する、すなわち正義を守るためには人々を依存と従属から解放し、自己の行為の主體的な当事者であるような独立の人間を育成することが一番よいのである。⁽⁵⁾ このように見てくると、怠惰で不節制な貧民という労働者像をもつ重商主義者を厳しく批判したスミスにあつては、重商主義政策による抑圧からの労働者の解放と労働者の自律的な人間への成長の願いが込められていたのだ。貧困からの解放は、労働者解放の重要な側面なのであり、スミスが重商主義政策を厳しく批判しつつ、富裕への自然な道筋を『国富論』の中で示そうとしたのは、そうした課題に即した努力だったのである。⁽⁶⁾

スミスの理想とする社会を一言で言えば、それは「普遍的富裕の社会」にほかならなかった。その社会にあつては、「豊かさが一般に社会の種々の階級すべてに行き渡るのである。」⁽⁷⁾そしてスミスにあつては、国民とりわけ大多数の労働者の豊かな消費生活と生活水準向上つまり福祉向上を達成するのが政治経済学の目的であった。『国富論』第四編「経済学の諸体系」の序論で、スミスは既存の経済諸説を検討し、自分の経済学的な立場を明確に打ち出している。彼の政治経済学の目的は極めて明瞭である。すなわち「政治経済学は、およそ政治家あるいは立法者たるものを行うべき学の一部門としてみると、はつきり異なった二つの目的をもっている。その第一は、国民に豊かな収入もしくは生活資料を供給することである。つまり、もつとはつきり言えば、国民にそうした収入や生活資料を自分で調達できるようにさせることである。第二は、国家すなわち公共社会に対して、公務の遂行に十分な収入を供することである。だから経済学は、国民と主権者の双方をとにも富ませることを目指している」⁽⁸⁾と。

この引用文には、君主、貴族、富者だけの利益ではなく、労働者、国民大衆の生活の安定・向上つまり福祉の充実

を目指すことが、経済学の目的であるとはつきり示されている。スミス経済学の真骨頂を示す宣言であり、国民経済学の成立と言ってよいだろう。⁽⁹⁾

- (1) 中谷武雄「アダム・スミスの労働論」(『経済科学通信』第25号、基礎経済科学研究所、所収)、三五頁。
- (2) WN, I, p.96. 邦訳、I、一三三―四頁。
- (3) 大河内一男、前掲論文、二四三頁。
- (4) Adam Smith, 'Report dated 1766', in *Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L. Meek, D.D. Raphael and P.G. Stein, Glasgow edition, 1978, pp.486-7. アダム・スミス『法学講義』(水田洋訳)、岩波文庫、二〇〇五年、二六二―三頁。
- (5) 岡田純一『増補 経済学における人間像』、未来社、一九六八年、五一―二頁を参照。
- (6) 浜林正夫・鈴木亮『アダム・スミス』、清水書院、一九八九年、五一―六頁を参照。
- (7) WN, I, p.22. 邦訳、I、一二頁。
- (8) WN, I, p.428. 邦訳、II、七五頁。
- (9) 黒須純一郎『中産階級の経済学』、北樹出版、二〇〇九年、一五五頁。

段階取得に係る損益の経済的影響

小 阪 敬 志

I はじめに

二〇一三年九月に企業会計基準委員会 (ASBJ) によって、企業会計基準第二一号「企業結合に関する会計基準」(以下、基準第二一号) および企業会計基準第二二号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、基準第二二号) が改訂された。この改訂によつて、従来「少数株主」と呼称されていた親会社以外の子会社の株主が「非支配株主」と改称され、連結財務諸表の表示が変更された。また、子会社株式の追加取得時や一部売却時の取扱いなど、会計処理面での変更も行われており、基準改訂による実務への影響が懸念される。他方、今般の基準改訂において検討の俎上に上つたものの、改訂せずに現状を維持した項目もある。特に子会社に対する支配を喪失した際の残存する持分投資の取扱いについて、基準第二一号(六四―三項)では「∴他の会計基準にも影響する横断的な論点であることに加え、段階

取得の検討経緯…を踏まえると、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきという意見もある。これらの点を踏まえ、今後、段階取得の適用状況の調査を含む、企業結合に係る実態調査を適切な時期に始めることとし、そのうえで、…会計処理の検討に着手する時期を判断する」（傍線は引用者による。以下同様）としている。支配喪失時の残存持分投資の取扱いについては、国際財務報告基準（IFRS）における規定との間に相違があり、コンバージェンスの観点から足並みを揃えるには現行規定の改訂が求められる。しかし、ASBJは上記のように基準改訂がもたらす影響を考慮し、支配の喪失と密接に関連する論点である段階取得に係る規定の適用状況などの実態調査の必要性を唱え、今般の改訂では取扱いを変更せず現状維持することとした。¹⁾

そこで本稿では、段階取得に関する我が国の現行規定を整理するとともに、実際の企業における段階取得に係る規定の適用状況を調査することで、段階取得の論点を整理し、会計処理の結果生じる「段階取得に係る損益」がどのような経済的影響をもたらさうるかについて考察を加える。

Ⅱ 段階取得の論点と処理規定

段階取得とは、取得が複数の取引によって達成されることをいい（基準第二号、二五項）、より具体的には、複数回の取引によってある企業が他の企業に対する支配を獲得することをいう。基準第二号（一〇項）によれば、他の企業を取得する企業を「取得企業」といい、当該他の企業を「被取得企業」という。なお、基準第二号では、取得企業に該当する企業を「親会社」とし、被取得企業に該当する企業を「子会社」としている（六項）。

段階取得は企業結合の一類型であるが、その性質から複数の論点がある。第一に、支配獲得前に保有する持分投資

(以下、非支配持分投資)の会計処理に関する論点である。これは厳密には金融資産としての持分投資について検討すべき論点の一部であつて、段階取得特有の論点とは言い難い。しかし、段階的な支配の獲得の会計処理は、非支配持分投資の会計処理方法と密接な関係を有することから、本稿でも検討対象に含める。第二に、支配獲得時における非支配持分投資の再測定に関する論点である。支配の獲得という経済事象によつて、非支配持分投資を支配獲得時の公正価値^②(Fair value)で再測定するか否かについては、複数の見解が存在する。第三に、非支配持分投資の公正価値による再測定を行う場合に生じる、再測定差額の取扱いに関する論点である。以下では、数値例を用いて現行の日本基準の規定を確認しながら、関連する論点を検討していく。

1. 非支配持分投資の会計処理規定

企業会計基準第一〇号「金融商品に関する会計基準」(以下、基準第一〇号)によれば、非支配持分投資は、①売買目的有価証券、②その他有価証券、③関連会社株式のいずれかに分類される(一五項から一八項)。基準第一〇号は、金融資産については、期末における公正価値測定が投資情報の提供や企業の財務認識の観点から必要との基本認識を示しつつ、その保有目的等によつては、公正価値測定が必ずしも企業の財政状態や経営成績を適切に財務諸表に反映させることにはならないと考えられることから、保有目的別に会計処理を定めている(六五項、六六項および六九項)。以下では簡単な数値例を用いて、各保有目的において必要となる会計処理を確認する。なお、基準第一〇号だけでなく、会計制度委員会報告第一四号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、委員会報告第一四号)の規定も必要に応じて示す。

(1) 購入時					
(借)	売買目的有価証券	190	(貸)	現金	190
(2) 決算時					
(借)	売買目的有価証券	30	(貸)	有価証券評価益	30

※期末の公正価値220－取得原価190＝30

【設例】 P社は以下のような条件でS社の株式を現金購入した。なお、税効果は無視する。また、決算日は毎年三月末である。

(1) P社はX一年四月一日に、S社の発行済株式総数の二〇％を一九〇で現金購入した。同日におけるS社の識別可能純資産は七〇〇であり、資産および負債の公正価値はすべて帳簿価額と一致していた。

(2) X二年三月三十一日におけるS社株式二〇％分の株価（公正価値）は、一二〇であった。なお、X二年三月期にS社は一〇〇の当期純利益を計上した。これ以外に純資産の変動要因はなかった。

・ S社株式（非支配持分投資）が売買目的有価証券に分類されていた場合

売買目的有価証券とは、公正価値の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう（基準第一〇号、一五項）。上記仕訳のとおり、売買目的有価証券は期末において公正価値で再測定され、再測定に伴う差額は、損益として処理される。⁽⁴⁾

基準第一〇号（七〇項）では、売買目的有価証券の会計処理の根拠を次のように考えている。まず、投資者にとっての有用な情報が、有価証券の期末日時点の公正価値であると考えられる

(1) 購入時					
(借) その他有価証券	190	(貸) 現	金	190	
(2) 決算時					
(借) その他有価証券	30	(貸) その他有価証券評価差額金		30	

ことから、売買目的有価証券を公正価値によって再測定することとしている。また、売買目的有価証券に生じた公正価値の変動は、企業にとっての財務活動の成果と考えられ、さらに売買目的有価証券には公正価値で売却することについての事業遂行上等の制約がないことから、再測定に伴う差額を損益として処理することとしている。すなわち、投資者への情報提供の観点から、公正価値による再測定が要求され、その差額が企業にとっての成果であり、かつ売却に制約がないことから測定差額の損益処理が要求されている。

・ S社株式がその他有価証券に分類されていた場合

その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券をいう（基準第一〇号、一八項）。上記仕訳のとおり、その他有価証券は期末において公正価値で再測定され、再測定に伴う差額は原則として純資産の部に直接計上される。^⑤

基準第一〇号（七五項から七九項）では、その他有価証券の会計処理の根拠を次のように考えている。まず、公正価値による再測定の根拠については、金融資産の評価基準に関する基本的考え方に基づいているとする（基準第一〇号、七六項）。すなわち投資情報の開示や企業の財務認識の観点からの必要性に則って、公正価値による再測定が求められている。この点は、売買目的有価証券と同様の根拠に基づいているといえよう。他方、その他有価証券は事業遂行上等の必要性から直ちに売

買・換金を行うことには制約を伴う要素もあるとして、再測定に伴う差額（その他有価証券評価差額金）は損益として処理せず、純資産の部に直接計上される（基準第一〇号、七七項から七九項）。我が国の取引慣行として、良好な取引関係の維持・強化を目的に株式持合いを行うことがある。この持合株式に代表されるその他有価証券は、公正価値が把握できるものであっても、事業遂行上の観点等から売買・換金することに制約が伴うため、再測定差額を売買目的有価証券と同じように損益として処理することはできないということである。このように売買目的有価証券とその他有価証券とは、公正価値での売買に制約があるか否かによつて、再測定差額の取扱いが区別されている。なおその他有価証券評価差額金は、連結財務諸表上、その他の包括利益（other comprehensive income）の一項目と位置づけられ、包括利益の計算過程で当期純損益の金額に加減される⁽⁶⁾。

・ S社株式が関連会社株式に該当する場合

関連会社株式とは、関連会社に対する持分投資のことをいう。関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とされる（基準第一〇号、一七項）。

基準第一〇号（七三項および七四項）によれば、関連会社株式は他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式同様、事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であるとしている。すなわち、関連会社株式に生じた公正価値の変動は財務活動の成果とは捉えられず、期末

(1) 購入時

(借) 関連会社株式

190

(貸) 現

金

190

(2) 持分法：当期純利益の振替 (×2年3月期)			
(借) 関連会社株式	20	(貸) 持分法による投資損益	20
※ S社当期純利益100×持分比率20% = 20			
持分法：のれんの償却 (×2年3月期)			
(借) 持分法による投資損益	10	(貸) 関連会社株式	10
※ のれん50 ÷ 5年 = 10			

における公正価値測定も不要であると考えているのである。したがって個別財務諸表作成にあたっては、特段会計処理は行われ⁽⁸⁾ない。他方、関連会社株式は連結財務諸表において持分法 (equity method) によって評価される。

企業会計基準第一六号「持分法に関する会計基準」(以下、基準第一六号)によれば、持分法とは、投資企業が被投資企業の資本および損益のうち投資企業に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法をいう(四項)。通常、被投資企業の議決権の二〇%以上を保有していれば、当該被投資企業は投資企業の関連会社となり(基準第一六号、五―二項)、関連会社に対する投資は持分法の適用対象となる(六項)。上記一つめの仕訳のとおり、S社が計上した当期純利益一〇〇のうち、P社の持分比率に対応する二〇だけ関連会社株式を増額させ、同額だけ持分法による投資損益を貸方に計上する(基準第一六号、一―二項)。また、投資日におけるP社のS社株式の取得原価一九〇とこれに対応するS社の資本一四〇(純資産七〇×二〇%)との差額五〇は、のれんとしてS社株式に含めて処理をする(一―一項)。具体的には、二〇年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法等によって規則的に償却することが求められる(基準第二一号、三―二項)。上記二つめの仕訳では、【設例】で生じたのれんについて、計上年度から五年間で定額法により償却している。のれんはS社株式に含めて処理するため、償却額相当だけ関連会社株式が減少することとなる。

【図表 1】 非支配持分投資の分類と会計処理

分類	売買目的有価証券	その他有価証券	関連会社株式
個別貸借対照表	公正価値で計上 →投資者への有用な情報開示のため	公正価値で計上 →投資者への有用な情報開示のため	取得原価で計上 →公正価値の変動が財務活動の成果として捉えられない
再測定差額の取扱い（個別上）	損益 →公正価値での売買に制約がない	純資産の部に直接計上 →公正価値での売買に事業遂行上等の制約が伴う	再測定されない
連結貸借対照表	公正価値で計上	公正価値で計上	持分法評価額で計上 →関連会社に対する投資成果の反映
再測定差額の取扱い（連結上）	損益	その他の包括利益 →連結財務諸表では包括利益が表示され、その他有価証券評価差額金はその他の包括利益とされる	損益 →持分法による投資損益として処理

このように、非支配持分投資が関連会社株式に該当する場合には、公正価値の変動ではなく、被投資企業が計上した純利益に対する持分相当額という形で投資成果が認識されることとなる。ここまでの検討結果をまとめたものが【図表 1】である。

2. 持分投資の処理の枠組み

現在の日本基準では、企業会計基準委員会（二〇〇六、第四章、五六項および五七項）にあるように、企業が行う投資の性質を事業投資と金融投資に区別した上で、それぞれの投資の会計処理方法を検討する考え方が基礎に

【図表2】 現行の日本基準の基礎にある投資分類の考え方

	事業投資	金融投資
事前に期待する投資の成果	対象資産を使用して企業の事業を遂行することで、利益を獲得すること	対象資産の公正価値変動から利益を獲得すること
投資の成果が事実へ転化する（投資のリスクから解放される）時点	対象資産を使用した事業活動より現金等を獲得したとき	対象資産の公正価値等が変動したとき
対象資産の測定値	取得原価	公正価値

あり、持分投資の会計処理もこの考え方に基づいて規定されている。辻山（二〇〇五、一一二頁）によると、「事業投資とは、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的にした投資：であり、金融投資とは、もっぱら市場価格の変動によつて利益を獲得することを目的にした投資：である」とされる（【図表2】）。この区別は、投資に先立つて事前にどのような成果を期待していたか、という観点から行われるものであるといえ、企業の投資対象となる資産の外形ではなく、投資の実質的な性格からみて事業投資か金融投資かが判断されることとなる。

投資の成果に着目して区別される事業投資と金融投資とは、投資収益の認識の契機が異なる。事業投資の場合、事前に期待した成果が事実へと転化するの、事業活動のリスクに拘束されない現金等を獲得した時点である。したがって、投資対象である資産の公正価値が変動しても、係る事象が投資成果の認識の契機とはならないため、公正価値測定が行われず原価のまま据え置かれることとなる⁹⁾。他方、金融投資は事業活動に拘束されない余裕資金の運用として実行される投資であり、公正価値で売却することに何らの制約も伴わない。したがって、投資対象の公正価値に変動が生じれば、直ちに事前の期待が事実へ転化したものと認定される¹⁰⁾。すなわち、金融投資の対象資産

は公正価値による再測定の対象となる（**【図表2】**）。このような相違があるものの、いずれの投資についても、その投資収益の認識は「リスクからの解放」という概念で統一的に説明される。この概念は、企業会計基準委員会（二〇〇六）でも採用されており、「投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる」とされる（第三章、一三三項）。

この考え方に基づいて、金融投資にあたる売買目的有価証券には公正価値による再測定と測定差額の損益処理が求められ、事業投資にあたる関連会社株式は公正価値による再測定が求められないという、基準第一〇号の取扱いが導き出されている。この考え方では、投資成果のリスクからの解放と期末における公正価値による再測定とが、一体の論点として検討されているといえよう。例えば、売却に制約が伴うその他有価証券については、公正価値による再測定差額が投資のリスクから解放されているとはいえないため、そもそも公正価値による再測定を求めることができないこととなる。しかし、資産測定の問題と測定差額の取扱いの問題とは別々に議論する余地があり、実際には公正価値情報の開示という観点からその他有価証券の再測定が求められつつ、その一方で投資の成果とはいえない（リスクから解放されていない）測定差額は、損益として処理しないという取扱いが採用されているといえる。つまり、現行の日本基準における非支配持分投資の会計処理の基礎には、資産を金融投資と事業投資に分類するという考え方があつたものの、それによつてすべての規定が統一的に説明されるわけではない。なお、山下（二〇〇九a、一九四頁および一九五頁）では、多様な性格を有するその他有価証券には、金融投資に該当するものと事業投資に該当するものがあり、理論的にはこれらを区別すべきであるが、その他有価証券の多様性に鑑みると係る区別は容易ではないとしていゝる。また、斎藤（二〇一三、一七六頁および一七七頁）では、その他有価証券に含まれる事業投資（政策投資株式と呼称し

ている)について、その性格をどのように外形的に証拠づけるかが問題であり、政策投資の切り分けは容易ではないとしつつも、「難しいから区別をやめるとするのは会計基準の役割を放棄した乱暴な議論である」ともしている。

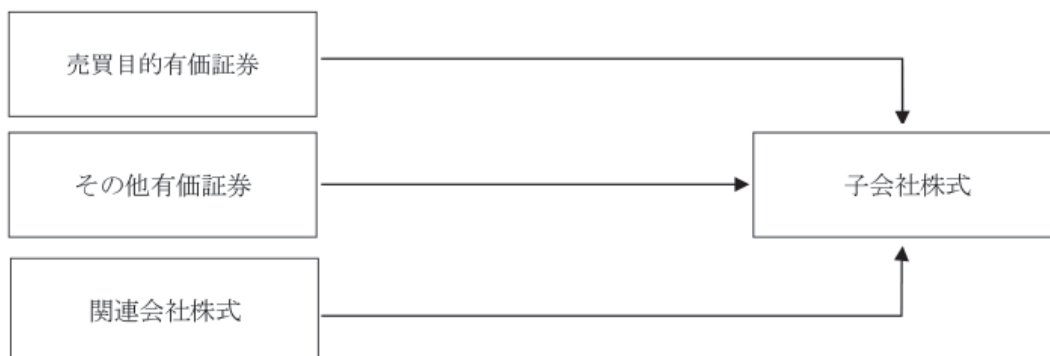
また、関連会社株式に対しては連結財務諸表上、持分法が適用されるが、これにより認識される投資利益がリスクから解放されたものとみなしうるかについては検討の余地がある。例えば関連会社が実施した個別の投資案件について、その成果がリスクから解放された(関連会社が現金等を獲得した)としても、投資企業は、これに対応した現金等を獲得しているわけではないため、持分法によって認識される投資利益がリスクから解放されているとはいえない⁽¹¹⁾。斎藤(二〇一〇)も、「持分法で測定するのは、被投資会社の事業を自社の事業の一環とみた投資の成果であつて、単なる株式投資の成果ではない」(二七八頁)として、持分法が一般的な持分投資の測定方法とは異なる旨を指摘する。以上のように、現行の日本基準においては、持分投資の会計処理は保有目的別に規定されているが、これは事前に期待する成果という観点から投資を二分類する考え方に支えられているものであるといえる。ただし、その考え方が持分投資の会計処理全般に一貫しているわけではなく、その他有価証券の公正価値測定や関連会社株式に連結上適用される持分法のように、測定値や再測定差額の取扱いについて異なる根拠に支えられている部分もある。

3. 段階取得の会計処理規定

基準第二一号(二五項)によれば、段階取得が行われた際の会計処理は、次のように規定されている。

- (a) 個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額を被取得企業の取得原価とする。

【図表3】段階取得による有価証券の保有目的区分の変更



(b) 連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における公正価値をもって、被取得企業の取得原価とする。なお、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額（持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額）との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理する。

上記に加えて、【図表3】に示したように被投資企業に対する支配の獲得は、委員
 会報告第一四号において有価証券の保有目的区分の変更⁽¹²⁾としても規定されている
 （八〇項）。

以下では、【設例】に条件(3)を追加して、段階取得時の会計処理を確認することとする。

(3) P社はX三年三月三十一日において、S社株式八〇%を一二二〇で現金購入した。⁽¹³⁾ なお、同日における非支配持分投資（二〇%）の公正価値は三三〇であった。S社はX三年三同期に五〇〇の当期純利益を計上した。これ以外に純資産の変動要因はなかった。

(3) 追加購入時：保有目的の変更

(借) 子会社株式	1,650	(貸) 現金	1,320
		売買目的有価証券	220
		有価証券評価益	110

・ S社株式が売買目的有価証券に分類されていた場合

株式の追加取得によって持分比率が増加し、売買目的有価証券が子会社株式（支配持分投資）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の公正価値で振り替え、これに伴う差額は振替時の損益として処理することとされている（委員会報告第一四号、八七項）。よって上記の仕訳のとおり、P社が過去に購入したS社株式は、追加購入日における公正価値で子会社株式に振り替えられ、再測定に伴う差額は損益として処理することとなる。結果、P社の個別貸借対照表では、S社株式はその全体が公正価値一六五〇で計上されることとなり、過去に購入した二〇%分のX二年三月末の公正価値二二〇とX三年三月末の公正価値三三〇との差額が損益として処理されることとなる。¹⁴⁾

この処理は、個別上は個々の取引ごとの原価の合計額を付すこととしている基準二一号の規定とは整合していない。この点について、菊谷（二〇一二）では個別上の保有目的の変更の処理結果を受けて、連結上の段階取得の処理（前述(b)）による「再測定差額は発生しない」（二〇七頁）との見解が示されている。ただ個別上の処理である保有目的の変更の処理が段階取得の処理に優先される点については明確な根拠はなく、むしろ後述するその他有価証券から子会社株式への変更時の処理の根拠を考慮すれば、売買目的有価証券から子会社株式への変更時にも基準第二二号と整合的な処理規定を設けるべきであろう。

(3) 期首：洗替処理

(借)	その他有価証券評価差額金	30	(貸)	その他有価証券	30
追加購入時：保有目的の変更					
(借)	子会社株式	1,510	(貸)	現金	1,320
				その他有価証券	190

・ S社株式がその他有価証券に分類されていた場合

株式の追加取得によって持分比率が増加し、その他有価証券が子会社株式に該当することになった場合には、帳簿価額で振り替える（委員会報告第一四号、八八項）。その他有価証券については、過年度に計上された評価差額について洗替処理が適用されるため（基準第一号、一八項）、上記の一つめの仕訳のように期首の時点でS社株式の帳簿価額は取得原価に戻されている。したがって、P社が過去に購入したS社株式は、上記二つめの仕訳のとおり取得原価で子会社株式に振り替えられることとなる。結果、P社の個別貸借対照表では、S社株式は原価の合計額である一五一〇で計上されることとなる。

委員会報告第一四号（二八三項）によれば、保有目的の変更における振替時の測定値は、原則として変更前の保有目的区分における評価基準によることとしている。この考え方によればその他有価証券から子会社株式への変更時には、売買目的有価証券と同様に振替時の公正価値によって振り替えられ、その際の再測定差額はその他有価証券評価差額金として処理されるはずである。しかしながら委員会報告第一四号（二八三項）では、前述した基準二一号における段階取得の処理規定の中で「個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額を被取得企業の取得原価とする」（二五項（二））とされていることから、当該処理と整合性を保つため、その他有価証券を子会社株式に振り替える場合には、例外的に帳簿価額に

段階取得の処理

(借) 子会社株式	140	(貸) 段階取得に係る損益	140
(借) のれん	140	(貸) 子会社株式	140

※当初購入分の公正価値330－取得原価190＝140

(3) 追加購入時（勘定科目名の変更処理）

(借) 子会社株式	1,510	(貸) 現金	1,320
		関連会社株式	190

よることとしている。このような根拠によるのであれば、前述した売買目的有価証券から子会社株式への変更についても、同様に規定しなければならないはずであり、理論的に見て考え方が一貫していない。¹⁵⁾

次に、連結財務諸表上の段階取得の処理が行われる。上記上段の仕訳にあるとおり、当初購入した二〇%分のS社株式は、企業結合日（支配獲得日）の公正価値で再測定され、再測定差額は当期の段階取得に係る損益として処理することとなる。結果、P社の連結財務諸表作成上、S社株式はその全体が支配獲得日の公正価値である一六五〇で測定され、これが被取得企業S社の取得原価となる。S社株式自体は資本連結（基準第二三号、二三項）によって消去されるが、段階取得の処理によるS社株式の増加額は、のれんとして処理する（企業会計基準適用指針第一〇号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」、設例4）。この処理の根拠については後述する。

・S社株式が関連会社株式に分類されていた場合

基準第一〇号（一七項）では、子会社株式と関連会社式とは同一の保有目的区分として括られており、これを受けて委員会報告第一四号において関連会社株式から子会社株式への変更は、保有目的区分の変更とは捉えられていない。そこで、

持分法：開始仕訳（×3年3月期）

（借）子会社株式 10 （貸）利益剰余金 10

持分法：当期純利益の振替（×3年3月期）

（借）子会社株式 100 （貸）持分法による投資損益 100

※S社当期純利益500×持分比率20%＝100

持分法：のれんの償却（×3年3月期）

（借）持分法による投資損益 10 （貸）子会社株式 10

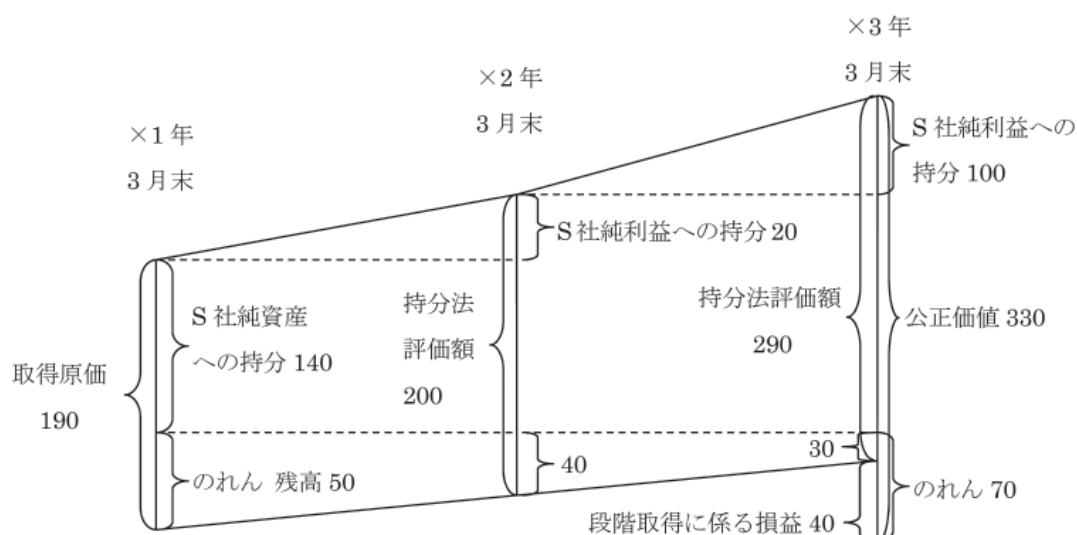
段階取得の処理

（借）子会社株式 40 （貸）段階取得に係る損益 40

（借）のれん 40 （貸）子会社株式 40

※公正価値330－持分法評価額290＝40

【図表4】 関連会社株式に分類されたS社株式の金額の推移



次に、連結財務諸表上の段階取得の処理が行われるが、当初購入したS社株式は公正価値で再測定する前に、支配獲得日における持分法評価額算定のため、持分法を適用する必要がある（基準第二号、二五項（二））。その後、持分法評価額と支配獲得日の公正価値との差額が段階取得に係る

基準第二号の規定に従い、P社の個別貸借対照表では、S社株式は原価の合計額である一五〇で計上されることとなる（関連会社株式から子会社株式への名称変更のみ行う）。

る損益として処理される。ここまでの処理を反映した当初購入分のS社株式の測定値の推移は【図表4】のとおりである。

4. 段階取得の会計処理の根拠

以上で確認したとおり、段階取得が行われた場合、支配獲得前から保有する非支配持分投資を支配獲得日の公正価値で再測定することが求められ、さらに測定差額は損益として処理することが求められる。そもそも、段階取得の処理をめぐっては(a)公正価値による再測定を行うか否かという論点と(b)再測定を行うとして、測定差額を損益として扱いか否かという論点が存在する。これらの論点に対して、我が国の制度が前述のような取扱いを採用した根拠は何であろうか。

この点、基準第二一号（八九項）では、「支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態または本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考えられる」として、段階取得による支配の獲得について、支配獲得日の公正価値による投資の清算と再投資の擬制を行う考えが示されている。非支配持分投資の公正価値による清算（売却）を擬制することにより、(a)については公正価値による再測定を要求し、(b)については再測定差額を損益（売却損益）として処理するということができる。前述のように、持分投資の会計処理方法の基礎には、事前に期待した投資成果の観点から事業投資と金融投資に資産を分類する考え方があ
る。確定基準となる前の企業会計基準公開草案第二六号「企業結合に関する会計基準（案）」（以下、公開草案第二六号）では、関連会社に対する支配を獲得した場合、「…支配を獲得するに至っても事業投資という性格は変わらず、当該

被取得企業に対する投資は継続している」(八九項)ものと考え、支配を獲得するに至った個々の取引の原価合計額をもって、被取得企業の取得原価とすることが提案されていた(二五項)。すなわち、支配の獲得によって金融投資から事業投資へと投資の性質が変化するケースについては、清算と再投資の擬制により公正価値での再測定と測定差額の損益処理を行う一方で、事業投資としての性質が継続していると認められる場合には取引擬制を行えないので、再測定も行わないという考え方である。この考え方は、持分投資の会計処理の基礎にある考え方と整合的に段階取得の会計処理を規定しようと試みるものであり、山下(二〇〇九^a、一九五頁)でも事業投資・金融投資間での投資の性質の変化が、再測定と測定差額の損益処理を行う契機となる可能性が指摘されている。ただ有価証券の保有目的別の会計処理を前提とした場合、事業投資と金融投資のいずれかに明確に分類することのできないその他有価証券については、子会社株式(事業投資)への変化があっても公正価値による再測定の適否を明確に判断できないという問題が生じる。

また基準第二二号(九〇項)では、公開草案に対して「…段階取得によって支配を獲得しても、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなせない場合も多く、投資は継続していると考える方が適当であるという意見が寄せられた」ことなどから、非支配持分投資の性質に応じて段階取得の会計処理を規定するというアプローチではなく、非支配持分投資の性質(または保有目的)に捕らわれず、一律に同じ取扱いをするというアプローチを採用した。事業投資としての性質が継続していると認められる関連会社株式から子会社株式に変化するケースについて、公正価値による再測定と測定差額の損益認識を要求するのは行き過ぎであり、公開草案第二六号で提案されていた関連会社に対する支配を獲得したときのみ再測定を行わないという処理を採用すべきようにも思える。しかしながら、すでに同様の処理を採用していた国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るといふ観点から、公開草案第二六

号の提案は採用されることはなかった。

IFRS3⁽¹⁶⁾では、「ある企業に対する非支配投資の保有からその企業に対する支配の獲得への変化は、その投資の性質およびその投資を取り巻く経済的な環境の重要な変化である」。その変化からすると、その投資の分類および測定が変化するのは当然のことである」(par.BC384)として、支配獲得前に非支配持分投資がどのように会計処理されていようと、一律して支配獲得日の公正価値で再測定する方法を採用している(par.42)。すなわち、IFRS3では「事前に期待する投資の成果」ではなく、「支配の有無」によって投資の性質を捉えている。この考え方と整合的な処理を採用した現行の日本基準では、個別財務諸表における持分投資の会計処理の基礎にある考え方と段階取得が行われた際に連結財務諸表上で行われる会計処理の基礎にある考え方が一貫していないという問題が生じている。そしてこの問題は、さらに「段階取得に係る損益」をどのような性格の損益として捉えるべきかという問題を生じさせている。段階取得に係る損益が投資の性質が変化した場合にのみ認識される項目であったならば、売却取引(の擬制)から生じた「売却損益」としての性格を見出すことができたかもしれない。しかし現行の日本基準では、投資の性質が変化しただけとはいえない場合であっても、段階取得に係る損益が生じることになる。このような段階取得に係る損益は、その性格を説明することが困難であり、山下(二〇〇九a)にあるように、「∴事業投資と金融投資といった投資の性質の概念とはうまくなじまないもの」(二九八頁)であるといえる。菊谷(二〇一一)の指摘にあるように、「単に『再測定差額に過ぎない』(一一二頁)という漠然とした位置づけを与えざるを得ないのかもしれない。

【図表5】段階取得に係る差損益の計上企業と連結純損益への影響

2011年3月期	差益計上企業	差損計上企業	全体
企業数	24社	15社	39社
連結純損益に対する比率	12.77%	3.10%	9.05%

2012年3月期	差益計上企業	差損計上企業	全体
企業数	27社	16社	43社
連結純損益に対する比率	16.55%	10.54%	14.31%

2013年3月期	差益計上企業	差損計上企業	全体
企業数	28社	15社	43社
連結純損益に対する比率	8.70%	11.73%	9.76%

Ⅲ 段階取得に係る損益の経済的影響

前節で検討したように、単なる再測定差額に過ぎないともいえる段階取得に係る損益は、連結純利益の一部を構成し企業集団の経営成績に影響することとなる。また冒頭で指摘したとおり、基準第二一号では段階取得に関する規定が導入されて以降の影響調査が課題とされている。そこで以下では、この段階取得に係る損益の経済的影響について、実際の企業の財務情報に基づきながら実態調査の結果を要約する。

【図表5】は、二〇一二年二月期からの三会計期間における段階取得に係る差益または段階取得に係る差損の計上企業と計上年度の連結純損益に占める割合（絶対値の平均）を整理したものである。調査対象企業は、日本基準を適用している東証一部上場企業（三月決算）であり、二〇一一年三月期から二〇一三年三月期のいずれかの連結会計年度において「段階取得に係る差益」と「段階取得に係る差損」のいずれかまたは双方を計上している企業である。なお、双方を計上している企業については、差損益の純額をとった上で一社としてカウントしている。また「連結純損益に対する比率」は、段階取得に係る差益

または段階取得に係る差損の連結純損益に対する比率を絶対値として計算し、それぞれのカテゴリー内の比率を平均したものである。したがって、この数値の中では「差益を計上したが連結純損失であった企業」や「差損を計上したが連結純利益であった企業」は区別されていない。

三会計期間を通じて段階取得に係る差益または段階取得に係る差損を計上している企業は、四〇社前後となっている。また三期間とも差益計上企業数が差損計上企業数を上回っている。他方、連結純損益に対する比率については区々となっており、差益計上企業では二〇一二年三月期が最大の二六・五五%となっている一方、差損計上企業では二〇一三年三月期の一一・七三%が最大となっており、この年度では差益計上企業よりも差損計上企業の受けている影響が大きくなっている。ただ全体平均としてみる限り、いずれの会計期間も連結純損益の一〇%近くあるいはそれ以上の額の段階取得に係る差益または段階取得に係る差損が計上されているのは注目に値しよう。この影響度合いは決して小さくなく、段階取得に係る差益の計上によって連結純利益となった企業や、逆に段階取得に係る損失の計上によって連結純損失となってしまった企業も存在する可能性を示唆している。

そこで次に、調査対象企業のうち段階取得に係る差益または段階取得に係る差損の比率が大きかった上位一〇社を、各年度別にランキングしたものが【図表6】である。「段階取得に係る損益」では差損を負の値として表記しており、「連結純損益」では純損失を負の値として表記している（金額の単位はいずれも百万円である）。そして「対連結純損益比率」では、各社の連結純損益に対する段階取得に係る損益の比率を絶対値で示している。二〇一二年三月期の第一生命保険や二〇一三年三月期の大王製紙にとつては、段階取得に係る差益の対連結純損益比率が一〇〇%を超えてい

【図表 6】各年度別の連結純損益への影響度合一覧

順位	2011年 3 月期	段階取得に係る損益	連結純損益	対連結純損益比率
1	双日	10,307	15,981	64.50 %
2	ダイワボウホールディングス	884	1,403	63.01 %
3	東邦亜鉛	2,266	7,545	30.03 %
4	日本水産	238	-921	25.84 %
5	理想科学工業	1,293	6,288	20.56 %
6	住生活グループ	3,009	15,779	19.07 %
7	光通信	98	-701	13.98 %
8	日本製粉	789	6,026	13.09 %
9	システナ	288	2,957	9.74 %
10	日立国際電気	451	-5,065	8.90 %

順位	2012年 3 月期	段階取得に係る損益	連結純損益	対連結純損益比率
1	第一生命保険	23,116	20,357	113.55%
2	大王製紙	3,532	-5,321	66.38%
3	住生活グループ	1,118	1,868	59.85%
4	第一工業製薬	-95	165	57.58%
5	東京海上ホールディングス	-2,762	6,001	46.03%
6	保土谷化学工業	622	1,623	38.32%
7	共立印刷	233	824	28.28%
8	日本電話施設	291	1,068	27.25%
9	エイチ・ツー・オー リテイリング	260	1,057	24.60%
10	ワイエイシイ	-50	343	14.58%

順位	2013年 3 月期	段階取得に係る損益	連結純損益	対連結純損益比率
1	大王製紙	19,411	15,109	128.47%
2	日本電子材料	-90	-172	52.33%
3	三井製糖	-2,121	4,451	47.65%
4	ブラザー工業	-3,843	17,826	21.56%
5	共英製鋼	-417	2,069	20.15%
6	エーアンドエーマテリアル	104	-581	17.90%
7	豊田通商	10,143	67,432	15.04%
8	平和不動産	336	2,455	13.69%
9	ニチモウ	96	728	13.19%
10	T O W A	89	691	12.88%

る。すなわち、これらのケースでは段階取得に係る差益によって連結純利益が計上される結果となっている。

第一生命保険では二〇〇八年一月よりの Tower Australia Group Limited の二八・九六%の持分を有しており、同社を持分法適用関連会社としてきた。その後、二〇一二年五月に株式の追加取得を行って同社を完全子会社化した(併せて TAL Limited に社名を変更した)。TAL limited は持株会社であったことから、同社の傘下にあつた一二社も第一生命保険の連結の範囲に含められることとなった。第一生命保険の第一一〇期有価証券報告書の記載によれば、前述の二八・九六%の持分については「支配獲得時までの取得価額」が一九六二三百万円とされており、これに段階取得に係る差益二二一・一六百万円を加えた四二七三九百万円が支配獲得日における公正価値ということになる。関連会社に対する支配を獲得した場合には持分法評価額と支配獲得日における公正価値との差額が段階取得に係る損益として処理される(基準第二号、二五項(二))。したがって、支配獲得前に保有していた二八・九六%の持分の「支配獲得時までの取得価額」一九六二三百万円は、持分法による測定値ということになる。

また大王製紙では、それまで多くが関連会社であつた複数の出資先の株式を北越紀州製紙株式会社より二〇一二年七月に取得し、合計二九社に対する支配を獲得した。これはグループのガバナンス強化等の観点から、従来のグループ企業の資本関係を一層強固なものとするべく行われた株式取得である。二〇一三年三月期に計上された一九四一百万円の段階取得に係る差益は、一連の株式取得に伴って生じたものである。

第一生命保険では、単一の企業(およびその傘下の企業)の取得から差益を計上しているのに対し、大王製紙では多数の企業(およびその傘下の企業)の取得から差益を計上している。このような相違はあるものの、両社はいずれも段階取得によって連結業績が黒字化している企業である。過去から非支配持分投資を保有している投資先に対する支配

を獲得すれば、過去から保有し続けている非支配持分投資の公正価値測定が行われる。持分投資の帳簿価額と公正価値との差が大きいほど連結純損益に対する影響は大きくなり、本節でみたように連結純損失が段階取得に係る差益によつて連結純利益へと転換することもありうる。特に、古くから保有する持分投資については多額の差益が生じやすく、連結純損益を大きく好転させる効果を有すると考えられる。段階取得がもたらす効果は、企業集団の経営成績に多大な影響を及ぼしうることから、それ自体が段階取得を行う目的になりかねないという可能性を孕んでいるといえよう。

IV むすび

以上、本稿では現行の日本基準を前提に、段階取得における持分投資の一連の会計処理と、会計処理の結果として計上される段階取得に係る損益の経済的影響についての実態調査を行った。

まず、非支配持分投資の会計処理を題材に、持分投資の会計処理方法を保有目的別に規定している基準第一〇号の基礎にある考え方を確認した。事前に期待した投資の成果という観点から資産を事業投資と金融投資に分類する考え方は、保有目的別の会計処理を説明する枠組みとして有力であるが、その他有価証券のように事業投資または金融投資のいずれかに明確に分類することが困難な保有目的もあり、その意味でこの考え方による統一的な会計処理の説明には限界がある。また、段階取得による支配獲得時には、委員会報告第一四号における保有目的区分の変更の処理と基準第二一号における段階取得の会計処理規定との関係が問題となった。保有目的変更の処理と段階取得の処理とは必ずしも整合しない部分があり、また段階取得の処理規定の基礎には、前述の資産分類に基づく清算と再投資の擬制

という考え方があった。このため公開草案第二六号では事業投資が継続していると認められる、関連会社株式から子会社株式へと変化するケースについては、公正価値による再測定を求めないことを提案していたが、確定基準である基準第二一号では、日本基準の考え方とは異なる「支配の獲得を重要な経済事象と位置づける」IFRS3と整合的な会計処理を採用した。その結果、段階取得に係る損益には、一貫した考え方に根拠づけられていない単なる再測定差額としての性格しか認められなくなってしまう可能性がある。その一方で、段階取得に係る損益は連結業績にも影響を及ぼす。

そこで、近年の日本基準に基づく段階取得の処理結果を調査した結果、段階取得に係る損益の連結純損益におよぼす影響は大きく、場合によっては企業集団の経営成績である連結純損益を逆転させるほどの多額の差益が生じているケースもあることが明らかになった。他方、連結純利益が純損失になるほどの差損の計上はなかった。段階取得は単に企業結合の一類型に過ぎないにもかかわらず、一括的に支配を獲得する場合とは異なり、段階的に達成される支配の獲得が、企業集団の経営成績を左右するという特徴を有する点には注意を要する。そして、投資の成果とは位置づけがたい項目によって企業集団の経営成績が左右されるという事実は、連結純損益がどのような性格をもった企業集団の経営成績であるのかという、大きな問題を提起する。段階取得に係る損益が段階取得そのものを行う目的になりかねないという危険性にも注意しなければならないであろう。

- (1) 二〇一四年八月現在、ASBJから企業結合に係る実態調査の結果等に関するアナウンスはない。
- (2) 現行の日本基準においては、「時価」という用語が用いられているが、これを「公正価値」に置き換えることが提案され

ている（企業会計基準公開草案第四三号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」）。以下、公開草案第四三号）。公開草案第四三号（四項）によれば、公正価値とは「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格…（出口価格）」をいい、国際的な会計基準の定義と同じく、出口価格（exit price）としての性格を明示している。ただし、「時価」と「公正価値」とは、文言の違いこそあるものの、その考え方に大きな違いはないと理解されてきた（公開草案第四三号、二七項）という背景に鑑み、本稿では、「時価」と「公正価値」を同じ測定値として位置づけて、「公正価値」に統一して用いることとする。なお、企業結合会計における公正価値測定をめぐる論点については、小阪（二〇一三）で考察を加えている。

(3) 委員会報告第一四号（六五項）では、売買目的有価証券に分類するための厳格な要件を定めている。その要件は、一般に、有価証券の売買を業として行うことが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署によって売買目的有価証券が保管・運用されていること（ただし、定款上の記載や独立部署をもたなくても、有価証券の売買を頻繁に繰り返している場合には、当該有価証券は売買目的有価証券に該当する）というものである。このような厳格な要件からすれば、段階取得は売買目的有価証券に対しては起り得ないようにも思える。しかし、現実にはそのようなケースがないとは言いつれず、なにより、委員会報告第一四号（八七項）において、売買目的有価証券から子会社株式への保有目的区分の変更についての規定を設けていることから、このようなケースについても検討する必要がある。

(4) ここではS社の発行済株式の二〇%をP社が売買目的で保有するという状況を想定していることになるが、売買目的で保有する限り、P社の保有比率が何%であってもここでの検討内容が変化することはない。

(5) 例外的に評価損に相当する測定差額については、損失として処理することも認められている（基準第一〇号、一八項）。しかし、この例外処理は従来行われてきた会計処理に配慮したものであって、その他有価証券の測定差額の取扱いに関する基本的考え方に合致した方法ではない。このため本稿では例外処理については検討しないこととする。

(6) 企業会計基準第二五号「包括利益の表示に関する会計基準」（六項）および基準第二二号（三九項）。

(7) 資産を金融投資と事業投資に分類する考え方については、後述する。

- (8) 個別財務諸表上で持分法を適用すべきか否かについての議論もあったが、現行の日本基準においては個別上での持分法適用は認められていない。我が国における議論の展開については、川本（一九九二）や中野（一九九七）が詳しい。しかし、二〇一三年一月に公表されたIASB（2013）では、持分法を個別財務諸表上で適用すべきとの提案がなされており、今後の基準開発において我が国でも個別財務諸表における持分法の導入が検討される可能性がある。
- (9) この点について、斎藤（二〇一〇、六〇頁）では、関連会社株式のような事業投資の対象資産について生じた公正価値の変動は、「成果と関係のない『放棄された機会』なのである」としている。
- (10) 斎藤（二〇一三、四〇頁）では、自由な売買が可能な金融投資は、それ自体が現金等と同等であり、金融投資に生じた公正価値の変動はキャッシュフローと同じ性質を持つとしている。
- (11) この点については小阪（二〇一二）でも指摘している。
- (12) 厳密には、売買目的の有価証券およびその他有価証券から、関連会社株式に該当した後で、子会社株式に該当するというケースもありうるが、本稿では検討の対象外とする。
- (13) 支配プレミアムについては、考慮外とする。
- (14) 売買目的の有価証券の再測定差額については、切放処理と洗替処理の選択適用が認められているが（委員会報告第一四号、六七項）、ここでは切放処理を採用している。
- (15) 本稿では検討対象外のケースだが、その他有価証券から関連会社株式への変更の際も子会社株式への変更時と同様に処理することとなる。しかし基準第二二号は段階的な支配の獲得について規定しているのみである。段階的な影響力の獲得については、基準第一六号（二六―三項）において、取引ごとの原価の合計額を用いる旨の規定がある。この点からすれば、その他有価証券から関連会社株式への変更時の例外処理については、基準第一六号との整合性を根拠とすべきであろう。ただし整合性を図るべきとしても、原価の合計額を用いることとした明示的な根拠が基準第一六号に示されていないという問題点が残る。
- (16) IFRS3における段階取得の会計処理に関する問題をめぐっては、小阪（二〇〇九）で検討している。

【参考文献】

- Edwards, E. O. and P. W. Bell (1961) *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press.
- Feltham, G. A. and J. A. Ohlson (1995) Valuation and Clean Surplus Accounting for Operating and Financial Activity, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, CAAA.
- IASB (2008) International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations*, IASB.
- IASB (2013) Exposure Draft, *Equity Method in Separate Financial Statements Proposed amendments to IAS27*, IASB.
- Penman, S. (2001) *Financial Statement Analysis and Security Valuation*, McGraw-Hill, 杉本徳栄、井上達男、梶浦昭友訳 (二〇〇五) 『財務諸表分析と証券評価』白桃書房。
- 川本淳 (一九九二) 「持分法の意義と問題点—個別決算への適用—」『会計』第一四二巻第三号、森山書店、一一九頁—一三八頁。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇六) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 a) 企業会計基準公開草案第二六号 『企業結合に関する会計基準 (案)』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 b) 企業会計基準第一〇号 『金融商品に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 c) 企業会計基準第一六号 『持分法に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一〇) 企業会計基準公開草案第四三号 『公正価値測定及びその開示に関する会計基準 (案)』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一〇) 企業会計基準適用指針公開草案第三八号 『公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針 (案)』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 a) 企業会計基準第二一号 『企業結合に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 b) 企業会計基準第二二号 『連結財務諸表に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 c) 企業会計基準第二五号 『包括利益の表示に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 d) 企業会計基準適用指針第一〇号 『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指

針』企業会計基準委員会。

菊谷正人(二〇一一)「段階取得の会計処理における問題点」『経営志林』第四八巻第一号、法政大学経営学会、一〇三頁―
一四頁。

小阪敬志(二〇〇九)「IFRS3における段階取得の会計処理に関する一考察」『産業経理』第六九巻第二号、産業経理協会、
一七〇頁―一七九頁。

小阪敬志(二〇一二)「関連会社投資会計の動向と課題」『商学論纂』第五三巻第三・四号、中央大学商学研究会、四九一頁―
五一頁。

小阪敬志(二〇二三)「企業結合会計における公正価値測定に関する一考察」『政経研究』第五〇巻第三号、日本大学政経研究所
三一九頁―三四五頁。

斎藤静樹(二〇一〇)『企業会計とディスクロージャー』第四版』東京大学出版会。

斎藤静樹(二〇二三)『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社。

辻山栄子(二〇〇五)「第二部第六章 財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編『詳解 討議資料 財務
会計の概念フレームワーク』中央経済社。

辻山栄子(二〇一三)「現代会計のアポリア―対立する二つのパラダイム―」『早稲田商学』第四三四号、早稲田商学同攻会、
一六三頁―一九四頁。

中野貴之(一九九七)「個別会計および連結会計における持分法の適用」『早稲田商学』第三七二号、早稲田商学同攻会、一二九
頁―一五八頁。

日本公認会計士協会(二〇一一)「会計制度委員会報告第一四号『金融商品会計に関する実務指針』」日本公認会計士協会。

山下奨(二〇〇九a)「持分の段階取得と損益認識」『商学研究科紀要』第六八号、早稲田大学大学院商学研究科、一八七頁―
二〇五頁。

山下奨(二〇〇九b)「債券の保有目的の変更に關する会計処理とリスクからの解放概念との整合性」『商学研究科紀要』第六九

政経研究 第五十一卷第二号（二〇一四年十月）

一四二（三七二）

号、早稲田大学大学院商学研究科、三〇九頁―三二三頁。

政教社のロンドン海軍条約反対運動に関する一考察

石川 徳 幸

一・問題の所在

本稿では、雑誌『日本及日本人』^①の発行元として知られる政教社が、昭和初期に実践的な政治活動に傾注していった契機として、ロンドン海軍条約に関して行った反対運動に注目する。ロンドン海軍条約そのものに関する考察については、これまでに優れた先行研究が出されており、^②本稿の本旨とは異なるため、ここで繰り返し論じることはしない。同条約は概して「近代日本外交の分水嶺」であるとともに、「この条約調印を「統帥権干犯」と批判する右翼勢力が社会集団として浮上する画期」として位置づけられてきた。^③本稿の目的は、この条約に反対するキャンペーンを行った政教社の活動を詳らかにし、この運動が政教社自身にいかなる転機となったのかを明らかにすることにある。

政教社の名は、一般に、明治期に井上馨らが推進した欧化政策に対抗して国粹主義を提唱し、いわゆる「欧化と国粹」をめぐる論争を牽引した結社として知られている。とくに、三宅雪嶺が中心となって発行した雑誌『日本人』は、ジャーナリズム史のみならず、近代日本の思想史を語る上ではなくてはならない存在である。政教社における三宅雪嶺の存在があまりに大きかったためか、大正十二年に三宅雪嶺が退社して以後の政教社に関しては、学問的にはほとんど等閑視されてきた嫌いさえある。しかし、政教社は三宅雪嶺の退社以後も、雑誌の発行のほか、様々な政治活動に行方主体として関与している。とくに、昭和四年に五百木良三が社長に就任してからは、実践的な政治活動への参画が顕著になっている。

ロンドン海軍軍縮問題に関する「右翼」団体の活動については、伊藤隆や佐藤卓己による詳細な研究があり、その中で政教社の活動に関する言及もなされている。^④しかし、後述するように当該時期に関する政教社そのものを主題として論究した研究は、管見の限りにおいて、ほとんど見られない。

まずは、政教社に関する先行研究について触れておきたい。政教社に関する研究には多くの蓄積があるものの、それらは政教社の成立過程や設立メンバーに主眼を置いたものがほとんどである。^⑤なかには、対外硬運動や日露開戦期における政教社の活動を扱った研究も見られるが、^⑥その射程は主として明治中期から後期にかけての政教社の活動に限られてきた。先述のように、三宅雪嶺が政教社を離れた大正十二年以降の活動に関しては、ほとんど考察の対象にされてこなかったと言える。それは、政教社に関する研究史をまとめた佐藤能丸の「政教社系とは、雑誌『日本人』と新聞『日本』、そして後にこれが思想的に合併した『日本及日本人』に拠った国粹主義思想集団で、時期は明治二十一年四月の『日本人』および『東京電報』（『日本』の前身）の創刊から、やや異論もあろうが、大正十二年九月

をもって三宅雪嶺が『日本及日本人』より離脱する迄の三十五年間に亘っているといつてよい⁽⁷⁾といった記述からも明らかである。

それでは、三宅雪嶺が離脱した後の政教社の活動については、これまでにいかなる研究がなされてきたのだろうか。政教社の昭和期の活動を扱った業績には、都築七郎⁽⁸⁾や有山輝雄⁽⁹⁾による成果があるものの、三宅雪嶺が離れてからの『日本及日本人』は学問的にはほとんど評価がなされてこなかった。例えば、松本三之介は「文芸方面では大正十三年の復刊以後も、漢詩・俳句・和歌欄が中心をなし、その他には江戸時代の文芸・風俗などを扱った三田村鳶魚の寄稿や児玉花外の詩などが見られる程度で、とりあぐべき程のものも見出せない⁽¹⁰⁾」と指摘し、山田博光は「雪嶺と別れてからは右翼化の傾向を強め、神秘的国体論や戦争協力のウルトラ・ナシヨナリズムに陥っていた⁽¹¹⁾」(中略)全体として思想的偏向が著しく、文芸欄も見るべきものがない⁽¹¹⁾と断じている。また、本山幸彦の見解のように、「『日本及日本人』は大正十二年九月で終刊。翌月、同誌の後身として雪嶺により個人雑誌『我観』が創刊された。翌年、三井甲之らが創刊した同名の『日本及日本人』は極右の傾向雑誌で関係はない⁽¹²⁾」として、政教社が大正十三年から発行した第二次『日本及日本人』をそれまでの『日本及日本人』の後継誌として扱う事を忌避する嫌いさえある。これらの指摘に共通する認識は、三宅雪嶺の離脱によって初期の『日本人』から続いた思想的連続性が断たれたと見做している点であろう。

政教社の創設は明治二十一年であったが、日清戦争の終結した明治二十八年頃になると、すでに設立時に名を連ねたメンバーの中で政教社に留まっていた人物は三宅雪嶺だけになっていた。そのため、政教社を創設時から支えてきた三宅雪嶺が大正十二年に退社した出来事をもって、思想史上の区切りとして扱うことは妥当であることは間違いない。

い。この点に関しては、筆者も思想史上の枠組みとしては大きな異論はない。また、専攻外のため筆者は判じ得ないが、文学史上の価値として「取り上げるべき程のものが無い」とする評価もあり得るものである。しかし、思想史や文学史の視座ではなく、政教社の活動を政治史やメディア史の視点から眺めたとき、三宅退社以後の政教社の活動は決して無視できるものではない。先の知見において指摘された「思想的偏向が著しい」ことや「極右の偏向雑誌」であるという性格は、メディア史上の枠組みにおいて閑却すべき理由にはならない。この点において、先述の有山論文は、昭和期を含む『日本及日本人』のメディアとしての特質を「言論と同人」の視点から明らかにした稀有な先行研究として位置づけることができる。

一方で、日本近代史を扱った書籍の中には、三宅雪嶺が退社した後の政教社の活動に関しても、「三宅雪嶺らの創設になる政教社」¹³といったように、三宅雪嶺と関連づけて記述される例がみられる。三宅雪嶺は政教社を去った後、新たに雑誌『我観』を創刊して自らの言論活動の場を築いているため、大正十三年以後の政教社の活動に関しては、三宅雪嶺個人とは切り離して言及されるべきである。政教社同人と三宅雪嶺は関東大震災以後の再建策をめぐって喧嘩別れを起こしたのであって、その後の活動に鑑みても両者を同じグループで括ることに無理がある。こうした用例を正す意味においても、三宅退社以後の政教社に関する研究を具に行う必要があると考えている。

こうした問題意識のもと、本稿ではとくに昭和四年に政教社の社長に就任する五百木良三の存在に注目する。三宅雪嶺が退社した後、大正十三年一月からは井上亀六が政教社を主宰し、政教社の経営を五年余り務めた。しかし、井上は第二次『日本及日本人』の発刊当初から厳しい状態にあった金銭面での苦境を最後まで脱することができず、政教社は経営の立て直しを迫られた。そこで、陰に陽に政教社を支えてきた五百木良三に白羽の矢が当たり、昭和四年

九月、政教社は五百木良三を社長として迎えたのである。

五百木良三に関しては、あまり知られていない存在であるかと思われるため、本論に入る前に簡単に説明を加えておきたい。五百木良三は、明治二十年代後半から三十年代前半にかけて新聞『日本』の記者として健筆を揮った人物である。さらに、明治三十四年に近衛篤磨から雑誌『東洋』の編集長として割愛された後、その雑誌『東洋』が新聞『日本』に合流する形で日本新聞社に復職し、明治三十六年に自主退社するまで同紙の編集長を務めた¹⁴。新聞『日本』の一部社員と雑誌『日本人』が合流して『日本及日本人』が発刊されたのは、五百木が退社した後、明治四十一年のことである。日本新聞社を退社した後、五百木は浪人の立場から政治活動に従事し、政財界に人脈を広げていった。例えば、盟友として小川平吉の名を挙げることができるほか、田中義一や近衛文磨といった首相クラスの政治家とも親交を深めている。

ここまで、本稿が扱う問題の所在を明らかにするとともに、主要人物に関する説明を行った。これらを踏まえて、昭和四年から五年にかけて行われた政教社の活動について明らかにしていく。なお、本文中において、現代では差別的表現とされる呼称を用いる場合があるが、これは史料上の記載をそのまま紹介することを重視したためであり、筆者の個人の思想や政治的意見を表すものではないことを付言しておきたい。

二．政教社における五百木体制の確立とロンドン海軍条約反対キャンペーン

五百木良三の政教社社長就任の経緯

大正十二年、関東大震災によって東京都神田区鎌倉町三番地にあった政教社は、社屋焼失の憂き目に遭う。この震

災以前から経営的困難に陥っていた『日本及日本人』（政教社）は、中野正剛らの『東方時論』（東方時論社）と合併することで経営基盤の安定を図ろうと模索していた。そうした経営再建策をめぐる問題と震災の混乱とが重なり、三宅雪嶺と井上亀六ら政教社同人との間に意見の対立が生じることになる。その結果、三宅雪嶺は政教社を離れて新たに『我観』を発刊し、政教社は翌十二年一月から第二次『日本及日本人』の刊行を始めた。三宅雪嶺が政教社を離れた経緯については、本稿の趣旨から外れるため詳述する暇がないが、大正十二年十一月に購読者に向けて配布されたとされる『日本及日本人』愛読者諸君に告ぐ（三宅雪嶺氏と絶縁の顛末）という文章から、政教社同人側から見た内紛の経緯を伺うことができる。この文章は『日本及日本人』三十九号にも掲載されているが、そこには「追記」として「我が政教社のため旧に依り指導と援助を惜まれざる杉浦重剛先生、内藤鳴雪先生、頭山満先生、国分青崖先生の他左記の諸君が三宅雪嶺氏と絶縁せし同人の心事を諒とし依然執筆援助を諾せられしは同人の深く感激する所也」とあり、第二次『日本及日本人』への協力者として上記四名の他、後に政教社社長となる五百木良三を含む八十四名が連記されている。

執筆援助者として名を連ねていた五百木良三であるが、実際に井上亀六が第二次『日本及日本人』を主宰した時期に五百木が寄稿したのは「正岡子規号（二六〇号）¹⁵」に寄せた「追憶断片」の一篇に過ぎない。しかし、この時期に五百木良三が政教社に果たした役割は、原稿の執筆よりも多大なものがあつた。まず五百木は、政教社後援会の発起人となり経営難の救済に助力している¹⁶。さらに、五百木は政教社に事務所の場所を提供している。当時、五百木良三は城南荘を率いて政治活動に従事していたが、震災によって城南荘も焼失したため、大正十五年に城南荘の新事務所を芝区南佐久間町二丁目十七番地に落成した。その建物の空きフロアを、政教社に提供したのである。政教社はそれま

で、震災後の再刊にあたり四谷区愛住町四十七番地に仮事務所を置いていた。

このように、五百木良三は井上亀六時代の『日本及日本人』に対して、社外から協力する役割を担っていた。五百木良三が政教社へ事務所を提供するに至った経緯は詳らかにし得なかったが、当時の様子を関係者の記録から確認することができる。当時、城南荘に所属していた松林亮は「実川君（実川時治郎…引用者註）や我々が同志として参加していた城南荘は、（中略）芝の南佐久間町の新築事務所に移った。この事務所の二階を政教社に貸したので、政教社の編集関係者とわれわれ城南荘の連中とは以前よりも一段と親しみを加えるようになった¹⁷」と述懐している。また、五百木良三の死後に刊行された『飄亭句日記』の巻末附録「小伝」には「大正十二年九月の大震災は帝都の半を焼き、京橋日吉町に在りし城南荘も、神田鎌倉河岸に在りし政教社も共に厄に遭へり。十五年二月、芝南佐久間町に先生の新事務所成るや。城南荘同人は階上に拠り、政教社は階下を占む」という記述がみられる¹⁸。このように、五百木良三を要として、政治活動を行う城南荘と雑誌『日本及日本人』を発行する政教社とが同居することとなり、それぞれの構成員が接近したことは、その後の政教社の活動を方向づける意味で重要な出来事であった。

五百木良三の城南荘と政教社の事務所が同居してから三年後の昭和四年、ついに政教社の経営に行き詰った井上亀六は、資金繰りのために政財界に顔の利く五百木良三に経営権を譲ることとなった。新しく政教社の社長となった五百木良三に託された課題は、何よりも経営を立て直すことであった。そのため、五百木は政教社を引き受けるにあたり、側近の実川時治郎に資金の調達を行わせている。この資金集めの成果は、昭和四年十一月一日発行の革新号に掲載された「祝御発展」と銘打たれた記名広告から伺うことができる。この中には、当時の内閣総理大臣である濱口雄幸や、近衛文麿、酒井忠正、民政党幹事長の富田幸次郎、政友会幹事長の森恪など貴衆両院の議員をはじめ、外交官

の吉田茂、軍部の財部彪、宇垣一成など各界あわせて九十二名の名前を確認することができる。このことから、『日本及日本人』の革新にあたり、広く資金が収集されたことが分かる。もちろん、これらの中には政教社が主張する政治的立場とは相反する人物も含まれており、恒常的な援助ではなく一時的な資金提供と見做すことが妥当である。なお、五百木時代の政教社における恒常的な資金援助者に関しては、「幹部の実川時治郎が平沼（騏一郎…引用者註、以下同様）と懇意であったことから平沼の紹介で藤山雷太から資金を得、その後も小川（平吉）やあるいは小磯（国昭）ら陸軍の一部から補助を得ていた¹⁹」ことが指摘されている。

井上亀六が五百木良三に経営権を移譲した経緯については、当時の関係者の回想等をもとに確認することができる。井上時代から政教社に出入りをしており、五百木時代から『日本及日本人』の編集に携わるようになった柴田宵曲は、「這間の事は先生（寒川鼠骨のこと…引用者註）の奔走によって決した²⁰」と、新聞『日本』時代からの古参であった寒川鼠骨が五百木と井上の間に入って取りまとめたことを書き残している。その寒川自身は、この経緯に関して「飄亭君は多大の助力を吝まなかったが、経営は震火前の如くならず頗る困難を続けた。昭和四年迄はどうか持続したが相当地に草臥れた。飄亭君に肩代わりを頼み、君は頻りに維新を叫ぶも、旗幟が鮮明でない『日本及日本人』を明治維新に於ける錦の御旗と同様に君が旗幟とし、之を鮮明にせよといふ論で、厭といふのに無理に背負はせてしまったのが昭和四年九月であった²¹」と述懐している。

五百木良三が社長に就任してから、『日本及日本人』の誌面にはいくつかの変化が見られた。まず、十月下旬に井上亀六が退社するなど、政教社を離れた社員や執筆者がいた。当時の様子について、古島一雄は「その後いよいよ『日本及日本人』が保てなくなつて五百木飄亭²²が入つて一緒にやったが、五百木と井上が意見が合わぬようになって

から、井上は分離して大日社を作った⁽²²⁾と述べている。具体的には、昭和四年九月から『日本及日本人』への執筆が途絶えた人物として、宅野田夫、田中逸平、中野刀水、増島六一郎、斎藤澄雄、馬群丹、雲峯人らが確認できる。このうち、宅野・田中・中野・増野については、二年後の昭和六年に井上亀六が頭山満や杉浦重剛を載いて創刊した雑誌『大日』に寄稿が見られるため、井上とともに『日本及日本人』を退いたものと思われる。例えば、『日本及日本人』誌上において「半月雑記」・「靈犀書屋雑話」・「無邪思野雑記」などのコラムを連載していた田中逸平の場合、一八四号（昭和四年九月一日発行）の寄稿が最後となったが、井上の『大日』が創刊されると、ここに再び「無邪思野雑記」の連載をはじめている。その中で田中は、「久しく『日本及日本人』誌上に、生活の余瀝に過ぎざる拙稿を寄せたが、之を通じて幾多の知己を求め得たことを感謝してゐる。一昨年同誌の变革と与に、予の文縁は同誌に無くなつた。爾来一年有半我が生活は頗る陰鬱なる日月を続け来つた。岩戸開が出来て茲に『大日』出現と与に再び『大日』誌上に新旧有縁の諸君に見ゆることが出来るのは、洵に更生の感がある⁽²³⁾」と綴っている。反対に、五百木良三が主宰したことによって広がった人脈は、小磯国昭や小川平吉といった軍部や政界からの寄稿者に見ることが出来る。また、五百木良三は「政教講座」という会員組織を新設している。一八七号（昭和四年十月十五日発行）に掲載された社告には、「更始一新、我社こゝに大いに志を天下に伸べんとするに当り、先づ『政教講座』を興し、人心の作興、風教の肅清に努めんとす。学界の権威者、思想界の重鎮を聘して高遠の真理を聴くは勿論、時に憂国慨世の熱論を聴き、隠れたる研究者の蘊蓄を傾けしめ以つて君国に資するあらんとす」とあり、月一回の講演を開催する会員組織の設立を打ち出した。この会員組織の発足の着想に關係したかは定かではないが、かつて五百木良三は『日本』記者時代に、山本瀧之助が立ち上げた日本青年会という読者組織の設立に關与したことがあつた⁽²⁴⁾。

こうした変化の後、一八七号には次号を『日本及日本人』革新号とする旨の社告を掲載している。この一八八号（昭和四年十一月一日発行）の革新号をもって『日本及日本人』が本格的に五百木体制の編集になったといえるだろう。²⁵五百木良三は政教社の社長に就任した後、牧野謙次郎に宛てた書簡において「小生引受以来、士気は大に振ひ来り内外関係者の気合、頗る合致し居候故、こゝ一年位奮闘せば恐らく復活の域に達すべきかと存居候。十一月一日号を界とし、紙面全然一変の方針に有之、内は天皇親政中心に、国体観念を徹底せしめ、外は世界進出を絶叫して皇国の使命を示教致度考に御座候²⁶」と述べたという記録があり、ここから五百木の誌面改革の方針を窺うことができる。

五百木良三と海軍軍縮国民同志会

昭和四年十一月一日発行の革新号によって五百木良三が本格的に主宰するようになった『日本及日本人』は、当時問題になっていたロンドン海軍軍縮会議に反対する運動に取りかかることになる。日本がロンドン会議に招請されたのは、これに先立つ十月七日のことであったが、この頃には若槻礼次郎を全権とすることが決まり、全権団の出發を月末に控えていた時期であった。

十一月二十五日、頭山満ら二百余名の發起によって海軍軍縮会議に関する有志大会が青山会館にて開催され、海軍軍縮国民同志会が発足した。²⁷この同志会においてまとめられた決議文は全権として出立する若槻礼次郎に手交されたが、その代表者には黒龍会の内田良平、菊池武夫、田中弘之、田鍋安之助、末永一三らと共に政教社の五百木良三が列していた。

これ以後、この海軍軍縮国民同志会は国民大会を催したり、小冊子を刊行したり、意見書や激励書を諸方面に提出

するといった活動を行っていくのであるが、これらの活動に五百木良三は積極的に関与している。海軍軍縮同志会は、黒龍会や国本社をはじめ所謂「右翼」陣営が大団結して作られたものであるが、このように「右翼」団体が歩調を合わせて共闘する例はそれまでも見られたことであり、決して珍しい動きというわけではない。例えば、日露戦争期の対露同志会や講和問題同志連合会をはじめ、宮中某重大事件などに際しても連携した動きを見せてきた。これらの活動には、つねに頭山満や内田良平などともに五百木良三も名を連ねてきた経緯があり、ロンドン海軍軍縮問題をめぐっても再び同志として参集したのであった。

こうした社長の活動にともない、政教社も軍縮問題をめぐっては雑誌の発行だけにとどまらず、組織として実践的な活動を担っていくことになる。すなわち、政教社の名義においても、ロンドン会議批判大会（昭和五年四月十八日）や草刈少佐追悼会（後述）を主催し、反対運動の急先鋒として知られていくことになるのである。

ロンドン海軍軍縮問題をめぐる言説

ここからは政教社の雑誌『日本及日本人』がロンドン海軍軍縮問題に関して、いかなる言説を展開していったのかを、具体的に見ていくことにする。個別の事例を扱う前に、政教社による軍縮問題をめぐる言説の特徴を概観しておきたい。

ロンドン海軍条約をめぐる批判的言説は、ロンドン会議の開催期から条約の批准までの経過に合わせて、その内容も変化しており、いくつかの局面に分けて考察することができる。まず、ロンドンで会議が行われている期間は、この会議を「砲火を交へざる大海戦」²⁸と位置付けて、その重要性を訴えている。とはいえ、この時期は毎号主張欄に軍

ロンドン海軍条約関連略年表

昭和5年1月20日	キャッスル大使来日
1月21日	ロンドン会議開会
4月22日	ロンドン海軍条約調印
4月23日	第58回帝国議会 開会
5月14日	第58回帝国議会 閉会
5月19日	財部海相帰京
5月20日	草刈少佐自殺事件
7月24日	条約 枢密院に諮詢
10月1日	枢密院 諮詢案可決
10月2日	条約批准
11月14日	濱口首相遭難事件
昭和6年1月1日	ロンドン海軍条約公布

縮問題に関する論説を載せてはいるものの、この問題に関する寄稿や署名記事はほとんど見られない。そのような中で、政教社社員の平田晋策によるキャッスル米国大使との会見記は際立った存在感を示している。

同誌における軍縮問題に関する記事は、ロンドンにおける会議が開かれているときよりも、むしろロンドン海軍条約が調印された後に増加している。その批判の論理は、統帥権の干犯を指摘するものであった。「今次のロンドン海軍条約は、殆んど陛下の帷幄機関を完全に無視し去って調印せられたものである」²⁹として、政府の条約調印を越権行為として論じた。

政界や軍部においても、こうした統帥権をめぐる議論が行われていたさなか、寝台列車内で軍令部参謀海軍少佐草刈英治が割腹自殺をするという事件が発生する。遺書が公開されなかったために、草刈少佐の死をめぐるのは神経衰弱説と憤死説とが唱えられたが、『日本及日本人』では草刈少佐の死をロンドン条約反対と結びつけて「忠死」として描き出し、一大キャンペーンに発展させた。

その後、条約が枢密院に諮詢された七月下旬から九月下旬にかけて、『日本及日本人』は条約に関して多くの批判的言説を展開していくことになるが、十月はじめに枢密院で諮詢案が可決し、条約が批准されてからは、この問題に

関する記事はほとんど姿を消すことになった。

キヤッスル大使会見記

ここからは、政教社が条約反対運動の中でフレームアップした事例について取り上げていく。昭和五年当時、一部の新聞や雑誌を賑わした話題にキヤッスル事件がある。キヤッスル事件とは、ロンドン会議の開催に先駆けて来日したキヤッスル米国外交官が、宣伝工作のために日本の大手新聞を買収し、世論操作を行ったという対日買収疑惑の風聞である。⁽³⁰⁾ この事件は、時事新報の伊藤正徳や朝日新聞の緒方竹虎を巻き込んだ裁判沙汰にまで発展している。キヤッスル事件に関しては、『新聞と社会』や『帝国新報』の宅野田夫の活動を中心に、佐藤卓己が詳細な研究を行っている。⁽³¹⁾ 本節では当該事件を背景として、『日本及日本人』がキヤッスル大使をどのように評価し、論じていたのかを明らかにする。

キヤッスル大使が着任する直前に出された『日本及日本人』一九三号の主張欄には、「米軍縮大使来朝の目的」と題された論説が掲載されており、そこではすでに以下のような指摘がなされていた。

キヤッスル大使来朝の目的如何と云ふに、公表せられたる處に依れば同大使の任務は、我政府との折衝以外に廣く朝野の顯官貴紳学者操觚者等と接触交驩し、以て米政府の主張を我が朝野に諒解せしめんとするに在る。換言すれば大使来朝の真目的は宣伝に存する。(中略)

大使は恐らく先ず我国論の最軟弱地点に向つて巧妙なる宣伝と懐柔を試みるであらう。国論の最軟弱地点とは何れぞ。曰く、一部の実業家、操觚業者、並びに政党者流である。華府に於いて米国に呼応して、加藤全

権を挾撃したる者は、実に軽佻なる彼等実業家、操觚者、政党者流であつた。而してキャッスル大使着京の後、此の一角より、再び軟弱売国の妄論の出づるが如き事あらんか、国民は果して如何なる感懐を抱く可きであるか。⁽³²⁾

このように『日本及日本人』では、キャッスル大使の着任以前から、対日宣伝工作に関する疑念を書きたてていた。こうしたことから、キャッスル事件については、その「怪情報の火元が『日本及日本人』であつた可能性」が高いとの指摘がなされている。⁽³³⁾ただし、『日本及日本人』では「操觚界の買収」に関する記事はほとんど掲載されておらず、一部の寄稿をのぞいて見るべきものは少ない。キャッスル事件が一部の新聞雑誌でキャンペーンとして発達したのは、六月から七月頃になつてからのことであるが、政教社ではこの頃、草刈少佐の死をめぐる別のキャンペーンに傾注していた。そのため、『日本及日本人』におけるキャッスル大使に関する言説においては、所謂「キャッスル事件」に関するものよりも、大使に対するインタビューなどの記事から、その批判の特徴を見出すことができる。

キャッスル大使が着任してからおよそ一か月後、昭和五年二月十七日に政教社を代表して平田晋策が米国大使館を訪ねて会見に及んだ。平田晋策は、のちに大日本雄辯会講談社などから、いわゆる「未来戦記」物の作品を出版して人気作家となる人物である。二時間に涉つたという会見の様子は、「米国大使会見記」⁽³⁴⁾として三月一日発行の本誌に九頁にわたつて掲載されている。この会見記の結びにおいて、平田は「本会見に於て、吾人には大なる収穫があつた。それは米国海軍の目標が我国である事に関して、殆んど大使をして弁解の余地なからしめた一事である」と述べており、米国海軍が対日戦備を整えつつあるとの持論を展開した。こうした政教社による取材活動に関して、西園寺公望の秘書を務めていた原田熊雄は、三月十日時点の口述内容として次のように記している。

その後米国は海軍会議を成功させるために、特に会議中、有力な人物を大使として日本に遣はして東京に駐在させることに決め、キャッスル氏 (William R. Castle) が選任された。

このことを聞知した右傾団の判らず屋が「今度来るキャッスル大使は黄金を以て日本を口説き落しに来るのだ」と言つて、暴拳を企てようとする者さへあるといふので、警視庁も非常に心配して、大使の横浜上陸の時にはことさらに警戒を固くして事なきを得た。キャッスル大使の着任の後、内田良平などと轡を並べる浪人の五百木の子分が、直接大使を訪ねて詰問に及んだところ、大使はもの静かに諄々と軍縮会議の使命を話し、結局日米の親善、世界の平和、人類の幸福に貢献すべくお互に努力したいといふ風に説かれたので、その真摯な態度と誠意に感激して、浪人どもは泣いて喜んで帰つて来て「キャッスル大使は実に立派な人である」と、さかんに大使の人格を賞揚した⁽³⁵⁾。

先の会見記において平田は「大使ウキリアム・キヤッスル氏は温厚篤実、正に君子人の風があつた。殊に如何なる難問に対しても敢て答弁を避け様されなかつた事を深く感謝する」と記しており、こうした記述から原田の見解が生まれたものと思われるが、平田は大使の人格を称しながらも、決して筆鋒を緩めなかつた。実際、平田は「米国全権大使ウキリアム・キヤッスル氏／同一等書記官ユーヂン・ドウマン氏／同駐在武官海軍大佐ジョセフ・オーガン氏に対する公開状」として、翌号(三月十五日発行)に「日米和戦の分岐点」と題した十六頁にも渉る論説を掲げ、補助艦保有量について「対米六割」では日本の安全は保障されないことを訴えるところに、日米の衝突を避けるために太平洋の制海権を平衡させるべきであるという「太平洋分権論」や「比律賓の独立を希望す」といった持論を披瀝した⁽³⁶⁾。

その後、四月一日に政府から回訓が発電されたことを受けて、平田晋策は再び米国大使館を訪ねてドーマン一等書

記官とキャッスル大使との会見を果たし、その内容を「米国大使再会見記」として一九九号（四月十五日発行）に掲載した。この会見の主旨は、「幣原外相が海軍軍令部の反対を無視して、屈辱的回訓案を作成せる原因は、三月二十日、英国大使チレー氏より、日本は英米と建艦競争を為す決心ありやと威嚇され、更に翌二十一日、米国大使キャッスル氏が、米国空軍の威力を説いて東京爆撃の可能性を仄めかせた³⁷」ためであるとして、その発言の真相を問うというものであった。

このように、ロンドンで軍縮会議が行われている最中において『日本及日本人』誌上では、米国大使の発言を直接引き出して、条約の底意を探り出すという方法が採られていた。その批判的言説は主として米国への疑念を呈する内容のものであったが、政府が条約の締結を行って以降は、統帥権の干犯問題という視座から政府を批判する言説が増えていくことになった。そのような言説の中には、以下の例のように、国民を鼓舞して条約反対の一大キャンペーンを行おうとするものが見られた。

現政府の行為は、正に之れ、国體に戻り、御制に背き、以て我が国を危きに導くものである。三十萬の現役軍人及び八百萬の在郷軍人諸君。兄等は現政府の此の統帥権侵犯を黙視するか。国民は奮起して、我が帝國憲法の尊嚴を護らねばならない。而して現政府の行為を責め、且つ其の正式ならざる所謂回訓案なるものによつて決定せる亡国的条約の、批准拒否の一大運動を興し、偏に其の貫徹を期さねばならない。日本民族の存在意義と、及び其の優秀性の發揮とは、実に之れ此の行にある。同胞よ奮起せよ。今や現政府の詭弁などを聞いてゐる時ではない。³⁸（圈点は引用者による）

こうした意識のもと、政教社は実際に一千余名の聴衆を集めて「ロンドン会議批判大会」を主催し、その席上では

平田晋策の「国防の危機」、本多熊太郎の「ロンドン会議の批判」と題した演説が披露された。⁽³⁹⁾ 本多の演説に関して、二〇〇号（五月一日発行）に掲載された「ロンドン会議批判」にその要旨を見ることが出来る。

草刈少佐の「憤死」をめぐるキャンペーン

「ロンドン会議批判大会」を主催した政教社は、六月二日には海軍軍縮同志会と大乘会との共催で「草刈少佐追悼会」を行い、八百余名がこれに参列した。⁽⁴⁰⁾ 五百木良三は小川平吉に宛てた書簡の中で、この追悼会について触れている。この書簡からは、五百木が条約反対運動にどのような見通しを有していたかについても窺うことができる。

（略）数日中に開催の参議官会議にては海相孤立の形勢にて、最高部の意思決定と共に必然財部は辞職か若くは意志転換の他無之、從而局面転換も存外に早く、枢府の手を待たずして先づ崩潰の段取と相成るものと存候。

（中略）一寸御話せし草刈少佐の追悼会は六月三日芝青松寺といふ事に決定、既に準備に取りかゝり申候。就而は老台より御話込の結果如何や。小生自身も愈々行詰り居り此の際多少とも援助を得ば好都合に御坐候。⁽⁴¹⁾

その死を悼まれた草刈英治とは、明治二十四年生まれ、海軍少佐で、昭和五年五月二十日深夜、富士駅付近を走行中の上り急行列車内で自刃した人物である。事件を報じた当時の新聞は、「氏は精励かく勤な典型的士官で軍縮会議開催以来は数ヶ月間全く不眠不休で研究に力めつつあつたが軍縮問題に対しては非常な強硬論者でわが根本方針たる三大原則が容れられなければ決裂をも辞せないといった主張を持つてゐた、従つて軍縮会議の結果に対しては相当深刻な不満を持つてゐるらしかつた」と報じている。⁽⁴²⁾ 草刈少佐の自刃の理由については、憤死かノイローゼかといった

憶測が飛んだが、政教社をはじめロンドン条約反対論者たちは、この事件を反対運動に結びつけて利用していった。

草刈少佐が自刃した直後の『日本及日本人』二〇二号（六月一日発行）の主張欄では、草刈少佐について「少佐が近時我が国防上の重大危機に臨めるを慨し、国家の前途を深憂しつゝあつたことは、抑々此の自刃を促がしたる最大原因であつた⁴³」と端倪し、その死が人生観上の煩悶に帰するものではなく、君国の為に報じた「忠死」であるとしてセンセーショナルに扱っている。

さらに、翌二〇三号（六月十五日発行）と二〇四号（七月一日発行）においても、草刈少佐を追悼する特集を組んでいる。二〇三号では、故人の論文「忠君論」を紹介したほか、海軍兵学校の同期であつた小西干比古による「草刈少佐を憶ふ」「草刈英治君の最期」を掲載している。後者において小西は、草刈少佐の遺書を引いているが、「以下草刈英治ノ真心（以下十五字略ス）」と肝心の自刃の真意については公開していない。小西によれば、「今此の事は、軽々しく云ふべきでない。事は余りに生々しく、心は騒がしく猶更に深く沈黙考する必要を感じた」ため、真意を明らかにするのは「諸般の事情が瞭か」となつてからにしたいという考えであつた⁴⁴という。遺書の後半部分は、そのまま明らかにされていない。

さらに、政教社はこれらの記事や故人の遺稿や書簡を蒐集して、八月には『嗚呼草刈少佐』と題した単行本を出版した。このように、追悼会といったイベントや出版物を通して、政教社は草刈少佐を忠義に殉じた「国土」として描き、反条約の一大キャンペーンとして組み立てたのである。

条約反対運動の収束

このようにして、「雑誌『日本及日本人』は倫敦會議開催以来、最も強硬なる意志を持し、毎号政府当局の弱腰を難詰し⁽⁴⁵⁾」続けていったが、二〇五号（七月十五日発行）では、光流斎による「秘中秘話（果然軍縮問題は現内閣の致命傷）」が当局の忌諱に触れて、発売頒布禁止の処分を課せられるといった筆禍を起こしている。

この頃になると、条約反対運動も大詰めを迎えることになる。すなわち、濱口首相は七月二十四日に葉山の御用邸に伺候して、ロンドン海軍条約を枢密院に諮詢されるように天皇に願ひ出で、条約の論議の場が枢密院へと移ることになった。これを受けて、七月二十六日に海軍軍縮同志会は「倫敦軍縮条約ニ関シテ枢府諸公ニ呈スル書⁽⁴⁶⁾」と題した陳情書をまとめている。

この陳情書の中には、「政府当局ハ新聞紙上ノ論調及び所謂全権歡迎会等ノ各地ニ行ハル、ノ状態ヲ挙ゲテ、輿論ガ軍縮ニ賛成スルノ実証ナリト称シツ、アリト雖モ、其ノ内容ハ、新聞記者ヲ買収シ、或ハ御用学者ヲ使喚シテ熾ニ其ノ論説並ニ報道ヲ曲筆シ、若クハ与党を駆リテ無知ナル人数ヲ傭ヒ来リ、以テ其ノ所謂輿論ナルモノヲ製造シタルニ過ギズ」と、これまでに見てきた論理による政府批判の言説が見られた。そうした上で、「此際頼ムベキハ唯ダ枢府諸公ノ在ルアルノミニ候」、「伏シテ冀クハ誠忠賢明ナル御決断ニヨリ、大斧一下、国防ヲ危殆ノ巖頭ヨリ救ヒ統帥ノ大権ヲ萬々歳ニ確立セラル、様」にと、枢府に条約の破棄を訴えたのであった。

審査委員会が開かれ、政府と枢府の間ではげしい応酬が行われているさなか、政教社は『日本及日本人』二〇九号（昭和五年九月十五日発行）を「倫敦条約破棄号」と冠して、特集を組んでいる。この号には、山田耕三「外交上より倫敦条約破棄を論ず」、日高瓊々彦「倫敦条約破棄論」、筑紫熊七「倫敦条約調印に伴ふ三大問題に対する所見」と

いった論説の他、左の一覧に示すように「倫敦条約破棄論」と題した特集において条約反対論者五十三名の寄稿文が掲載されており、政教社による条約反対運動の最大の山場として位置づけることができる。

しかし、周知のとおり、こうした反対運動は実を結ぶことなく、十月一日には枢密院で諮詢案が可決され、条約の批准が決する。こうして、政教社の条約反対運動は敗北に終わることとなった。

『日本及日本人』209号「倫教条約破棄論」寄稿者一覧

寄稿者	論題
東郷吉太郎	条約批准拒絶は却つて帝国の威信を世界に布く所以
蛭川 新	国家は条約を拒否する権利あり
石川潔太	御批准は断じて拒絶すべし
川田 功	国民は売られ国家は毒せらる
宮村曆造	一政党重きか国家重きか
磯部彌一郎	枢府の公明正大に期待す
鈴木鷲山	ロンドン条約は断々乎として排棄せよ
酒井勝軍	条約破棄の英断は神託
山田武吉	国際平和の虚名に斯かるゝ勿れ
浅野正恭	武甕雷神の武力解決あるのみ
小玉吞象	萬国に卓絶せる光輝を發揮せよ
佐藤 忍	御批准拒絶の外に日本の活くべき途なし
佐藤清勝	統帥権干犯の重大責任
山澤康助	速かに倫敦条約を破棄すべし
伊藤松雄	趙宗和を以て国を誤るは一大戒鑑なり
武富邦鼎	国防のこと深憂に堪へず
松田福松	我が三個の信条
忽滑谷快天	軍縮条約の成立は卻て国際信義に反す
小久保喜七	呈伊東伯次丁卯解嘲韻
大谷七郎	日米一戦の外更生の途なし
福田一郎	特に潜水艦に就て
中島 武	長袖者流当に国事を誤る
金子 直	国を思ふの熱誠足らず
匝瑳胤次	ロンドン条約破棄すべし
奥平俊蔵	倫敦条約破棄論
押川 清	七割主張が既に卑屈なり
石川諒一	孟子の所謂る政を以て人を殺すもの
加藤社太郎	比率に拘泥したるは抑々の誤なり
小山田劍南	破棄するも国際信義に背かず
松村介石	ロンドン条約を破棄せよ
安井正太郎	未だ嘗てなき不祥事
阪東宣雄	国民精神を緊張せしむるの好機
高橋節雄	一九三〇年に火繩筒の条約
松下東治郎	ロンドン条約案は断然破棄すべし
無名將軍	政府及国民は一大決心を要す
久木独石馬	新聞界に関する恐るべき風聞
谷田繁太郎	批准すべからざる七大理由
阿部誠雄	批准拒絶は国防上当然の帰結
森山慶三郎	批准権は空名に非ず
児玉花外	葉よりも前に
田中耕太郎	倫敦会議を指導せる我外務当局の主義思想
廣瀬閑山	当今の急務は統帥権確立にあり
中島資朋	当世の事「憤」の一字に尽く
竹内重利	故八代將軍の倫敦条約反対
岩崎清七	明治天皇の御成徳を偲び奉る
原 道太	小節の信義を棄て、速にロンドン条約を破棄せよ
建部遯吾	託名正義敢批背籍口平和還扼喉
長澤直太郎	国防を破壊しては降参の外なし
中谷武世	実質的条約破棄の捷徑
田鍋安之助	御諮詢府を欺く濱口首相
石田銈吉	帝国全権の不覚
筑紫熊七	倫敦条約所見に関する補記
上泉徳彌	倫敦条約破棄すべし

三・政教社の転機——結びに代えて——

ここまで、明治初期における政教社の変革と、同社が行ったロンドン海軍条約反対運動について明らかにした。

政教社はロンドン海軍軍縮問題の以前から、評論活動にとどまらず実践的な政治活動に参画してきた過去がある。例えば、明治期の対外硬運動は、中でも最も有名な活動として挙げることができる。しかし、その本業はあくまでも雑誌『日本及日本人』や諸出版物を刊行する出版社である。この出版事業の経営が行き詰った昭和四年に、政治活動を主体とする城南荘グループを率いて五百木良三が再建にあたったことは、政教社が実践的な政治活動により関与していく転換点であった。すなわち、五百木良三の社長就任は、政教社の中に政治運動を担う一派が流入する契機となったのである。両者は大正十五年から同じ建物内に事務所を構えており、すでに人的な交流が行われていた。

五百木良三が政教社の社長に就任した時期と同じ、昭和四年九月に政教社に入社した阿部里雪は「南佐久間町時代における政教社の思い出として、今でも一番私の頭に深くこびりついているのはロンドン海軍会議当時のことであり、この時は政教社が全力を挙げ捨て身になって活躍した。編集の方も、政治運動派の方も一つになって活躍した。(中略)政教社の雑誌の収入、雑誌以外の収入もほとんど大部分はこの運動の方に消費された⁴⁷⁾と、社を挙げた総力戦で臨んでいた様子を述べている。結果的に見て、この総力を挙げたキャンペーンが敗北に終わったことは、五百木良三の改革によって一旦は上向きかけた政教社の経営状況が、再び苦境に陥る原因となっている。この敗北が、その後の政教社にとっていかなる意味を持つものとなったのか、一考察を加えて本稿の結びに代えたい。

ロンドン海軍条約反対運動においては、五百木良三は海軍軍縮同志会などの実践的な政治活動を中心に携わってお

り、『日本及日本人』の編集に積極的に関与した様子は見られなかった。言論面における活動は編集長の雑賀博愛や平田晋策に任されていたと言つて良いだろう。このことは、前掲の阿部里雪の言によつて裏付けられる。すなわち、阿部は当時について「飄亭先生はいつも超然として編集の方にはあまり口出しをしなかった。編集の方に注意しだしたのは神田の猿楽町に移つてから以後の事であり、終わりには自ら筆を執つて主張を毎月書くようになったが、これはいよいよ後の事だつた⁴⁸」と述べている。実際の誌面に鑑みると、五百木良三が『日本及日本人』誌上に自らの主張を頻繁に掲載し始めるのは昭和十年以降のことである。寒川鼠骨も、『日本及日本人』時代の五百木良三について、「尤も初めは他に代筆させたが後には自ら筆を取つたものだ⁴⁹」と述べており、社長就任当初はほとんど誌面に直接関与しなかつたことがうかがえる。

五百木良三は、昭和十年九月に再び誌面の革新を行い、それまで一日と十五日に発行する半月刊誌であつたものを毎月一日に一回発行する月刊誌に改めている。五百木の昭和十年九月一日付の日記には、「『日本及日本人』革新号出づ、改革後の第一巻、内容一新⁵⁰」と記されている。この誌面改革においては、それまで巻頭を飾っていた「題言」を廃し、主張欄を巻頭に掲げるように変更しており、毎号ここに五百木良三の名で論説を載せるようになった。この頃、五百木良三は天皇機関説を排撃する運動に関与しており、『日本及日本人』誌上において積極的にこの問題を追及するために、自ら主筆を兼ねるようになったものと考えられる。

編集に口出しすることを控えていた五百木良三は、なぜ後になつて自ら主張欄に名前を出して毎号論説を認めるようになるのであろうか。それは、この後に勃興する国體明徴運動が、五百木良三らにとつては軍縮問題で辛酸を嘗めさせられた所謂「自由主義」陣営に対する復仇に類するものであり、その主義主張からして決して負けることの許さ

れない論争であったからではないだろうか。つまり、国體明徴運動が山場を迎える昭和十年を機に、『日本及日本人』が完全に五百木良三の政治活動の機関誌的存在となる背景には、昭和五年におけるロンドン海軍条約反対運動の敗北があったと考えられるのである。昭和十年以降の同誌は五百木良三の活動と一体であったと言っても、決して過言ではない。このことは、昭和十二年六月に五百木が死去した後、屋台骨を失った『日本及日本人』は重松清行によって一旦引き継がれるものの、しばらくその方向性を定めることが出来ず、新たな体制（社長国分青崖、主幹入江種矩、主筆雜賀博愛）を築くまでに半年以上を要したことから明らかである。

五百木が主宰した時期の『日本及日本人』の主張を現代の視点から読み解けば、決して高く評価できるものではない。しかし、本稿で見たように、それらは昭和初期にあつて軍部や政府を鞭撻する側にあつた言論が、いかなる論理を持つて主張されたのかを知るための、よすがを示してくれるものである。同時期に政教社と共にキャンペーンを行った諸政治団体も機関紙を発行してはいたが、そもそも発行部数が僅かであつたためか、まとまって現存する史料が少ない。そのため、現代においても比較的まとまって閲覧することが可能な第二次『日本及日本人』は、史料としても貴重な存在であり大いに活用されるべき雑誌である。もちろん、同誌はこれまでも政治史などの分野で参照されてきたのであるが、はじめに問題の所在を提示したように、同誌の位置づけは学問的に曖昧なままにされてきた。

また、本稿で取り上げた軍縮反対運動をはじめ、所謂「右翼」陣営による政治活動に関しては、現代の私たちの視点から見れば反省すべき過去を含むものであり、実際、それらの活動を主題とした先行研究の多くは教訓的な視座を持ってこれらを論じてきた。こうした視座ももちろん重要ではあるが、いわゆる「右翼」による圧力に抵抗した人物の側ばかり関心が集まり、戦前日本の社会に超国家主義的な思潮を瀰漫させた「右翼」側の研究が閑却されるとい

う背理的状況に陥ってきたのではないだろうか。⁽⁵⁾ こうした問題意識から近年、「右翼」ジャーナリズムの果たした役割を再検討する論考が見られるようになってきている。終戦から七十年近くが経った今、戦前の「右翼」的言説を先入観なしに分析し直すことは、日本の近代史を多角的にとらえる作業として今後さらに求められるだろう。そもそも「右翼」という概念自体が相対的なものであり、多様な言論空間を単純な二項対立の枠組みに縛り付ける虞から、実りの多い議論を生む概念とは言えないのであるが、これまで「右翼」であるというレッテルによって閑却されてしまった言論活動——出版活動だけでなく実践的な社会運動をも含む——を詳らかにすることは重要である。なぜならば、こうした作業によって一側面でしか捉えられていなかった当該時期の社会思潮を、詳細に捉え直すことが可能になるからである。本稿が明らかにした知見は、そのような作業の一部を担うものにすぎないが、昭和初期の政教社に関してメディア史という観点から考察する意義は、まさにこの点にあると考えている。

〈注〉

(1) 雑誌『日本及日本人』は、明治四十年に新聞『日本』の一部社員と雑誌『日本人』が合流して誕生した雑誌である。その背景として、明治三十九年に陸羯南から日本新聞社の経営権を譲り受けた伊藤欽亮が実施した紙面改革に旧来の社員が反発し、連袂退社して雑誌『日本人』を発行する政教社に合流したという経緯があることは周知のとおりである。このような事情のもとに誕生したため、『日本及日本人』は『日本人』の通号を引き継いでおり、創刊号は四五〇号（明治四〇年一月一日発行）となっている。その後、関東大震災によって『日本及日本人』は八六九号（大正十二年九月一日発行）をもって休刊となり、折からの経営再建策をめぐって政教社内主筆の三宅雪嶺と会計の井上亀六が対立し、三宅雪嶺は政教社を辞めて新しく雑誌『我観』を創刊することとなる。一方、残された政教社同人は、大正十三年から新たに第二次『日本及日本人』を発行した。

政教社同人が再興したこの雑誌の表題は、正確を期せば『日本及日本人』から『月刊日本及日本人』へと改められている。しかし、本稿では三宅雪嶺時代との区切りを明確にするため、便宜上、後者を第二次『日本及日本人』（対比する必要のない文脈では単に『日本及日本人』と呼称する。これは、第一次『日本及日本人』の変遷前誌である『日本人』が、一般に第一次から第三次に分類されていることに倣ったことである。実際の発行頻度に鑑みても、同誌は「月刊」と冠しつつも昭和十年八月までは月二回発行の半月刊誌の状態であった。同誌の判型はB五判で、昭和初期の発行部数は概ね三〇〇〇〜四〇〇〇部程度であった。また、第二次『日本及日本人』は継続前誌の通号を引き継がずに三十九号（大正十三年一月一日発行）という半端な号数から始まっているが、この数字は前誌で連載していた「新聞欄」の回数を引き継いだものである。同誌はその後、四四〇号（昭和二〇年二月八日発行）まで発行が確認されている。なお、戦後においても同名の雑誌が再び関係者から発行されている。

(2) 枚挙に遑がないが、伊藤隆『昭和初期政治史研究―ロンドン海軍軍縮問題をめぐる諸政治集団の対抗と提携』東京大学出版会（一九六九年）、加藤陽子「ロンドン海軍軍縮問題の論理」『戦争の論理』勁草書房（二〇〇五年）、関静雄『ロンドン海軍条約成立史』ミネルヴァ書房（二〇〇七年）からは、とくに示唆を得た。この他にも多くの先行研究の知見に刺激を受けたが、それらに関しては随時引用箇所において紹介することとし、紙幅の都合上、参考文献一覧は付さない。

(3) 佐藤卓己「キャッスル事件をめぐる『怪情報』ネットワーク」猪木武徳編『戦間期日本の社会集団とネットワーク』NTT出版、二〇〇八年。一一二頁。

(4) 伊藤隆前掲書（一九六九年）および佐藤卓己前掲論文（二〇〇八年）。また、条約の成立過程を詳細に描き出した関静雄前掲書（二〇〇七年）の中においても、「政教社の『嗚呼 草刈少佐』（一九四〜一九五頁）」といった記述がある。

(5) 例えば、塚本三夫「政教社」における組織とイデオロギー…ナショナリズムの思想構造」（『東京大学新聞研究所紀要』十七号、一九六八年）、中野目徹『政教社の研究』思文閣（一九九三年）、佐藤能丸『明治ナショナリズムの研究…政教社の成立とその周辺』芙蓉書房（一九九八年）、など。

(6) 例えば、酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』東京大学出版会、一九七八年。石川徳幸『日露開戦過程におけ

るメディア言説』櫻門書房、二〇一二年など。

- (7) 佐藤能丸「政教社研究案内」『明治文学全集』三十七卷附録「月報九十六」、筑摩書房、一九八〇年、三～四頁。
- (8) 都築七郎『政教社の人びと』行政通信社、一九七四年。
- (9) 有山輝雄「雑誌「日本人」・「日本及日本人」の変遷」日本近代史料研究会編『雑誌「日本人」・「日本及日本人」目次総覧Ⅰ』所収、一九七七年。
- (10) 松本三之介「日本及日本人」『政教社文学集』講談社、一九八〇年、四一～四一五頁。初出は『文学』一九五六年四月号。
- (11) 山田博光「日本及日本人」『日本近代文学大事典』第五卷所収、講談社、一九七七年。三〇六～三〇七頁。
- (12) 本山幸彦「日本人」『増補改訂新潮日本文学辞典』所収、新潮社、一九八八年、九六〇頁。
- (13) 松本健一『原敬の大正』毎日新聞社、二〇一三年、十八頁。
- (14) 五百木良三のことを扱った文献は、五百木と同時期に活躍した他の人物の研究書の中で触れているもの（例えば、山本茂樹『近衛篤磨』ミネルヴァ書房、二〇〇一年。山上次郎『歌人森田義郎と子規・飄亭』古川書房、一九七二年）や、同時代人による回想（例えば、阿部里雪『新編 子規門下の人々』愛媛新聞社、二〇〇四年）等が若干見られるものの、五百木を主題とした研究業績はこれまで見られなかった。しかし近年、本格的な評伝が上梓され、五百木良三の名が知られるようになってきている（松本健一『昭和史を陰で動かした男…忘れられたアジテーター・五百木飄亭』新潮選書、二〇一二年）。
- (15) 現時点で『日本及日本人』の復刻版は刊行されていないが、この「正岡子規号（二六〇号）」に限っては、島津書房から二〇一〇年に復刻版が刊行されている。
- (16) 「政教社後援会趣旨」『日本及日本人』四十二号、一～三頁。
- (17) 松林亮「政教社 陰の経営者」となる『實川時次郎氏を憶う』櫻田倶楽部、一九七一年、二十七頁。
- (18) 執筆者不詳「小伝」五百木飄亭『飄亭句日記』政教社、一九五八年、三一九頁。執筆者は明記されていないが、柴田宵曲と思われる。

- (19) 伊藤隆前掲書、一九六九年、四三二頁。
- (20) 柴田宵曲「無始無終」小出昌洋編『隨筆集 団扇の画』岩波文庫、二〇〇〇年、二五二頁。初出は『訝』一九五四年十二月号。
- (21) 寒川鼠骨「追憶何にや彼や」『日本及日本人』三五一号所収、一九三七年、二二三頁。
- (22) 古島一雄『一老政治家の回想』中公文庫、一九七五年、六十三頁。
- (23) 田中逸平「無邪思野雜記(二)」『大日』一号所収、一九三二年、六十四頁。
- (24) 日本青年会に關しては山本瀧之助『青年団物語』(NDL 000000757833、一九三三年)に設立の経緯が記されている。また、最新の研究として、新藤雄介「明治三十年代前半における新聞『日本』愛読者団体の位相」(『メディア史研究』二十九号所収、二〇一一年、五五〇〜七十三頁)が詳しい。
- (25) 当時の『日本及日本人』の陣容は、社長の五百木良三以下、編集長の雜賀博愛、平田晋策、桑原重矩(天泉)、大塚栄三、阿部利行、国分青崖、寒川鼠骨、鶴崎鷺城、三田村鳶魚、川田雪山、井上劍花坊、阿部里雪、川田瑞穂らによって構成されている。
- (26) 川田瑞穂「志士と策士との両面」『日本及日本人』三五一号、一九三七年、一七三頁。
- (27) 海軍軍縮同志会に關しては、飯森明子「ロンドン海軍軍縮會議と反對運動再考」(『常盤國際紀要』八号所収、二〇〇四年)が詳しい。
- (28) この「砲火を交へざる海戦」という表現は、主張「倫敦會議と米国の野心」『日本及日本人』一九四号(七頁)および、主張「帝国の命運と倫敦會議」同一九五号(五頁)、主張「帝国国防の重大危機」同一九八号(七頁)などで繰り返し用いられている。
- (29) 主張「軍令權獨立の意義何處にある乎」『日本及日本人』二〇〇号、三〇四頁。
- (30) 「枢密院關係質問答資料(海軍省副官)」(『現代史資料』七卷所収)においては、当該事件に關し「『キャッスル』(米
- 国)大使は黄金を以て我が國輿論を買収せんと試み外務当局は之に助力を与えたりとの風説あり真相如何」との問いに対して

「其の事実なし」と記されている。

- (31) 佐藤卓己、前掲論文（二〇〇八年）。
- (32) 主張「米国軍縮大使来朝の目的」『日本及日本人』一九三三号、九〜十頁。
- (33) 佐藤卓己、前掲論文（二〇〇八年）、一一六〜一二七頁。
- (34) 平田晋策「米国大使会見記」『日本及日本人』一九六号、七十二〜八十頁。
- (35) 原田熊雄『西園寺公と政局』第一卷、岩波書店、一九五〇年。二二一〜二三三頁。
- (36) 平田晋策「日米和戦の分岐点」『日本及日本人』一九七号、二十九〜四十四頁。
- (37) 平田晋策「米国大使再会見記」『日本及日本人』一九九号、七十三頁。
- (38) 日高瓊々彦「統帥権の侵犯」『日本及日本人』二〇一号、二十三頁。
- (39) 伊藤隆前掲書、一九六九年、四二五頁。
- (40) 「草刈少佐追悼会」『日本及日本人』二〇二号、八四頁。
- (41) 『小川平吉関係文書』昭和五年二八日付、小川平吉宛五百木良三書簡。
- (42) 「軍令部参謀草刈少佐列車内で割腹自殺す」『東京朝日新聞』一九三〇年五月二十一日、夕刊一面。
- (43) 主張「草刈少佐の自刃は何を語る乎」『日本及日本人』二〇二号、八頁。
- (44) 「草刈英治君の最期」『日本及日本人』二〇三号、七十三頁。
- (45) 伊藤隆前掲書、一九六九年、四二六頁。
- (46) 「倫敦軍縮条約ニ関シテ枢府諸公ニ呈スル書」JACAR Ref:C08052002400（防衛省防衛研究所）。また、この陳情書は『日本及日本人』二〇六号にも掲載されている。
- (47) 阿部里雪前掲書、二〇〇四年、一五二〜一五三頁。
- (48) 阿部里雪前掲書、二〇〇四年、一五〇頁。
- (49) 寒川鼠骨前掲書、一九三七年、二十三頁。

(50) 五百木飄亭『飄亭句日記』政教社、一九五八年、二八五頁。

(51) この点に関して、佐藤卓己は「戦後の研究パラダイムにおいて、日本主義的新闻雑誌は忘却されたメディアである」という指摘をしている（佐藤卓己「日本主義ジャーナリズムの曳光弾」『新聞と社会』の軌跡「竹内洋・佐藤卓己編『日本主義的教養の時代』柏書房、二〇〇六年、二四六頁）。なお、佐藤卓己は右の論稿のほか、前掲の「キヤッスル事件をめぐる「怪情報」ネットワーク」（猪木武徳編『戦間期日本の社会集団とネットワーク』NTT出版、二〇〇八年）、「弾圧された右翼ジャーナリズム」『昭和言論史の再審へ』（『中央公論』二〇〇九年一月号所収）、『天下無敵のメディア人間』喧嘩ジャーナリスト・野依秀市』新潮選書（二〇一二年）等を発表している。これらの知見からは本稿においても多くの示唆を得た。

福祉と優生学

矢野 聡

1. 問題の所在

わが国を含む、民主主義が成熟して「安定した社会⁽¹⁾」を構成する欧米先進諸国の社会保障の最も重要な基本的指標は、人間としての尊厳および権利に対する配慮の人々への浸透の度合いである。それは現在の日本が日本国憲法のもとで規定するような「基本的人權の尊重（第一条）」、「幸福追求権（第二三条）」、「最低生活保障（第二五条）」だけでは十分といえない⁽²⁾。わが国で憲法が発布された翌年の一九四八年以降、国際連合（UN）で世界人權宣言が採択され⁽³⁾、世界的に人間の権利に関する理解と洞察が急激に深まった。福祉の実現としての社会保障は、二〇世紀の後半から次第に労働者の権利を強調する流れが勢いをなくし、一般市民のほかに、世界人權宣言に基づく国際人權の向上の方向へとシフトしている⁽⁴⁾。ヨーロッパではすでに社会保障に代わって「社会保障（Social Protection）」が用いられている

ほどである。今日の社会保障を表現する用語としては、スイスのジュネーブにある国際社会保障協会（ISSA）が最も信頼に足る定義を行っている。ISSAは、もともと労働者の権利と地位向上を目的として設立された国際労働機関（ILO）内に、一九二七年に設置された。当時は社会保険の世界的普及を目的として、適用対象である肉体労働者及び労働者階級全般の権利獲得、地位向上の実現であった。現在の定義は、国連が示した世界人権宣言に込められた基本的な人間の権利を尊重する精神を継承した制度の発達の目的とする、としている。すなわち初期の社会保障は労働者の権利の実現を通じて人間の権利の法源としたが、労働者の利害代表による政党が社会主義国家や福祉国家を実現させ、次第に人間の普遍的価値を認め合う制度へと移行しているのである。⁵⁾このように国家（福祉国家）が社会保障を強調する目的は、はじめは労働者階級が、後に一般市民や社会的弱者と呼ばれる人々が尊厳ある人間として一生を送るうえで、自らのハンディや避けて通れない生活上のリスクを排除し、保護することへと移行した。社会保障は、所得保障及び保健医療及び介護福祉サービス等の給付を通じて人間としての尊厳と平等に関する社会的確立と向上の普及促進に大きく寄与してきた。二一世紀になって、この傾向が個人としての自由や人間の権利の根源として国際的な批准や承認として広がっており、日本でも障がい者や被虐待者に対する立法化や権利条約を批准しているのは周知の事実である。この背後には、新たな人間の権利としての「福祉権（welfare rights）」の存在がある。⁶⁾

しかし福祉権に関する発達の歴史について考察を進めていく過程で、福祉を標榜しながら基本的な人間の権利とは決して相容れない過去の事例に遭遇した。それはヨーロッパで一九世紀の末から起こった優生学を根拠にしているが、第二次世界大戦後のわが国の事例でいえば、およそ二つが取り上げられる。第一はらい予防法（一九四八年施行、一九九六年廃止）である。第二は優生保護法（一九四八年施行、一九九六年法律条文中の「優生思想」がことごとく排除され、

名称変更により母体保護法となる）である。この二つの法律が、奇しくも同じ時代に立法化され、そして同じ時期に法解釈的に困難が生じて廃止ないし改竄・変貌していったという事実注目しなければいけない。よく知られているように、一九四〇年にこの二法のもとになる法律が成立していた。これが「国民優生法」であり、ナチス・ドイツ下の国民に対する優生政策の影響を受けて立法化されたものといわれている。⁷⁾ 同法は「悪質な遺伝疾患の素質を防ぐ」目的のもとに、断種、不妊を認める法律であった。同法の精神はナチスの消滅にもかかわらず、敗戦後のわが国の法改正によつて上記の二つの法律として残つたのである。これらに共通していたのは、本稿の主題でもある人々の福祉の向上や母体の保護⁸⁾という名目のもとに、いかなる人であろうと尊厳を愛くべき人間としての権利の根本を毀損する行為がわが国において公然と遂行され、しかも二一世紀目前に至るまでその不法性が明確にされなかつた点である。上記の問題は現行昭和憲法の歴史的限界と不明瞭さによつて招かれた結果とみることもできる。本稿ではこの事実にも論及したい。

もちろん歴史・制度研究の目的は、現在の価値規範を基準として、過去の事象の一方的な断罪を行うことではない。過去を詳細に検討することで現在および将来の課題にいかに対処するか、が要点である。貧困の解消、自由・平等の拡大をはじめ、社会政策がかかわってきたほとんどは政治的課題と関連している。⁹⁾ しかし同時に社会政策の分野は、近年「福祉国家」に見られるいわゆる福祉政治の究明および発展論の不鮮明さから、政治・経済を超えた多様かつ多義的な「福祉」ないし「ウェル・ビーイング」の追求へとシフトしてきているように見える。¹⁰⁾ 主に国や自治体によつて担われる社会サービスの場面で、福祉に関するアプローチの手法が国際的に近年大きく変化した。その手法とは、社会サービスが行政その他によつてどのように供給されるか、ではなくて、どのような結果を導き出せたのか、

が重要になってきたということである。この変化を規定し、福祉のカギを握るのは、福祉権をめぐる「社会正義 (Social Justice)」であろう。人間の解放を目的とした運動論の主要な対象が、無産労働者階級から次第に障がい者を含む社会的弱者へと移行した現在、わが国の社会政策の課題は、まさにこの優生学を明確に否定する社会正義の思想の確立を目指すものでなければならない。優生思想の論理的否定を通して現在の社会的課題が浮かび上がる。すなわち自由、平等、市民権 (citizenship)¹¹、ニーズと権利、富と機会の公正な分配の在り方、等を背景とした課題である。

しかし対象をより広くとらえ、社会正義を実現しようとする人道的科学 (humanistic science) としてみれば、その根幹をなす福祉の思想は過去とは異なった場面や理想とは相いれない場合が多かったのも事実である。その意味では過去から「社会の成長」を促すために数多い改革や試みが、誤りも含めて行われたことが社会政策の特徴の一つである。経済の向上と効率性を高める改革を達成するためには、旧式の社会観念に基づいた非効率な組織や因習を変える努力が求められた。同時に改革をただ表面的な改革に終わらせないようにするためには、厳しい取捨選択も求められた。この選択は、近代市民社会による国家の統治機構が専ら行うもので、世界的宗教指導者や、国際機関によってではなかった。しかし、せつかく多くの政治エネルギーが費やされても、それが政策に結実するとは限らず、むしろ混迷・停滞から逃れられない、または受益者と思われた人々に逆の結果を生み出すことも多かった。効率と合理性のみを政治判断の基礎とするには失敗例も多い、ということである。このリスクを引きずりながら政治の領域における社会政策を進展させる要諦は、過去に国家や個人が社会的共通認識という思い込みによって経験した手痛い失敗から何を学び取るか、にかかっているといってもよい。この政治的戦略を福祉の追求という課題として言及するとき、当時の政治家や思想的指導者の形跡を検証しながら彼らが後の社会に与えた意外な側面を見出すことができる。この点からわ

が国の先行研究を概観すると、欧米諸国の影響を受けながら、近代的社会政策思想の導入に人口政策からの優生学が大きな影響を与えたとする杉田菜穂の研究等が現れたことは注目に値する。¹²しかし歴史実証分析的に優れた彼女の著書には、人間の権利、尊厳についての政治、哲学を含む今日的価値規範への言及による示唆がない。しかし、この主題は優生学そのものの性質に言及しているわけではなく、戦後すぐにわが国で行われた社会政策本質論争にもかかわる重要なテーマを浮かび上がらせようと意図しているためであろうと考えられる。社会政策学の究極の目的の一つは、一言でいえば公平と効率のトレード・オフを探ることである。それゆえ歴史・制度分析の位置づけは、今日の社会政策を論ずる際の基礎でなければならない。わが国の優生学に対する批判的分析をめぐる議論は、このようにまだ緒に就いたばかりである。先行研究とその検討・吟味についてはいずれ稿を改めて詳細に分析したい。

本稿では、人間の尊厳の確認やあらゆる状態においても人間の絶対的平等という、今日国連（UN）傘下に集うほとんどの国々が当然のように認め、受け容れている理念とは、およそかけ離れた思想的立脚点から福祉国家及び福祉思想が発達してきた事実を以下で述べる。そして、対象とする優生学を、自然科学の学問的推移から概観するのではなく、むしろ政策立案や遂行の過程で福祉の思想に対してどの程度の負の遺産を残したのか、について検証する。第二次世界大戦後に国連加盟国として存在を示している現代諸国家において、国家存立の条件として人間の平等と尊厳についての権利に対し軽視ないし否定的な見解をする国はほとんどない。一九四八年に謳いあげられた世界人権宣言の精神は、その理解度と浸透度に国によって差はあるが、人類が追求する共通の理念として定着してきている。¹³しかし、世界に普遍的なこの権利も、現在までのところ、当該国の国益にかかわる利害に比べると、必ずしも優位であるとはいえない。それは端的に、民度や国家成熟度がそれぞれ異なる現実政治の世界に現れるといえるのかもしれない。

そうではあっても、現在国連の人権に関する憲章を無視し、ないし軽視したままで、正常な国際関係を保つことは、もはやできない。大国と呼ばれる国が、人間の権利を踏まえた意識に対して未熟なままで、いかに自国に都合の良い主張を声高に述べようとも、国連に設けられた人権委員会による厳しい監視と先進国および周辺国による人道的非難によつて、国際社会から常に批判的に監視される立場となるのである。こうした時代の趨勢は、特にわが国においてもはつきりと認識されなければならない。

2. 優生学の発生と浸透の根拠

一九世紀から二〇世紀にかけて、当時の欧米先進諸国が有していた人類の「進歩」を目的とした科学的探究心は目覚ましいものがあつた。医学、理学、工学をはじめ、およそ科学に関連した学問が、この時期に急速に発達した。この進歩を促した原因の一つは、それまでに人々が有していた、いわゆる「旧弊」の除去であつた。「旧弊」とはすなわち宗教的迷信などの因習、旧時代の封建身分制から派生した人々の中の差別・偏見、合理性を欠いた感情的判断、知識に基づかない生活習慣、勤労の精神になじまない風習、などであつた。近代的国民国家の確立を目指し、実現していたヨーロッパやアメリカの国々は、人々の中の「旧弊」の除去の代行役として新たな科学的価値を求めたのである。もう一つの特徴は当時全盛を極めた帝国主義、すなわち領土拡張に基づく植民地的世界分割を担う諸国が、根拠づけなければならない相應の自己正当性の証明であつた。それは世界的植民地統治へのさらなる野心と、植民地経営の基本条件として統治する側が、被統治者よりも民族・人種として優秀であることの科学的な立証を必要としたのである。

さらに、第三の動機があった。優生思想は政治・社会の場面で「社会ダーウィニズム」を先進的思想としてイギリスで発生し、アメリカで立法化という形で発達した。優生思想は「退化論」に厳粛に対処するという姿勢を常に取る必要に迫られていた。退化論とは生物的劣勢といわれるものの蔓延が自国民をはじめ人類そのものを退化させるので、その予防と優秀な遺伝子を保持することであった。ちなみに遺伝学は二〇世紀初頭になって急速に発達した学問で、まさに優生学の興隆と軌を一にしていたといえる。

ところで当初のこの動きはマクロの理論的示唆に留まるものであり、「優秀な種の発達」を奨励する積極的退化論とも呼ぶべきものであった。一方、具体的な行動で退化論を防ぐ否定的退化論と呼ぶものがあつた。つまり「劣性」と思われる個体に対しては、これらの理由によって総合的な形で特定の人々に断種、不妊手術を強制する、という論理であつた。退化論の展開はさまざまであつたが、初期はともかく、次第に被征服国の住民ないし先住民が抑圧の対象ではなくなつていった。優生学が発達するにつれて、白人至上主義を裏付ける理論としての根拠が薄れる一方、自国民の中の弱い立場の人々、つまり少数民族、身体障がい者、知的障がい者、そして精神障がい者たちが「浄化」の名のもとに殲滅の攻撃に晒されるようになったのである。当時優生学の名のもとに、たとえ医学を中心とした科学理論の重視だけで「浄化」という名の政策に加わらなかつたグループがあつたとしても、その根拠が結果的に否定的退化論者の直接行動を支える支柱になつたことは疑う余地もない。

優生学は一八八四年に誕生した。優生学発祥の背景には、当時発達した遺伝学、それに経済学の悲観的部分を表す人口学の影響があつた。優生学の語源はギリシャ語の「優良な種」¹⁴に由来するが、世界で最初に提唱したのは、イギリスのフランシス・ゴルトン¹⁵ (Francis Galton) である。ゴルトンの理論は、従兄弟であるチャールズ・ダーウィン

(Charles Robert Darwin) の進化論に影響を受け、優秀な種が生き残り、劣勢なものは淘汰される、という生物学的法則を、具体的に人類に当てはめようとした。さらに彼は一九一〇年の自身による未完の小説、『カントセイウェア』¹⁶で、「優生社会政策」を提唱し、人類の退化が一般的となる憂鬱な世界を描いて危機と警鐘を鳴らした。こうした退化論的な警告は、科学を根拠に二〇世紀初頭から繰り返された。それが旧弊や迷信ではなく科学である、という理由から優生思想は欧米で急速に広まり、一九〇七年には優生学教育学会 (Eugenics Education Society) が設立され、一九〇九年には優生学雑誌 (Eugenics Review) が創刊された。こうしてわずか二〇年ほどの間に、優生学が社会ダーウィニズム論と結合して、さらに過激な手段の提唱を伴って語られるようになった。たとえば、精神障がい者の人口に占める割合の上昇等が取り上げられ、これが医師や精神分析の専門家等、当時脚光を浴びていた科学者から生物的退化 (degeneration) として語られるようになった。やがてこの思想はアメリカで州ごとの断種法の立法化というかたちで活発になるが、優生思想を法制度として国家レベルの政策としたのは、ヨーロッパとりわけ北欧の諸国であった。以下、それぞれについて概観してみる。

3. フェビアン社会主義と優生学

ヨーロッパの中で、古くから貧困を「救貧法 (poor law)」という社会政策立法という形でとり扱っていたのはイギリスであった。¹⁷一八世紀後半から世界に先駆けて産業革命が発生すると、都市化という人口移動に伴う労働者階級が存在と結果としての「貧困」の状態が鮮明になった。それにつれて、イギリスでは生産の増大に比例する富の増加を奨励する楽観論としての経済学と、生産を超えて上回る人口過剰が人類の生存にいつか追いつかなくなる、という

「憂鬱な科学」としての悲観的経済学との両方が本格化した。早くから社会が取り組むべき課題として貧困問題の法制度化を成し遂げ、¹⁸時代ごとに当面する貧困問題の対応にあたっていたイギリスは、低所得・賃労働者の窮乏化に對する「新たな」貧困問題に對処する公的扶助制度を新救貧法¹⁹としてさらに発達させた。当時の法哲学者や政治経済学者などからは、貧困の解消こそが幸福に到達できる手段と理解されていた。²⁰ほぼ同時代の知的な人々は、日常を規定していた宗教の束縛から心理的に離脱するための合理性と効率性を何か新しい人間社会の発展の証しとして担保する科学、すなわち自然科学の發達に準拠した社会科学の構築を追い求めた。こうして到達したその一つが社会主義思想²¹であつた。当時の社会主義思想には実に多くのアプローチがあつたが、科学的手法を用いてこれを極めようとする考え方の一つに「社会ダーウィニズム」の応用があつた。一方、政治イデオロギーによらずに貧困に関する科学的かつ社会的究明が市井の人物によつて行われた。ヘンリー・メイヒュー (Henry Mayhew) のルポルタージュ²²やチャールズ・ブース (Charles Booth) の調査²³に見られるように、キリスト教福音主義実践の一環として、貧困の存在と一般的認知およびその克服が一九世紀後半のイギリスの主要課題となつていた。

以上のように二〇世紀まで、自分たちが世界で最も優越した民族と誤認していたアメリカを含むヨーロッパ諸国の政府及び国民にとつて、一九世紀の半ば過ぎまでは福祉といえは貧困の問題であり、その救済と克服が社会政策の主な目標であつた。もちろん、この問題が取り上げられる理由の第一は階級対立から生じる政治的ジレンマからの回避である。しかし同時に救済が必要とされた理由は、「貧困」という用語が示す世界観の中に人間が理想とした社会正義にかなわない要素、すなわち個人の奴隷労働や人間疎外、健康の自立的保持の障害を含む、あらゆる自由、権利の剥奪、喪失感等が凝縮されていたからである。当時は貧困の克服こそが、これらを解決できる唯一の手段とみなされ

ていた。

ところで、彼らの方に通用する論理としての、地球上でユーラシア大陸に生息する白人以外の残りの大陸・亜大陸のすべての有色人種が、自分たちより劣等でなければならぬ根拠は二点であった。第一は自分たちが植民地化してきた地域に居住する有色人種は、貧困・劣悪の環境から逃れられないという頑強な確信である。この実証を促す学問として、同時代に「人体測定学 (anthropometry)」なるものもまことに研究された。第二は、自分たちこそが貧困を克服できる、ないし自分たちは貧困のない豊かな国民国家を建設しなければならない、という固い意志の表明である。いかえれば、自国民より肌の濃い他の人種・民族が居住する土地を征服の後に統治・植民し、それをゆるぎないものにするには、白人としての人種的優越性を、理論や願望だけでなく科学的な根拠に基づいて証明しなければならなかった。この理由から、七つの海を支配し、日が暮れることのない帝国であったイギリスという地において優生学が発祥・発展した十分な根拠が与えられる。

以上の論理によると、優生学の発達が帝国主義による搾取と領土拡張の野望に凝り固まった保守派と、当時の極端な人種差別主義者による優生思想の科学性の主張が、民族の劣勢を除去し、優秀性を保つことになる、との思想を描き出したようにみえる²⁴。だが実際はその逆の立場、すなわち労働者階級をもって自由と平等に基づく人類の幸福をもたらそうとした社会主義からの方がむしろ積極的に優生学推進運動を起こしていたことに注目する必要がある。優生学の主張は、当初から社会問題として貧困に取り組み、人口の多数を占める労働者階級の統治による社会を理想とし、人類の未来に希望を託す「科学的」社会主義者のグループから起こっていた。たとえばイギリスにおいては、後の労働党の理論的支柱となるフェビアン協会(一八八二年設立、一八八九年から政治活動を本格的に始動)の社会民主主義的、

社会主義的活動があつた。フェビアン協会は、マルクス主義による政治性の強い理論ではなく、倫理的社会改良の強調によつて、穏健かつ段階的な新しい社会主義を作ろうとするものであつた。後にフェビアン協会に加わり、その主要なメンバーになつたウェップ夫妻は優生学的思想の受容後、明らかにマルクス思想の影響を受けた発展段階論的社会民主主義的変革の方向を示していった。彼らは代表作「産業民主制論」を著したが、ここで展開した国民的効率 (national efficiency) の思想に当時の優生学による影響が端的に表れている。優秀ではない資本家による経営による非効率な資本主義制度に代わつて、ウェップ夫妻らが主張した「人間的な」生産性至上主義的潮流は、二〇世紀初頭のヨーロッパを席卷した全体主義、国家社会主義の思想的興隆とも連結している。『優生思想の歴史』を著したトロンブレイによれば、ビアトリス・ウェップ (Beatrice Webb) が優生主義者となつたのは若い頃で、彼女が影響を受けた人物はハーバード・スペンサー (Herbert Spencer) のほかにゴルトンであつた、と述べている。²⁵ またシドニー・ウェップ (Sidney Webb) のフェビアン主義的経済政策は、優生思想に基づいたものだ、と述べる。例を挙げると二〇世紀初めに開かれた救貧法王立委員会に関して、イギリス医学雑誌 (British Medical Journal 1909) で述べた彼の主張は次のようなものである。「救貧法、それはイギリス国内で年間二〇〇万ポンドもの費用がかかっているものだが、その傾向においてほとんどすべて反優生学的である。救貧法の受給者である弱々しい妊婦、両性の居住が許された一般混合型のワークハウスに、『救貧法』は優生学的見地から好ましからざる結果をもたらすことになる。(中略) 優生学的見地からすれば、自由放任とは全政策の中で最悪のものである。なぜならば知的な考え方や目的達成の選択を拘束してしまうからである。公的な制度が引き起こす最初の結果というものは、最も感情的な個人的慈善心のほとばしりであり、それはどのような政府も抑止できないものである。」²⁶ この表現からウェップの貧困者に対する視点は、イ

ギリス救貧法が実定法の判例として伝統的に扱ってきた救済を積極的に評価することはなく、ワークハウスの収容者等を優生学の見地から生物的退化の理論の実例と受け止めているとみなしている。実際ウェッブは「救貧法は不適者の生殖を助長するものだった」と記述している²⁷。

優生思想が進行する中で彼ら優生主義者が対象とする「劣勢な」人々への断種や不妊の意見が叫ばれたが、イギリスで国民的効率すなわち優生思想へと顕著に高めた中心人物は、国会議員であり作家でもあったアーノルド・ホワイト (Arnold White) であった。そしてこのホワイトの主張を熱心に支持する者の中に、有力なフェビアン・メンバーのバーナード・ショウ (G. B. Shaw) がいた²⁸。この思想の連続性の中で、フェビアン社会主義による社会政策に、優生学の影響が色濃く反映されたといってもよい。よく知られているようにフェビアン協会は、確かにイギリス特有の貴族制を継承した特権階級による独占的政治形態を批判し、過激なマルクス主義の行動によらない漸進的社会主義を主張した。しかしその手法により、自分たちの政治活動による社会の実現が叶わないことが自明になると、今日のイギリス労働党の前身としての政党活動の創設と発展に貢献した。優生学を批判的に扱う著作によれば、ショウやシドニー・ウェッブは、彼らが述べる主張と彼ら自身が置かれている立場とはかなり異なっていた点を強調する。つまり貴族、地主らの支配的特権階級の批判をする彼らは、同時にほぼ全員が専門職を持つイギリス中流階級であった。目前に克服しなければならない飢餓への恐怖とは無縁の彼らにとって、政治的目標は単に政治権力の側につくことであつた²⁹。この専門職集団と特定の階層に属さないための特徴として「科学的」思考に身を置く姿勢を示すことが、優生学者とフェビアン社会主義者の親和性であつた。同様に過去においてドイツのナチス (NATIS)・国家社会主義ドイツ労働者党) 党員の特徴である生産至上主義的国家社会主義者としての立場は、社会主義ソ連を含めその他の欧米

資本主義国家群との間にはなほだしいかい離があつたわけではない。むしろ「進歩的思想」の名のもとに当時の創造的民主主義という概念の保持という側面では親和性を持つていた。たとえば、シュペンゲラー (Oswald Spengler) は、ドイツにおけるプロシア的国民性と社会主義との関連を国民的労働と政治リーダーの専門性との共同作業であると述べる。これはフェビアン社会主義との共通性を示している³⁰。その意味から、フェビアン社会主義はスウェーデンの社会党とともに、創造的社会主義が持つ民主的かつ進歩的側面を経済学、生物学の発展と共通して理解し、さらにそれらの成果の一つを優生学に求めた、ということになる。ここに共通した立場は、第一に個人の尊厳を提唱する前の社会正義である国家という擬制の最重要視、つまり個人の権利や自由を付度する精神を全く欠いていることである。そして第二に (本人が自覚しているか否かに関わらず) 白人、とりわけ欧米先進国のマジョリティ民族の人種差別を基調とした度し難いほどの自己満足と優越の精神である。しかし歴史は優生学を背景にした徹底的なジェノサイドの実践を、ドイツにおいて自国の障がい者の抹殺および同じ白人種のユダヤ人を以て「見事に」実証して見せたのである³¹。

4. 優生学のアメリカでの発達

イギリスでは理論が先行し、社会主義者や一部の科学者の認識に大きな影響を与えたが、実際には国内の政治的な事情から政策実現としての具体的断種・不妊のための立法化を行つてはいなかつた。一方、これをいち早く立法化したのはアメリカであつた。アメリカで行われた断種の措置は、はじめは優生学理論によるものではなく黒人ないし混血人種の性犯罪等に関わる懲罰であつた³²。しかし優生学ではない、といつても、人種差別に基づく思い込みがその背後にあることは自明である。犯罪への懲罰としての断種という基本的な考え方は、アメリカでは最近まで続いていた。

その意味では、移民国家アメリカにおいて優生学の応用による断種、不妊措置が実践に移される伝統の下地が備わっていたといえる。さらに科学的、客観的ならば倫理・規範性の吟味より先に他の国に比べて立法化が容易である、というアメリカ独特の事情もあつた。一九世紀末のヨーロッパを覆った退化論への対抗的実験とイギリスに見られた統計や医学のフィールドで示した優生学の科学的側面は、アメリカの医師たちに大きな影響を与えた。優生学の現実的応用が容易な土壌にあつた移民国家アメリカでは、他のヨーロッパ諸国に先じて福祉対象者をターゲットに理論が実践に移された。優生学を信じ込んだアメリカの医師たちは、はじめに知的障がい児の去勢・不妊措置を実行した。

一八八九年、ペンシルベニア州立知的障がい児施設の所長が両親の同意を基に入所児童に断種を行つた。一八九三年、カンザス州立の知的障害児施設の監督者兼医師が、男子四三名、女子一四名にそれぞれ断種、不妊措置を行つた。こうした中でインディアナ州立矯正施設の医師であるハリー・C・シャープが精管切除の手術法を発明し、一八九九年から一九〇七年にかけて同施設内の四六五人に断種を行つた³³。この動きに影響されてインディアナ州で一九〇七年四月九日に強制断種を認可する法律を可決した。インディアナ州の法制定が連邦憲法に抵触しないことが判明されて、アメリカでは断種法の立法化が頻繁に行われた。一九〇九年にワシントン州、同じ年にカリフォルニア州が断種に関する法を可決した。その後カリフォルニア州は優生的断種に関してその後もラディカルな法改正を次々に行っている。結局アメリカ全土で行われた断種、不妊措置の執行数はカリフォルニア州が他州を圧倒していた。アメリカの断種法制化はその後も続き、一九一一年にはネヴァダ州とアイオワ州が、翌一九一二年にはニューヨーク州が断種法を制定した。一九一三年になるとノースダコタ州とカンザス州、それにミシガン州、ウイスクンシン州が続いた。さらに一九一五年にはネブラスカ州、一九一七年にサウスダコタ州、一九一九年にはアラバマ州、一九二三年にはオレゴン

州、モンタナ州、デラウェア州が制定した。勢いづいたアメリカでは一九二五年にアイダホ、ユタ、ミネソタ、メインの各州が断種法を制定した。このように、アメリカ各州で社会政策の一環として優生学的応用が断種法というかたちで実践されたが、連邦政府自身が断種・不妊措置を政策として遂行したことはなかった。さらに、すでに第一次世界大戦の時期にアメリカの州では断種法を導入していたが、ヨーロッパで主流となる北欧福祉国家における断種法制定はこの時期にはまだ起こっていない。このことから優生思想にアメリカとヨーロッパとの緊密な類似性を求めるのは困難であった。ここに移民国家アメリカの、他のヨーロッパとは異なる優生政策の独自性を見ることが出来る。

5. 北欧における社会福祉制度の発達と優生学

日本ではスカンジナビア半島およびデンマークが、ほぼ同様の文化と民族で構成されているように見えるが、実際は民族も言語・文化もそれぞれ異なっている。だが、価値規範のもととなる宗教については、プロテスタントのルター派が主流であるという点で似通っている。そしてこの宗教に見られるように、自分たちの社会こそが中世以降の旧弊を乗り越えて近代諸科学を興すとともにその成果を積極的に受け入れ、発達させたという自負を持っていたといえる。この北欧系ルター派の宗教的価値観にドイツが大きな影響を与えている。ドイツのゲルマン族はスカンジナビア地方の各地に中世から多く移住するようになり、言語体系もゲルマン語に共通するものが多い。一方ドイツも近代になってプロテスタント国家であるプロシアが、カトリック帝国のオーストリアを駆逐して分散していたドイツ諸国を統一した事実から見ても、プロテスタント的な文化的土壌が優生学思想の伝播とその受け入れに親和的な条件を備えていたといえる。このドイツとの関係が、優生学の交流の背景には重要である。実際に断種や不妊の措置が政策と

して実現するのは、一九世紀から二〇世紀前半にかけて、主にスカンジナビア諸国で興隆した「民族衛生学 (race hygiene)」に端を発するとみられる。主要な国とはデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドである。これらの国のうち、初期優生学の根拠となる帝国主義的植民地を有したのはデンマーク一国のみである。

しかもフィンランドを除いた全ての諸国が、同時に被抑圧者を自ら任じる労働者階級の代表として社会民主主義的な政党によって、与党政府の実現を見ていたという事実がある。北欧では彼らの率いる中道左派政権のもとで、早くから最強かつ最も健康的な福祉社会に到達する手段として優生学が提唱されていた。ここに、福祉と優生思想との一体性が理論づけられる。前節で述べたとおり、断種や不妊の措置を法律として最も早く施行したのはアメリカやスイスの州法によるとされているが、³⁴ 国法として最も早く正式な形で採用したのはデンマークで、一九二九年である。しかし、アメリカや他のヨーロッパ諸国が優生学を人種的優越性や人種差別主義の根拠としたのに比べて、デンマークではその視点からではなく、むしろイギリス等で深められた精神疾患への対処やフェビアン協会の国民的効率による社会主義推進の理論に影響を受けたものとされる。³⁵ デンマーク帝国主義の実態は、被征服民族の統治という点でほとんど影響力を持たないグリーンランドを除けば、過去に有していたのはカリブ諸島のわずかな地域で、これも第一次大戦中にアメリカに譲渡した。デンマークが不妊処置その他の優生学的制度成立の検討に入ったのは、最初の労働党政権が発足した一九二四年であった。名実ともに福祉国家の立ち上げと優生学の実行とが連動していた。ちなみにこの制度は、一九五〇年代まで存続した。

北欧の中で最も大々的に優生学に基づく断種・不妊措置を実践したのはスウェーデンである。スウェーデン国内で法律により強制的な不妊・断種を余儀なくされた自国の障がい者の数は六万三〇〇〇人にも及んだ。これはナチス・

ドイツがT4作戦で自国民の抹殺を行った措置に次ぐものであった。⁽³⁷⁾ スウェーデンでは、この立法が一九三五年から一九七五年までの、実に四〇年間続いたのである。優生学は人口政策と密接に関連しているが、身体の物理的・科学的属性に優劣をつけるのみならず、尊厳を伴った人間存在を否定するという観点からその思想がスウェーデンをはじめ世界的に全く受け入れられなくなったのは一九七〇年代以降である。政治イデオロギーによる優生学への接近を行ったデンマークに比べれば、スウェーデン及びノルウェーでは自国の民族優位性による人種差別的色彩を持った優生学の主張があつたといわれる。⁽³⁹⁾ この風潮を高めたのは、医師集団の政治・社会への介入が比較的容易で、しかも強力であつたことであり、そのもつとも代表的な例が精神科医であつた。同様の事例はドイツでも認められた。実際、ヒトラーが断種政策を実行するのは、ナチス集団の中の医師たちによる提言を受け入れた結果である。優生学及びその否定的措置の実行は精神科医の領域でその存在感を高め、ドイツの「民族衛生学 (Rassenhygiene)」の興隆を招いた。この流れをよく受け継いだのが、スウェーデン、ノルウェーであつた。したがって民族の優秀性を強調するあまり、断種法制度の犠牲となつたのは、主に自国内の精神障害者であつた。実際スウェーデンでは一九四七年までの断種法に関わる政府の委員会は、精神科病理の事項を審議する場で決定されるものであつた。ブロバーク&タイデン (Gunner Broberg and Mattias Tyden 2005) によれば、優生学の発達はこの時期のスウェーデン社会が他に例をみないほどの急激な科学化、近代化を遂げたまさにその時期と重なる、と述べる。同法による処置を受けた、つまり犠牲になつたのは特に女性が多く、九〇%以上であつたといふ。⁽⁴⁰⁾ このように精神障がい者の断種 (正確には不妊処置) を通じて、女性の人権蹂躪事例を際立たせたのがスウェーデンであつた。

何ゆえに今なお世界に冠たる福祉国家として自他ともに認めるこれらの国々が福祉政策の名のもとに、人間の尊厳

や平等の理念と全く相いれない措置を主張したり、実行したのであるうか。特に出生前や出生時に様々な原因で健康に恵まれず、不利な立場におかれ、障害を有しながらそれでも懸命に生きようとする自国内の人々に対して、人間としての自由、権利、尊厳を含むトータルな存在を否定し、彼らの生きる力を奪い、希望を断ち切る優生政策に手を染めていったのであろうか。この問いに対して、イスラエルの大学にそれぞれ所属するスペクトロウイスキとイレール・サヴァン (Spektorowski A. and Ireni-Saban L. 2013) の共著による『Politics of Eugenics, Productism, population, and national welfare (2013)』⁽⁴¹⁾ は、一九世紀からの優生学の発達が福祉の増進と重なる理由を「生産的社会主义 (Productive Socialism)」によるものだ、と述べる。後に福祉国家の理論的指導者となる政治的グループは、彼らが一樣に有していた生産主義への単純な楽観論として優生学をとらえ、これに伴う重大な負の側面を考慮することなく、その理念を自分たちの推進する理念として受け止めた。⁽⁴²⁾ イギリスのフェビアン社会主義思想の政治的影響を受けた彼らは、社会政策の推進を貧困で教育を受けられない人々への救済としてではなく、弱い遺伝子によって民族が劣化するのを防ぐ目的とした。この意味では当時の北欧における社会政策は、人種隔離および差別政策と極めて連動していたともいえる。生産主義のイデオロギーによる社会主義は、社会改良の必要性を政治性そのものよりも技術的問題としてとらえる、という見方をした。つまり彼らによる社会改良とは、解決を必要とする人持つニーズに基づくのではなく、労働者階級をより生産的にすることによって、より社会政策が生産的になると考えたのである。この事実から一九二〇年代の北欧の社会民主主義者は、福祉をある種の権利性やサービス受給、現金受給の正統性からみていたわけではなく、むしろ「労働力の投資先」として見ていたことになる。⁽⁴³⁾ 優生学はまさにこの生産主義的社会主义と連動していたのである。換言すれば、左派の社会主義者における生産主義のグループは二つに分けられた。このうち、優生学の成

果を取り入れたのは革命を主導する過激なマルクス主義によらないグループの主張であった。そしてそれは民主制を基調にすると称した、穏健な社会主義との評価を受けてきたフェビアン協会の政治思想に強い影響を受けたスウェーデン、ノルウェーをはじめとした社会民主党政府が統治する国家であった。

ドイツがヒトラーのもとで断種法 (Gesetz zur Verhütung Erbkranken Nachwuchs 正確には遺伝病子孫予防に関する法) を成立・施行するのは一九三三年だが、これが後のT4作戦およびユダヤ人の大量虐殺に連動するものであったことは周知の事実である。この時隣国デンマークをはじめ、北欧諸国は同法の施行をむしろ好意的に受け止めた。以上から明らかのように、政治的にはイギリスのフェビアン社会主義を、そして科学的には精神科を中心とした医師グループの、偏った社会政策を暴走させたナチス・ドイツの影響を色濃く受けたことが、北欧諸国の福祉すなわち優生政策遂行の特徴であったと結論付けることができる。

6. 結語

これまで述べてきたように、二〇世紀後半から世界的に高まった優生学への否定的な部分への非難と、人間の尊厳および完全平等の思想の強調を生み出した動機の主要部分に、第二次世界大戦によるナチス・ドイツによる残虐行為がある。歴史的事実として、ヨーロッパ大陸にしるアメリカにしる、カトリック教及びその信者はナチス・ドイツの残虐な行為に対して一貫して反対と糾弾の立場を示した。逆に言えばプロテスタントに属する人々は必ずしもそうではなかった、ということになる。

しかしナチスが優生学を単なる手段としてほんの一時期応用したにしても、実際はナチス本来の思想と密接なつな

がりがあるわけではない。ユダヤ人の排せきの主張は、優生学を理論的根拠にしたものではない。同様に優生学が全体主義、一国社会主義(共産主義国家イデオロギー)に結びついたともいえない。実際この時期、旧ソヴィエト連邦は優生学に基づく断種政策など、一顧だにしなかった。優生学はイデオロギーではなく、科学の一つに過ぎないという見方をソ連は貫いたのである。ソ連のような例外を指摘できる一方、政治的右派が優生学の社会政策的応用をかならずしも積極的に支持したわけではなく、史的事実からいえば優生学はむしろマルクス主義者を含む社会主義思想の陣営に親和的であった。その理由は、先にも述べたように二〇世紀前半に大きな社会変化及びその意識変化に直面した彼らにとって、優生学が内在していると思ひ込んだ社会進歩及び社会改良の概念と左派思想、社会主義思想を一致させた⁽⁴⁴⁾かったからである。これは同時期に精神分析派として確立したフロイト心理学の各国の取り扱いと対比できるかもしれない。

しかし、同様に福祉国家の思想も含めて、優生学の影響は現代が作り出した多様な思想と無関係でないことも事実である。これまでの分析を見る限り、優生学的社会政策を許容した現代にも通じる共通の理念は、生産至上主義と国家集産主義である。この思想的基礎は現代福祉国家を支えるパラダイムとまさしく共通性を持つという点を見逃すことができない。ロール・ハンセン (Roll-Hansen) によれば、北欧の優生学の興隆には二つの波があった。優生学の最初の波は、すでに述べたように生物学の進歩の結果として二〇世紀初頭の遺伝学の興隆の中から現れた。有名な「メンデルの法則」として、議論されたのである。メンデル遺伝学のキーワードは「遺伝子および表現型 (phenotype)」と「遺伝子型 (genotype)」との区分の関係であった。当時の定理は「表現型⁽⁴⁵⁾ = 遺伝子型 + 環境」、言い換えれば個人としての構成物は祖先から継承した遺伝的要素と、個人の周りの環境的要素から成り立っている。そして両者は本質的に等し

く個人としての構成物を発展させる、という理論であった。当時のこの認識を背景にして優生学は医学および医学周辺諸科学の専門家に受け入れられた。同時に新しい科学には比較的無批判に楽観的な社会関係を重視する社会主義者にも広く受け入れられたと考えられる。

そして第二の波は一九二〇年代および三〇年代に現れた。この特徴はより発達した医学技術の進歩を踏まえて、個人としての構成物により適した遺伝子物質の影響を極めようとするものであった。このキーワードは「社会契約 (social contract)」の刷新であり、ここから断種・不妊処置を含む産児制限に関わる優生学の否定的側面が顕在化した、としている。さらに複雑なことは、この時期の優生学運動には「反人種差別主義者」の感情も含まれていた。人種差別主義反対の思想は当時の民族自決を唱えた民主主義者、社会主義者共通の利他的理念であり、この科学的証明は生命科学の発達からもたらされた。優生学は当初の白人優位を立証する科学から、次第に反人種差別を傍証する科学と理解されると同時に、その対象は国外ではなく自らの民族性の浄化に向けられた。これが主に福祉国家を構成する北欧等の社会民主主義政党によって不妊処置等が制度化される根拠となっていた。

第三の波はナチス・ドイツの断種法の制度化とT4作戦の遂行、さらにはユダヤ人の大量虐殺であった。第二次世界大戦の終了によってナチス・ドイツの残虐性が福祉と人間的権利と尊厳の重要性を結びつける契機になったが、主に科学を重視し自国の民族の劣化に関心があった国において優生学と社会改良という基本的な思考のつながりは衰退するどころか、さらに緊密になったといえる。北欧諸国が最近まで優生学への評価を覆せなかった理由は、国際的な潮流の変化に対してさえ敏感に動けず、科学や社会の進歩に対する過大な尊敬を示し続けたことと独善的な視点を振り払うことができない社会民主主義特有の体質が背後にあったと考えられる。ここに優生学がなぜ社会民主主義政党

の福祉策に浸透したか、について解くカギがある。すなわち福祉策に内包された思想として均一的国民性の確保、集団的人口政策が、個人的政策よりも勝るとする見方である。この視点は、わが国においても社会政策学を進めようとする者にとって特に心しなければならぬと考える。

最後に、わが国への示唆に若干触れよう。優生学の発達は、こんにちの人口学への社会的対処へも影響している。現在の福祉国家に共通する危機として「少子化」が挙げられる。少子化は、人口減を招く、という側面のみからのみ唱えられているのではなく、労働市場確保の危機につながり、さらに家族の親子関係など、家族政策の崩壊へ導く恐れが指摘されている。この不安とおそれへの反動として起こっているのが出産奨励である。この見地から、優生学は「民族衛生学 (racial hygiene)」と連携し、「不生産的人口」の発生や増大を予防するものとして、なお現在においても社会政策上のテーマであり続けている。なぜならば、福祉国家を将来にわたって維持し続けるためには、「合理的」で「効率的」な福祉策を行うという理論が当然のように現れる。つまり、なるべく負担のない「健全な」人口集団の維持が壊れ、今後ますます「厄介者」とみられているグループへの財源および物的・人的資源の投入が続けば、保健医療や福祉サービスにかかる全体的な費用の維持が困難になるのが自明だからである。⁽⁴⁶⁾ ある程度のサービス水準を維持するには、一部の科学者、医師、そして政治家が、社会の「発展」ないし「進歩」という名目で、現代的優生学の成果を何らかの形で再導入する機会に迫られる、という理論も十分に説得性を持つ。

どのような形・立場であれ、生まれ出でて懸命に生きようとする全ての者の平等と尊厳が、自身の平等と尊厳に直結するという確信をもって、次のように結論しなければならぬ。優生学そして遺伝学が存在や医学の名をもって、今を生きているすべての人々の基本的な権利と尊厳に対し、過剰な侮辱と侵害を加えるいかなる介入の試みにも加

担・賛同してはならない。さらに、この事実には黙認の姿勢を決め込み、声をあげないことすら決して許されてはならない行為である。福祉に関する学問に身を置くものは、こうした決意をもって社会の動きに常に敏感でなければならぬ。

- (1) John Rowls は自ら提唱する正義論を実現する手段として代表的であるのは「安定した社会」の存在であるとしている。
- (2) これについてすでに筆者は二〇一三年に憲法改正の必要性について述べている。詳しくは矢野 聡「社会保障の思想と憲法改正への示唆」、『週刊社会保障』No.二七二六号、二〇一三年五月一三日号、五〇―五五頁 を参照願いたい。
- (3) 世界人権宣言は次のように書かれている。

「第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」

- (4) De la Vega, Connie (2007), *International human rights law: an introduction*, University of Pennsylvania Press を参照のこと。
- (5) ちなみに、現在の ISSA が社会保障協会を呼称したのは一九四七年のことである。
- (6) 福祉権については拙稿、矢野 聡 (二〇一四)、「平等と福祉 ―福祉権をめぐる―」、『政経研究』日本大学法学会、第五〇巻第三号、七五五―七七四頁 を参照願いたい。
- (7) 日本における優生思想の先行研究については、たとえば藤野豊 (一九九八)、『日本ファシズムと優生思想』、かもがわ出版、園井ゆり (二〇〇四)、「優生思想の社会史序説」、『人間科学共生社会学』四、p.43-59. 等を参照願いたい。
- (8) 一九五三年成立で、一九九六年廃止の「らい予防法」の第一条及び第二条は次のような表記である。

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の

福祉の増進を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者（以下「患者」という。）の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

（9） 貧困に関する定義は枚挙にいとまがない。しかし、貧困に対する最も古い公的扶助制度の歴史を有するイギリスの定義が最も妥当といえる。Alcock P. (2006), *Understanding Poverty* (3rd ed.) Palgrave Macmillan

（10） この動きは、長年にわたって比較研究を行っている国際機関、たとえばOECDに代表される。OECD (2011), *How's Life? Measuring Well-Being*. Paris, OECD

（11） マーシャルが提唱した市民権の中産階級的ジャーゴンへの指摘についてはすでに述べている。

矢野 聡（二〇一二）、「ガバナンスと福祉」、秋山、岩崎編、『国家をめぐるガバナンス論の現在』、勁草書房、四三―六二頁
（12） 杉田菜穂（二〇一〇）、「人口・家族・生命と社会政策 日本を経験」、法律文化社

杉田菜穂（二〇一三）、「優生」と社会政策」、法律文化社

（13） 二〇〇六年二月一五日には、国連に正式な形で人権理事会が設置されている。

（14） Galton F. (1883), *Inquiries into Human Faculty*, London: Macmillan

（15） ゴルトンは、優生学を立証するために数多くの科学的論文を執筆したが、今日の時代になうような内容物では到底なかった。ただ、彼は気象学では「高気圧」を初めて唱え、鑑識の分野では指紋による個人識別法を編み出した人物として有名である。

（16） Trombley S. (1988), *The Right to Reproduce: A history of coercive sterilization*, London: Weidenfeld and Nicolson. トロムブレイ著、藤田真利子訳（二〇〇〇）、「優生思想の歴史…生殖への権利」、明石書店、三四頁

（17） 貧困者の識別（怠惰なものと高齢、障がいなど無能なもの）を行い、後者には自治体の役人が居住と物乞いの許可を与えたのは、ヘンリー八世統治下の二五二一年である。

1530-31. 22 Henry VIII. cap. 12. 'Concerning Panishment of Beggars and' Vagabonds

- (18) 世界最初の公的扶助立法である「エリザベス救貧法」が成立するのは一六〇一年である。
- (19) 1601. 43 Elizabeth. cap. 2. 'For the Relief of the Poor'
- (20) たとえばJ. Benthamの貧困問題への書簡に、当時の功利主義と彼の貧困感が表れている。
詳しくは矢野 聡(二〇〇八)「ジェレミー・ベンサムの救貧法思想 — 旧救貧法から近代的社会政策へ—」、『日本法学』、第七四巻第一号、日本大学法学会、二七—五三頁 を参照願いたい。
- (21) エンゲルスは、一八八〇年に「空想から科学へ」と題する著作(エンゲルスの著書『反デューリング論』からの抜粋)を
発表し、マルクス主義における唯物史観を唱えた。当時、自分たちが最も進んだ思想を受け入れていると思いついた社会主義
者たちの集団による科学なるものへの憧憬と傾倒した見方が示されている。
- (22) Mayhew H. (first published 1861 in Wordsworth classics of world literature 2008) London Labour & London Poor, Wordsworth
classics of world literature
- (23) Booth C. (1889) *Life and Labour of the People in London*, 4vols, Classic Reprint (2012).
- (24) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)
- (25) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、六二頁
- (26) Webb, S. (1909), "Eugenic and the poor laws" *The British Medical Journal*, December 25 p.1808.
- (27) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、六五頁
- (28) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、四五頁
- (29) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、五七頁
- (30) Spengler, O. (1919), *Prussindom and Socialism.*, in Donald O. White (ed.) (1967), *Oswald Spengler, Selected Essays*,
Henry Regnery Co.Ltd.
- (31) 皮肉にもユダヤ人医師群による優生学研究の推進という歴史的事実があった。

- 米本昌平、松原洋子、櫛島次郎、市野川容孝著 (二〇〇〇)、「優生学と人間社会」、講談社現代新書、九七―九八頁
- (32) 一八五五年、カンザス州議会が懲罰的断種の措置を合法と定めた。
- (33) トロンブレイ著、藤田真利子訳 (二〇〇〇)、八四―八五頁
- (34) こんにちはわが国が定義する「障がい者」に対して、そのすべてではないが断種・不妊を強制する内容をヨーロッパで初めて認めた立法は、スイスのヴォー州による「精神病者に関する法律」の改正である。
- 米本昌平、松原洋子、櫛島次郎、市野川容孝著 (二〇〇〇)、「優生学と人間社会」、講談社現代新書、一一四頁
- (35) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), *Eugenics and the Welfare State Norway, Sweden, Denmark and Finland*, Michigan State University Press, p.50.
- (36) T4作戦とは、ナチス・ドイツが行った自国の障がい児・者「安楽死」計画のことで、第二次世界大戦の期間中、総計二〇万人以上の障がいを持つ人々が、単に障がいを持つということのみによって抹殺された。本稿が主題とする「優生思想」の最大の負の遺産である。この事実を客観的かつ総合的に述べた著作は
ヒュー・G・ギヤラファール、長瀬修訳 (一九九六)『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』、現代書館 である。参照願いたい。
- (37) Broberg G. and Roll-Hansen (eds) (2005) 二〇〇五年版序文より
- (38) 市野川容孝は、この法律を「不妊化の許可に関する法律」と訳している。米本昌平、松原洋子、櫛島次郎、市野川容孝著 (二〇〇〇)、『前掲書』一一四頁
- (39) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), p.262.
- (40) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), p.264.
- (41) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), *Politics of Eugenics Productism, Population, and National Welfare*, Routledge
- (42) 優生学を北欧の福祉国家そのものの思想の一つとする研究を発表し、『世界を覚醒させたのはフリーデンである』
Freedan M. (1979), *Eugenics and Progressive thought: A Study in Ideological Affinity*, *The Historical Journal* 22(3): pp.645-679.

- (43) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.38.
- (44) Allen, G. E. (1989), *Eugenics and American Social History, 1880-1950*, Genome 31 (2) : pp.885-889.
- Freeden, M. (1979), *Eugenics and Progressive Thought: A Study in Ideological affinity*, The Historical Journal, 22 (3) : pp.645-679.
- Pickens, D. K. (1968), *Eugenics and Progressives*, Nashville: Vanderbilt University Press.
- (45) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.260.
- (46) わが国でも一九三〇年に設立された日本民族衛生学会(のちの日本民族衛生協会)が、「国民優生法」成立を理論づける基礎の形成という同様の歴史的役割を果たしている。その名の通り、ナチス・ドイツの医学的および政治的思想に大きな影響を受けたことが推測される。

参考文献

1. Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), *Eugenics and the Welfare State Norway, Sweden, Denmark and Finland*, Michigan State University Press
2. Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014) *Politics of Eugenics Productism, population, and national welfare*, Routledge
3. スティーブン・トロンブレイ、藤田真利子訳(二〇〇〇)『優生思想の歴史 生殖への権利』明石書店
4. ヒュー・G・ギャラファール、長瀬修訳(一九九六)『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』現代書館

シテイプロモーションにおける行政広報の役割

——協働というブランドづくり——

岩 井 義 和

はじめに

現在、行政機関も企業と同様に、組織の維持・活用をしていくために業務内容の透明化を図り、社会の理解を得て友好的な関係を築いていく必要が出てきている。その対策の一つとして、どの行政機関においても、組織を取り巻く社会環境の動向に合う、戦略的・効果的な機能を持つため、新たな広報推進体制の整備が求められている。特に自治体においては「シテイセールス」「シテイプロモーション」「地域ブランド戦略」等の名称で、二〇〇四年頃から「自治体自らを売り込む」ための取組みが活発化している。

シテイプロモーションにおける行政広報の役割（岩井）

二〇一（四三二）

その背景には、「財政面での自立」があり、行政における「経営」が求められてきた三つの要因がある。この一つ目の要因は、小泉元首相が二〇〇四年以降進めた、三位一体の改革により、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する改革、すなわち財政面での地方分権（国庫補助金改革・税源移譲）および地方交付税の削減が実施され、これへの対応が求められたというものである。この改革は、国の関与を減らし、地方が自らに責任を持ち、その地域ならではの自由な事業展開が可能となるというものであったが、実際は、まさにシビリアな経営的対応が行政には求められ、地方自治体に深刻な財政的課題を突き付けるものとなった。その結果、自治体は、まさに「生き残る」ために、自力で稼がなければならない状況になったのである。

二つ目の要因は、「平成の大合併」である。平成の大合併は、自治体を広域化することによって行財政基盤を強化し地方分権の推進に対応することや、生活圏の広域化に対応することなどを目的として行われたが、これにより、市町村数は大幅に減少したものの、合併に伴い市は増加し、町村が減少する結果となった。この結果は、いわゆる中心部のみの開発が進み、それに伴い周辺部が取り残されるという危機感を生み出し、さらにそれまで築かれていた地域での「地元らしさ」「住民の愛着心」等、それまでの地域における帰属意識の希薄化を生み出している。

そしては三つ目の要因として考えられるのが、「人口減少時代の到来」である。日本の人口は減少局面に入ったと言われているが、それは、地域内経済の停滞とともに、各自治体で人を奪い合うという自治体間競争を誘発した。これは、それぞれの自治体が、自らの魅力・強みや他との違いについて積極的に発信し、その地域に「訪問したい」「住んでみたい」と、数多くある自治体の中から「選ばれる」ようにならなければならない状況を生み出したのである。こうした中、各自治体が課題として掲げたのが「自分の地域をいかに外へ売り込んでいくか」であり、特に多くの

自治体で見られたのが「ブランド」の確立であった。

この「ブランド」という言葉に対する我々が持つイメージは、「ブランド名」あるいは「商品イメージ」など、いわゆる「モノ」を対象とした場合に多く連想される。さらに、この「ブランド」は、マーケティング・広告と共に語られる場合が多い。

つまり、行政関連でこの「ブランド」という言葉が使われる場合も、「各地の地域ブランド」・「地域ブランド」による活性化戦略」など「消費者にモノを売る」ことが中心だと考えられる。

しかしながら、果たして「ブランド」とは、ただ単に「モノ」を対象とした考え方なのであろうか。また、地域をキーワードに「ブランド」という言葉を考えた場合、その背景には必ず行政・市民との関係が存在している。ならば従来から行政・市民の間にある行政広報はその基軸になるべきものであり、ブランド・マーケティング・広告という言葉に関連させつつ、シティプロモーションを行政だけではなく、市民との協働で捉えることも重要である。

なぜなら、シティプロモーションという言葉（プロモーション）には、助成・促進という意味があり、他のシティセールスや地域ブランド戦略とは異なり、行政活動の分類の中で、「給付行政」という大きな位置付けになっているものと合致する。しかも、この給付行政は、現在では行政が市民に対し一方的に何らかのサービスや助成金などを提供するだけではその効果は発揮できなくなってきた。すなわち、行政側だけで促進していくものではなく、市民の活躍をどのように醸成するののかという効果が期待されているのである。さらに行政には、従来から行政広報という、いわゆる市民とのコミュニケーションを行う、行政とそれを取り巻く人々・集団との関係を円滑にし、お互いが信頼できる関係をつくり、維持する考え方・技術を持っており、まさにこの行政広報の役割を再認識する必要性が現在求

められているからである。このことは、従来の行政提供型の広報（並びにサービス提供）の重要性から、行政・市民の協働領域を広げる広報への展開である。

そこで本稿では、まず広報とは異なるとされてきた広告の分野に焦点をあて、その技法、すなわち民間企業で行われている販促活動やマーケティング活動での情報の加工やターゲットに合った伝え方を通じて周囲の人を巻き込む手法を行政広報に用いることで、市民との協働へ結び付けられる可能性を示唆する。そして次に、従来型の行政広報理論を見ることが、従来型の「お知らせ広報」ではなく、運動型の広報、つまりコミュニケーション戦略としての行政広報の位置付けを行い、広告手法を加えることで実際の市民との協働への道筋を検討する。さらに、シティプロモーションと行政広報との関係をPublic Relations モデルを使用し論じることが、従来のプラン型行政ではなく、地域全体を巻き込んだの価値創造のための行政におけるコミュニケーション戦略・マネジメント・シティプロモーション運営の在り方を検討する。そして、変化する行政環境の中で、従来のプランナーとしての役割から、すなわち「行政だけの価値創出」ではなく、地域全体としての価値を創出していく市民との協働のプロデューサーとしての行政、その中で行政広報の位置付けと再認識を本稿の目的として論じていく。

1. 協働との関連性

(1) ブランド

ブランドという言葉は、事典などでは、その商品・サービスに付けられた、他のそれとは区別するための特定名称あるいは、その商品・サービスの感覚的・物理的特徴の総称とされる。したがって企業は、ブランドを差別化や商品

の独自性の標識として用い、消費者は品質など商品内容の推定や、購入する商品の選択手段として用いている。

こうした意味で、企業では、このブランドを生活者の心の中に構築するための表現（広告）が、非常に重要な役割を果たす。なぜならば、企業としては、ブランド名を記憶させ、イメージを形成し、好意・共感を生み出し、購買意欲を喚起させなければならぬからである。つまり、ブランド効果は短期的にだけでなく、長期的な関係性の維持に貢献するようにならなければならない。したがって、ブランドと生活者の間に関係を築くためには、送り手となるブランドが、受け手となる生活者にとって「関連性」(relevance)があるものとならなければならない。言い換えれば、どんなにすばらしい魅力的なブランドであろうとも、生活者にとって「他人ごと」であれば関係を結ぼうとは思われない。「自分ごと」あるいは「私ごと」となれば関係を結びたくなくなり、それにより反応行動があらわれる⁽²⁾。

そして、なぜ、このブランドが企業にとって必要かといえ、高いブランド価値は、製品・サービスを通じて顧客に他では味わえない満足と価値を与える。その結果、顧客はファンとなり、企業に長期的安定、もしくは長期的利益をもたらすからである⁽³⁾。

この場合を考えると、企業―消費者お互いが関連してどうやって「価値」を認め合うのか、つまり企業にしてみると、どうやって「価値」を消費者に「価値と感じ」させていけるのか、発信していけるのかが大きな問題となる⁽⁴⁾。言い換えれば、ここに価値の「双方向性」という性質があり、自分だけが価値あるものと思っても、相手も価値あるものだと認識しなければ交換可能な価値にはならないというものである⁽⁵⁾。

このようにブランドを確立するとは、ブランドの（信）の構造を作りあげ維持・強化することであり、ここで言われる（信）の構造とは、（信念）と（信頼）の二重性によって成立するということである⁽⁶⁾。ここには情報の送り手・受

け手の協働があり、まさに現在の地方行政における、市民との協働でどのような地域としての「価値」を創造しているか、またいかに双方で信頼関係を構築していくかという、行政広報の大きな課題と類似するものがある。

(2) マーケティング

次にマーケティングであるが、個人と組織の目標を満足させる交換を創造するために、アイデア、財・サービスの概念形成、価格、プロモーション、流通を計画・実行する過程という解説が事典などに掲載されている。

そうした中、マーケティングにおいても、いわゆる送り手・受け手の関係を構築するコミュニケーションの重要性を説く考え方がある。それがリレーションシップ・マーケティングである。つまり、「サービスがますます拡大し、テクノロジーが複雑さを増すにつれ、買い手と受け手の関係は、ますます長期にわたり厄介なものにならざるをえない。だから売り手の努力の中心は、単に販売契約を結ぶことから、販売後に買い手を満足させることに移行する。買い手を、購入後に引き続き満足させるには、売り手と買い手との間に建設的な交流関係を維持しなければならない。この努力の中には、買い手の不満および今後発生する買い手ニーズを見落とさずに対応することが含まれる」というものである。これは、多様化する商品などに対する周辺サービス、保証、信用、イメージ、価値が、複合化の一途をたどると、送り手側の一方的な判断だけではなく、買い手・受け手との相互の理解、協力が必要になるといふことである。

このリレーションシップ・マーケティングにおいて重要となるのは、買い手である顧客と売り手である企業の双方が満足することであり、流通チャンネル内ではイコール・パートナーによって、両者の満足を実現することを目的と

するものである。つまり「リレーション・マーケティングは、個々の行為主体より、それら関係そのものに焦点をあて、関係の最適化を目的とする。このことは、リレーション・マーケティングの最も重要な最少単位になる売り手と買い手の関係に注目したとき、買い手の顧客満足と同時に売り手にあたる企業満足をも同時に満たすものとしてとらえられる」というものである。⁽⁸⁾

ここで注目すべきは、イコール・パートナーというものである。つまり、売り手はパワーをもってメンバーを統制する、あるいは従属関係をつくるのではなく、いかに対等パートナーとして良き関係を作るかが重要なテーマとなっている。したがってこの場合の関係性の強化は、イコール・パートナーとして共同で互いの強い点を出し合いつつ、シナジー効果を生かす。それにより、責任と信頼に基づいた商品開発と販売を実現させていくことで、さらに大きな両者の成長と末端の顧客満足を引き出すというものである。

このような関係を築くには、関係性の「場」として、範囲・テーマ・方法などの戦略が必要となる。しかも、この「場」はお互いの信頼関係がなければ成立しない。そして、この両者間において、信念・理想・思考・考え方・理解の仕方・表現方法が同一であれば、リレーションシップはさらに深まる。そしてここでの信頼関係を築くことに重要になるのが、双方向の対話、調整である。また、ここでは長期的な関係づくり、及び関係の維持の仕掛けと組織づくりが重要となってくる。これを、地方行政に置き換えるのであるならば、まさに「場」はその地域社会であり、範囲・テーマ・方法などの戦略を行政がその役割として担う必要がある。さらに、行政と住民の信頼関係の成立こそが協働であり、信念・理想・思考・考え方・理解の仕方・表現方法として、行政広報に期待されるところは大きい。

(3) 広告⁹⁾

次に広告であるが、これは前述の企業のマーケティング活動の中に位置付けられている。そしてこのマーケティングは、営業利益のみならず、今日では非営利団体などにも応用されている。一般的には、企業が市場に向けて、どのターゲット(対象層)にどんな商品をどんな方法で導入すれば売れるのか、つまり売れる仕組みをどのように構築するかといった、市場戦略に基づいて行われるもので、広告とマーケティングは切っても切り離せない関係である。

そうした中、世の中にはさまざまな商品が存在し、毎年のようにモデルチェンジ、あるいは新しい商品が発売される。そしてその際に、次々と新しい広告が我々には流れてくる。しかし、その中で、目に留まるものもあれば、まったく素通りされるものもある。

こうした背景には、消費者に愛されロングセラーブランドにするために、ブランドを設計し育成するブランド戦略や、商品を開発し市場で成功させるためのマーケティング戦略、広告をはじめとしたコミュニケーションをどのように行うのが効果的かを考えるコミュニケーション戦略など、多くの戦略が関係する。すなわち、いかにこれらの各種戦略を組み合わせて、商品や広告を作る前に、消費者の心をとらえるかを考え出す必要がある。

そして、この戦略を立案するメソッドを体系化したのが、アカウントプランニングである。アカウントプランニングとは、消費者心理や消費者の行動原理を分析し、それに基づいて広告に消費者の価値観や心理を積極的に反映させる考え方と言われ、ヒット商品を連発しているクリエイターの多くは、このアカウントプランニングの考え方を、意識することなしに、体得しているといわれる。

つまり、楽観的な言い方ではあるが、このアカウントプランニングの考え方を習得し、運用するスキルを身につけ

れば人々の心をとらえるヒット商品や広告をつくることができ、また長く人々から愛され続けるブランドを育てる可能性が高まるということである。

そのため、アカウントプランニングには、広告会社で広告コミュニケーションに携わりたい人だけではなく、メーカーなどの企業でマーケティングや商品開発をしたいと考えている人にとって必須の考え方となつてきている。これは、アカウントプランニングに精通した人材、つまりそうしたマーケティングやコミュニケーションを担う人材が重要となつてきているあらわれである。

そして、こうしたアカウントプランニングの中で、重要となるのが消費者の心、すなわち消費者インサイトというものである。実際にアカウントプランニングを行うアカウントプランナーは、まず消費者の気持ちを探り出し、それをとらえる商品や広告コミュニケーションを考えていく。すなわち、消費者インサイトは、アカウントプランナーの存在理由ともいえ、すべての起点になる考え方である。

消費者インサイトとは、直訳すると「消費者における洞察」であるが、いわば「消費者のホンネ」である。つまり、消費者が言葉にできないような感情や、消費者自身も気付いていないような気持ちの中で、マーケティングやコミュニケーション活動が活用できる深層心理といわれる。したがって、定義としていえば、「消費者の深層心理の中で、ある商品を購入する動機付け (key driver) となるピンポイントの心理」が消費者インサイトである。¹⁰⁾

行政広報の中で、前述の「消費者のホンネ」(市民のホンネ)は非常に重要なものであるが、実際にはそれを理解し、戦略に結び付ける(広聴結果を政策などに反映する)ことはなされてこなかったという現状がある。言い換えれば、ここに行政と市民の協働の課題があり、今後はこれをいかに構築するかが大きな問題である。すなわち、行政が、いか

にどのターゲット（対象層）にどんな価値をどんな方法で導入すれば協働へ結びつくか、つまり協働への仕組みをどのように構築するかが今後の大きな問題である。

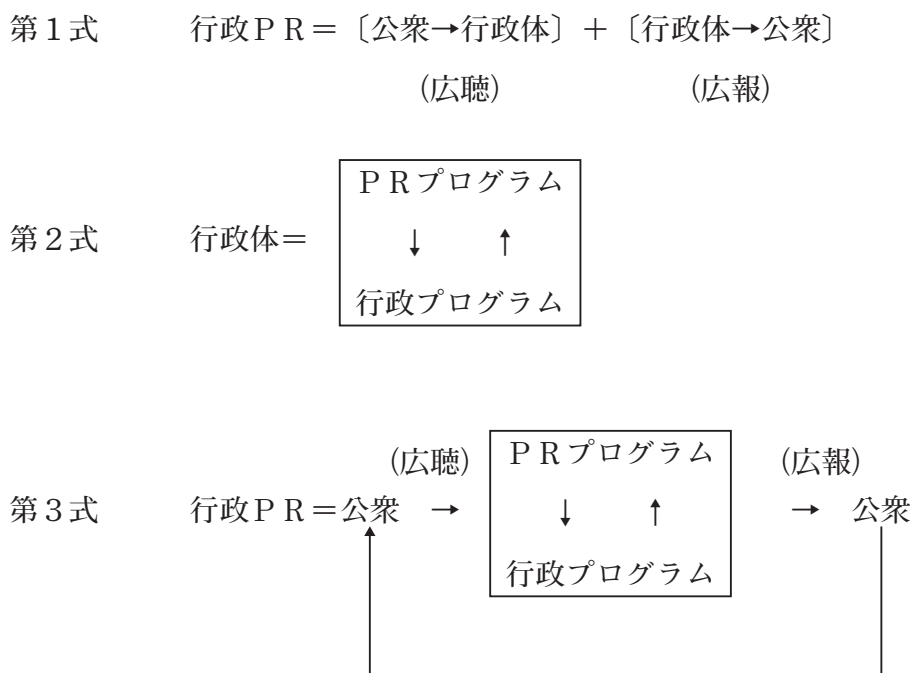
2. 行政広報の役割

行政は、民間企業とは異なり、国・都道府県・市区町村を見れば分かるように、日常業務すべてが公共の福祉のための役務を行なっている。それ故、金銭上の増益を計る部門を持たないため、前述のような、民間企業とは逆の存在であった。したがって、自治体を例にとると、自治体は行政に関わる情報を、対象住民に対して、統括的に周知するという専門の部門を持っており、従来の行政広報の役割としてはこれだけで十分であると考えられていた。

つまり従来の行政においては、住民への一方的な情報の展開で十分と考え、知らせる側面のみを行う「広報活動」が重要視され、既に決まった施策を市民に知らせる目的の広報、いわゆる「お知らせ型広報」の域を出なかった現実があった。ここでの行政広報の役割は、情報を住民に提供することが最優先の役割であり、さらにその提供する情報も行政の事務・事業の執行過程に関連して民衆に周知すべきと行政が主体となって考えた、あくまで行政の都合による情報であった。

しかし本来であるならば、行政が住民に自らの意思を伝える努力（広報）も含め、行政活動は、住民が求めているものでなければならぬ。したがって、行政が住民の意見を聞き、行政自らの変革・調整を得ようという努力、すなわち広聴（真摯に住民の声を聴く）が行われなければ全く意味をもたない。さらに、現在ではいかに市民と協働を図っていくかが大きな課題となり、これは以前とは違ってきている現在の大きな行政環境の変化を意味する。

図1 井出のPRモデル



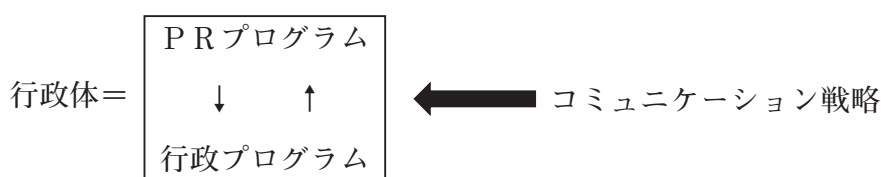
(出所) 井出嘉憲『行政広報論』(勁草書房、1967年)、p.29。

そこで現在行政に求められている行政広報は、区域住民へ行政の告知というだけにとどまらず、市民の行政への参加の実現、そして行政の運営に市民がどれだけ関わっていただけるかという、情報の交流が求められている。すなわち、行政PR行政広報という認識が、行政広報の中心的課題であると考えられる。

図1は、有名な井出の行政PRモデル⁽¹⁾であるが、これを見ると、実は今まで話してきたマーケティング・広告に類似した活動と見て取れる部分がある。つまり、情報の流れ方や、その情報の流れを如何に検討していくかなどが同じであり、別の言い方をすれば、この類似点が、行政広報の問題点とされてきた部分である、一方的な行政の「やりっぱなし広報・広聴」というものである。

従来で言うならば、広告はあくまでも情報発信者が主体的に行うものであり、行政広報は他者を主体として行うものという考えに基づき、広報と広告を同一視してはいけないとの考え方は、ある部分では正しいといえる。しかし、現在の行

図2 行政体のコミュニケーション戦略導入



政環境の変化、あるいはその変化に対応していくためには、あまりに広報と広告を区別することは、良い結果を生み出すとは考えられない。なぜなら、前述のように、行政が、いかにどのターゲット（対象層）にどんな価値をどんな方法で導入すれば協働へ結びつくか、つまり協働への仕組みをどのように構築するかが大きな問題だからである。このことから前述の広告の手法などを、行政へ導入し、検討していくことが早急に求められていると考える。

その意味でも、井出のモデルを再度検討する必要がある。なぜなら今後は、より具体的な行政広報の問題点を明らかにしつつ、協働のモデルを構築する外部からの技術導入などの必要性が現在の行政広報には必要だからである。具体的に言うならば、現在の行政に必要なものは、第二式の部分を担当広報・広聴部分の戦略、さらに言うならば、PRプログラムならびに行政プログラムにコミュニケーション戦略を導入・展開できる仕組みである。

一例をあげるならば、先にのべたアカウントプランニングの導入である。それを担うアカウントプランナーの重要な役割のひとつに、ブランドの設計と育成がある。前述のように、ブランドは人々の心の中に出来上がるので、人の心を掘り下げ、それをもとに戦略を立案する必要がある。そのため、消費者の心理を最も理解しているアカウントプランナーがブランドの設計や構築の役割を担うようになったのである。こうした考え方・人材を行政がいかに導入するかが、現在の大きな課題であり、実際に国レベルのコミュニケーション戦略課題とされ、その議論を要約し、今回の広告技法などを加筆すると（―線部分）以下のようになる。¹²⁾

- ① どういった情報を伝えるべきか、どの情報（施策）を優先的に発信すべきか（戦略マネジメント）、といった点について、各担当部局を越えて検討される必要性。
- ② 政策の策定段階において、国民からの意見を聞く機会を様々な形（マーケティング技法）設け政策に反映させる、あるいは、議論の過程を公開していくことにより国民に理解を求めるということも一部において試行されているが、より成熟した仕組みとなるよう改善の必要性。
- ③ 問題の理解に専門性を必要とする科学的問題等については専門性を持たない一般国民にも興味と関心を持って理解できるような説明（広告技法）の工夫。
- ④ 政府として一元的に政策に優先順位を付け、情報発信の戦略を立てる機能を制度的に担保するべきではないかという点。
- ⑤ 一般国民相互間などの双方向性・相互性のあるコミュニケーションの促進も（価値づくりを行う戦略）検討する必要性。

さらに、昨今の企業では、企業自体の情報を統括する考え方があつた。それが、C C O (Chief Communication Officer) というものである。これは企業のすべてのコミュニケーション活動が「チーフ・コミュニケーション・オフィサー」のもとに有機的に統合されることによつて、より正確な企業像が社会に発信され、理解されるという考えに基づき、コミュニケーションの統合を図つていくというものである。この考え方は、組織に入つてくる情報もまた情報の中枢に集中・分析され、これを基に戦略策定、発信情報の基盤とするというものである。¹³⁾つまり、固有の「価値」の発

見・発掘・共有・創造・育成・編集・発信および運動化をコミュニケーションの統合を行うことで、企業戦略につなげていく試みであり、現在の行政にも、こうした固有の「価値」の発見・発掘・共有・創造・育成・編集・発信および運動化こそが必要であり、その役割を果たすのが行政広報なのである。

3. シティプロモーションと行政広報

シティプロモーションとは、地域の魅力を創造し、それを地域の内外へと広め、『地域イメージをブランド化』し、魅力的なブランドに育て、観光客や転入者を増やすこと、住民に誇りや地元愛を根づかせることを目的としている。すなわち、住民の自治意識を高め、住民がまちの発展に貢献し、観光客に対するホスピタリティの精神を生みだそうというものである。しかも、この活動は、一過性でなく持続的に発展していく環境をつくりだすというものである。その意味では、行政マネジメントと大きく関連するものである。つまり、行政を中心置くのであるならば、その周囲を巻き込み、双方向のコミュニケーションを確立することで、その地域の価値や魅力を作り発信していくものである。

こうしたことが求められる背景には、前述した三つの要因などによる、行政が直面する財政と地方自治体の存立にかかわる環境の変化がある。そこで現在、行政機関、特に自治体はその存在を維持していくための「経営する」という行政の手法や戦略が求められている。つまり、自治体の運営から行政経営へという課題が首長や職員にも求められている。それは、実際の問題として、自治体の現実での倒産もあり得ないことではなくなっているということである。その結果、効率的かつ効果的な行政運営が必要とされ、その中に「交流人口増加」・「定住人口増加」などにつなげる

戦略が必要とされている。言い換えれば、自治体にとって、観光・訪問先として、また住む場所として、一人でも多くの人に「選ばれる」ようにならなければならないのである。だからこそ、「自らを売り込む」ことを目的とした、戦略的かつ効果的な行政広報活動の実施が必要となっている。

そのためには、日本における、従来の行政広報（行政側のお知らせの技術）の考え方から、アメリカ Public Relations の発展に寄与した E・バーネイズが考える、Public Relations の社会的役割へと変化させる必要性、つまり関係する人々（市民）を巻き込んでいく形の行政広報が求められるのである。¹⁴

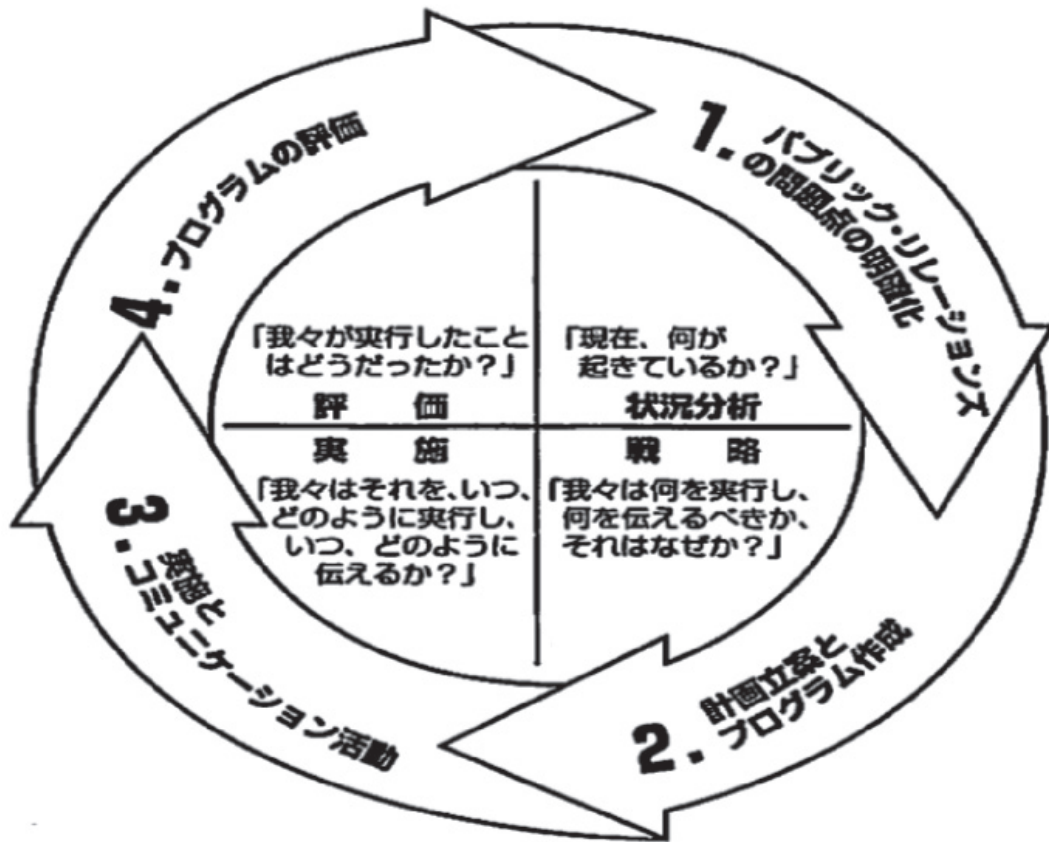
Public Relations とは：

- ① 関係する人々への情報提供活動
- ② 関係する人々の態度を変化させるための説得活動
- ③ 関係する組織の人々の態度を変化させるための情報収集活動

ここでは、明らかに「説得」という言葉が使われており、これは Public Relations は説得する活動を含み、説得材料の必要性をあらわしている。

従来から、Public Relations は「広報・広聴車の両輪のごとし」と言われ、様々なメディアをその道具として利用しつつ、Public Relations 対象との情報発信・受信活動を行ってきた。行政にしてみても、同じように広報誌・ホームページなどを利用することで、いわゆる広報活動を展開している。この広報活動、あるいは情報活動の原点には、

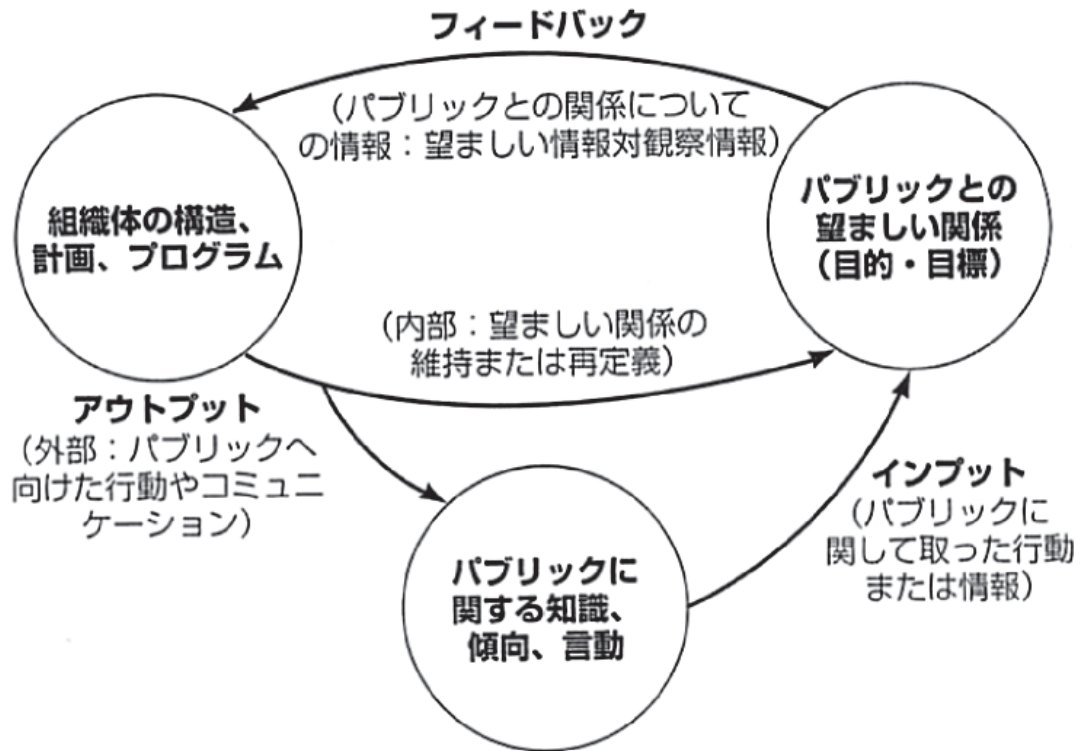
図3 パブリック・リレーションズの4ステップマネジメント⁽¹⁵⁾



(出所) スコット・M・カトリップス、アレン・H・センター、グレン・M・ブルーム著、日本広報学会監修『体系パブリック・リレーションズ』、p.338。

コミュニケーションが存在し、言い換えれば、行政は広報活動を行い、国民とコミュニケーションを行う必要がある。という大前提がある。すなわち行政は、行政活動の対象となる人々へ情報を伝え、人々とのコミュニケーションを行う必要性をもち合わせているのである。そしてそこから、国民との協働・調整を図り、行政活動への理解・信頼を得なければならぬ。この事は、行政活動の妥当性を国民に伝える必然性から生まれたものである。ならば、広報活動だけに焦点をあてるのではなく、その根本である、コミュニケーション・マネジメント、すなわち行政の国民に対する戦略的コミュニケーションを展開していく議論が必要である。したがって、行政と国民がコミュニケーションを行う際、実際にどのような行政・政府に対して国民が接触

図4 Public Relationsのオープン・システム・モデル



(出所) スコット・M・カトリップス、アレン・H・センター、グレン・M・ブルーム著、日本広報学会監修『体系パブリック・リレーションズ』、p.231。

を求め、コミュニケーションを行っているかを検討し、その中で、いかにコミュニケーションの相手である国民を説得、納得してもらうことができるかが、行政側には重要な問題となる。すなわち、シティプロモーションを行う場合も、行政組織のコミュニケーション・マネジメントの課題を検討する必要性があるのである。

図3のモデルでは、各ステップはその他のステップと同等に重要とされるが、プロセスは問題をつきとめるための情報収集から始まっている。つまり、第一ステップで入手した情報とそれらに対する理解が、次に続くステップを動機付け、方向づけをしている。実際の実務においては、これらの過程は、ダイナミックな環境の下、絶えず循環している結果、分析・計画立案・実施・評価をそれぞれ区分することは困難である。しかし、日本ではパブリック・リレーションズを広報と訳している以上、この問題解

決プロセスが、継続的に重なり合いながら循環しているというモデルの本質は見逃してはならない。すなわち、このモデルが、日本の行政広報では完全に活用できておらず、特に「聞く」という活動である広聴に活用できていない事実があると考ええる。以前筆者は、Public Relations のオープン・システム・モデル(図4)について論じたことがある。¹⁶⁾

Public Relations のオープン・システム・アプローチを適用するためには、「組織体と対象となるパブリックの間に影響が及ぶ変化を予兆・発見する意図をもって環境への監視を行う必要がある。オープン・システム・アプローチに従うならば、Public Relations は、組織体の方針や手続き、行動などによって相互に影響や関係性が生じる特定された対象パブリックに対し、選択的かつ細心の注意を払わなければならない。Public Relations のオープン・システム・モデルは、対象パブリックや他の環境の力、組織内の力をモニターするためのリサーチ・スキルを要するのである。また、オープン・システムのPRは、組織内の修正行動を開始し、内部と外部の対象パブリックの知識や傾向、言動などに影響を及ぼすために直接プログラムを実施・指揮する能力を持っている。求める成果は、組織体と対象パブリックの相互利益が反映した目的の維持または達成である。相互利益に反する事項を発見したら、それらが課題や問題となる前に変更または排除する。積極的な修正行動は、PRのオープン・システム・モデルが主要で最大の有益な側面である¹⁷⁾。しかし、実際の行政広報では、双方向のコミュニケーションの必要性は重要と言われるが、広聴の側面が実際に活用されてはならず、系統立った広聴によって信頼できるフィードバックを得る努力とスキルをもっていないと言えらる。だからこそ、聴取によってインプットされた情報を、シテイプロモーションに取り組み際に、このオープン・システムを活用し、どこまで運営に結び付けることができるかといった範囲の決定づけに役立てる必

図5-1 新しい公共のイメージ

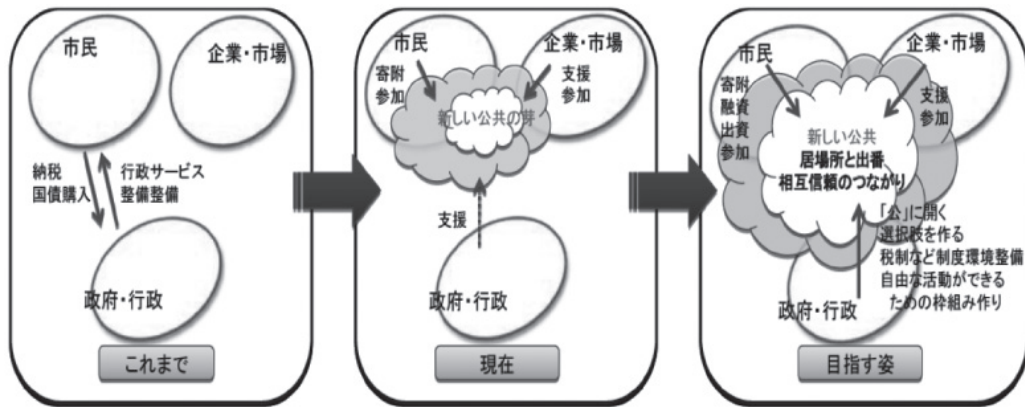
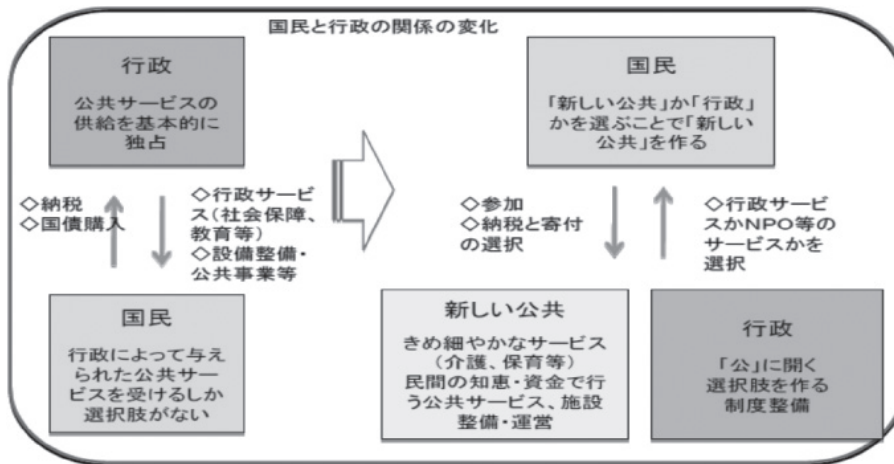


図5-2 新しい公共のイメージ



(出所) 内閣府資料、平成22年3月25日第4回「新しい公共」円卓会議提出資料
 (http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryou/22n4kai/pdf/100325_01.pdf)
 2014年6月22日検索。

要がある。

なぜなら、外から選ばれる「価値」の創出のためには、まず内部活性化の広報、すなわち、地域資源の掘り起こしなどの広聴から行われるべきものであり、まず地域内での「選択・選別」が行われなければならない。そして、これは次のステップとなる「外から選ばれる」ための選択となるものである。ここを間違った場合、すなわち、広聴を間違った場合、取り返しのないことになり、行政環境を如何に把握するかの問題である。

4. 行政環境への対応

現在、公共サービスの供給に影響

を与える変化が民間も含めて多く存在している。そして、新たな目的や状況に適應するために、行政は公共サービスの供給形態等を模索しつつ、新しい公共を作ろうとしている。¹⁸

そうした中、どのように行政が行動していくかが問題となる。そして、そのとり得る行動としてフッドは次のように指摘する。¹⁹

- (a) 少しだけ既存の行動を変える。すなわち、確立された基本的構造を次第に識別し、変えていく。
- (b) 既存の、しかしこれまでに無関係であった一群の日常的な行動手順を、新しい目的のために結び付ける。
- (c) 他の方が行っていることを模倣する。すなわち、どこかで用いられているデザインのまねをするのである。
- (d) あなた自身が、ゼロから完全に新しいデザインを作り上げる。すなわち、既存のシステムの大幅な模倣や修正なしに、新たな形態を作り上げる。

これらの説明としてフッドは、(a)を部分的適應—既存の構造との識別と変更とし、「おそらく行動を変える最も簡単な方法は、すでに確立されている手続やデザインを少しだけかえることである：危険を避けようとする傾向や行政の実効性への願望は、まず今いるところから始めよという、よく耳にする格言に要約されているように、しばしばこの種の革新を主張する。既存の制度の積み重ねによる一步一步の識別と変更の結果として、多くの行政的適應が達成されてきた²⁰」とする。そしてこの部分的適應に関して、「このアプローチは、しばしば、新しい状況を、まるでそれが基本的ルールを変えることなしに、古いルールのカテゴリーに当てはまるがごとく扱うという、法的な、あるいは

行政的なフィクションを用いることにほかならない。これは便宜的ではあるが、しかし継続的に誤った事実前提を採用することを意味する²¹と指摘している。つまり、このアプローチは、急激な変化対応には適合せず、行政側の思惑が見え隠れし、市民にとって十分な対応策となりえないことを示唆するものと考えられる。

次に、(b)をフッドは再編成と呼び「部分的な調整ではあるが、もう少し技術的に精緻なものである。再編成は、それらが統合されたとき、全く異なる結果が生じるか、あるいは全く異なる目的に奉仕することになるように、一群の充分に確立された要素、ルール、ルーティン・ワークや作業それぞれに小さな修正を施すことを意味している²²」。再編成も、部分的適応と同様に、行動を変えるために、完全に新しい特殊な装置を導入するのではない。それは、行政が持つ多数の既存手続、作業などの微修正によって効果を生み出すというものである。すなわち、身近な行政手段を、その状況変化に応じて異なる手段を的確に判断し、微修正を加えるというものであり、基本的な構成要素は変えずに、その合成品を劇的に変えるというものである。したがって「的確に実施されたならば、再編成は、作業における変化をほとんど意識させることなしに、大きな全体的変化をもたらす。その意味で、行政素材の節約、迅速性、容易さの印象を結び付ける適応反応である²³」。この考えは、まさに行政の効率性に合致させつつ、適応していくと考えられるが、行政のそれまでの蓄積が大きな問題であり、行政環境を含め、正確にすべてに同調する形でそれまでの行政技術の修正が求められ、できなかつた場合は大きなリスクを負うことになると考えられる。

(c)であるが、これをフッドは模倣と呼び「すでに他で―他の場所、他の業務―有効であることが示されている基本デザインをコピーすること²⁴」としている。ここでは、完全に模倣するのではなく、適応のために必要とされる部分を行政にコピーしていくものである。

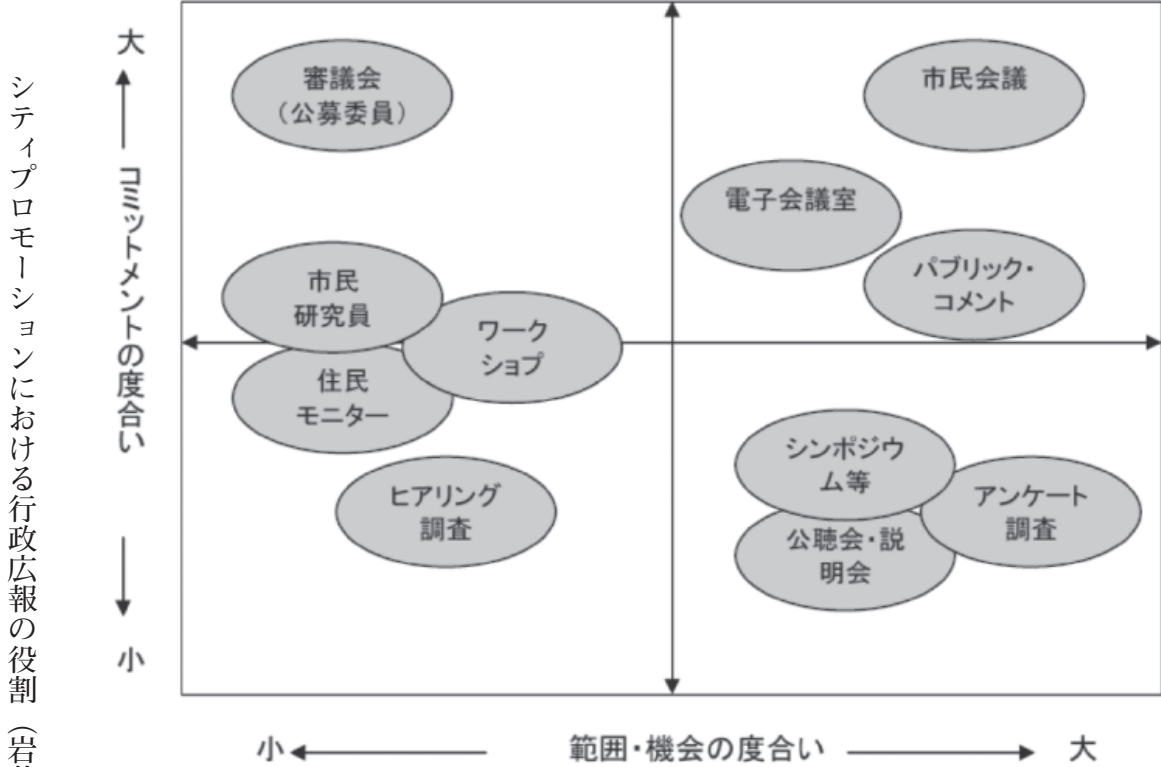
(d)は、新規開発であり、「独自のデザインを、目的に適した自己完結的なユニットとして丸ごと創造することである」⁽²⁵⁾。これには、利点がないわけではないが、高いコスト、リスク、失敗の可能性が絶えず付きまとい、行政活動ではまれにしかないと考えられる。

以上の四つは、単独で行われるものではなく、アプローチとしては混合して行われると思われるが、協働を導くには、まず(a)のように既存の行政広報の行動を変え、(b)のように、行政の技術を微修正することで、市民との効果的關係を作り出し、その技術修正として(c)の広告手法などを行政へコピーしていく必要があると考えられる。

5. 協働と行政広報

シティプロモーションにおいて合意形成をスムーズに図るためには、行政に関する情報を市民に提供してその周知をし、市民の理解と協力を得て行政を進めるといふ、コミュニケーション活動が必要である。中でも重要なのは情報を知らせるといふ、本来の役割を十分に果たすようにすることが必要である。その役割を担ってきたものが行政広報であるが、従来の広報活動は、お知らせ型広報といわれるように既に決まったことの市民への周知ばかりを行なうプラン型広報であり、行政の直面している重要課題や問題点提起を行い、その対策を市民とともに考えるといった姿勢に欠け、事業の実施に先立つ合意形成のための情報提供という役割を果たしてこなかった。さらに「地域ブランド」の創出のように、市民対行政、市民対市民などの利害関係の対立が予想されるようなケースでは、対立が生じるのを恐れて行政内部に情報を抱え込んでしまうことが多々あるとの批判が多く、そうした隠された情報が明らかにされた時の対立は、より一層深刻なものになるケースが多かった。こうした批判や事例の解決策としては、当初から行政情報を

図6 主な住民参加手法⁽²⁶⁾



(出所) 大杉寛「住民と自治体—自治体経営への住民参加」財団法人 自治体国際化協会 分野別自治制度及び運用に関する説明資料、2007年7月、p.16。

市民から分るようガラス張りにして、市民が情報を与えられる客体ではなく、その情報をもとに問題点解決のために考える主体となれるプロデュース型広報への変換に行政が努めるべきであり、それにより市民参加への効果的なアプローチを提供するという考えがある。

ここでもやはり、現代社会における多様化した市民ニーズを把握することが重要となるのだが、このためには、さまざまなコミュニケーション・ルートを通して市民の意思を行政に反映させ、対立が生じないように合意形成を図るための広聴活動の活発化をはかる行政側の努力と、市民からのフィードバック機能を果たすことが必要とされる。こうした、さまざまな市民参加に関する社会的要請の高まりの背景としては、自治体の運営体制の根本的見直しが迫られている状況と、さらには公共的課題に対して、市民が行動を起こし、その果たすべき役割が増加して

シティプロモーションにおける行政広報の役割 (岩井)

きているからであろう。その意味でも、「参加」「協働」というキーワードは、政策・計画には欠かせないものであり、透明なプロセス、コミュニケーション、そしてマネジメントの確立の検討は重要である。

従来の行政と住民の関係は、対立型²⁷（絶対反対・敵対・攻撃的・不信）が大半を占め、この部分が大きくクローズアップされがちであった。しかし、近年は行動型（基本的には反対・解決への努力・代替案の提示）、協調型（基本的には反対・話し合いの努力・ルール形成・住民参加）となる事例も多く、あるいはそれぞれのタイプ同士の対立関係もみられる。その意味でシテイプロモーションにおける「地域振興」の位置付けが重要なのではないだろうか。つまり、行政が関与した場合、「行政による価値」、それだけでは住民に受け入れられず、総論賛成・各論反対の感情から抜け出せない。さらに、「ブランド創出」に代表される手法がこれまで多くとられてきたが、日本国民の公共への関心の高まりは、人まね、つまり他の自治体の成功事例を模倣するだけでは解決できなくなってきている。

しかも、これら「価値」は、モノだけではなく、東日本大震災後、安全と安心等それぞれの地域によって様々なものが考えられ、言い換えると行政・住民相互の「信頼感の醸成」、「地域振興の位置づけ（産業面・生活面）」がキーワードとなるのではないだろうか。しかしながら、信頼感に到達することは容易ではなく、またそのための簡便な方法は無い。だからこそ、「住民の信頼感醸成」の方策としては、地元との関わり方、早い段階からの話し合いの場の提供、住民の目線で話を聞く、話す等、対話の基本が重要であることに変わりはない。すなわち、合意形成手法の技術論の整理は重要であるが、コミュニケーションの基本に立ち返った取り組み、県と市・企業・市民のチームワーク等、人的資源の最適配置等の庁内推進体制整備も重要となると考えられる。

なぜなら、安易なブランド展開は、自治体にとってその場しのぎでしかなく、あくまでも固有の「価値」を行政・

市民が探求し、「価値あるものか」を十分に検討することが重要となるからである。そして、そのプロセスこそが、新しい市民意識・住民意識を創出する協働のプロセスにもなり、したがって、今後の行政には、こうした協働というブランド作りにいかに行政広報を役立てていくかを検討する必要性がある。

注

- (1) 本稿で使用している「市民」という言葉は、住民並びに民間企業などを含む。意味としては、能動的に行動し行政のパートナーとなることで、地域の主体になりうるものを「市民」としている。一方「住民」は、地方自治法上言われる、その地域に居住している人を意味して使用している。
- (2) 青木貞茂「ブランド広告の理論」、津金澤聡廣・佐藤卓巳編『広報・広告・プロパガンダ』所収、ミネルヴァ書房、二〇〇二年、p.235～236参照。
- (3) 関満博・財団法人日本都市センター編『新地域ブランド戦略』日本経済新聞出版社、二〇〇七年、p.164～173参照。
- (4) 株式会社電通プロジェクト・プロデューズ局編『広報力が地域を変える』日本地域社会研究所、二〇〇五年、p.137参照。
- (5) 株式会社電通プロジェクト・プロデューズ局編、前掲書、p.19参照。
- (6) 津金澤聡廣・佐藤卓巳編、前掲書、p.232参照。
- (7) 藤江俊彦・舘輝和『経営とイメージ戦略』国元書房、一九九九年、p.71参照。
- (8) 藤江俊彦・舘輝和、前掲書、p.73参照。
- (9) 湯浅正敏編『広告をキャリアにする人の超入門』、三和書籍、二〇一一年、p.168～169参照。
- (10) 湯浅正敏、前掲書、p.174～188参照。
- (11) 井出嘉憲『行政広報論』勁草書房、一九六七年、p.29参照。
- (12) 内閣府経済社会総合研究所『パブリック・コミュニケーション（PCM）～日本の現状と今後の課題～』（二〇〇七年）。

本稿の括弧部分、及び下線は筆者が加筆。

- (13) 猪狩誠也編『広報・パブリック・リレーションズ入門』、宣伝会議、二〇〇七年、p.102～104参照。
- (14) Edward L. Bernays, *Defining Public Relations, Public Relations Quarterly*, 1978, Spring を参照、筆者が翻訳・要約したものである。
- (15) Glen M. Bloom (2009), *Cutlip and Center's Effective Public Relations (10th Edition)*, New Jersey: Pearson Education, Inc. p.269. 及び Scott M. Cutlip, Alenn H. Center, and Glen M. Broom (2000), *Effective Public Relations (8th Edition)*, New Jersey: Prentice-Hall, Inc. p.341. スコット・M・カトリップス、アレン・H・センター、グレン・M・ブルーム著、日本広報学会監修『体系パブリックリレーションズ』ピアソンエデュケーション（二〇〇八年）、p.338。
- (16) 岩井義和「行政広報の現代的課題とコミュニケーション戦略」（『政経研究』第五〇巻三号、二〇一四年三月一五日）
- (17) Glen M. Bloom, op. cit., p.183. 邦訳『前掲書』、p.229。
- (18) 内閣府、平成二二年三月二五日第四回「新しい公共」円卓会議提出資料参照。
(http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryou/22n4ka/pdf/100325_01.pdf) 二〇一四年六月二二日検索。
ここでは、以下のような指摘がなされている。
 - (1) これまでの「官」（＝政府・行政）も変わる
 - ① 官が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、国民に選択肢を提供する。「市場に委ねるだけの『小さな政府』ではなく、豊かな「公」とスリムな政府を作る。
 - ② 「新しい公共」を育成するために社会制度を整備する。
 - ③ ムダ排除、情報公開と透明性、市民参加、地域主権
- (2) これまでの「市民」も変わる
 - ① お上依存→個人としての自律性、当事者としての行動、NPO等を通じての社会性
 - ② やらされる、言われてやる→自分から作る「民の力」（意欲、自発性、相互信頼、おもいやり）を発揮する。

- (3) これまでの「企業」も変わる
- ① 利益最大化だけでなく、より社会的な尺度で評価されるようになる。
- ② 社会性を重視しながら市場で活動する事業体（事業型NPO法人、社会起業、協同組合、ワーコレ、NPOバンクなど）が増え、重要なプレーヤーとなる。
- (4) (1)～(3)の関係が変わる↓新しい公共の成立
- (19) クリストファー・フッド著、森田朗訳『行政活動の理論』岩波書店、二〇〇〇年、p.169参照。
- (20) クリストファー・フッド著、森田朗訳、前掲書、p.170。
- (21) クリストファー・フッド著、森田朗訳、前掲書、p.171。
- (22) クリストファー・フッド著、森田朗訳、前掲書、p.174。
- (23) クリストファー・フッド著、森田朗訳、前掲書、p.175。
- (24) クリストファー・フッド著、森田朗訳、前掲書、p.175。
- (25) クリストファー・フッド著、森田朗訳、前掲書、p.176。
- (26) 大杉覚「住民と自治体―自治体経営への住民参加」財団法人 自治体国際化協会 分野別自治制度及び運用に関する説明資料、二〇〇七年七月、p.16。
- (27) 古市徹『廃棄物計画 計画策定と住民合意』共立出版、二〇〇三年を参照。

障害者就労支援サービスにおける個別化の実現と費用 分配に関する考察

——IPSモデルの実施に関する調査を通じて——

山 村 り つ

1. はじめに

社会サービス（社会保障・社会福祉関連制度のなかで現金給付以外のものをここでは指す）の供給者には、そのサービスの性格上、供給したサービスの対価や今後の供給のための活動費の一部もしくは全体として、国や地方自治体などの行政組織から費用が提供されている。近年では多くの社会サービスで利用者負担の方式が採用されるようになっていくが、それでもまだ主な費用の出所は公的資金である。このような、社会サービスとそのため制度に依拠しておこ

なされるサービス供給者への公的資金の受け渡しを、本稿では費用分配という言葉で表している。

国民の負担を背景に、社会サービスを含む社会保障および社会福祉に対する支出のあり方は、これまで長く議論の対象となってきた。特に一九七〇年代以降の福祉国家の危機のなか、わが国でも一方で増大し続ける支出と、他方でそれに見合った増加が見込めない収入のバランスを、どう取っていくのかという課題は、社会サービスを含めた社会保障関係費全般における懸案事項であったといえる。高齢者の医療費や年金に係る費用などはその最たるもので、一九八〇年代にはすでに根本的な体制（法律、行政管理、サービス供給のあらゆることについて）の変革の必要性が指摘されている（隅谷ほか一九八四）。

このような懸念から生じる議論は、実際のその時々为国家財政の舵取りとリアルタイムで関連し、その意味で非常に現実的で実際の議論が交わされてきた。その論点は、当然のことながら、一つは収入を増やすことであり、もう一つは支出を減らすかという点になる。それに対して、前者については新たな財源の捻出の試みとして新たな社会保険制度や利用者負担方式の採用が進められ、また二〇一四年には社会保障費に充てることを理由に増税も行われた。一方、後者については供給量の削減を前面に打ち出すよりも、よりの確で質の良いサービスをより効率的に供給することが表向きの目標として掲げられてきた。

そのような方向性のなかで、社会サービス、なかでも対人援助型のサービスでは、そのサービス内容が細分化され項目化され、さらに体系化されて、それぞれのサービスに「価格」がつけられて計られるようになった。また同時に市場システムが部分的に導入され、利用者の選択とそれに基づく競争原理が持ち込まれた。このサービスの価格付けは供給の効率化を、利用者選択と競争原理は質の維持と向上を主に目指すものであった。この結果、対人援助サービ

スについての費用分配は、多くは非常に細かな単価に基づく出来高払いによって行われることとなった。それと同時に、サービスの質の担保は競争原理を通じて行われることが前提となったといえる。

しかしながら、ここにきて社会サービス全般におけるサービスの質の意味が変化し始めている。その変化は対人援助型サービスにおけるサービスの在り方そのものを変化させうるものであり、結果として、現在主に用いられている細分化された単価型の方式では、計量することが難しいものとなろうとしている。そしてこのことは、費用分配の方式を含む社会サービス供給制度における新たな課題の出現を暗示している。

本稿では、この費用分配の方式と新たな社会サービス観の間の葛藤にもみえる状況を、対人援助サービスのなかの障害者就労支援サービスという具体例を通じて浮き彫りにするとともに、その議論と実践、そして体制の今後の進むべき方向性について考察する。

なお、本稿を通じた記述は、筆者が科学研究費補助金の助成による研究計画の一部として二〇一三～二〇一四年にかけて行ったイギリスでの調査から得られた資料をもとにされている。¹⁾

2. 費用分配システム

ここでまず、費用分配システムについて整理しておく。

現在、公的なサービスを実施する事業体に対して、その事業費の一部もしくは全体として公的な資金が支給される場合、その方法には大きく分けて二つの方式がある。事業全体に係る費用として一括もしくはそれに近い形で支給される場合と、事業を通じて実施される個別の業務に単価をつけその供給量に応じて支給される場合である。ここでは

前者を一括委託型、後者を単価報酬型と呼ぶ。

2-1. 一括委託型

事業全体に係る費用が一括もしくはそれに近い形で支給される場合を「一括委託型」とするのは、実際の社会サービス供給において、事業委託という形を取る場合にこの方式が採用されることが多いためである。

現在の日本では、事業委託という方式が採用される社会サービスにはいくつかの特徴がある。その一つが、試験的もしくは緊急時対応的な観点に基づく時限的事业という特徴である。試験的なサービスの場合、期待される社会サービスに対する費用の妥当な水準が明確でない場合や推測の域を出ない場合、あるいは、逆にその水準が予め限定され、その水準内での実施可能性を検討するという場合がある。また緊急時対応として実施され、その後の継続的な実施が不明確である場合には、業務内容を構造化してそれぞれに適切な単価を設定し、それに基づいて支給額を評定し実際に支給するためのシステムを創ることに時間と労力をかけるのは、合理的でないといえるからである。

また、試験的もしくは緊急対応的ではない場合に事業委託という方式が採用される場合として、そのサービスが地域や対象が限定されているという特徴をもつ場合もある。つまり、そのサービスに対するニーズが非常に限定的な状況、主には地域的要件を背景として出現するものであり、そのため特定の地方自治体などによって独自に実施されるサービスにみられる傾向である。この場合も、先述の時限的事业と同様に、単価報酬型のサービス構造を構築することが、その事業規模とサービス量に照らして見合わないことや、地方自治体という比較的小規模な財政基盤がもつ不確実性が、一括委託型が採用される要因といえる。もちろん、たとえば地域や対象が限定的であっても、そのサービス

の実施やニーズにある程度の継続性や恒久性が確認されれば、単価報酬型へ転換される場合もある。

障害者サービスにおける例をあげるには、試験的または緊急対応的なものについては具体的な事業名をあげることが難しい。時限的なものも多いし、共通認識が得られるような一般的なものではない場合も多いためである。ただし、地域や対象が限定されたものという点でいえば、障害者総合支援法（以下、総合支援法）における地域生活支援事業のなかの地域活動支援センターなどがいい例であろう。地域生活支援事業は他の総合支援法内のサービスと異なり地方自治体を実施主体としたものであり、地域の特性等に応じて実施するものとされ、実際には社会福祉法人やNPO団体等に委託されて行われる場合が多い。この地域生活支援事業のなかでも地域活動支援センターの運営事業は、一年毎の補助金の認定という形をとり、一括委託型ということができる。

また少し例外的なものでいえば、ジョブコーチ事業のなかでも各都道府県の障害者職業センターが行う配置型ジョブコーチ事業^②の場合には、センターの事業費として一括した予算が割り当てられ、サービスの実施回数などに応じた割当などは行われないため、一括委託型ということができらるだろう。

これらの一括委託型の費用分配による事業の特徴は、事業の目的や達成目標が明確である代わりに、具体的な活動内容についての限定が少ない場合が多いという点である。最終的な到達点やその事業の意図に基づいたものであれば、その具現化のための手法は比較的自由、つまり手段よりも結果が重要視されると考えることができるだろう。試験的事業であれば、その手段を開発することが目的である場合も少なくない。

事業運営という観点からいえば、活動内容や業務の自由度が高いため、一括委託型の事業ではその実務レベルにおいても柔軟性が生まれる。この柔軟性は、サービス受給者に対してはその個々の状況に応じた対応を可能とする。ま

た実務者にとっては、直接的な支援業務（つまりは単価報酬制型の場合に計算の対象となるような業務）と、そうではないがそのために重要となる周辺の業務を区別する必要性がなくなるという点で利便性がある。

しかしながら一方で、一括委託型の事業は、すでに述べたように時限的なものが多いため、長期的な視野での事業実施に課題をもつ場合も少なくない。また、実際のサービス供給量が想定された水準を大きく超えた場合、それでも事前に定められた額の運営費で事業を行わなければならないという点で、事業実施機関にはリスクもある。

ただしこの点は、費用を分配する側からすれば、実際のサービス供給量やそのための実務量が、分配された全体としての額に相当するよりも少なくなるリスクと考えることもできる。つまり、先に一定期間中の事業の費用が確定しているということは、実際にかかるコストを削減することができれば、その差は事業実施機関にとって利益となる。そのため、その削減のための手段としてサービス供給量の必要以上の抑制が起きることのないような対策が、一括委託型では不可欠になると理論上は考えられる。

2-2. 単価報酬型

単価報酬型を採る社会サービスの特徴は、現在の日本においては、一括委託型とは対照的に、法律によって国民全体に普遍的なものとして整備された恒久的な対人援助サービスといえる。代表的なものとしては、障害者に対する日常生活に係る支援や在宅介護サービスなどが挙げられる。

この単価報酬型の具体的な例をあげるとは容易である。障害者サービスに関する中心的制度である総合支援法の自立支援給付と介護等給付、地域生活支援事業の一部のサービスはこの形態を採用しているためである。^③つまり、そ

の大半が単価報酬型なのである。また、前項で挙げたジョブコーチ事業についても、第一号および第二号ジョブコーチ事業はこの方式を取る。

ただし、ここで単価報酬型と呼ぶ費用分配方式にも、さらに二つの方式がある。一つは完全な出来高払いによるものであり、もう一つが現在主に医療や介護領域において包括払いと呼ばれる方式である。

出来高払いとは、サービスの一単位にそれぞれ単価をつけ、その総量によって支給額が計算されるものである。この場合、一単位のサービスの内容は受給者が誰であっても同様・同一のものとなる。それに対して包括払いと呼ばれる方式は、部分的に一定のサービスを包括的に捉えて単価を課す。現在、実際に行われている包括払いとして、医療におけるDPC (Diagnosis Procedure Combination : 診断群分類別包括評価) 制度があげられるが、これは診断された疾患に基づいて一日の診療報酬額を設定するものである。この場合、同じ分類に属する診断を受けた患者への治療については、その実際の治療行為が異なっていたとしても一日分の診療報酬額は定額となる。また、同様の包括払い方式は、介護サービス領域でも実施されている。

これらの包括払い制度は、その一日に提供されるサービスを一回の事業に置き換えて考えれば、一括委託型と同様の要素をもち、先に挙げた一括委託型のリスクのように、過少診療が起るリスクも指摘されるが、⁽⁴⁾事業経営という観点からみれば一日単位の出来高払い（この場合はサービスではなくサービス提供人数の出来高）と考えることができる。本稿ではこの包括払い方式と出来高払い方式の両者を含めて、単価報酬型と位置付けている。

単価報酬型で社会サービスを供給するためには、その前段階として供給システムの構造を構築するための相応の準備が必要となる。適切な単価や厳密な対象範囲の設定だけでなく、基本的に事後報告に基づく支給となるため、その

報告のための様式と機構を用意する必要もある。そのため、その事前の負担が合理的だと考えられる程度の規模と継続性が想定されるようなサービスの場合でなければ、単価報酬型を採用することは非現実的となる。

具体的な業務内容における特徴という点でいえば、単価報酬型を採る社会サービスは、その業務を構成する個々の作業が画一的な要素をもつ。社会サービスに単価を設定することは、その計量化を図ることを意味する。つまり何らかの客観的指標により業務の一部を切り取り、それを一単位とすることでそれに対する単価を割り当てるのである。この場合の客観的指標とは、時間や場所、具体的な作業項目などが考えられる。それらの指標を用いて設定された最小単位が、それ以下に作業を細分化することもそれ以外の作業を含むこともなく、あらゆるサービス受給者への提供が可能となるように単位が設定されることが理想だといえる。

作業の単位化という点でいえば、医療行為として定義が比較的明確な医療分野のサービス（治療）は、単価報酬型が適しているともいえる。それに対して、福祉や在宅介護サービスなどでの対人援助サービスは、そのように分断された作業の単なる組み合わせではなく相互に関連し不可分の部分も多い。また、サービスとしての行為と日常動作との区別が明確でない場合もある。そのために作業の単位化が難しく、定められた単位に含まれない作業が必然的に生じる場合には、事業実施機関や個々の援助者の持ち出し（自己負担）として提供される場合も生まれる。

サービスの実施機関にとつての単位報酬型制度の難しさは、やはり一括委託型と対照的に、短期的な意味で運営費の安定が図りにくい側面があるという点である。単位報酬型では実際のサービス供給量に基づいて運営費が支給されるため、十分な供給量とそのためサービスのサービス受給者が確保できなければ、それは即座に収入減に直結する可能性がある。

このようにみると、単価報酬型のシステムは、個別に値段のついた商品を貨幣を介して売買する一般的な市場での事業経営に共通した様相をみせる。しかしながら、そこでやりとりされているのは個人の権利と行政の責任とが内在した社会サービスである。このことが、社会サービスの質にどのような問題をもたらすのか。次項以下ではその点について考察していく。

3. サービスの質と費用分配の関係

3-1. サービスの質を取り巻く変化

社会サービスにおける現在の「質」の意味するところは、サービスによってニーズが充足される（ことが期待できる）程度である。その場合、ニーズの意味するものが次の論点となるが、この数十年を通じて、対人援助サービスの領域におけるニーズとサービスの質の捉え方、そして実践におけるその位置づけには変化がみられるようになっていく。この変化をもたらしたのは、EBP (Evidence Based Practice : 証拠に基づく実践) の考え方と欧米などから持ち込まれた諸々の援助法の理論および当事者主体の考え方などである。

対人援助サービスの従事者の専門職としての認識が高まるとともに、欧米で開発されたさまざまな援助論が持ち込まれるようになると、理論を具現化したものとしての実践の質が問われるようになった。そして、EBPの概念の浸透はそれをさらに強調するものとなった。EBPとは、その実践によって目的と目標が達成されることが実証された実践手法であり、すなわち客観的に優れたとされる手法をさす。これらの考え方は、サービスの評価に変化をもたらす。単に量としての実績だけでない効果を目に見える形で示すことが、サービス供給の実践領域において重視される

ようになった。

サービス評価に登場したもう一つの新たな視点が、当事者主体の考え方である。これは、それまでサービスの提供者側が主導権をもっていた対人援助サービスの領域において、その父権主義的構造を批判し、サービスを受ける側の主体性と権利を尊重し主導性を付与するものとして現れた。この考えは、わが国の社会サービス実践における具体的な行動レベルにおいて多くの変革をもたらした。その一つの例が、サービス受給者によるサービス評価である。医療における治癒や検査によって示される身体的状態を示すさまざまな数値ではなく、サービスを受けた者の主観的評価が、サービスの結果を示すものとして加わった。これらの新たなサービス評価の手法によって、サービスの質の概念は単に作業上の手続きや手順の正確さだけではなく、相手の満足度を高める手段としていかに適切であるかを問うものとなった。

このサービス受給者の主観的価値と満足という考えは、QOL (Quality of Life) の考え方とともに進展する。QOLの概念は、主に医学領域の終末期医療などの分野から発展した考えであり、医学的科学的指標に基づく健康度だけでなく、本人が望む生き方の実現度を重視し、それによって生の質、そしてそのための治療や支援のありようを考えようとするものである。この概念の登場により、サービス受給者個人の価値基準に基づく「望ましい生き方」が尊重されるようになり、それが新たなニーズとして認知を得るようになった。そして、サービスの提供においてこのQOL向上の鍵とされたのが、自己決定および自己選択の尊重である。この自己決定の尊重という文言は、それ以前にも社会福祉の個別援助における基本原則として位置付けられていたものであり、近年では社会サービスに関する制度政策の目的にも掲げられるようになった。

このような変化のなかで、サービス供給における意識は手段や手法というプロセスから結果へと向けられる比重が高まっていく。このことは、換言すれば、プロセスにおいても結果を実現するための工夫がより求められるようになったことを意味する。そこに、介護保険を含む一連の改革によって社会サービスに持ち込まれた市場原理と競争が作用し、各サービス供給者による独自の手法の開発や他との差別化が起ころること、同じ目的に基づいたサービスのなかにも多様な形態が見られる状況をよんだといえる。

ここで改めてサービスの質という点に立ち返って整理すると、サービスの質が作業の要素としての正確性を評価されるものから、個人的な主観を含むニーズの充足性によって評価されるものへと変化し、手段だけでなく結果が重要な意味をもつようになった。また同時に、サービス提供者にとってサービスの質を確保しさらに提示することが、サービス提供という事業の運営上の不可欠な要素となっているのである。

3-2. サービスの質と費用の水準

サービスの質に対する認識が高まる一方で、障害者の就労支援サービスに限らず、社会サービス供給におけるこれまでの議論で、その費用分配の方式がサービスの質と関連付けて語られることはほとんどなかった。ただし、分配される費用の水準とサービスの質の関係は、特に介護保険制度の施行以降、たびたび注目されてきた。それは次のような理由によると考えられる。

介護保険制度以前にも、高齢化の進展のなかで介護者の不足はわが国でも徐々に社会的な問題として認識されるようになっていたが、それは家庭内での介護役割の担い手の不足と、それを補うための個人の経済的負担の問題だった

といえる。しかしながら、介護保険制度が導入されて介護サービスの商品化が進み、また介護を必要とする者にはそれを購入するための資源が供給されると、次にはその介護サービスを提供する者、つまりは介護職に従事する者の不足が指摘されることとなった。

この介護職における人手不足は、すぐさま労働負荷と賃金水準の低さの不均衡と関連付けられた。さらに、同様の理由から優秀な人材が集まらないことや、人手不足からくる個々の介護職の負担の大きさなどが、介護の質の悪さにつながることとも指摘された。結果として、介護職員の待遇についても議論が交わされることとなり、介護保険サービスの介護報酬の見直しの必要性が指摘されるようになった（坂本二〇〇九）。

能力のある人材を確保するために相応の賃金や待遇が必要であるということは、一般的にも理解可能な考えであるが、福祉や介護のサービスではそのような考えが馴染まない素地があった。それは一つには、その多くが従来家庭内で無償で提供されてきたものであることや、社会福祉に大きな影響を与えてきた宗教的観点からくる、奉仕としての認識が影響していることも考えられる。あるいは、かつてその大半が行政の直轄機関もしくは社会福祉法人などの公益性の高い特定の法人によって供給されてきたサービスでは、社会扶助としての性格を反映している側面もあるだろう。

そのような福祉文化的背景のなかで、これまで表立って指摘されることのなかったサービス従事者の賃金・待遇とサービスの質についての議論が、介護保険導入後の介護者の不足のなかから出現することとなった。ただし、厳密な意味でいえば、ここで議論されていたのはサービスの質というよりは、サービス提供における労働負荷と賃金水準の問題である。また、それが介護保険の介護報酬の見直しにまで発展したのは、サービスにおける質の重要性が認めら

れたためではなく、何よりもまず不足を解消するという目的があったからだといえる。そしてさらに、この見直しについても、設定された単価額を見直すものであり、当然費用分配の方法についての問題を呈するものではなかった。

それでも、社会サービスの運営において大部分を占める人件費の問題についての議論は、必然的に社会サービスの運営費用そのものについての議論に直結する。そして、社会サービスにかかる費用と提供されるサービスの質が直線的な関係上で語られるようになったことは、介護保険制度に伴って起きた社会サービスにおける新たな様相であるといえる。

3-3. 費用分配方法のもとのサービスの質

それでは、費用分配方法は実際サービスの質にどのような影響を与え得るのだろうか。先に挙げた一括委託型と単価報酬型という二つの分配方法と、ニーズの充足度という新たなサービスの質の概念との間に、どのような関係があるのかについてここで整理しておきたい。

まず、単価報酬型を採る場合、サービスをある程度単位化する必要がある。単位化は、そのサービスを時間や提供場所、作業内容などによって限定することで行われ、それによってサービスが可算化される。この時、一単位分のサービスとはすなわち同量もしくは同質のサービスであることを前提としている。

しかし、前段のニーズの充足の議論に話を戻すと、サービス受給者個人のニーズに主観的要素や自己決定の概念が取り込まれれば、サービスの結果としてのニーズの充足された状況と、そこまでの手段の関係は必ずしも固定的で画一的なものではなくなることが考えられる。また、社会サービスにおけるサービスの単位は、その行動レベルまでの

具体的な限定はされていない場合も多い。実際、これらの同じ一単位のサービスのなかで実行される行為は、サービス受給者の状況に応じてさまざまな形態をとる。

同時に、サービスの目的を果たしていくために必要であっても、この単位に含まれないサービスが存在する可能性も常にある。特に、直接的な支援を行うために必要な付随的な業務や、管理運営のための業務などがそれにあたる場合が多い。わが国の社会サービスの場合、その部分について別途「事務費」などとして単価制を取らない資金を分配している場合もあるが、業務の重要性や時間、労力などの比重を考えて、それが妥当なものかという検証は為されていない。

また、単位報酬型の制度では、時にその単位と単価の設定により、割のいいサービスとそうでないサービスが生じる場合がある。たとえば、概ね一対一でサービス提供が行われる医療や介護の領域と異なり、福祉領域のサービスでは集団に対して提供されるサービスも少なくない。この場合、もちろん単価は一対一の場合の方が高くなるのが一般的だが、集団へのサービス提供は同時に多数へのサービス提供が可能となるため、作業と費用の効率から考えれば一対一の場合より割がいいサービスとなる場合が多い。

このような状況のなかでは、時に、事業の運営という視点からサービスの提供量や種類が調整されることが起きうる。何人あるいは何回サービスを行ったかということが、分配される費用の総額に直結する単位報酬型では、なおさらその影響は避けられない。その結果として起こると予想されるのは、サービス受給者のニーズの充足へのしわ寄せか、サービス実施事業体の自己負担などである。

次に、一括委託型の場合には、事業の目的と目標の達成が優先事項であり、その手段や手法については厳格な規定

がそれほどない場合が多い。また費用の分配も、数年や短くても半年といった中長期的な単位で決定された額が分配されるため、単価報酬型の場合に述べたような、運営費用確保のためのサービスの調整などはすぐには起きにくいと考えられる。加えて、試験的な事業などの場合には、その結果によって継続的な事業になるかを左右する場合もあるため、一括委託型のサービスの場合にはむしろ、(結果をどのような指標で判断するかにもよるが) 結果を出すための最善の手法が選択される可能性が高いといえる。

しかしながら、もちろん一括委託型にも課題はある。第二節でふれたように、一括委託型の場合にも、ニーズを満たし、結果を出すために必要なサービスのための費用が、委託段階で試算された費用を大きく上回るリスクはある。その場合には、単価報酬型の場合と同様の調整や選別が起きる可能性はあるし、また逆に下回って費用に余剰分が発生する可能性もある。しかもそれは、適切なサービスを行った結果として起こる場合もあるが、サービスの抑制などによりサービス事業実施者によって意図的に行われる可能性も否定はできない。

また、時限的な一括委託型の事業にはその期間ごとに一定の成果を提示することが求められる場合が多い。時限的な事業には、一定期間限りの事業が継続的なものになるかどうかの試験的な場合だけでなく、事業自体は恒久的な実施であっても、それを行う事業者が一定期間ごとの更新制度を取っている場合なども含まれる。そのような制度形態は、わが国ではまだあまり一般的ではないが、アメリカを中心とする欧米諸国ではむしろそちらが主流となっている領域もあり、その場合、事業の良好な結果は他者との競争に勝ち抜くために不可欠な要素となる。その結果として、よりニーズの充足のしやすい、つまり良い結果の出しやすいようなサービス受給者が選別されるリスクなども懸念される。

以上のように、単価報酬型も一括委託型も、それぞれにサービスの質に影響を与える要素を孕んでいる。これらは基本的に、運営のための費用を確保し事業を継続していくという命題のために起こるものである。たとえどんなに優れたサービスであつても、社会サービスとして制度の枠組みの中で運営していくことができなければ、そのサービスを実現することができなくなってしまうからだ。仮にもつとも優れたサービスを必要だけ十分に提供できるだけの潤沢で安定した経済的基盤があれば、そのような問題は問題とはならないかもしれない。しかし、あらゆる社会サービスの効率化と財政面の縮小が期待され、一方でサービスの質が重視され結果を出すことが求められる現在の状況において、このような運営面での格闘は避けられない状況となっている。

4. 就労支援サービスと個別化

ここまで社会サービス制度における費用配分について考えてきたが、ここで一旦視点をずらし、社会サービスにおける個別化という点について考えてみたい。この点は、現在の社会サービスの実践領域において重要な意味をもつものであり、同時にこれまで述べてきた費用配分の構造とも少なからぬ関係をもつ。これは、本稿の中心的な論点である社会サービスと費用配分の関係について考えるための予備知識として、確認が必要な事項である。

なお、ここでは社会サービスのなかでも特に、障害者に対する就労支援サービスに焦点を絞って考察していく。これは、この就労支援サービスが特に個別化を重要とする支援領域であることと、現在の社会サービス全体において実践も議論も非常に活発化し、目覚ましい展開をみせている領域であるためである。

4-1. 個別化 (individualization) と個人化 (personalization)

就労支援を含む社会サービスのなかでも対人援助サービスにおいて、直接的な援助はソーシャルワークとして位置付けられ、援助技術論が発展してきた。その技術論において、「個別化 (individualization)」は援助者が守るべき基本的な原則として認識されてきた。この原則は、社会的に脆弱な存在である場合が多い援助の対象者を、個人として尊重することによつてその尊厳を守り、彼ら自身もつ力を最大限に引き出すために必要な援助者の態度・視点の一つと考えられている。つまり、個として尊重されることが援助対象者の自己肯定感を高め、主体的態度や自発性を引き出すことが、彼ら自身の問題をより良い方向に導くために必要だと考えられるのである。

この個別化の原則は、しばしばアセスメント (評価) や支援計画の段階で特に重要視される。たとえ同じような条件をもった集団に属している者同士であっても、経験や前例からくる一般的な枠組みに当てはめて援助対象者をみるのではなく、完全に別個の個人として相手の状況を判断し、必要な支援を提供するというのが個別化である。

この原則は同時に、QOLの概念の下でさらに拡大された意義をもつようになる。それは、前項で述べたサービスの質における変化と同様のものである。つまり、社会サービスの援助において、その目指すべきゴール (結果) においても個別化の重要性が強調されるのである。それぞれの社会サービスにはその目的が定められており、その意味でその目的達成が目指されるゴールであるという意味では統一されたものであるが、達成された状態がどのような状態であるのか、換言すればどのような状態になれば目的が達成されたといえるのか、という点を個別に設定することが、ここでいう結果における個別化である。

結果においても個別化を行うこと、つまり個人の主観的ニーズやQOLに基づいて個々の目標を定め、そのための

支援を行うことは、実際にその目標達成にも影響を与えるとされる (Becker & Drake 2003)。個人の好みや動機に基づく目標設定は、サービス受給者本人をサービスの受け手としての受動的な存在から、自らの目標のために能動的に動く存在となることを後押しする。それによって、より目標の達成がしやすくなるのである。

同時に、結果に対するサービス受給者の満足度も、個人の自己選択が尊重されるほど高くなる。これは先に述べたサービスの評価において、個人の主観が意味をもつこととも関連している。自分自身で選択した結果と、サービスの供給者などから指定されたり最初から固定された枠組みのなかで決定された結果では、実際に得られたサービスの量や程度が同等であっても、前者の方が結果とそれによってもたらされる生活への満足度が高くなる。その点に立脚して考えると、必ずしも多くのサービスを受給しなくとも受給者は満足を得られる可能性がある、ということにもなる。その意味で、個別化は社会サービスの供給においても現在重要な意味をもっている。

このような考えは、現在イギリスにおける高齢者向けの社会サービスの供給制度において、「個人化 (personalization)」として具現化されている。イギリスでは、ダイレクトペイメントや個人予算 (personal budget) などの方式を用いて、早くから社会サービスにおける自己決定・自己選択の実現を図ってきた (岡部二〇〇六)。これらの方式には課題もあり、決して潤沢とはいえない社会サービスの供給量に対して、その不足分を自己統制感に基づくサービス満足感で埋めようとしているという政府の意図も否定することはできない。しかし、それでも早くから QOL の概念を政策に取り込み、具体的な方式として実現してきた点は大いに評価に値する。

そのようなイギリスの社会サービスでは、現在、「個人化 (personalization)」と呼ばれる方針によって、個人に認められた社会サービスの費用の使い道を、かなりの自由度をもって決定できるようにする取り組みが行われている。た

たとえば、本人がホームヘルパーのサービスを受けるよりもジムに行つて体を鍛えたい、それが自分にとって意味のある豊かな生活のためのニーズだとすれば、ジムの会費や交通費に使うこともできるし、旅行の費用に充てることもできる。^⑤ 禁止されているのはギャンブルや違法な飲食物・行為などの非常に限定されたものだけで、それが本人のQOLを高めるものであるならば、必ずしも直接的な身体機能の補助や介助のために使う必要はないのである。

もちろん、この方式には批判も多い。それらの費用は税金から支払われているのであり、サービス受給者以外の者からすれば自分たちが払った税金で遊んでいる、といった印象を与える部分もある。また、調査の結果から、確かにこの方式によってサービス満足度は上がったが、健康度は下がったという指摘もある (Jones et al. 2013)。何よりも、個人化を謳い自己決定に基づくQOLの向上を掲げながら、実際に費用を何に利用できるかの判断は各ケースを担当するワーカー(行政職員)に委ねられているという点で、本当に自己決定が実現されているのかという疑問が残る。

しかしながら、この個人化の手法は、個人の生活の幸福度を最大とすることを目指した新たな試みとして注目に値する。これまで社会サービスは、時間や金額といった指標を通じた「量」として捉えられてきた。しかし、徹底した個別化の発展形ともいえる個人化によって、必ずしも量がなくとも個人の生活を満足のいくものとしてできる可能性が示されようとしている。このことは、イギリスのみならず多くの社会保障関連費の財政問題を抱える国々にとって、その問題の一つの解決策を示すものでもある。ただし、もちろん、現在のイギリスにも指摘されるように、政府がこの手法を通じて必要な社会サービスの供給に対する義務から免れようとするリスクも存在する。

4-2. 就労支援における個別化の重要性

前項で述べたように、社会サービスにおいて個別化（あるいはさらに進んで個人化）の重要性が高まっている。そこで次には、社会サービスのなかでも特に障害者への就労支援サービスについて個別化との関係性をみていく。

障害者の就労支援サービスは、長い間、障害リハビリテーションの理論に基づいて展開されてきた。実際の形態としては、仕事をするうえで障害となる機能障害に対して、訓練を通じた軽減もしくはそのほかの機能や器具による代替をし、障害をある程度克服したところで就労準備に入るという流れをとる。このような訓練は、同様の訓練を受けようとする一定数の集団に対して、一つの訓練用スペースにおいて行われることが多い。そこでは基本的に、すべての訓練者が同様の作業を行い、同様の目標に向かっていく。

繰り返しの訓練によって損傷を受けた人間の身体機能を改善・回復させるという手法は、すでに効果が認められたものであり、このようなりハビリテーションが機能回復の手法として有効なことは事実である。しかしながら現在では、次のような理由により、そういった訓練室のような場所での訓練が必ずしもその後の就労にとって有効ではない場合があることが指摘されるようになっていく。

一つ目の理由は、新たな障害の登場である。これは特に、就労支援サービスの領域において知的障害や精神障害をもつ者が課題となってきたことを指す。障害リハビリテーションが始まった当初、それは概ね身体障害者を対象としたものであった。しかしながら、時代の経過とともに知的障害や精神障害などの認知機能に課題をもつ障害をもつ者が、障害者として認知されるようになった。

これらの認知機能に課題のある障害の場合、事前に訓練場などで行った訓練によって得た技能は、実際に職業場面

に行った際に全く意味を為さない場合がある。これは、ある場所で獲得した知識や技術を別の場所で応用させることに課題がある場合が多いためである (Backer & Drake 2003)。このような障害の場合、就労支援は実際に仕事を行う場でいわゆる On-the-Job の形で行う方が効果的とされ、一九八〇年代以降、アメリカで援助付き雇用 (Supported Employment) と呼ばれる手法としてモデル化され、わが国でもジョブコーチ事業として展開されている。

このような援助手法は、それまでの訓練をしてから就労に移る train-place 型に対して、place-train (まず就労を初めてからそのなかで訓練をする) 型とも呼ばれ、実際の職場のなかでそこにみる実際の課題や資源を基に、個々の援助対象者に合わせて必要な援助を行うことを基本としており、個別化を前提とした援助方法である。

train-place 型の援助も、現在でももちろんそれが有効な場合もあるが、就労支援サービス全体としては、place-train 型の援助がより求められるようになってきている。それは、近年の器具や物理的環境の整備の進歩によって身体障害者の就労の可能性が広がる一方で、知的障害や精神障害をもつ人の就労支援のニーズが高まっているためである。これは、それまで彼らを最初から労働不能と位置付けていた社会的あるいは当事者自身の認識が徐々に変化し、彼らが就労の場を求める機会が増えてきていることも理由の一つであるだろう。この援助対象者の傾向にみる変化が、就労支援の形態における個別性の重要性を増々高めることになっているといえる。

二つ目の理由は、障害者が抱える就労上の課題についての認識の変化である。訓練室などで決められた訓練を行う就労支援では、そこで就労上の課題として認識されるのは業務上の作業の能力のみである。しかしながら実際に働く上で障害者が抱える課題はそれだけではない。通勤や移動の課題もあれば、職場内での人間関係の持ち方、労働場面以外の生活場面での課題 (生活習慣や障害・疾病管理) が就労に影響を与える場合もある。その点から考えれば、就労

支援は労働場面だけでなく、個人の生活全般との関連のなかでの包括的な視点に基づいた支援が必要となる。

生活の一部として就労を捉えることは、結果的に個々人で多様な生活環境や条件を加味する必要性を生み、やはり個別化の視点が重要となってくる。固定化された一遍通りの援助だけでは対応しきれない部分が生まれ、あらゆる援助の可能性を視野に入れる必要が出てくる。知的あるいは精神障害者の就労支援ニーズの高まりも、その障害や症状の複雑性から、個別化の重要性を高めるものとなっている。

最後に、三つ目の理由として合理的配慮の規定があげられるが、その点については次項で記述していく。

4-3. 合理的配慮と就労支援

現代の障害者就労支援サービスにおいて個別化が重要となる理由の一つに、合理的配慮の概念とその規定の存在がある。合理的配慮 (Reasonable Accommodation) とは、一九六〇年代後半のアメリカに登場し、その後「一九九〇年障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act: 以下、ADA法)」によって現在の形をとるものとなった概念である。この概念は障害者の就労支援における新たな展開を生み、現在では世界のさまざまな国や地域において法制度化されている (山村二〇一一)。

合理的配慮の規定とは、障害をもつ者がもたない者と同様の生活を送るために必要な配慮 (Accommodation) を合理的配慮と位置付け、この配慮が欠如している状態、すなわち配慮を提供しないことが、障害者への差別であるとするものである。それまでの差別は、何らかの差別的行為を行うこと (作為) というイメージでとらえられていたが、この合理的配慮は配慮を行わないこと (不作為) も差別にあたるとしたことが、合理的配慮の概念が画期的とされる点

でもある（長瀬ほか二〇〇八）。

この合理的配慮定義や規定は、非常に抽象的かつ包括的なものとなっている。たとえば、ADA法における合理的配慮は「定義」としては法文上に明示されていない。ただガイドラインとして、①障害をもつ者が希望する職務に就くことが考えられるような求職過程における変更もしくは調整、②障害を持つものがその職務に必要な機能を遂行することができるような、業務実施の環境や状況、慣習などにおける変更もしくは調整、③障害をもつ者が障害のない者と同様の雇用上の利益や恩恵の享受を可能とするような変更もしくは調整、という三つの項目によって表現される（山村二〇一一）。

この具体的な枠組みなどを設けない定義や規定は、障害者の求める配慮が合理的配慮に当たるものか等についての判断が、障害者と雇用主双方の個別の状況を踏まえて判断されるという前提に立っている。これは、明確な線引きをせずに個性性を尊重することで、一部のケースが法制度の対象から排除されるのを避け、あらゆる場合において少なくとも法制度の適用の可否が検討される余地を残しているといえる。

このような定義の在りようの結果として、合理的配慮がその基本概念を担保するためには、障害者と雇用主の個別的环境を、どれだけ公平かつ妥当性をもって考慮にいれ合理的配慮を形成していくか、つまりは徹底した個別化が一つの重要な鍵となっている。抽象度の高い定義を基礎とすることで、合理的配慮においては「何が合理的配慮なのか」という定義づけよりもむしろ、「どのように合理性を確認するか」というプロセスが重要となるのである。

なお、障害者権利条約における合理的配慮の記述は、労働場面に限定されたものではなく、生活におけるあらゆる範囲に適用可能性を拡大したものとなっている。しかし、そもそもこの概念はADA法によって労働場面における規

定として出発したものであり、これまでの世界各国の運用の実際をみても、労働場面を基盤としたものと考えられる。その結果、就労支援サービスにおける個別化、個別性の重要性がさらに高まっている。

ここまで述べてきたような就労支援サービスにおける個別化や個別性の重視の意義を考えたとき、費用分配の方式において一つの示唆が生じる。それは、就労支援の領域において質のよいサービスを提供するためには、一括委託型の費用分配の方が望ましいのではないかというものである。

サービスの実践において個別性を確保していくためには、行動レベルでの柔軟な枠組みを必要とする。個々のサービス受給者の状況に応じた対応をするためには、事前に想定された型にはまった行動だけでは、対処できない可能性があるからだ。さらに、QOLの概念を含めたサービス受給者の主観的価値は、画一的な指標では測れない多様な個人の価値をサービスにも反映させることを要求する。そこにもまた、支援の柔軟性が求められる状況が生まれる。

しかしながら単位報酬型の制度では、そのような柔軟な支援をサービス量として評価し、分配される額に転換することが難しい。部分的に一括委託型の要素をもつ包括払いであれば、いくらかの問題の解消につながる可能性はあるが、現在の包括払いも基本的に一日単位を基準としていることを考えれば、やはり、厳密な意味での個別化を図ることは難しいといえる。

5. I P Sモデルを通じた検証

ここまで社会サービス供給における二つの方式の違いを説明し、また同じく社会サービスおよび就労支援サービス

における個別化の重要性を指摘してきた。さらにこの個別化と支援の多様化から、一括委託型のサービス供給システムの有効可能性を述べた。

ここで最後に、実際の就労支援サービスの状況をもとに、一括委託型システムの有効性について、今一度確認していきたい。

5-1-1. IPSモデルの特徴

本節で検証の材料となるのは、就労支援サービスのなかでもIPS (Individual Placement and Support) モデルといわれるサービスである。

IPSモデルとは援助付き雇用の一形態で、特に重度の知的障害や精神障害をもつ者への就労支援モデルにおけるEBPとして、アメリカにおいて実証され活用され、現在欧米を中心とした世界各国で取り組まれているモデルである。このモデルを用いた就労支援サービスは、従来のデイケア型あるいは訓練施設型の就労支援サービスにくらべ、就労率、就労の継続期間、給与等において優れた結果となることが、アメリカを中心とした多くのRCTなどにより証明されている。わが国では、政府の主導などによる積極的な導入はないが、一部の就労支援サービス提供事業者がこのモデルを取り入れた実践を行っている (Becker & Drake 2003)。

IPSモデルの特徴の一つが、就労前訓練の否定である。具体的な職業や就業場所、環境が不確定な状態で行う訓練にはその効果がないとし、まずは仕事に就くことから始める。そして就職したうえで、そこで実際に求められる支援を提供していくのである。

またこのモデルでは、徹底したアセスメントと職場マッチングにより、援助対象者個人の興味関心に忠実に基づいた職探しを行うことを原則としている。この興味関心とは、もちろん純粋な意味での個人の趣味嗜好に基づいたものでもよいし、給与や雇用条件などに対するものでもよい。ここでは、ありとあらゆる職業の可能性が考慮され、よくわが国でみられるような「障害者が就きやすい職業」といった一般的概念は排除される。

さらにこのIPSモデルにみられる特徴の一つが、生活支援との密な連携である。就労支援としてのIPSモデルは、それ自体は独立したものであるが、一方で日常生活の支援のためのサービス提供者と緊密な連携を取り、時に帯同して動く。そして、援助付き雇用として素地をもつIPSの支援は、当然のことながら援助対象者の職場内での支援が多く行われるが、それはいわゆる作業指導のみならず、職場の管理者や同僚への助言や援助対象者との関係調整から、休日の取り方や昇進についての相談など多岐に渡る。

このような業務を実行していく結果、IPSモデルの支援では事業者はミーティングのための事務所のほかは大きな設備などを要せず、職員も日中の多くの時間を外での活動に費やすことが多い。従来からみられる障害者向け社会サービスのように、一つの施設に当事者たちが集まり、決まった時間を同じことをして過ごすような風景はここにはない。IPSでは、そのコミュニティに根差した関係性も重要となるため、それを構築し維持するためにも職員は施設の中にとどまっていることはできない。

また、IPSモデルの大きな特徴の最後の一つが、支援期間を定めないということである。これは、支援がただ延々と継続するというのではなく、最初から期間を設けることをしないという意味である。どの程度の期間の支援を必要とするかは、個人の状況によってさまざまで、また途中で変化する可能性もある。その前提に立ち、最初から

サービス期間を限定することなく、支援が必要なくなるまで継続するというのが原則となっている。

5-2. Sussex 地域（イギリス）におけるIPS実践の例

次に、実際のIPSの実施例をみながら、費用分配方式との関係をみていく。なお、今回は科学研究費補助金による研究計画の一環として、IPSの実施に関するインタビュー調査を実施機関およびその支援団体、関係者等に対して行った。調査は最終的に国際比較を目的としたものであり、今後ほかの国での調査が終了後に詳細な報告がなされる予定であるが、ここではそのうちイギリスで行われた調査の結果を抽出して記述している。また調査の手続きの關係上、一部を除きインタビュー対象者の個人名および機関の固有名詞を匿名化している。

イギリスにおける政府の諮問機関として役割を担うCentre for Mental HealthにおいてIPSのスタッフ養成と全国への普及のための研究活動などを行っているGeoff Shepherd 上席顧問によれば、イギリスでは政府の方針としてIPSの実施が推奨されている。しかしながら、実施は各地域を管轄するNHS（国民保健サービス）に任されている。そのため、すべての地域で公的なサービスとしてIPSが実施されているわけではない。

また実際の事業の実施は、NHS自身によって行われる場合もあるし、NPOなどの外部機関に委託している場合もあるが、いずれの場合も年間の予算総額を定めるもので、一回ずつの支援の単価などを設定する例はなく、概ね一括委託型を採用していると考えることができる。

今回、インタビューを行った機関（以下、A機関）はWest Sussex 地域を中心に活動するNPO団体であり、その対象は「社会的に脆弱な人々（vulnerable people）」とされているが、実際にはメンタルヘルスの課題や知的障害を抱

える人々が中心となっている。A機関では行政からの委託事業を含めたさまざまな支援事業を展開し、その一つとしてIPS事業の実施を当該地域の管轄NHSから委託を受けて行っている。委託はいくつかの申請団体のなかからの選出によるものであり、委託期間は三年間、インタビュー時点で二期目の二年目であった。

事業管理者の話によれば、IPS事業体制は管理者とチームリーダー、Employment Specialist (ES) と呼ばれる実際の援助スタッフによって構成されており、管理者とチームリーダーは主に事務所にいるが、ESは常に生活支援チームと帯同し、A機関内にはオフィスや専用のデスクも持たない。

まず管理者の責務は、事業の円滑な運営と、次期の契約に向けた準備とスタッフの管理である。管理者にとつての経営上の懸案事項は、再度NHSとの契約を取り事業を継続させるために数値、つまり就職者の数としての成果を残すことであるが、現在の財政面についての課題は特にないとする。というのも、運営資金は、利用者数やサービス提供の増減などによって変動することはなく、その資金は潜在的な利用者数とそれに見合った人員を基にNPO自身が申請（入札）した額に基づいているためである。

それに対してESの側では、定められた勤務時間内で、週一回のミーティング以外は各自がそれぞれの担当ケースの状況に応じてスケジュールを組み、自由に動いている。一人のESは概ね二〇人弱のケースを担当しているが、ケースによって支援の頻度、場所、時間、方法などは常に変化する。各ケースの経過は記録する必要があるが、誰に何回、何時間といったような量を意識することはないと答える。状態が安定し、集中的な支援の必要がなければ月に一度の連絡のみの対象者もいれば、毎日のように会う場合もある。またIPSでは対象者や関係者とのコミュニケーションが重要となるため、メールや電話でのこまめなやりとりが常にある。特定のサービス受給者やその関係者との

連絡だけでなく、潜在的なサービス利用のために、日常から地域の雇用主や関係機関との関係づくりも欠かせないという。そのため、むしろ場所や時間、方法などで「ここからここまでが援助」というふうに業務を部分に区切ることは難しいとする。

しかし、A機関は一括委託型により事業費用を確保しているため、個々のサービス受給者に提供したサービス量や、業務の内容に偏りがあっても、それが事業の運営に財政的な影響を与えることはない。またメールや電話などの連絡業務は、不可欠な業務であると同時に、単位報酬型の場合にはカウントされない付随的な業務となる場合が多い。しかしここではその線引きをする必要性自体がなく、各担当ケースに応じて「必要なことをする」という原則のみに貫かれている。

ここで一つ疑問になるのは、利用者やサービスの増減によって事業費用が影響を受けないことは、管理者にとって是有難いことだが、その状況でサービスへのニーズが増大した場合、それは現場スタッフであるESが、規定外の勤務で対応するというしわ寄せを受けることになるのではないかという懸念である。あるいは、三年の時限事業であることが、十分な成果が出せないスタッフに対する過度な重圧となることはないのかという点である。

しかしこの点について契約事務に関する管理者は、次のように答える。IPSモデルはその効果が実証された支援モデルであり、先述のようなESの自由な活動の保障や二〇人弱という担当数も、効果が保障されるための条件のうちに入る。つまり、ESの負担を強めても成果が伸びることはないし、管理者いわく、実際に成果が出ていないESの状況をみると、IPSの原則とそれに基づいた活動が行われていないのだという。現在の委託費は、最善のサービス提供のための体制を前提としたうえで、地域内のニーズ量を試算して出された委託費であり、仮にその体制で対応

しきれないほどのサービス要請があった場合には、そのニーズ量の試算に誤りがあるのであり、次回の委託契約の更新の際により妥当な予算額を提示する根拠となるものだという。

そのほか、A機関独自の全く異なる運営基盤をもつ生活支援サービスとの連携も行われている。そもそもIPSは生活支援サービスとは独立しつつ連携を取るという位置づけを原則とするモデルであるが、事業としては独立しつつも、同じNPOや法人内でその双方を運営している場合も少なくない。しかしながらA機関の場合、NHSが運営する生活支援サービスとの連携を行っており、ESは通常、そちらの事務所を拠点に活動している。この場合でも、細分化された業務それぞれに単価が割り当てられているような場合、異なる機関で協働される部分についての振り分けが課題となる場合があるが、A機関もNHSの生活支援サービスもそのような単価報酬型を採っていないため、個別の業務と協働の業務といった線引きをする必要自体が実務上で生じないとのことだった。

このように、徹底した個別化を基盤とするIPSモデルでは、実際の業務上の融通性が確保されることが、モデルの実証された効果を引き出すために非常に重要なものとなってくる。

5-3. IPS実施における課題

イギリスでのIPSの展開には、財政的な側面においても課題がないわけではない。本節冒頭でふれたように、現在イギリスでは実際にIPSを行うかどうかは各地域のNHSの判断に委ねられている。なぜならば、政府は確かにIPSを推奨しているが、そのための財源の提供はしていないからである。

IPSを実施することを決めたNHSは、政府から割り当てられる全体の予算のなかから、IPS事業に充当する

予算を用意しなければならぬ。Shepherd氏によれば、それは分配された予算のなかでIPSの事業を行うために別の事業を取り止める判断を同時にしなければならぬことを意味する。その場合の別の事業とは、多くの場合でこれまで行われてきた従来型の就労支援サービスであり、当然、その従事者やサービス受給者からの反発が起こる。NHSSでは、それらの課題を克服しなければならぬことがIPSの実施の障壁となっている。

また、そのような財源の課題をもっているため、IPSが実施されることが選択されても、その資源が潤沢に用意されるかといえば、必ずしもそうではない。そのため業務の委託は、しばしば入札方式によって行われ、実施事業体（NPOなど）からすれば事業継続の確保が難しい場合もある（ただし、実施事業側もIPS事業単独で運営されているような場合はほとんどなく、そのほかの事業によって事業体そのものは維持されている場合が多い）。

さらに、より安価な事業実施ができる事業体選ばれても、それが質も同時に担保しているかを確認することも容易ではない。Shepherd氏は、しかしながら、数年単位の更新とその際に費用の額だけでなく実績と実証性を問うことで、この問題に対応していると答える。またShepherd氏が所属するCentre for Mental Healthと、このセンターが主導して構築されたIPS Centre of Excellence Programmeというネットワーク機構によって、IPSを実施する事業所への技術支援などを行い、質の担保とさらなる発展を目指している。

6. むすびにかえて

現在、社会サービスの実践において個別化の重要性がさらに強調されるようになってきている。障害者の就労支援サービスは、その中でも特に個別性の重視が求められる領域だといえる。IPSは一つのモデルとしての例に過ぎないも

のでもあるが、一方で、IPSと同様の理念に基づいた支援モデルの効果が認められ、就労支援サービスにおける主流になるうとしている。

また、IPSによる就労支援サービスは、それ以前の支援方法と比べて経済的にも効率性が指摘されている(Becker & Drake 2003)。この点については、まだ日本での実証はされていない。しかし、個別化を進めるための条件として実務に柔軟性が与えられることにより、実践の従事者がより効率的に業務を体系化できることがその一因であると考えられる。そうであるならば、個別化を志向するサービスモデルは、現在のわが国の福祉政策全体に通じてみられる経済的課題に対しても効果的に機能する可能性が示唆される。

しかしながら、公的にそのようなサービスを供給するための土台である制度、政策においては、サービスの質とそれを裏付ける条件、実務上の特性が十分に考慮に入れているとは言い難い状況がある。特にわが国では、ジョブコーチ事業の一部や総合支援法における就労支援サービスにおいても、単価報酬型のシステムが採られている。しかし、イギリスでのIPSを通じた個別化の実践の例をみても、単価報酬型システムの中で十分な個別化を担保したサービス提供が行われるかについては疑問が残る。

個別化は、やはり現代の社会サービスにおいて不可欠な要素である。QOLの観点からサービスへの満足度と、ひいては生活への満足度を向上させ、サービスの量ではなく質によつて人々の生活をより豊かなものへと導く可能性をもっている。行政の責任放棄の手段になつては問題だが、現在の厳しい国家財政の状況と一方で社会サービスのニーズの増大という課題を考えれば、個別化の手法を用いてニーズの充足のあり方を変化させることは、この課題の重要な解決策となりうるかもしれない。

〈注〉

- (1) 科学研究費補助金若手 (B) : 『日本型IPSモデルによる就労支援…理論基盤の獲得と制度化実現のための調査研究』による。
- (2) ジョブコーチ事業には、各都道府県に設置される障害者職業センターが行う「配置型」と、社会福祉法人等が有資格者を配して行う「第一号」、および一般企業内で要件を満たした従業員が行う「第二号」がある(山村二〇一一)。
- (3) ただし、完全に単価報酬型ではなく一部で事務費や経費についての一括払いを含む。その場合、一括部分については事業種別と事業規模等によって決定される場合が多い。
- (4) 『日経ヘルスケア二二』(一七八)「ついに始まった民間病院のDPC―試行病院の収入は数%アップ 赤字要因は合併症と救急(特集)〇四年診療報酬改定インパクトを徹底検証―DPC病院の拡大、亜急性期入管の新設…様変わりする医療経営の現場」二〇〇四年八月掲載より。
- (5) 実際には医師の診断書(意見書)やなぜそれが必要なかの説明などを踏まえて、担当者による認定が必要となるが、そのような使用を原則的に禁止はしていない。

〈参考文献〉

- Becker, d. R. and Drake, R. E. (2003) *A Working Life for People with Severe Mental Illness*. Oxford University Press. (大島 巖・松為信雄・伊藤順一郎監訳(二〇〇四)『精神障害をもつ人たちのワーキングライフ IPS―チームアプローチに基づく援助付き雇用ガイド』金剛出版)。
- Jones, K., Forder, J., Caiels, J., Welch, E., Glendinning, C. and Windle, K. (2013) *Personalization in the health care system: do personal health budgets have an impact on outcomes and cost?* Journal of Health Services Research & Policy. 18 (2), p59-67.

長瀬修・東俊裕・川島聡編、二〇〇八、『障害者の権利条約と日本概要と展望』生活書院。

岡部耕典（二〇〇六）『障害者自立支援法とケアの自律——パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店。

坂本毅啓（二〇〇九）「介護職員確保のための介護報酬改定とその前提条件」『大阪健康福祉短期大学紀要』大阪健康福祉短期大学、八、七七―九二。

関川芳孝、一九九九、「第七章 障害をもつ人に対する雇用平等の理念」荒木兵一郎・中野善達・安藤丈弘編『講座 障害をもつ人の人権—社会参加と機会の平等』有斐閣…一六八―一九五。

山村りつ、二〇一一、『精神障害者のための効果的労務支援モデルと制度—モデルに基づく制度のあり方—』ミネルヴァ書房。

広告会社の事業ドメインの変化予測について

湯 浅 正 敏

I. はじめに

広告の起源は、諸説あるが今日残されている世界最古の広告は、紀元前 1000 年古代エジプト首都テーベの町に貼られた「ちらし広告」であるといわれている。これは、葦の繊維でつくられたパピルス紙に書かれたもので、内容は、織物師の店から逃げ出した奴隷を連れ戻すお尋ね広告であった。

その後広告が産業として発展していく契機となるのは、グーテンベルグの印刷機の発明を待つことになる。金属活字によって印刷された最初の活字本は聖書で、活版印刷は、本の出版のみならず、新聞の印刷をも促していった。17 世紀初頭には、ドイツ、フランス、イギリスで新聞が相次いで発刊された。また、新聞という定期刊行物、印刷媒体の隆盛によって広告代理店も登場することになる。1610 年イギリスで最初の広告代理店が誕生し、1612 年フランスでも広告代理店「コックドール」が創設された。1645 年 1 月 15 日号『The Weekly Account』誌で初めて広告欄の見出しに Several Advertisement という広告の用語⁽¹⁾が使われた。

このように近代の広告は、新聞、雑誌といった印刷媒体によって産業化し、その後ラジオ、テレビの電波媒体が加わり、マスメディアの普及により更に発展してゆくことになる。

広告産業は、日本でも経済成長、マスメディアの発展、広告の社会への浸透が相まって、大衆消費社会を形成し発展していった産業である。

しかし、今日先進諸国を見る限りでは、インターネットやモバイルメディアの普及によるメディア・コミュニケーションの多様化、かつてのような市場拡大が見込めない成熟市場等の影響を受け、マスメディアの広告媒体力は低下し、広告そのものの機能、影響力が岐路に立たされてきている。

ここで、2014年2月に発表された「2013年の日本の広告費」(電通)をみると、総広告費は5兆9,762億円(前年比101.4%)で、マスコミ四媒体広告費は3兆2,995億円(同100.1%)とかなり微増となっているが、テレビを除く3媒体全て前年比を割っている。また、総広告費に占めるマスコミ四媒体のシェアを見る限りでは、2013年では、47.2%、それに対して2005年の数字では、54.8%であり、明らかにマスコミ四媒体のシェアは、2005年を契機に50%を切り、低下傾向に歯止めが効かなくなっている。さらにマスコミ四媒体の内訳について、2005年の広告費および構成比を比較すると、さらに事態は深刻である。

2013年 テレビ(17,913億円、30.0%)、新聞(6,170億円、10.3%)、雑誌(2,499億円、4.2%)、ラジオ(1,243億円、2.1%)

計 27,825 億円、46.6%

2005年 テレビ(20,411億円、29.9%)、新聞(10,377億円、15.2%)、雑誌(4,842億円、7%)、ラジオ(1,778億円、2.6%)

計 37,408 億円、54.7%

上記の通り、マスコミ4媒体の広告費は、2005年と比べて1兆円強数字が減っており、構成比も8%強下げた。特に新聞、雑誌の落ち込みは厳しい状況にある。

一方インターネット広告の方は、9,381億円と1兆円に近づいてテレビ媒体に次ぐ広告費に成長してきている。明らかに既存媒体、取り分け印刷媒体からインターネットへ広告配分がシフトしてきている。

このようにみるとマスコミ4媒体からインターネットへの広告費配分のシフトは、広告会社の事業ドメインを見直さざるを得ない段階に

至っている。

一般に事業ドメインとは、企業が市場および経営環境の中で適切と考えられる「事業領域」を選択することであり、事業ドメインの選定、つまりドメインを定義する際の要件として、金井（2006）は①適度な広がりを持ち、②将来の方向を視野に入れたものであり、③それとの関連で自社が形成すべき中核となる能力を規定し、④企業内外の人々の共感を得られる納得性を有することが重要なポイントであると指摘している⁽²⁾。

また、事業ドメインの選定に当たって、良く引き合いに出されるのはレビット（1962）のマーケティング近視眼⁽³⁾が挙げられる。彼の指摘によると、事業ドメインを狭く捉えると、事業の成長可能性を自ら摘む結果になりかねないと説いている。例えば米国の鉄道会社は、自らの事業を「鉄道事業」と狭い視野、つまり近視眼的に事業を見て、「輸送事業」と捉えていなかった。利用者は、鉄道に乗ることが目的ではなく、あくまでも輸送手段の一つで、そのため目的地へ行くための鉄道以外の代替手段、飛行機、バス、自動車が普及することによって鉄道会社は衰退の道を辿って行った。つまり、目的と手段をはき違えることなく、顧客が本当に求めているのは何かを的確に把握することが事業ドメイン選択では重要となる。

広告会社を取り巻く環境は、①市場・マーケティング、②メディア、③生活者の3つの側面で捉えてみた場合、それぞれ構造的な変化を起こしている⁽⁴⁾。このような状況下で今後広告会社が成長していくためには、変化に対応した事業ドメインの再定義を行う必要が出てきている。

そこで、本稿では歴史的にみた広告会社の事業ドメインの変遷を広告会社1.0から広告会社2.0と捉え、さらに将来の方向性、広告会社3.0について論述するものである。

II. 広告代理業の起こりと近代化

(1) 広告会社の起こり

広告会社の起こりは、日米とも新聞社の広告スペースを販売する、いわばスペースブローカーとして、媒体社に軸足をおいた広告代理業から始まった。

広告会社は米国で発展したわけであるが、1841年ボニー・パーマーがフィラデルフィアに、翌年ジョン・フーパーがニューヨークにそれぞれ媒体セールスを主な業務とする広告代理業を創設した。パーマーは、広告を入れることによって、媒体社から手数料（コミッション）を得るという今日の広告会社の報酬制度の原型を作った。また、その後ジョージ・ローウェルがボストンに興した代理業では、ローカル新聞の広告スペースを大量に買い上げ、それを広告主に切り売りする、広告卸業を行うようになった。媒体社から予め広告スペースやタイムを購入することを「買い切り」と呼んでいるが、その先駆けといえる。

そして、今日の広告会社の職種、機能の原型が生まれたのは、1869年エアー親子によって、フィラデルフィアに創設された「N. W. エアー・アンド・サン社」からである。

エアーは、媒体社から広告主に軸足をおいた代理業を目指し、今日の広告会社の手数料率の基準（15%⁽⁵⁾）を確立し、媒体セールスのみならず、広告キャンペーン用の資料作成、市場調査など企業のマーケティング活動のサポートも行うようになった。

1864年には、今日メガ・エージェンシー WPP 傘下のアドバタイジング・エージェンシーである、「J. ウォルター・トンプソン社」も創業され、米国の広告代理業は、媒体社から広告主の代理業へと脱皮して発展していった。

一方、日本の広告代理業も、新聞社の広告スペースの販売から生まれた。明治の初めごろ、1871年1月28日（明治3年）日本最初の日刊新聞「横浜毎日新聞」が創刊され、その後明治5年「東京日日新聞」

(毎日新聞の前身)、明治7年「読売新聞」、明治12年大阪から「朝日新聞」、明治15年「時事新報」など続々と発刊された。当初新聞は、政府や政党から財政的援助を受け、政党色の強いものであったが、その後報道中心の新聞へ向かっていった。それに伴い、報道体制の強化のために、財源の確保から広告収入を増やしていった。こうした日刊新聞の発刊ラッシュの中で、1886年弘報堂、1888年廣告社（当初は毎日新聞の子会社、その後独立）が広告代理業として誕生した。新聞社から興った広告代理業が当時の商業都市、大阪とすれば、東京からは、通信社を母体として誕生した広告代理業も出てきた。

通信社は、新聞社にニュースを提供し、販売する事業であるが、通信業務は非常にコストがかさむことから、当時は広告の取次業務も行っていった。つまり、東京系の代理業は、通信業との兼営で発展していった。その代表例が今日単独世界No.1の広告会社となった電通である。

このように初期の広告会社が、新聞社や通信社の経営強化から生まれたもので、業態としても広告取次業、スペースブローカーであったが、今日の発展のきっかけとなったのは、マスメディアの普及とマーケティング機能の導入による近代化であった。米国同様、メディアバイイング機能に加えて制作機能やマーケティングリサーチ機能が加わることによって、媒体社から広告主に軸足をおいた代理業に向かっていった。

(2) 広告会社の近代化

1) ラジオ、テレビの普及、大衆消費社会の出現

新聞の広告代理業から始まった広告会社が成長していく牽引となったのが、ラジオ、テレビという電波媒体の普及であった。

米国でラジオ放送が始まったのは、第一次世界大戦後1920年に入ってからである。ラジオ放送第1号は、ウェスティングハウス社のKDKA局で、速報性を印象付けるため、開局日を大統領選開票日に充てた。佐藤(2008)は、「1922年に0.2%しかなかったラジオの世帯普

及率は、その後1925年に10%を超え、第2次世界大戦勃発時の1939年には80%に達した」と述べている。

ラジオブームが沸き起こる最中、さらに広告媒体として強力な映像メディア「テレビ」が登場することになる。米国民が最初に触れるきっかけとなったのは、1939年ニューヨークで開催されたワールドフェアにRCAがテレビジョン機器を展示したことによる。そして、1941年6月FCC（連邦通信委員会）がテレビの商業的利用を認可し、その後新規免許交付の凍結期間があったものの、テレビは娯楽として大衆消費社会に広く浸透していき、広告媒体としても急成長していった。最初に放送されたテレビCMは、WNBT局から流されたブローア時計会社の広告であった。テレビ台数の普及や放送局の増加とともに、ラジオによって生まれたネットワーク（NBC、CBS、ABC）も、1951年を境にテレビの収入はラジオを上回って行った⁽⁶⁾。

一方日本で最初にラジオ放送が始まったのは1925年2月東京放送局で、終戦後GHQのCIE（民間情報教育局）指導・監督下での放送を経て、日本初の民間ラジオ放送開局は1951年9月名古屋地区の中部日本放送からであった。中でも「ラジオ東京」の開局に尽力したのが、広告会社電通4代目社長吉田秀雄であった。

また民間ラジオ放送の開局から間もなく、2年後の1953年8月、初の民間テレビ放送「日本テレビ放送網」が開局し、追って1955年2番目の「ラジオ東京テレビ（現TBS）」、1959年「日本教育テレビ（現テレビ朝日）」と「フジテレビ」の2局、そして東京キー局最後として1964年「科学教育テレビ局（現テレビ東京）」が開局された。

テレビは日本でも国民の娯楽として急速に普及し、60年代から70年代前半の高度成長期と相まってマスメディア、強力な広告媒体に成長していった。テレビ開局前52年の総広告費が385億円、1964年（東京オリンピック開催）で3,491億円（うちテレビ1,081億円）、1975年1兆2,375億円（うちテレビ4,208億円）、1989年5兆715億円（うちテレビ1兆4,627億円）とテレビの普及なくして、広告会社の急成長はあり得な

かったに違いない⁽⁷⁾。

ちなみに2013年日本の総広告費(5兆9,762億円)のうち、約3割がテレビ広告費(1兆7,913億円)で、大手広告会社ほどテレビ広告の扱い率が高い⁽⁸⁾。

日米双方新聞、出版といった印刷メディアが広告媒体であったが、それにラジオ、テレビという電波メディアがこれに加わり、マスメディアとして成長するにつれ、媒体手数料が儲けの収入である広告会社も自ずと発展していくことになる。

2) マーケティング機能の導入、強化

今日広告会社の基本的機能の一つである、マーケティング機能の導入、強化は、広告会社の近代化、マーケティング・コミュニケーション業への脱皮を促した大きな要因である。

広告を科学的手法によって分析するマーケティングリサーチ、広告効果測定、消費者への心理学的実証アプローチなどによって、広告業界も一歩、一歩近代化の道を歩んでいった。

マーケティングリサーチは、①市場調査(マーケット・リサーチ)、②媒体接触状況調査(メディア・リサーチ)、③広告表現調査(コピー・テスト)の3つに分けられる。①の市場調査は、その商品の購入者は、どのような層で、いつどこで購買理由は何かをリサーチすることが主眼で、②のメディア・リサーチは、広告を入れる媒体のオーディエンスは、商品のターゲット層と合致しているか、③は広告のメッセージをターゲットに効果的に届けるための表現方法のチェックをそれぞれ目的に行われるものである。

広告費を支払うクライアントに対して、広告費が無駄に使われないためには、マーケティングリサーチは重要で、このような調査データはターゲットの選定、メディアプランニング、広告クリエイティブに役立てていくものである。

米国で誕生したマーケティングは、日本でも昭和30年代1956年日

本生産性本部が米国に視察団を派遣したことから、広告主、広告会社にそれを広告ビジネスに導入しようとする気運が高まった。

さらに昭和40年代には、広告管理のためのコンピュータ・モデルの開発により、広告業務がシステム化され、広告業務の科学的手法に拍車がかかった。

また、広告主の代理業として米国のAE (Account Executive) 制を職種に採用するところも出てきた。AE制とは、広告主が自社のブランドを1社の広告会社にマーケティング戦略から広告制作まで全て請け負わせるスタイルで、広告会社が広告主とAE契約をすると、同業他社のアカウントをもてない排他的なものとなる。

マーケティングの導入を契機に、広告会社は、媒体社の広告代理業から、広告主サイドに立つ代理業、そして今日の広告主の課題解決のための戦略立案パートナーへ変容していったわけである。

Ⅲ. 日米広告会社の事業ドメインの相違

広告会社の発展に寄与したのは、前述の通り、日米ともマスメディアの普及とマーケティング機能の導入、強化による。だが、両者の発展過程を比較すると、日本の広告会社は、独自の事業ドメインによって成長していったと言える。

取り分け、日米広告会社の広告取引(アカウント)上の大きな相違は、米国が1業種1社制に対して、日本の場合はいまだに1業種多社制を維持している点である。

このことが、両者の異なる発展を遂げる契機となった。

(1) 国内アカウント制約によるグローバル化

米国の広告会社は、商取引上1業種1社制を堅持する、つまり日本のように同一業種の広告主と複数アカウント契約を行わない。これによって、アカウントの数は、自ずと限られてくる。そのため、売り上げを拡大していく方向は、国内市場に限定せず、グローバル企業のグ

ローバルマーケティングの業務を積極的に請負い、海外市場の開拓を推進することになった。

このような動きは、比較的初期の頃からあり、1960年マッキン・エリクソンのトップだったマリオン・ハーパーはいち早く同社と同社傘下のマーシャック&プラットの持ち株会社としてインターパブリックカンパニーグループ（IPG）を設立した。IPGは、積極的なM&Aを行い、5年後には傘下に38の企業を買収し、71年にはニューヨーク市場に株式上場を果たした。

IPG中核のマッキン・エリクソンがかつてコカ・コーラなどグローバル企業をアカウントにもっていたこともグローバルネットワーク体制の強化に向かわせたと推測される。

IPGは、現在4大メガ・エージェンシー（Mega Agency⁽⁹⁾）の一つで、世界第4位の規模に成長し、IPG Annual Report 2012 地域別グループ売上をみると、北米54.7%、北米以外45.3%となっており、売り上げの半分近くが海外市場となっている。

欧米と比べて、日本の広告会社で世界規模の電通、博報堂でさえ海外比率は20%を超えることはない。

(2) M&Aによるフルサービス化

欧米のアドバタイジング・エージェンシーは本来マスメディアによる広告業務（ATL：above to the line）を事業領域として、広告以外のPR、SP、ダイレクトマーケティングなど（BTL：below the line）はそれぞれ専門会社が担当し、専門分化されている。広告主側からみれば、トータルなマーケティング・コミュニケーションをパートごとに別々の会社に発注しなければならない不都合が生じ、IMC（Integrated Marketing Communication⁽¹⁰⁾）という理論のもと、一つの広告会社で全てのサービスが賄える、ワンストップサービス、つまりフルサービスを提供できるエージェンシーの必要性が強まった。

そのため、広告以外のPR、SPなどの領域が統合されたマーケティ

ング・コミュニケーション (IMC) のフルサービス体制を確立するためには、個々の専門会社を M&A によって傘下に収める必要がでてきた。1980 年初頭、広告主の広告から販売促進へのシフト、手数料の見直し (15%) などの動きは、米国の広告会社にとっては脅威となり、フルサービス化への対応に圧力が加かった。

こうした状況の中で、大型 M&A が活発に繰り広げられたのが 80 年代後半である。1986 年 4 月 BBDO インターナショナル、DDB、ニードム・ハーパー・ワールドワイドの 3 社による大型合併により、新会社「オムニコム」(Omnicom) が誕生し、一時広告扱い高で電通を抜いて、No.1 となった。ところが 1 か月後英国のサーチ&サーチ社が米国のテッド・ベイツ社を吸収合併し、オムニコムを抜いて世界一の広告会社となり、目まぐるしい大型企業合併が繰り広げられた。

こうして、欧米では、一業種一社制の限界と広告主の要望を受けて、グローバルかつ IMC によるフルサービスに対応すべく、さらに複数の専門特化された個々の専門会社をバンドリング (bundling: 束ねる) した、メガ・エージェンシーと呼ばれるグループ経営が主流となっていった。

最近では 2013 年 7 月第 2 位のオムニコムグループと第 3 位のピューブリシスグループの大型合併が発表された。これが実現すれば、2013 年の数字で見ると、両者の数字は、238 億ドルで WPP グループの 172 億ドルを抜いて、第 1 位に躍り出ることになる。(図表 1 参照)

両者が組む狙いとしては、インターネット広告や新興国など成長市場への対応力を強化することが推測される。

しかし、2014 年 7 月「オムニコム・ピューブリシスグループ」の合併構想は、独占禁止法上の問題やアカウントの調整等協議すべき課題が解決されず、結果的には破談となった。

一方日本の場合は、大手広告会社は、欧米で IMC が叫ばれる以前からマスメディアによる広告のほか、PR、SP、ダイレクトマーケティング、イベントなどあらゆる業務に対応できるフルサービスを提供できる存在になっていた。また、IMC の事業領域を超えて、映画製作な

図表 1 2013 年世界の広告会社グループランキング 売上げ総利益

	COMPANY	Worldwide Revenue	U.S. Revenue
1	WPP グループ (英)	17,252	5,472
2	Omnicom グループ (米)	14,585	7,570
3	Publicis グループ (仏)	9,232	4,386
4	Interpublic グループ (米)	7,122	3,973
5	電通グループ (日)	5,782	780
6	Havas (仏)	2,353	728
7	博報堂 DY ホールディングス (日)	1,841	0
8	Alliance Data Systems (米)	1,382	1,316
9	IBM Interactive Experience (米)	1,250	599
10	MDC パートナーズ (米)	1,149	945

出所：「Advertising Age」APRIL, 28, 2014

単位 100 万ドル

どのコンテンツ領域、スポーツマーケティングビジネスなど貪欲なほど事業領域を拡大していったのが日本の広告会社であった。

日本の大手広告会社は、1980 年代には、スポーツ、文化イベント、CI (企業のロゴマークの開発など今でいうブランディング)、映画制作への関与など業務領域を拡大し、米国でもみられない、日本独自の総合広告会社として発展していく。

欧米のアドバタイジング・エージェンシーと日本の広告会社の発展過程は異なるものの、広告主のブランド・コミュニケーション上の課題に対して、あらゆるソリューションに対応する、フルサービス型の広告会社へと発展していった。

IV. 広告会社の事業ドメインの拡張

(1) 広告会社 1.0 から 2.0 へ

広告会社 1.0 は、あらゆるメディアに介在するアドバタイジング・カンパニーの段階とすると、広告会社 2.0 はあらゆるブランド・コミュニケーションに介在するブランド・ソリューション・カンパニーの段階と捉えることができる。

今日の広告会社にとって、短期的な、売り上げに直結するプロモー

ション活動より、むしろ長期的観点からブランド価値を高めていくためのブランディング活動に寄与しなくてはならず、広告も企業や商品のブランド価値に貢献する役割を強く求められている。

そもそも広告・マーケティング領域にとってブランドが注目され始めたのは、1980年代米国の不況時に登場した「ブランド・エクイティ⁽¹¹⁾」というブランドを企業資産、企業価値と位置づけた理論だった。これが契機となって、その後ブランド価値の理論面から、ブランド価値の構築（ブランド・ビルディング）といった実践面に移行し、クライアントのブランド・マネジメントが広告会社にとって、大きな役割となってくる。

そして、ブランド・マネジメントに広告会社が寄与していくためには、従来のマーケティング・コミュニケーションから、生活者とブランドとのタッチポイント（ブランド接点⁽¹²⁾）となるコミュニケーション領域までソリューションの選択肢を広げる必要が出てきた。

従来のマーケティング・コミュニケーション（MC）領域からブランド・コミュニケーション領域へ拡張することによって、広告、PR、SP、インタラクティブ・マーケティング（Direct & Interactive Marketing）、口コミマーケティング（Word of Mouth Marketing）やイベント・体験（Events & experiences）以外に、商品パッケージ、店舗の雰囲気、従業員の対応、アフターサービスなど広く及んでくる。

シュルツ（2006）は、ブランド・タッチポイントを「顧客がブランドと結び付けて考える、製品・サービスに関わるすべての顧客経験の要素」と定義している。

このように生活者とブランドとのタッチポイントをベースとした、ブランド・コミュニケーション領域のソリューションが広告会社に求められるようになってきた。

広告会社は、クライアントのコミュニケーション課題を解決する、つまりソリューションを提供することであり、そのような中では「広告」は一つの選択肢に過ぎない。

(2) 広告会社の事業ドメイン、4つの拡張領域

今日ブランド・コミュニケーション領域のソリューションによって、広告会社の事業領域は複雑多岐に亘ってきているが、広告会社の事業ドメインは、以下の4つの領域、1) エンタテインメント・コンテンツ、2) アドテクノロジー、3) 社会的課題へのソリューション、4) ブランド・ユーティリティーへ拡張されてきている。(図表3参照)

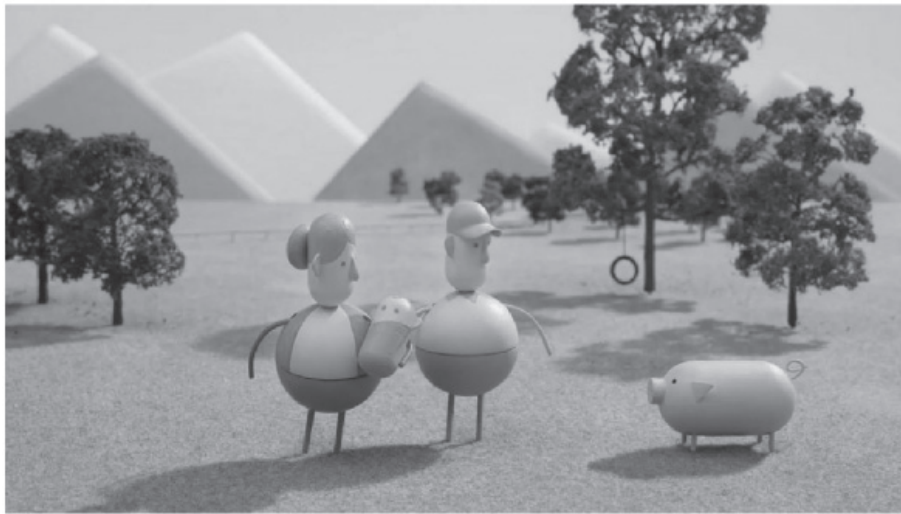
1) 広告のエンタテインメント・コンテンツ化

従来の15秒、30秒といった定型化されたテレビCMがインターネットの動画配信で時間枠の制約が取り払われたことにより、テレビというフレームからCMが解放され、映像コンテンツ化に向かい出した。BMW Films⁽¹³⁾が契機となったブランデッド・エンタテインメント・コンテンツは、映画会社(ハリウッド)やレコード会社といったエンタテインメント業界(以下エンタメ業界)との協業(コラボレーション)を生み出している。カンヌライオンズでも、2013年からブランデッド・コンテンツ&エンタテインメント部門が新設され、今日ブランデッド・コンテンツは広告形態として定着した感がある。

さらに、プロダクト・プレイスメントのようにコンテンツに商品を露出させる手法も出てきており、広告の領域は、コンテンツと広告の融合によって広がってきている。

広告業界とエンタメ業界の融合を、Madison & Vine (M&V⁽¹⁴⁾)と呼んでいるが、両者はコラボレーションと共に競合ともなっている。事実2012年2部門グランプリを獲得した米メキシカングリルチェーン店CHIPOTLE(チポトレ)のアニメーション映像制作(ストップモーションアニメ)に関しては、広告会社やクリエイティブ・エージェンシーではなく、Creative Artists Agencyというハリウッドにある映画制作の監督、脚本家、俳優を抱える大手タレント・エージェンシーが参入してきている。近年、広告クリエイティブに関心をもち、マーケティングとテクノロジーを装備したプロダクション・カンパニーの台

図表 2 CHIPOTLE のカンヌライオンズ 2012 グランプリ作品



(写真提供：東映エージェンシー)

頭によって、広告会社一辺倒だったクライアントがプロダクション・カンパニーに直でCM制作を依頼する傾向も出てきている。

2) アドテクノロジー

広告メディアが従来のアナログからインターネットによってデジタルメディアになったことにより、広告とテクノロジーが結び付き、数多くのイノベーションを起こしている。

テクノロジーを駆使した広告領域のことをアドテクノロジーと呼んでいる。アドサーバーの登場により、従来のメディアが新聞でも雑誌でもコンテンツと広告が常に一体となっているのに対して、ネット広告は、コンテンツと切り離して、自由に配信先や配信回数（インプレッション）を設定できることから、アクセスするオーディエンスごとに広告を配信することが可能となった。

また、検索を広告ビジネスに結びつけたキーワード検索連動型広告、行動ターゲティング広告⁽¹⁵⁾など高度なマッチング技術によって新しい広告形態を生み出してきた。

広告は、関心ある、情報を求めているターゲットに適確に届いて初めて効力をもたらすもので、キーワード検索連動広告は、マスメディ

アと比べて明確に広告効果が把握できることが評価され、既に定着している。また、行動ターゲティング広告も、オーディエンスが見そうな Web ページにマッチした広告を配信するのではなく、オーディエンスの行動履歴をもとに Web ページの内容いかんにかかわらず、オーディエンスをターゲットにして広告配信を可能にしたターゲティング技術のイノベーションである。

さらにアドテクノロジーの進展によって、広告取引、買い付けにもイノベーションが起こっている。

米国でリーマンショック後、IT、広告業界に多くの金融工学のエンジニアが転職して起こった DSP/RTB⁽¹⁶⁾ という広告取引のシステムが挙げられる。

これは、従来の広告枠を購入することではなく、広告の 1 配信（インプレッション）単位でオーディエンスの属性、行動履歴等から買い手側（広告主）と売り手側（媒体社）の間でリアルタイムによる自動オークションを行い、広告取引を成立させるものである。

アドテクノロジーによって、従来の「枠」を購入することからオーディエンスを特定させることによって、いわば広告取引における「枠」から「人」へのパラダイムシフトが起こっている。

このようなアドテクノロジーの進展は、広告会社のビジネスを激的に変えていこう。

3) 社会的課題へのソリューション

今日営利企業も単なる利益追求顧客志向性ではなく、環境との共生、サステナビリティ（持続的可能性）といった社会的利益を考慮せざるを得ない状況となってきた。そのため、ソーシャルマーケティングやコーズ・リレーテッド・マーケティング⁽¹⁷⁾を取り入れる企業も増えてきている。

ソーシャルマーケティングとは、消費者に対する利潤追求だけでなく、社会的課題との関わりの中で、社会的価値の追求をいかに企業価

値に結び付けていくのか、マクロな視点で企業と社会のかかわりを考慮するものである。

こうしたソーシャルマーケティングの影響によって、社会的課題へのソリューションが、ブランド・コミュニケーションのソリューションを提供する広告会社に対して求められている。ここ数年、カンヌライオンズ (Cannes Lions) の主な受賞作品を見渡してみても、環境、サステイナビリティ、社会貢献、少子高齢化、ボランティア、寄附、地域振興、資源、エネルギー問題など社会的課題へのメッセージや社会に役立つ、社会に良いこと (Social Good) など社会性志向の作品が目立つようになってきた。米国メキシカングリル・チェーン店 CHIPOTLE の Cultivate Campaign (2012年フィルム、ブランデッド・コンテンツ&エンタテインメント2部門グランプリ)、オーストリアのソーラー社の太陽光に当てないとみられない SOLAR ANNUAL REPORT (同年デザイン部門グランプリ)、メルセデス・ベンツの環境に溶け込む車 “Invisible Drive” (同年アウトドア部門グランプリ)、通信会社スターハブの視覚障害者へのアプリ開発 「Third Eye」 (2013年ダイレクト部門ゴールド他) 等枚挙にいとまがない。

かつては、広告メッセージを表現する上で、製品のベネフィット (便益)、他の製品と比べて明白な独自性、顧客を引き込むセールスポイントといった、USP (Unique Selling Proposition⁽¹⁸⁾) が有効とされていた。しかし、今日の成熟市場は、製品面、機能面ではブランドの優位性を謳う、差別化が困難となってきた。つまり、イノベティブな商品は別として大半の商品は、製品面、機能面だけでは、ブランドイメージを形成できないコモデティ化された市場にさいなまされている。

そこで、USP から脱却するために、地球環境との共生、サステイナビリティ、地域振興、社会貢献活動など社会的課題に対する企業の取り組む姿勢や活動などを企業価値に結び付け、差別化を図ろうとしている。

コトラーのマーケティング 3.0⁽¹⁹⁾ でも、消費者は、自らのニーズを

満たす製品やサービスだけでなく、精神を充足させる感動体験やライフスタイルも求めている。つまり物質的充足から精神的な充足へ向かっていると言ってよい。このように、市場の中の単なる消費者と捉えるのではなく、地球環境や社会貢献、ボランティアなど社会的な課題に対する欲求が強くなった消費者に対して、企業がミッションやビジョンや価値を積極的にメッセージとして提供する、価値主導型のマーケティングをすることが、消費者の欲求を満足させ、企業価値を高め、マーケティング活動にも好影響をもたらすと説いている。

4) ブランド・ユーティリティー

ブランド・ユーティリティーとは、ブランディングの一環として、ここでは、NIKEのFUELBANDについて取り上げたい。

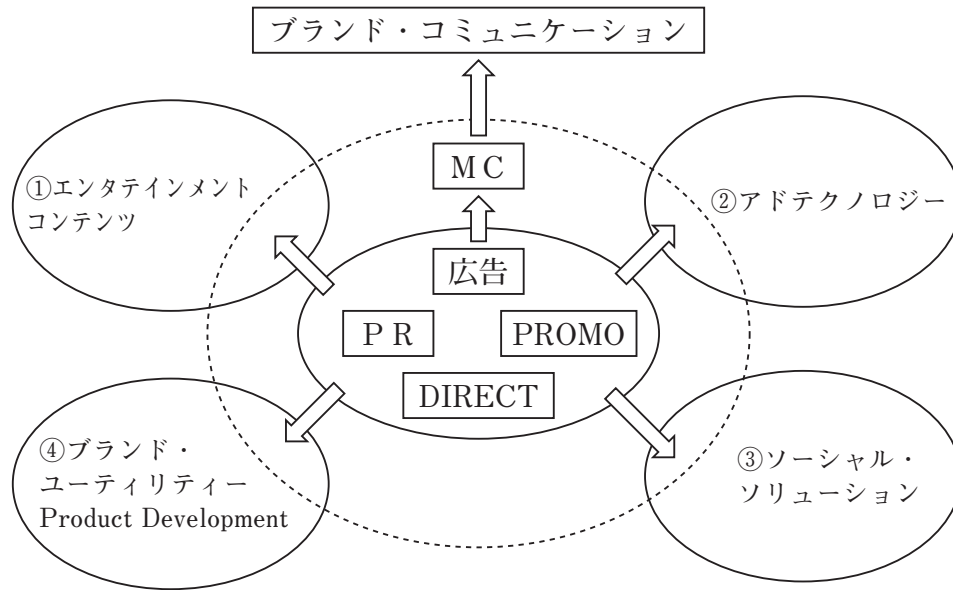
NIKE+ FUELBANDは、デジタル・エージェンシーR/GAがナイキとともに商品開発を手掛けたもので、2007年サイバー部門グランプリを獲得したNIKE+をさらに進化させたものである。

FUELBANDは、形状は、腕に装着するファッション性と機能性をもったリストバンドで、これによって、時間、カロリー、歩数と日常のさまざまな動きから活動量「NikeFuel」を測定し、記録するフィットネス・プロダクトである。時間、カロリー、歩数、新たな単位をボタン一つで、全てLEDドットマトリクスで表示させることができ、フィットネス志向の人々に魅力的なユーティリティーを与えるプロダクトである。

ブランディングは、商品のパッケージデザイン、店舗設計などで行われているが、究極のブランディングは商品そのものである。広告、ブランディングを超えて、商品開発に広告会社が踏み込むことによって、良い広告を作る段階から良い商品をともに開発する段階に向かっていく方向が現れてきた。

これはまさしく広告会社とクライアントが協働で推し進めた商品開発によって生まれたフィットネス・プロダクトである。広告会社の役

図表3 広告の拡張と4つの領域



広告会社の事業ドメインの変化予測について
(湯浅)

割は、媒体社と掛け合って広告スペースを確保し、一方では、それに見合った広告を制作するということに止まらないことを示唆したものである。

つまり、ブランド・コミュニケーション上のソリューションを提供する範囲を超えて、商品の付加価値作りに参画していくという、クライアントと広告会社との新たな関係（パートナーシップ）の萌芽が生まれている。

V. 広告会社、4つの成長戦略オプション

広告会社の成長戦略オプションを考えるに当たって、アンゾフ（1965）が提案した成長ベクトルのフレームワークで整理すると、A. 既存市場・既存製品技術の領域である「市場浸透戦略」、B. 既存市場・新製品技術の領域である「製品開発戦略」、C. 新市場・既存製品技術の領域である「市場開発戦略」、D. 新市場・新製品技術の領域である「多角化戦略」の4つに分類される。（図表3参照）

A. 「市場浸透戦略」

従来の事業領域で、その範囲内に止まっている限り、広告費のマスメディアからネット広告へのシフトといった構造的変化への抜本的対応策にはならず、持続的成長は望めない。今後さらに進展するメディア、市場の変化の中で衰退の道を辿らざるを得ない。

B. 「製品開発戦略」

ここでは、1) メディア・ニュートラルなプランニング力の開発、商品化、2) データ・クリエイティブの開発、3) デジタルテクノロジーを利用した、新しい広告ビジネスモデルの開発等が挙げられる。

1) メディア・ニュートラルなプランニング力の開発、商品化

マスメディアの媒体力が今後も低下していく中で、媒体戦略の再構築からメディア・ニュートラルな視点でのプランニング力の強化は緊急課題である。だが、これを有効に実行していくためには、現行の媒体扱い高ベースのコミッション制からフィー制⁽²⁰⁾への移行が前提となるろう。

2) 「データ・クリエイティブ」の開発

ここ数年欧米のジャーナリズム、報道現場で「データ・ジャーナリズム⁽²¹⁾」と呼ばれるデータの発掘、計量的分析とそれに基づくグラフィカルな可視化 (DATA VISUALIZATION) というイノベーションが起こっている。これはネット時代の先端テクノロジーを駆使して、膨大なデータ (ビッグデータ) を分析し、そこから得られる知見をジャーナリズム活動、調査報道に活かそうとする試みである。

一方広告の世界では、前述した通り、カンヌライオンズの受賞作品に顕著な、環境、サステナビリティ、地域ボランティア、社会貢献など社会的な課題に対するソリューションの高まりの中、広告クリエイティブにも社会性、高次のメッセージ性が反映される傾向が出てきた。

そこで、社会的課題の広告クリエイティブ上のソリューションとして、データ・ジャーナリズム手法を広告クリエイティブ分野に応用する、新たな広告表現手法「データ・クリエイティブ」の開発も待たれる。

具体的には「データ・クリエイティブ」の狙い、目的としては、Evidence based な企業広告の開発、ネット広告のインプレッション効果を高める、広告表現上のイノベーション、新たな編集タイアップ広告の促進—広告会社とジャーナリストの協働（コラボレーション）等を挙げたい。

また、「データ・クリエイティブ」は、メッセージ性をもった内容を可視化する段階にとどまらず、Web 媒体を活用することによって、双方向性、参加性をもつことが不可欠である。事実、欧米のデータ・ジャーナリズムは、Web 媒体で展開されている。また、インターネット広告にとっても、広告表現上のイノベーションが期待される。

つまり「データ・クリエイティブ」は、ネット広告の新たなイノベーションを促す、新しい着想、概念とも言えよう。

3) アドテクノロジーを利用した、新しい広告ビジネスモデルの開発

インターネットにおけるアドテクノロジーを生かして、ロングテールビジネスを成立させたグーグルのリステイニング広告や DSP/RTB のような広告ビジネスのイノベーションとなるものを生み出すことも必要となってくる。

C. 「市場開拓戦略」

景気後退などによる経済成長率の鈍化、さらに少子高齢化・人口減による国内市場の縮減から、新たな市場開発を海外市場に求めざるを得なくなってくる。いまだ広告市場としては未開拓といってもよい海外市場への本格進出のためにも、広告取引のグローバルスタンダード化は避けて通れず、1 業種 1 社制度という大きな難題も抱えている。

図表4 広告会社の成長戦略マトリックス

	既存製品技術	新製品技術
既存市場	A. 市場浸透戦略 ・国内市場でマスメディア主体の業務領域 ・国内市場・得意先開発・拡大など	B. 製品開発戦略 ・メディア・ニュートラルなプランニング技術の開発、 ・データ・クリエイティブの開発 ・デジタルテクノロジーを利用した新しいビジネスモデルの開発など
新市場	C. 市場開発戦略 ・海外市場開拓 ・新ボリューム消費市場（団塊マーケット）開拓など	D. 多角化戦略 ・広告ビジネス以外の広告周辺領域の開発による多角化 ・スポーツマーケティング、映画、アニメなどコンテンツビジネス、ブランドコンサルテーション、メディア事業など

Ansoff,H.I., (1965) *Corporate Strategy* の製品／市場拡大グリッドをもとに作成

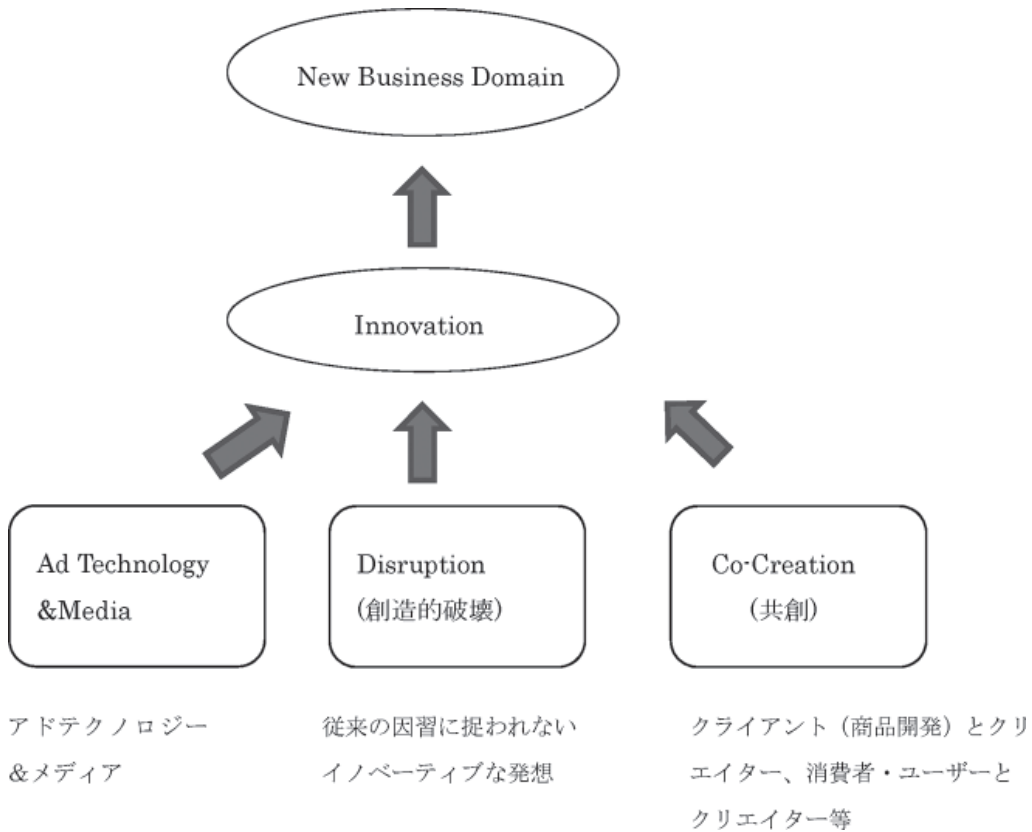
D. 「多角化戦略」

従来の広告ビジネス以外の広告周辺領域での開発による多角化で、既に日本の総合広告会社は、この事業領域では、欧米と比べて積極的に手掛けている。スポーツイベントのスポンサーシップ、スポーツマーケティング、映画製作、アニメ、ゲームなどのコンテンツビジネス、ブランドコンサルテーション、メディア事業など既に実施されている。

今後マスメディアの低下を補う意味でも、メディアコミッションベースからフィーベースへの移行は急務となってきている。

米国でも世界同時経済不況後、広告主のブランド・マネジメントのノウハウを生かして、広告会社独自のブランドやサービスを創出し、新たな収入源、ビジネスモデルを模索している。オグルビー&メイザーは、経済不況下のマーケティングのためのコンサルテーションビジネスを Web サイトで開設したり、クリスピン・ポーター&ボガスキーは、社内に広告主のブランド商品開発のための部門を立ち上げ、バーガーキングのチキンフライなどを手掛けている⁽²²⁾。米国でも広告業のあり方に変化が起こってきており、さらに日本の広告会社もフィービジネスのアイデアが求められている。

図表5 新事業ドメインの概念図



以上より、Aを除いた3つの成長戦略の中で、緊急度、重要度から判断してプライオリティをつければ、B、C、Dの順となろう。

VI. これからの広告会社の目指すもの

(1) 事業ドメインのイノベーション

今後の新事業領域の開発にとって、イノベーションは欠かせない。一般にイノベーションとは、to change (a thing) into something new—何か新しいものを取り入れ、既存のものを変えるという意味を踏まえると、旧来のしきたり、因習といった枠に捉われず、新たな価値創造を具現化することと解釈できる。

事業ドメインの開発には、3つのファクターが重要であると考えられる。

一つは、Disruption (創造的破壊⁽²³⁾) 的な発想、広告クリエイティブでは、これによって Big Idea が生み出され、同様に事業開発にも大胆

なクリエイティビティが必要で、Disruptionこそイノベーションの源泉となる。

二つ目はテクノロジー抜きに広告のイノベーションは起こらないと言っても過言ではない。但し、テクノロジー偏重を意味するものではなく、テクノロジーをクリエイティブやマーケティングにどのように活かすかが問われている。今後もインターネットによるアドテクノロジーはさらに進展して行こう。

三つ目は、イノベーションを生み出すためには、様々な関係のCo-Creation（共創）も必要になってくる。ソーシャルメディアによってつながった消費者（ユーザー）の集合知とクリエイターの専門知、クライアント（商品開発者や技術者）と広告会社（クリエイター、マーケッター）の融合知など新たなイノベーションを生み出すきっかけとなってくる。

一般にイノベーションという革新的な発想は、異分野の掛け合わせ、融合領域から起こってくる。その意味では、企業においても、内外問わず、異分野による人材の融合は不可欠となってくる。

(2) 脱広告 (Beyond advertising)、広告会社 3.0 へ

広告会社 1.0 は、あらゆるメディアに介在するアドバタイジング・カンパニーの段階で、現在は広告会社 2.0 あらゆるブランド・コミュニケーションに介在するブランド・ソリューション・カンパニーの段階に移行してきている。

そして、さらに広告会社 3.0 は、あらゆるビジネス（商品、サービス）開発に介在するビジネス・ソリューション・カンパニーの段階に向かおうとしている。

カンヌライオンズという国際クリエイティビティ祭は、将来の広告、広告会社の業務を占う、大きな実験場と言われているが、2年間に亘たる視察で強く感じたのは、脱広告 (Beyond advertising) の兆候である。前述したデジタル・エージェンシー R/GA がナイキとともに商品開発を手掛けた業務は、新たなクライアントとのパートナーシップの構築

とみることができる。定型化された広告スタイルという固定観念から脱却する Beyond advertising は、新たな広告の可能性を引き出すものと言える。

このような広告の変化は、広告会社の業態にも影響していくもので、メディアコミッションベースの日本の大手広告会社においても、将来あらゆるビジネス（商品、サービス）開発に介在するビジネス・ソリューション・カンパニー、広告会社 3.0 へ脱皮していくとも限らない。

広告会社とクライアントの関係は、ブランディング以上に経営課題に踏み込んだものへと深化、発展していこう。

VII. 結びに

欧米のアドバタイジング・エージェンシーと日本の広告会社の発展過程は異なるものの、今日では、広告主のブランド・コミュニケーション上の課題に対して、あらゆるソリューションを提供できる（フルサービス）広告会社に発展していった。

あらゆるメディアに介在するアドバタイジング・カンパニー（広告会社 1.0）から、あらゆるブランド・コミュニケーションに介在するブランド・ソリューション・カンパニー（広告会社 2.0）そして、さらに、あらゆるビジネス（商品、サービス）開発に介在するビジネス・ソリューション・カンパニー（広告会社 3.0）に向かうとしており、脱広告の変化（Beyond advertising）はその兆候を示唆している。

広告を取り巻くメディア、市場、生活者が大きく変化している中で、広告業界に限ったことではないが、弛まぬイノベーションを持って取り組む姿勢が将来の発展につながるものと確信する。

広告会社 3.0 のあるべき姿については、今後さらに研究を進めていく所存である。

謝辞 論文執筆に際して、カンヌ受賞作品の写真をご提供頂いた東映エージェンシー国際部石田真部長、伊藤宅磨氏に感謝を申し上げます

たい。

最後に、本稿は、24年度特別研究員期間における研究課題「広告産業の変遷と成長戦略」の成果物として執筆したものである。

脚注)

- (1) 日本で最初に「広告」ということばが継続的に使われたのは、『横浜毎日新聞』（創刊1870年）の1872年4月14日付合から掲載された広告欄と言われている。
- (2) 大滝精一他（2006）『経営戦略 論理性・創造性・社会性の追求』有斐閣。36—37頁
- (3) セオドア・レビットの *Innovation in Marketing*（邦訳『マーケティングの革新』ダイヤモンド社1983年）の中で事業を狭く定義することのリスクを「マーケティング近視眼」と言っている。一方事業の定義を広く捉えすぎること「マーケティング遠視眼」とも言う。
- (4) 湯淺正敏（2011）『広告をキャリアにする人の超入門』三和書籍。218—224頁
- (5) 1841年パーマーがフィラデルフィアで行なった新聞広告の代理業では、広告主の支払い総額の25%を手数料として新聞社から受け取っていた。これが今日の手数料制度（コミッション）の始まりである。その後1869年同地区に「N.W.Ayer & Son社を開設したN.W.Ayerは、広告主の代理業を目指し、媒体から低料率でスペースを獲得し、広告主には15%の手数料を加算した。これは今日の代理業の報酬制度の基盤となった。清水（2007）「広告の理論と戦略」38—39頁。一方日本では1941年改正価格統制令を契機に広告代理業の手数料の適正化によって15%のコミッションが確立していった。詳細は、『電通100年史』136頁参照。
- (6) 春山行夫（1981）『西洋広告文化史 [下]』講談社。367頁
- (7) 電通消費者研究センター編（2004）『DENTSU 広告景気年表 1945—2003』電通。161頁、271頁、411頁
- (8) 2005年11月公正取引委員会から発表された「広告業界の取引実態に関する調査報告書」をみると、テレビのプライムタイム（19～23時）における番組CM枠の取り扱い状況では、電通が49.8%と圧倒的なシェアを持ち、博報堂DYメディアパートナーズが22.0%、アサツーディ・ケイ（ADK）が10.3%と続き、上位3社で82.1%を占めている。また、広告費では、テレビ広告費全体のうち、3社のシェアは、電通37.0%、博報堂DY19.3%、ADK9.0%併せて65.2%にもなる。
- (9) Omnicomグループ（本社N.Y.）は、BBDOワールドワイド、DDB

ワールドワイド、TBWA ワールドワイド、WPP グループ (本社 London) は、グレイ・ワールドワイド、JWT、オグルビー&メイザー、ヤング&ルビカム、Interpublic グループ (本社 N.Y.) は、マッキン・エリクソン、ドラフト FCB、ロウ、ピュブリスグループ (本社 Paris) は、レオ・バーネット、サーチ&サーチ、ピュブリスと、それぞれ傘下に有力なグローバル・アドエージェンシーをもち、これらを4大メガ・エージェンシーと呼んでいる。

- (10) IMC は、1980 年代後半に米国で提唱された理論で、本来米国のアドエージェンシーは、マスメディアの広告業務に限定され、セールスプロモーション (SP) や PR 業務などは専門のエージェンシーが行なう分業体制だった。そのため、別々に分かれていた業務を統合化して、シナジー効果を期待する広告主に応えるために IMC が推進された。今日では、メディアの多様化、ネットコミュニケーションの台頭、消費者のブランド・タッチポイントなどコミュニケーションチャネルも複雑化しており、それに伴い IMC も進化している。
- (11) David.A.Aaker が提唱した、ブランドを無形資産・価値とみなす概念で、ブランド認知、ブランド知覚、ブランド連想、ブランド・ロイヤルティ、その他 (特許権等) の資産から構成される。
- (12) ブランド・タッチポイントを「顧客がブランドと結びつけて考える、製品・サービスに関わるすべての顧客経験の要素」と定義する。シュルツ『IMC The Next Generation』129—131 頁より引用。購買前体験 (ウェブサイト、広告、パンフレットなど)、購買体験 (購買時点の POP など、販売員、店頭デモンストレーションなど) 購買後体験 (顧客サービス、販売後のサポート、製品の品質など) と3つに分け、タッチポイントによって、ブランド管理していく。タッチポイントと同様の意味でコンタクト・ポイントという用語を使う学者もいる。
- (13) 7 分前後のショート・フィルムをシリーズ (5 回) で流し、注目を集めた作品である。シリーズごとに監督を変え、ジョン・フランケイハイマーやガイ・リッチーなどの有名監督を起用し、全シリーズにクライブオーエンという俳優、またミッキーロックやマドンナなど共演者も豪華に取り揃えた。
- (14) Madison Avenue はかつて広告業界が集まっていたことから広告業界を、Vine Street はハリウッドの映画スタジオ、レコード会社などのエンタテインメント業界をそれぞれ象徴し、ブランデッド・コンテンツの開発を目的に両者のコラボレーション、接近を M&V と呼ぶ。
- (15) 行動ターゲティング広告は、ある一定期間にネット利用者のウェブサイトの行動履歴 (例えばキャンプ用品のサイトを頻りに閲覧) を分析し、それにマッチした広告 (キャンプ用品) を他のサイト (ニュースサイトなど) を閲覧している時でも配信するもので、潜在的見込み客にアプローチ

- できる利点がある。
- (16) DSP (Demand side Platform) は広告を買う側のプラットフォームで、SSP (Supply Side Platform) は、媒体社が使うプラットフォーム。アドテクノロジーによって、入札、応札の広告オークションが RTB (Real Time Bidding) 瞬時に取引ができるようになった。
- (17) コーズ・リレーテッド・マーケティング (Cause-Related Marketing) は、顧客が製品、サービス、アイデアの購買行動を起こしたとき、発生する支払金額の一定の割合を定められた目的のために寄付行為を通じて社会に貢献するマーケティング活動である。1983年アメリカンエクスプレスが最初にこの概念を提唱し、旅行関連サービス部門が Cause-Related Marketing の用語を著作権登録している。
- (18) 米国広告会社テッド・ベイツ社の会長のロッサー・リーブスが1950年代に提唱し、広告界に大きな影響を与えた主張。「当該商品にしかない長所を生かした、販売上の提案」電通広告辞典 659頁参照。
- (19) マーケティング 1.0 は、製品中心のマーケティング、マーケティング 2.0 は、消費者中心のマーケティングで、マーケティング 3.0、価値主導のマーケティングへ向かっている。
- (20) 広告会社の報酬制度で、媒体扱い高ベースのコミッション方式に対して、媒体料金の多寡に影響されず、広告会社が担当する広告主の業務に関わるコストをベースに支払われるもフィー方式と呼ぶ。既に欧米では、コミッションよりフィー方式が主流である。また、ブランディング・コンサルティングやコンテンツビジネスのような媒体の扱いにからまない業務全般をフィービジネスと呼び、マスメディアの低下によってフィービジネスの開発が大きな課題となっている。
- (21) データ・ジャーナリズムは、欧米のメディア、英ガーディアン紙、ニューヨーク・タイムズ紙など報道の現場で起こっているもので、2006年から例年伊ペルージャで開催される国際ジャーナリズム大会では関連セミナーが関心を集めている。
- (22) 楓セビル (2009.3) 「新米国広告事情 広告業の在り方に変化」『電通報』No.4636 を参考とした。
- (23) Disrupion (創造的破壊) は、TBMA のメソッドで、打破すべき因習や既存概念を破壊し、ブランドに新しい成長をもたらす創造的なアイデアを生む出すことを意図するものである。

参考文献

- 大滝精一他 (2006) 『経営戦略 論理性・創造性・社会性の追求』有斐閣。
36—37頁
- 大山勝美 (2007) 『私説放送史』講談社。
- 梶原勝美 (2010) 『ブランドマーケティング研究序説 I』創成社。

- 川村雅隆 (2011) 『放送が作ったアメリカ』 ブロンズ新社。
- 佐藤卓己 (2008) 『現代メディア史』 岩波書店。
- 清水公一 (2007) 『広告の理論と戦略』 15 版 創成社。
- 菅原健一他 (2014) 『ザ・アドテクノロジー』 翔泳社。
- 電通広告辞典プロジェクトチーム編 (2008) 『電通広告辞典』 電通。659 頁
- 電通総研編 (2014) 「日本の広告費 2013」 電通。
- 電通消費者研究センター編 (2004) 『DENTSU 広告景気年表 1945 — 2003』 電通。
- 原田保・三浦俊彦編著 (2008) 『マーケティング戦略論レビュー・体系・ケース』 芙蓉書房出版。
- 春山行夫 (1981) 『西洋広告文化史 [上]』 講談社。
- 春山行夫 (1981) 『西洋広告文化史 [下]』 講談社。
- 水尾順一 (2007) 『マーケティング倫理 人間・社会・環境との共生』 中央経済社。
- 湯浅正敏編著 (2011) 『広告をキャリアにする人の超入門』 三和書籍。
- 湯浅正敏 (2013) 「カンヌライオンズの新しい潮流 ソーシャル・ボイス」 『日経広告研究所報』 272 号
- 湯浅正敏 (2013) 「カンヌライオンズ国際クリエイティビティ祭からみた広告の拡張—Beyond Advertising—」 『ジャーナリズム & メディア』 6 号 日本大学法学部新聞学研究所。
- 湯浅正敏 (2003) 「エンタテインメントと広告の融合」 『政経研究』 第 40 巻第 3 号 政経研究所。
- 横山隆治他 (2012) 『DSP/RTB 入門』 インプレス R&D。
- 公正取引委員会事務局編 (2006) 「広告業界の取引実態に関する調査報告書」 公正取引委員会
- Ansoff,H.I. (1965) *Corporate Strategy* McGraw Hill (広田寿亮訳『企業戦略論』 産能大学出版部、1969)
- Kotler,P. & Lee,N. (2005) *CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY Doing Most Good for Your Company and Your Cause* John Willey & Sons,Inc., (コトラー、リー『社会的責任のマーケティング』 恩蔵直人監訳、早稲田大学大学院 恩蔵研究室訳、東洋経済新報社、2007)
- Duncan,T., (2005) *Advertising & IMC 2nd ed.* McGraw-Hill
- Kotler,P. & Lee,N. (2007) *MARKETING IN THE PUBLIC SECTER A Roadmap for Improved Performance* Pearson Education, Inc, (コトラー、リー『社会が変わるマーケティング』 スカイライトコンサルティング訳、英知出版、2007)
- Kotler,P. (2010) *Marketing 3.0* John Willey & Sons,Inc., (フィリップ・コトラー他『コトラーのマーケティング 3.0』 恩蔵直人監訳、藤井清美訳 2010)

- Levitt,T, (1962) *Innovation in Marketing* McGraw-Hill (セオドア・レビット『新版マーケティングの革新』土岐呻訳、ダイヤモンド社、2006)
- Millman,N (1988) *Emperors of Adland* (『国際広告界の帝王たち スーパーアドマン』仙名紀訳、ダイヤモンド社、1989)
- Schultz,D., Tannenbaum,S., & Lauterborn,R. (1992) *Integrated Marketing Communications: NTC Publishing Group* (ドン・E・シュルツ、スタンレー・I・タネンバーム、ロバート・F・ロータボーン、『広告革命米国に吹き荒れるIMC旋風』有賀勝訳、1998)
- Schultz,D., & Schultz,H. (2003) *IMC: The Next Generation* McGraw-Hill (ドン・シュルツ、ハイジ・シュルツ『ドン・シュルツの統合マーケティング』博報堂タッチポイント・プロジェクト訳、ダイヤモンド社、2005) 129—131頁
- Rosser,R, (1960) *REALITY IN ADVERTISING* (ロッサー・リーブス『USPユニーク・セリング・プロポジション』加藤洋一監訳近藤隆文訳、海と月社、2012)
- Vollmer,C. (2008) *ALWAYS ON Advertising Marketing, and Media in an Era of Consumer Control* McGraw-Hill
- Wells,W., (2006) *Advertising principles and practice 7th ed.* Pearson

GDP 上位 5 か国における国内生産額の変化に関する要因分析

武 縄 卓 雄

はじめに

バブル崩壊後の 1991 年 3 月から始まった「失われた 10 年」は、2002 年 1 月を底として終結した。しかし、2008 年にはサブプライムローン問題をきっかけに世界同時不況へと陥った。このようにバブル崩壊以後、経済が低迷し改善に向かわなかったため、失われた 10 年と 2000 年代以降の経済を併せて「失われた 20 年」と呼ばれるようになった。その後、2010 年に日本の GDP は中国に抜かれ世界 3 位に後退したが、2012 年 12 月に第二次安倍内閣成立以降、経済指標は日本経済が上向きになってきていることを示している。

本稿の目的は、そのような失われた 20 年を中心に、日本経済を世界の先進国と比較分析することである。

まず、所得発生源である一国の国内総生産 GDP と密接な関係をもつ国内生産額に着目する。そして、その国の国内生産額に差を生じさせている要因として、「技術構造の変化による部分」、「最終需要構造の変化による部分」および「交絡項による部分」の存在を確認し、国内生産額を変化させるそれら三つの変化要因の計算方法を整理する。次に、1995 年から 2011 年の 16 年間を 4 年ごとの 4 期に分類し、それら三要因による期毎の国別の比較を通して、日本経済の特徴を導出する。

この分析手法を 1 国について応用した事例に関しては、井出 (2003)

および武縄（2008 および 2012）があるが、先進国との比較分析に焦点を当てた点が本稿の新たな視点である。

1 分析の準備

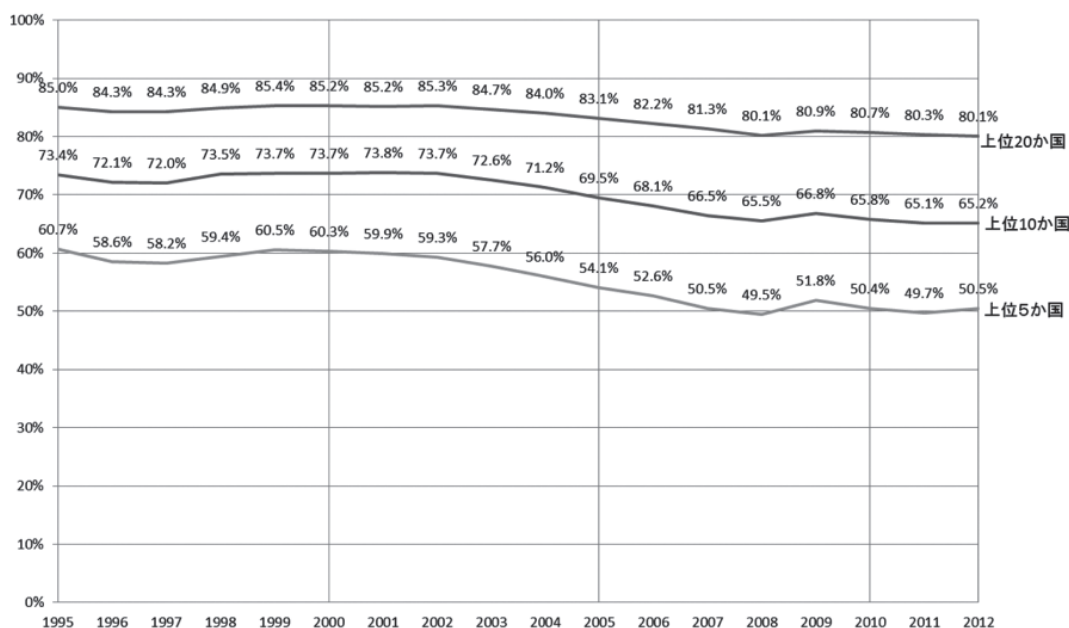
1.1 分析期間と使用データ

分析期間は平成 7（1995）年から平成 23（2011）年の 16 年間である。そして、その 16 年間を 4 年ごとの 4 期、つまり第 1 期（1995 年～1999 年）、第 2 期（1999 年～2003 年）、第 3 期（2003 年～2007 年）および第 4 期（2007 年～2011 年）という 4 期に分け、分析対象の期間としている。

使用データは、国際産業連関データベース（WIOD）の国別産業連関表（1995 年～2011 年）である⁽¹⁾。このデータは、35 部門の産業×産業ベースで構成され、暦年ベースの名目値で 100 万ドル単位で表示されている。また、輸入に関しては産業毎に個別に表記する非競争輸入型産業連関表である。

なお、分析対象国は、各年の GDP が世界の上位 5 か国とした。上位の 5 か国に絞ったのは、図 1 に示されているように、1995 年から 2012 年の 18 年間において、世界 GDP に占める上位 20 か国の GDP 合計値が 85% から 80% と約 8 割を占め、同じく上位 5 か国では 60% 前後から 50% 前後へと構成比が低下しているものの、約 5 割を占めているという点に注目したためである。ただし、表 1 に示されているように、常に同一国が上位 5 か国を構成しているわけではない。1995 年、1999 年、2003 年における上位 5 か国は順位の違いはあるものの同一国で構成されている。しかし、2007 年と 2011 年に属する上位 5 か国は異なっている。そこで、比較年の上位 5 か国に基準年の 5 か国を対応させることにした⁽²⁾。したがって、2003 年から 2007 年の分析では 2003 年の 5 位のフランス（FRA）を 6 位の中国（CHA）に替え、2007 年の 5 か国と一致させた。同様に、2007 年から 2011 年の分析では 2007 年の 5 位のイギリス（UBR）を 6 位のフランス（FRA）に替えた。

図1 世界 GDP に占める上位国の GDP 構成比の推移



資料出所：IMF (2013) より作成。

表1 GDPの世界上位5か国

	1995	1999	2003	2007	2011
1	USA	USA	USA	USA	USA
2	JPA	JPA	JPA	JPA	CHA
3	DEU	DEU	DEU	CHA	JPA
4	FRA	GBR	GBR	DEU	DEU
5	GBR	FRA	FRA	GBR	FRA
6			CHA	FRA	

資料：IMF (2013) より作成。

1.2 国内生産額の動向

分析に先立ち、GDP 上位 10 か国の国内生産額の動向を概観しておく。表 2、図 2、表 3 および表 4 にはアメリカ USA、中国 CHA、日本 JPN、ドイツ DEU、フランス FRA、イギリス GBR、ブラジル BRA、ロシア RUS、イタリア ITA およびインド IND の国内生産額の時系列値に関連する情報が示されている。これらの 10 か国は 2012 年時点の GDP 上位 10 か国である。前述したように、分析対象である 1995 年から 2011 年までの期間において同一 10 か国が上位を占めているわけではないが、

表2 国内生産額の推移

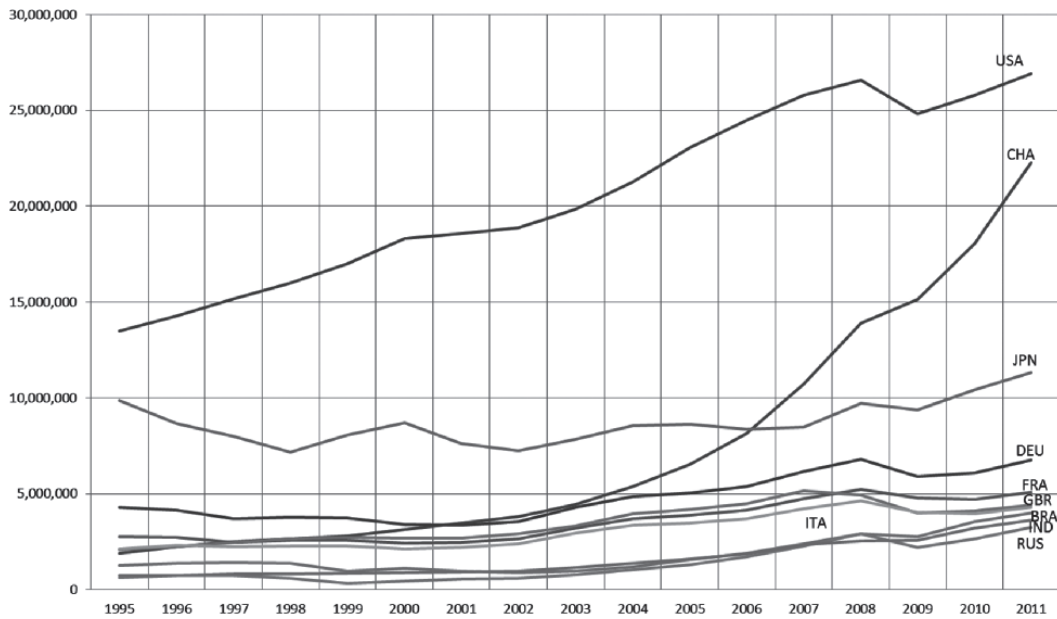
単位: millions of US\$

	国内生産額									
	USA	CHA	JPN	DEU	FRA	GBR	BRA	RUS	ITA	IND
1995	13,475,213	1,888,818	9,871,402	4,289,715	2,756,129	2,101,261	1,261,526	611,082	2,104,989	727,387
1996	14,272,864	2,229,366	8,653,218	4,148,351	2,730,003	2,220,947	1,366,247	742,843	2,324,819	754,103
1997	15,168,254	2,480,755	7,988,888	3,708,413	2,476,918	2,459,925	1,420,618	748,923	2,224,224	829,048
1998	15,986,187	2,647,916	7,179,054	3,767,286	2,560,238	2,637,348	1,380,365	585,286	2,278,990	827,157
1999	17,016,290	2,814,387	8,074,126	3,737,974	2,562,027	2,712,197	969,896	338,189	2,273,650	866,030
2000	18,304,783	3,125,237	8,689,625	3,399,402	2,414,856	2,687,525	1,096,554	446,231	2,137,660	902,412
2001	18,575,525	3,454,252	7,611,125	3,373,851	2,444,530	2,668,744	948,116	546,152	2,182,848	925,416
2002	18,873,335	3,794,147	7,256,471	3,534,861	2,639,685	2,908,661	897,641	607,506	2,378,134	982,648
2003	19,828,498	4,457,621	7,844,053	4,292,180	3,217,567	3,332,392	978,596	758,703	2,927,417	1,159,060
2004	21,264,711	5,372,764	8,567,572	4,871,137	3,699,465	3,941,733	1,175,437	1,023,620	3,357,866	1,371,614
2005	23,072,266	6,527,490	8,631,935	5,034,338	3,873,090	4,191,589	1,562,385	1,309,049	3,474,255	1,610,530
2006	24,479,922	8,160,175	8,376,840	5,362,002	4,125,988	4,487,220	1,895,075	1,701,038	3,682,928	1,853,052
2007	25,795,266	10,740,915	8,489,191	6,161,850	4,729,165	5,139,697	2,377,321	2,259,263	4,212,758	2,340,828
2008	26,565,032	13,913,136	9,695,797	6,788,492	5,238,128	4,908,991	2,894,930	2,891,628	4,618,580	2,543,923
2009	24,802,899	15,149,965	9,388,243	5,913,505	4,763,177	4,002,420	2,741,154	2,185,970	4,020,985	2,590,618
2010	25,810,106	18,070,490	10,411,580	6,084,552	4,712,286	4,120,492	3,546,810	2,635,098	3,973,516	3,202,259
2011	26,918,120	22,271,025	11,333,413	6,773,098	5,070,097	4,419,108	4,001,072	3,262,680	4,278,912	3,609,764

資料出所: World Input-Output Database (2013a) より作成。

図2 上位10か国の名目国内総生産の推移

単位：millions of US\$



資料出所：WIOD（2013）より作成。上位10か国は2012年時点のGDP上位10か国に対応させた。

資料の作成上、2012年時点のGDP上位10か国を基準にこれらの図表を作成した。

表2および図2から以下の3点に気付く。第1に、アメリカUSAの国内生産額が抜きん出ている点である。1995年の約13兆4,500億ドルから2011年の約27兆ドルまで常に世界のトップに位置している。

第2に、中国の躍進である。1995年の約1兆9,000億ドル（世界8位でアメリカの約16%）から2011年には約22兆2,700億ドル（世界2位でアメリカの約80%）へ急増している。また、GDPでは2010年に日本を抜いて世界2位になった中国であるが、国内生産額では2006年に日本を抜いて世界2位になり、その5年後の2011年には日本の約倍の規模にまで達している。

第3に、2008年から2009年における各国の動向である。中国以外の9か国の国内生産額は減少している。この点は表3に示されているように、世界全体の合計生産額も約122兆8,000億ドルから約114兆2,000億ドルに減少し、7.03%の下落となっている。これは、前年の2008年

に生じたサブプライムローン問題に端を発した世界不況がいかに大きかったかを示すと同時に、中国経済の成長力の大きさが理解できる。

また、表3で上位10か国の国内生産合計額構成比を見ると、1995年の70.83%から2011年の64.85%へと低下しているが、ここ数年の上位10か国の国内生産合計額構成比は約65%程度である。この値は、図1に示されているGDPに関する上位10か国の構成比の動向とほぼ同じである。同様に、上位5か国の構成比に関してもGDPに関する上位5か国の構成比と同じく、ここ数年は約50%である。

以上より、国内生産額と国内総生産GDPには相対的に安定した関係が見られる。したがって、産業連関表に示される国内生産額の変化要因を分析することの重要性も明らかである。ただし、生産額の推移で見ると5か国計、10か国計、共に増加しているが、構成比の推移で見ると両計共に低下している。この事実は、ROWの中の特に、新興国の経済力と発言力の上昇を反映していると思われる。

最後に、表4を用いて、各国の国内生産額が全体に占める割合を確認しておく。1995年の構成比に対する2011年の構成比が表4の最下行に示されている。それによると、アメリカ0.78、日本0.45、ドイツ0.61、フランス0.72、イギリス0.82およびイタリア0.79の6か国の構成比が低下している。中でも、日本だけが1995年(17.89%)から2011年(7.99%)にかけて構成比が半分以下に低下している。なお、アメリカはこの間に、24.42%から18.99%へと低下しているが、依然として世界の約20%を占めている。

他方、構成比が上昇しているのは残りの中国4.59、ブラジル1.23、ロシア2.08、インド1.93の4か国である。これらの国々はBRICs誕生当初の4か国である。これら4か国が協調すると、経済面や政治面での発言力が今後強まっていくと思われる。なお、日本とこれらBRICsの4か国とは構成比の推移に関しては相反する動きを示している⁽³⁾。

表3 上位国の国内生産合計額と構成比などの推移

(単位：millions of US\$)

	生産額				構成比			変化率		
	5 か国計	10 か国計	全世界	5 か国	10 か国	5 か国	10 か国	5 か国	10 か国	全世界
	1995	32,281,277	39,087,521	55,182,309	58.50%	70.83%	— 0.77%	70.83%	— 0.77%	0.91%
1996	32,033,803	39,442,763	56,556,389	56.64%	69.74%	— 0.66%	69.80%	— 0.66%	0.16%	0.07%
1997	31,823,229	39,505,966	56,598,550	57.33%	71.08%	6.42%	70.94%	1.00%	0.87%	— 0.95%
1998	32,140,682	39,849,828	56,060,688	58.66%	71.04%	5.06%	70.94%	5.06%	3.80%	4.01%
1999	34,204,804	41,364,765	58,306,396	59.08%	70.98%	— 1.32%	70.98%	— 1.32%	4.45%	4.31%
2000	35,933,902	43,204,285	60,817,362	57.98%	70.46%	1.80%	70.46%	1.80%	2.67%	3.42%
2001	35,459,282	42,730,558	60,202,726	56.46%	69.50%	10.43%	68.63%	10.43%	11.99%	13.41%
2002	36,098,499	43,873,089	62,263,779	53.86%	67.74%	7.68%	67.74%	7.68%	8.49%	9.92%
2003	39,639,919	48,796,088	70,209,292	52.65%	66.85%	7.14%	66.85%	7.14%	8.16%	9.60%
2004	43,775,649	54,645,919	79,623,724	51.11%	66.04%	10.71%	66.04%	10.71%	12.67%	14.04%
2005	47,139,118	59,286,927	87,525,634	50.66%	65.20%	11.24%	65.20%	11.24%	10.81%	12.24%
2006	50,504,927	64,124,239	95,929,115	52.57%	66.19%	— 3.51%	66.19%	— 3.51%	— 5.62%	— 7.03%
2007	55,916,387	72,246,253	109,397,507	51.72%	65.61%	8.45%	65.61%	8.45%	9.28%	10.23%
2008	62,200,585	80,058,636	122,789,482	51.05%	64.85%	11.18%	64.85%	11.18%	11.35%	12.66%
2009	60,017,790	75,558,939	114,158,105							
2010	65,089,013	82,567,189	125,840,524							
2011	72,365,754	91,937,289	141,767,884							

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

表4 上位10か国の国内生産額構成比の推移

	USA	CHA	JPN	DEU	FRA	GBR	BRA	RUS	ITA	IND
1995 (a)	24.42%	3.42%	17.89%	7.77%	4.99%	3.81%	2.29%	1.11%	3.81%	1.32%
1996	25.24%	3.94%	15.30%	7.33%	4.83%	3.93%	2.42%	1.31%	4.11%	1.33%
1997	26.80%	4.38%	14.12%	6.55%	4.38%	4.35%	2.51%	1.32%	3.93%	1.46%
1998	28.52%	4.72%	12.81%	6.72%	4.57%	4.70%	2.46%	1.04%	4.07%	1.48%
1999	29.18%	4.83%	13.85%	6.41%	4.39%	4.65%	1.66%	0.58%	3.90%	1.49%
2000	30.10%	5.14%	14.29%	5.59%	3.97%	4.42%	1.80%	0.73%	3.51%	1.48%
2001	30.85%	5.74%	12.64%	5.60%	4.06%	4.43%	1.57%	0.91%	3.63%	1.54%
2002	30.31%	6.09%	11.65%	5.68%	4.24%	4.67%	1.44%	0.98%	3.82%	1.58%
2003	28.24%	6.35%	11.17%	6.11%	4.58%	4.75%	1.39%	1.08%	4.17%	1.65%
2004	26.71%	6.75%	10.76%	6.12%	4.65%	4.95%	1.48%	1.29%	4.22%	1.72%
2005	26.36%	7.46%	9.86%	5.75%	4.43%	4.79%	1.79%	1.50%	3.97%	1.84%
2006	25.52%	8.51%	8.73%	5.59%	4.30%	4.68%	1.98%	1.77%	3.84%	1.93%
2007	23.58%	9.82%	7.76%	5.63%	4.32%	4.70%	2.17%	2.07%	3.85%	2.14%
2008	21.63%	11.33%	7.90%	5.53%	4.27%	4.00%	2.36%	2.35%	3.76%	2.07%
2009	21.73%	13.27%	8.22%	5.18%	4.17%	3.51%	2.40%	1.91%	3.52%	2.27%
2010	20.51%	14.36%	8.27%	4.84%	3.74%	3.27%	2.82%	2.09%	3.16%	2.54%
2011 (b)	18.99%	15.71%	7.99%	4.78%	3.58%	3.12%	2.82%	2.30%	3.02%	2.55%
変化率(b)/(a)	0.78	4.59	0.45	0.61	0.72	0.82	1.23	2.08	0.79	1.93

資料出所：World Input-Output Database (2013a) および同 (2013b) より作成。

2 分析の準備

2.1 均衡生産量の決定

ここで、本稿で使用する産業連関表の基本構造を整理する。

表5は生産部門を二部門に単純化した一国の競争輸入型産業連関表である。競争輸入型 (competitive import type) とは、同じ部門に分類されている財であれば、輸入品と国産品を同一財とみなして区別しない分類法である。つまり、財の代替性を認めていない。その意味で、この方法は経済構造の実態把握面で弱さはあるが、投入係数が安定的であることから経済予測や経済計画に適している。

これに対して、表6の非競争輸入型 (non-competitive import type) とは、

表5 二部門競争輸入型産業連関表

		中間需要額		最終需要額		輸入額 (控除)	国内生産額
		産業1	産業2	国内	輸出額		
中間投入額	産業1	$P_1 \cdot x_{11}$	$P_1 \cdot x_{12}$	$P_1 \cdot F_1$	$P_1 \cdot E_1$	$-P_1 \cdot M_1$	$P_1 \cdot X_1$
	産業2	$P_2 \cdot x_{21}$	$P_2 \cdot x_{22}$	$P_2 \cdot F_2$	$P_2 \cdot E_2$	$-P_2 \cdot M_2$	$P_2 \cdot X_2$
粗付加価値額		$w_1 \cdot N_1$	$w_2 \cdot N_2$				
国内生産額		$P_1 \cdot X_1$	$P_2 \cdot X_2$				

P_i : i 行産業の生産物価格

x_{ij} : j 列産業の生産物を作るのに必要な i 行産業からの生産物投入量

F_i : i 行産業の生産物に対する国内最終需要量

E_i : i 行産業の生産物に対する海外からの需要量 (輸出量)

M_i : i 行産業の生産物の輸入量 $X_{j(i)}$: j 列 (i 行) 産業の生産量

粗付加価値額に関しては、賃金率を w_i 、雇用量を N_i として単純化した。

表6 二部門非競争輸入型産業連関表

		国内産中間需要額		最終需要額		輸入額 (控除)	国内生産額
		産業1	産業2	国内	輸出額		
国内産 中間投入額	産業1	$P_1 \cdot x_{11}^d$	$P_1 \cdot x_{12}^d$	$P_1 \cdot F_1^d$	$P_1 \cdot E_1$	0	$P_1 \cdot X_1$
	産業2	$P_2 \cdot x_{21}^d$	$P_2 \cdot x_{22}^d$	$P_2 \cdot F_2^d$	$P_2 \cdot E_2$	0	$P_2 \cdot X_2$
輸入額	産業1	$P_1 \cdot x_{11}^m$	$P_1 \cdot x_{12}^m$	$P_1 \cdot F_1^m$	0	$-P_1 \cdot M_1$	0
	産業2	$P_2 \cdot x_{21}^m$	$P_2 \cdot x_{22}^m$	$P_2 \cdot F_2^m$	0	$-P_2 \cdot M_2$	0
粗付加価値額		$w_1 \cdot N_1$	$w_2 \cdot N_2$				
国内生産額		$P_1 \cdot X_1$	$P_2 \cdot X_2$				

上付け文字 d は国内、 m は輸入を意味し、記号の使用法は図3と同様である。

同じ部門に分類されている財であっても、輸入品と国産品を同一財とみなさず区別する分類法である。この方式は、輸入構造が明らかにされる長所があるが投入係数の安定性に掛ける点がある。

本稿で使用するのは後者の非競争輸入型産業連関表である。表6の非競争輸入型産業連関表の上の2行を右横方向へ読むと、次の需給均衡式が成立する。

国内中間需要額+国内最終需要額+輸出額 = 国内生産額

$$P_1 \cdot x_{11}^d + P_1 \cdot x_{12}^d + P_1 \cdot F_1^d + P_1 \cdot E_1 = P_1 \cdot X_1 \quad (1-1)$$

$$P_2 \cdot x_{21}^d + P_2 \cdot x_{22}^d + P_2 \cdot F_2^d + P_2 \cdot E_2 = P_2 \cdot X_2$$

ここでj産業の生産物を1円分生産するのに必要なi産業からの投入額を意味する投入係数 a_{ij}^d を次のように定義する⁽⁴⁾。

$$a_{ij}^d \equiv P_i \cdot x_{ij}^d / P_j \cdot X_j$$

その結果、

$$P_i \cdot x_{ij}^d \equiv a_{ij}^d \cdot P_j \cdot X_j \quad (1-2)$$

を得る。(1-1)式に(1-2)式を代入すると、(1-1)式は次のように書き改められる。

$$P_1 \cdot a_{11}^d \cdot X_1 + P_1 \cdot a_{12}^d \cdot X_2 + P_1 \cdot F_1^d + P_1 \cdot E_1 = P_1 \cdot X_1 \quad (1-3)$$

$$P_2 \cdot a_{21}^d \cdot X_1 + P_2 \cdot a_{22}^d \cdot X_2 + P_2 \cdot F_2^d + P_2 \cdot E_2 = P_2 \cdot X_2$$

ここで、行列とベクトルを次のように定める。

$$\text{国内投入係数行列 } A^d = \begin{bmatrix} a_{11}^d & a_{12}^d \\ a_{21}^d & a_{22}^d \end{bmatrix}, \text{ 国内最終需要量列ベクトル } F^d = \begin{bmatrix} F_1^d \\ F_2^d \end{bmatrix}$$

$$\text{輸出品列ベクトル } E = \begin{bmatrix} E_1 \\ E_2 \end{bmatrix}, \text{ 国内生産量列ベクトル } X^R = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$$

$$\text{価格行列 } P = \begin{bmatrix} P_1 & 0 \\ 0 & P_2 \end{bmatrix}$$

すると(1-3)式は、

$$P \cdot A^d \cdot X^R + P \cdot F^d + P \cdot E = P \cdot X^R \quad (1-4)$$

となる。これを国内生産額 $P \cdot X^R$ について解くと、均衡産出額 $P \cdot$

X^R は、

$$P \cdot X^R = (I - A^d)^{-1} \cdot P \cdot (F^d + E) \quad (1-5)$$

と得られる。(1-5) 式の左辺は国内生産額ベクトルである。また、(1-5) 式の右辺第一項の $(I - A^d)^{-1}$ は、生産技術構造を示す金額ベースの国内投入係数行列 A^d によって規定される逆行列係数行列である。同じく右辺の残りの項 $P \cdot (F^d + E)$ は最終需要構造を示す最終需要額ベクトルである。つまり、金額ベースの逆行列を最終需要額ベクトルの左から乗じることにより、国内生産額ベクトルが得られることを(1-5) 式は示している。

ここで、(1-5) 式の左辺の国内生産額ベクトルを X 、技術構造を示す右辺第一項の行列を B 、最終需要額ベクトルを F とすると(1-5) 式は、

$$X = B \cdot F \quad (1-6)$$

となる。

2.2 変化要因分析の手順

本節ではまず、時間の経過にともない国内生産額 X に変化をもたらしている要因として、最終需要額の変化、技術構造の変化および交絡項の変化の三つを確認する。次に、それぞれの要因の計算法を確認する。

(1-6) 式より、国内生産額 X は金額ベースでの生産技術構造を示す技術構造行列 B と最終需要額構造を示す最終需要額ベクトル F で決定されることが分かる。したがって、国内生産額 X が変化する場合、少なくとも技術構造の変化 ΔB と最終需要額ベクトルの変化 ΔF が生じていることは明白である。そこでまず、変化前のデータに下添え字 0、変化後のデータに下添え字 1 をつけると、(1-6) 式は、

$$X_0 = B_0 \cdot F_0 \quad (2-1)$$

$$X_1 = B_1 \cdot F_1 \quad (2-2)$$

と書き改めることができる。ここで、

$$\Delta X \equiv X_1 - X_0 \quad (2-3)$$

$$\Delta B \equiv B_1 - B_0 \quad (2-4)$$

$$\Delta F \equiv F_1 - F_0 \quad (2-5)$$

と定義すると、(2-4)式より、

$$B_1 \equiv B_0 + \Delta B \quad (2-6)$$

を得る。また、(2-5)式より、

$$F_1 \equiv F_0 + \Delta F \quad (2-7)$$

を得る。(2-6)式と(2-7)式を(2-2)式に代入すると、

$$X_1 = B_1 \cdot F_1 = (B_0 + \Delta B) \cdot (F_0 + \Delta F) \quad (2-8)$$

を得る。(2-3)式に(2-1)式と(2-8)式とを代入し整理すると、

$$\Delta X \equiv X_1 - X_0 = (B_0 + \Delta B) \cdot (F_0 + \Delta F) - B_0 \cdot F_0$$

$$= B_0 \cdot \Delta F + \Delta B \cdot F_0 + \Delta B \cdot \Delta F$$

$$\therefore \Delta X = B_0 \cdot \Delta F + \Delta B \cdot F_0 + \Delta B \cdot \Delta F \quad (2-9)$$

を得る。

(2-9)式の左辺は国内生産額 X の変化分、右辺はその変化分が三つの部分で構成されていること示している。つまり、(2-9)式の右辺第1項は最終需要額の変化分 ΔF によって生じた国内生産額 X の変化分 $B_0 \cdot \Delta F$ 、第2項は技術構造の変化分 ΔB によって生じた国内生産額 X の変化分 $\Delta B \cdot F_0$ 、そして第3項は交絡項によって生じた国内生産額 X の変化分 $\Delta B \cdot \Delta F$ を表している⁽⁵⁾。

次に、(2-9)式左辺の三要因の計算手順を整理しておく。

i) 最終需要額の変化 ΔF による国内生産額の変化分 $B_0 \cdot \Delta F$ の

計算

最終需要額の変化によって生じる国内生産額の変化分 $\Delta X_F (= B_0 \cdot \Delta F)$ を、

$$\Delta X_F = B_0 \cdot \Delta F = B_0 \cdot (F_1 - F_0) = B_0 \cdot F_1 - B_0 \cdot F_0$$

として求める。

ii) 技術構造の変化分 ΔB による国内生産額の変化分 $\Delta B \cdot F_0$ の計算

技術構造の変化によって生じる国内生産額の変化分 $\Delta X_B (= \Delta B \cdot F_0)$ を、

$$\Delta X_B = \Delta B \cdot F_0 = B_1 \cdot F_0 - B_0 \cdot F_0$$

として求める。

iii) 交絡項による産出額の変化分 $\Delta B \cdot \Delta F$ の計算

交絡項による国内生産額の変化分 $\Delta B \cdot \Delta F$ は、i) で求めた ΔF と ii) で求めた ΔB を利用し、 ΔB の右側から ΔF を掛け合わせることで求める。

3 分析結果

3.1 国別分析

本節では、次節の分析に登場するアメリカ、中国、日本、ドイツ、フランスおよびイギリスの6か国に関する変動要因分析を行う。

3.1.1 アメリカ USA の変動要因分析

表 3.1 変化要因の推移 (アメリカ)

	millions of US\$			
	最終需要構造変化 A : $B \cdot \Delta F$	産業技術変化 B : $\Delta B \cdot F$	交絡項 C : $\Delta B \cdot \Delta F$	変化額合計 = A + B + C
1995年-1999年	3,475,630	44,100	21,347	3,541,077
1999年-2003年	3,102,696	- 259,691	- 30,797	2,812,208
2003年-2007年	5,809,371	106,676	50,721	5,966,768
2007年-2011年	2,001,768	- 835,635	- 43,279	1,122,854

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

国内生産額は每期増加している。しかし、第4期の増加額は他の期と比較するとかなり低水準である。第4期は2008年のリーマンショックの影響を受けたため、最終需要の増加が低く最終需要構造の変化による増分が低かった。さらに、産業技術の変化によるマイナス効果は、その最終需要を満たすための中間投入の取引量が激減した結果と思われる。

3.1.2 中国の変動要因分析

每期、国内生産額の増加が拡大しているが、そのほとんどが最終需

表 3.2 変化要因の推移 (中国)

millions of US\$

	最終需要構造変化 A : $B \cdot \Delta F$	産業技術変化 B : $\Delta B \cdot F$	交絡項 C : $\Delta B \cdot \Delta F$	変化額合計 = A + B + C
1995年-1999年	859,114	45,219	21,236	925,569
1999年-2003年	1,776,328	- 70,770	- 62,324	1,643,234
2003年-2007年	5,551,827	311,864	419,603	6,283,294
2007年-2011年	11,053,074	261,046	215,991	11,530,111

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

要構造の変化によってもたらされている。その変化額は、第1期から第4期までの16年間に掛けて約10倍という激増をもたらしている。この変化が、どの産業で大きいのか、どこの地域で大きいのかという点は検証していない。今後の検討課題である。

3.1.3 日本の変動要因分析

表 3.3 変化要因の推移 (日本)

millions of US\$

	最終需要構造変化 A : $B \cdot \Delta F$	産業技術変化 B : $\Delta B \cdot F$	交絡項 C : $\Delta B \cdot \Delta F$	変化額合計 = A + B + C
1995年-1999年	- 1,732,894	- 89,681	25,299	- 1,797,276
1999年-2003年	- 220,490	- 7,448	- 2,135	- 230,072
2003年-2007年	679,809	- 28,858	- 5,814	645,138
2007年-2011年	2,856,032	- 2,756	- 9,055	2,844,222

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

第1期および第2期は「失われた10年」を物語っている。国内生産額の減少は最終需要の減少と中間取引の減少による二重のマイナス効果の結果である。産業技術変化の項目が常にマイナスではあるが、第4期のマイナスは改善傾向を示していると思われる。経済活動の目標の一つは我々の生活を豊かにする源である付加価値額の増加である。しかし、中間投入額と粗付加価値額の合計が国内生産額である関係から、粗付加価値額を増加させることに集中し、できるだけ原材料などの中間投入額を減らそうとすると、産業技術変化の項目がマイナス値もし

くはほとんどゼロになってしまう。第3期および第4期がその状況で、国内生産額は増加しているものの、そのほとんどが最終需要構造の変化によるものである。

3.1.4 ドイツ、フランスおよびイギリスの変動要因分析

ドイツ、フランスおよびイギリスの3国に共通している点は、次の3点である。第1に、変化額合計が最終需要構造の変化による効果とほ

表 3.4 変化要因の推移（ドイツ）

millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
1995年－1999年	- 555,195	2,424	1,030	- 551,741
1999年－2003年	610,921	- 53,222	- 3,493	554,206
2003年－2007年	1,947,769	- 49,466	- 28,633	1,869,670
2007年－2011年	617,503	- 9,116	2,861	611,248

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

表 3.5 変化要因の推移（フランス）

millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
1995年－1999年	- 149,357	- 48,643	3,899	- 194,101
1999年－2003年	625,808	23,200	6,531	655,540
2003年－2007年	1,515,442	- 1,048	- 2,796	1,511,598
2007年－2011年	421,717	- 75,298	- 5,486	340,932

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

表 3.6 変化要因の推移（イギリス）

millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
1995年－1999年	549,747	45,551	15,637	610,936
1999年－2003年	653,923	- 28,557	- 5,170	620,196
2003年－2007年	1,830,420	- 24,973	1,857	1,807,304
2007年－2011年	- 601,483	- 126,464	7,358	- 720,589

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

ほぼ同じ点である。この点は、中国と日本にも見られる共通点でもある。第2の共通点は、第3期の変化合計額が第2期のそれと比較して2倍以上に増加している点である。その原因がEU諸国からの影響なのか、それ以外なのかは検証していない。第3の共通点は、産業技術変化にマイナス効果が多い点で、この点は日本とも共通している。EU諸国との貿易が増え、国内からの中間投入が減少していることが原因として考えられるが、この点に関する検証はしていない。

3.2 期別分析

本項では、GDP上位5か国で構成された4期毎の変動要因分析を行う⁽⁶⁾。第1期から第4期の分析結果が表3.7から表3.10に示されている。

表 3.7 第1期（1995年～1999年）期間分析

単位：millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
アメリカ	3,475,630	44,100	21,347	3,541,077
日本	-1,732,894	-89,681	25,299	-1,797,276
ドイツ	-555,195	2,424	1,030	-551,741
フランス	-149,357	-48,643	3,899	-194,101
イギリス	549,747	45,551	15,637	610,936
5か国合計	1,587,931	-46,249	67,212	1,608,894

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

表 3.8 第2期（1999年～2003年）期間分析

単位：millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
アメリカ	3,102,696	-259,691	-30,797	2,812,208
日本	-220,490	-7,448	-2,135	-230,072
ドイツ	610,921	-53,222	-3,493	554,206
フランス	625,808	23,200	6,531	655,540
イギリス	653,923	-28,557	-5,170	620,196
5か国合計	4,772,859	-325,718	-35,063	4,412,077

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

表 3.9 第 3 期 (2003 年～2007 年) 期間分析

単位 : millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
アメリカ	5,809,371	106,676	50,721	5,966,768
日本	679,809	- 28,858	- 5,814	645,138
中国	5,551,827	311,864	419,603	6,283,294
ドイツ	1,947,769	- 49,466	- 28,633	1,869,670
イギリス	1,830,420	- 24,973	1,857	1,807,304
5 か国合計	15,819,196	315,243	437,735	16,572,174

資料出所 : World Input-Output Database (2013a) より作成。

表 3.10 第 4 期 (2007 年～2011 年) 期間分析

単位 : millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
アメリカ	2,001,768	- 835,635	- 43,279	1,122,854
中国	11,053,074	261,046	215,991	11,530,111
日本	2,856,032	- 2,756	- 9,055	2,844,222
ドイツ	617,503	- 9,116	2,861	611,248
フランス	421,717	- 75,298	- 5,486	340,932
5 か国合計	16,950,094	- 661,760	161,032	16,449,367

資料出所 : World Input-Output Database (2013a) より作成。

まず、変化額合計の欄を見ると、第 1 期の日本、ドイツ、フランスと第 2 期の日本の 4 箇所だけがマイナス値で、それ以外はプラスとなっている。世界的に経済活動が上向いていると判断できるデータである。

次に、最終需要構造の変化による効果の欄を見ると、プラスの値が変化額合計の値とほぼ同じ傾向が多く観察される。この点は、国別の分析の際に確認した点である。どの最終需要項目がどの産業で大きな効果を与えているかについての分析は、今後の課題としたい。

最後に、5 か国の合計欄をひとまとめにした表 3.11 を見ると、変化額合計欄に大きな特徴を確認できる。第 1 期と第 2 期の各合計値と第 3 期と第 4 期の各合計値は、後者の方が一桁大きな値になっている。この状態は、後者の 5 か国の中に中国が入ってきたためである。最近の 10 年間における中国の経済成長がいかに大きいかが理解できる。これ

表 3.11 5 か国合計の期間分析

単位：millions of US\$

	最終需要構造変化	産業技術変化	交絡項	変化額合計
	$A : B \cdot \Delta F$	$B : \Delta B \cdot F$	$C : \Delta B \cdot \Delta F$	$= A + B + C$
1995年－1999年	1,587,931	－ 46,249	67,212	1,608,894
1999年－2003年	4,772,859	－ 325,718	－ 35,063	4,412,077
2003年－2007年	15,819,196	315,243	437,735	16,572,174
2007年－2011年	16,950,094	－ 661,760	161,032	16,449,367

資料出所：World Input-Output Database (2013a) より作成。

からの中国経済の動向に注意する必要がある。

むすびにかえて

本稿では、1995年から2011年までの16年間における、GDP上位5か国の国内生産額を変化させる要因を考察した。使用した分析手法は新しいものではないが、1国の国内生産額だけでなく、5か国の比較分析をした点が新たな視点である。この分析を通じて得られた点を整理して、結びに代えたい。

- ① 国内総生産 GDP と国内生産額の推移は連動している。
- ② 国内生産額の推移に関して、上位10か国中、BRICSに属するブラジル、ロシア、中国およびインドの4か国だけが増加していた。とりわけ、中国経済が急速に拡大している。その反面、所謂、先進工業国の停滞が示された。
- ③ この16年間、5か国の国内生産額を増減させている要因の大部分が、最終需要構造の変化による効果である。
- ④ 「失われた20年」の中で日本の国内生産額は、1995年の水準を2010年に回復し、16年間では微増であった。その結果、世界に占める日本の国内生産額の構成比は1995年の17.89%から2011年の7.99%へ著しく低下した。

注釈

- (1) World Input-Output Database の (2013a) および (2013b) を参照。

- (2) 古い年のデータ分類を新しい年のデータ分類に統一する手法や、その逆の手法は、比較分析を行う場合には一般に行われている。
- (3) この動きに関する要因の一つとして人口水準が考えられる。2012年の人口ランキングでは、中国が1位、インドが2位、ブラジルが5位、ロシアが9位そして日本が10位である。その中でも、中国とインドの人口は今も増加中である。一方の日本の人口は減少中である。GDPを Y 、人口を N とした時、 $Y = (Y/N) \times N$ という分解式が成立する。この分解式は、国内生産量を X とした場合にも、 $X = (X/N) \times N$ と応用できる。人口 N が Y や X の決定にどれだけ影響力があるかの分析はしていないが、人口の減少している日本のGDPや国内生産額が全世界に占める割合を低下させている一つの要因として見逃せないと思われる。
- (4) さらに、 a_{ij}^d がどの部門の国内生産額 X_j に対しても安定している、つまり、一定と仮定する、したがって、産業連関分析においては線型性の生産関数が仮定されることになる。
- なお、投入係数は数量ベースで定義されるのが一般である。つまり、 $a_{ij} \equiv x_{ij}/X_j$ と定義され、 j 産業の生産物を1単位生産するのに必要な、 i 産業の生産物の投入量を意味する。しかし、分析に使用する産業連関表は金額ベースである。したがって、実証分析の面からは、金額ベースで投入係数を定義する意義がある。
- (5) なお、金額 = 価格×数量である。したがって、金額の変化分は、価格×数量の変化分、価格の変化分×数量および価格の変化分×数量の変化分の和に分解できる。したがって、金額ベースの変化分である ΔB と ΔF をさらにこれら三項目に分解して分析する必要がある。しかし、この点は今後の研究課題である。
- (6) 表3.7～表3.10の表側に表示されている5か国は、分析対象期間の後の年における、GDP上位5か国である。例えば、第3期(2003年～2007年)では2007年におけるGDP上位5か国である。

参考文献・論文

- 1 武縄卓雄 (2012) 「産業連関分析による地域間生産格差の要因分析」『政経研究』第49巻第1号 (P.1～P.29).
- 2 上田孝行編著 (2010) 『Excelで学ぶ 地域・都市経済分析』コロナ社.
- 3 武縄卓雄 (2008) 「国内生産額の変化要因分析」『法学紀要』第49巻 (P.1～P.24).
- 4 仁平耕一 (2008) 『産業連関分析の理論と適用』白桃書房.
- 5 井出眞弘 (2003) 『Excelによる産業連関分析入門』産能大学出版部.

参考資料

- 1 IMF (2013) “World Economic Outlook Database October 2013”
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/02/weodata/index.aspx>
(2014.3.20)
- 2 World Input-Output Database (2013a) “National Input-Output Tables
November 2013”
http://www.wiod.org/new_site/data.htm (2014.3.20)
- 3 World Input-Output Database (2013b) “World Input-Output Tables
November 2013”
http://www.wiod.org/new_site/data.htm (2014.3.20)

人的資本と民主主義および経済成長

坂 井 吉 良

- 1 序
- 2 経済構造と民主主義
 - 2.1 経済構造と所得分配（基本モデル）
 - 2.2 生産要素への課税と民主主義の負荷
 - 2.3 人的資本の蓄積と民主主義の安定性
- 3 人的資本の供給弾力性と課税制度
 - 3.1 課税制度
 - 3.2 生産要素の供給弾力性と税制改革
 - 3.3 X tax とその経済効果
- 4 課税制度と人的資本および経済成長の実証分析
 - 4.1 OECD 諸国の課税構造と税制改革
 - 4.2 基礎データ
 - 4.3 実証分析
- 5 むすび

1 序

この論文は、Acemoglu and Robinson (2006) のモデルに基づき、経済構造が民主主義の負荷（税負担）に影響を与え、少数派である富裕層が民主主義に対抗するのではなく、むしろ、民主主義を進化させるとともに、経済的進歩も同時に促進させる政治と経済の相互依存関係について考察することを目的としている。本稿は、労働、物的資本と人的資本の3つの生産要素の集計的生産関数から決定される所得に対して、民主主義（市民）が人的資本よりも物的資本により高い税率を課す

という、経済と政治の相互依存モデルを考察する。このモデルからわれわれは、人的資本の蓄積が民主主義の負荷（税額）を低下させ、さらに、人的資本の蓄積が民主主義をさらに強固にするという関係を導出する。そして、この理論的関係を踏まえて、OECD 諸国のデータを利用して、課税制度が経済成長の推進や民主主義の質的改善とリンクしているかどうかについての実証分析を行うことを目的としている。

民主主義社会における構成員は、民主主義のコストを均等に負担し、かつ、民主主義社会から便益を、同等に享受することは不可能である。富裕層はそのコスト（税）負担が大きく、その負担は公的サービスからの便益を超えている。一方、中間層である多くの市民は、民主主義のコスト負担よりも、多くの公的サービスを受けている。民主主義社会の社会的意思決定の仕組みは、多数派の横暴の抑制や少数派に配慮した様々な工夫がなされているが、基本的には多数派の選好が優先され、多数派の支持する政策が実行されている⁽¹⁾。それゆえに、少数派である富裕層は、民主主義の意思決定に対抗するためのロビー活動だけでなく、様々な戦略を行うことが予想される。事実、歴史的にもそして現在においても、富裕層による市民への抑圧や脅迫をはじめとして、贈収賄などの手段を利用して意思決定を歪めている。このような民主主義社会における対立と意思決定が、民主主義の質的改善や経済的進歩を妨げる要因となっている。

日本の農林水産業、製造業とその他産業の名目生産額の比率は、1955年が、19.9、28.4、52.7、1970年が6.1、36.0、57.9、2012年では、1.2、18.1、80.7である⁽²⁾。この半世紀間のデータからも、日本は、土地が重要な農業中心の経済から、物的資本が重要な製造業中心の工業経済へ、そして、現在は、土地や物的資本よりも人的資本が中心的な役割を担っている経済へと変貌してきたことが理解できる⁽³⁾。

われわれは、このような経済構造の変化とそれが民主主義に与える影響について、経済（市場）と政治（民主主義）の相互依存関係を前提とした分析枠組みに基づき解明することを目的としている。その基本

的枠組みがゲーム理論である。本稿は、Acemoglu and Robinson (2006)のモデルに依拠している。このモデルは、民主主義が強固ではない低開発諸国を意識したモデルであり、市民の戦略は、市民の望む最良の選択だけでなく、民主主義を維持継続するために、クーデターを引き起こす可能性のある富裕層に譲歩するという戦略を前提としたものである。したがって、このモデルは、民主主義が強固な社会である日本をはじめとする先進諸国には、必ずしも妥当していない。けれども、この経済と政治の相互関係のモデルは、ミクロ的基礎を踏まえており、国民の選好に基づき、国民のための政策を国民が実行するという、普遍的な民主主義の構造を表現していると思われる。それゆえに、このモデルは、先進諸国の政治と経済の相互関係をはじめとして、民主主義の不安定性やその強固さや政治の安定・不安定について、解明することのできる枠組を提供している⁽⁴⁾。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2節では、労働、人的資本と物的資本の3つの生産要素の集計的生産関数に基づき、人的資本集約度が経済成長と民主主義の同時的進化を決定する変数となっていることを明らかにする。第3節では、資本所得に軽課、労働所得に重課という北欧の二元的所得税の課税制度は、生産要素の弾力性に応じて課税するラムゼイルールを理論的根拠としているが、民主主義の質的改善や経済成長にとっては、物的資本からの所得には重課、人的資本からの所得には軽課する税制改革が好ましいことを示す。第4節では、OECD諸国の民主主義指標、経済成長や課税に関するデータを利用して、課税制度と民主主義および経済成長に関する実証分析結果を提示する。実証分析の結果は、資本に軽課する法人税率の引き下げは、経済成長を促進するというより、むしろ制約する可能性があるというものである。そして、最後に要約と課題を述べる。

2 経済構造と民主主義

本節では、経済と政治の相互依存関係を示す Acemoglu and Robinson

(2005, Ch.9) のモデルに基づき、人的資本を導入したモデルを紹介する。それは、所得分配を内生化することができる経済構造を導入し、異なる生産要素の賦存量が政治的結果である政治制度や政策に与える相互依存関係のモデルである。このモデルは、人的資本集約度が民主主義の負荷（税負担）に影響を与えるだけでなく、経済成長と民主主義の同時的進化の変数となっていることを示すものである。なお、Acemoglu and Robinson (2006) の経済構造と民主主義に関する基本モデルは、坂井 (2014) において紹介されている。

2.1 経済構造と所得分配（基本モデル）

まず、労働 N （人的資本を除く）、人的資本 H 、物的資本 K の3つ生産要素を利用して、消費財 Y を生産している完全競争経済を仮定する。生産関数は規模に関して収穫一定であり、完全競争から要素価格は、限界生産物であり、それに基づき報酬が支払われる。したがって不平等は、限界生産物が異なることの帰結となる。ここでの集計的生産関数は次式である。

$$Y = (H + \sigma K)^\theta N^{1-\theta}, 0 < \theta < 1, \sigma > 0$$

なお、 σ は人的資本 H と物的資本 K の代替のパラメーター、 θ は労働以外の生産要素に対する分配率、 $1 - \theta$ は労働の分配率である。

市民 citizen は労働の提供者であり賃金所得者であり、 $N = 1 - \delta$ 人の市民がおり、富裕層 elite は δ 人である。富裕層は、人的資本と物的資本の所有者である。富裕層は、人的資本 H と物的資本ストック K を、それぞれ δH 、 δK 所有している。消費財 Y はニューメールである。したがって、集計的生産関数は次式で表わされる。

$$(1.1) \quad Y = (H + \sigma K)^\theta (1 - \delta)^{1-\theta}, 0 < \theta < 1, \sigma > 0$$

以上から、実質要素価格である賃金 w 、人的資本の価格 v 、資本価格 r は次式となる。

$$(1.2) \quad w = (1-\theta) \left(\frac{H+\sigma K}{1-\delta} \right)^\theta, v = \theta \left(\frac{H+\sigma K}{1-\delta} \right)^{\theta-1}, r = \sigma \theta \left(\frac{H+\sigma K}{1-\delta} \right)^{\theta-1}$$

そして、各生産要素の所得のシェアは、それぞれ次式で表わされる。

$$(1.3) \quad s_N \equiv \frac{wN}{Y} = 1-\theta, s_H \equiv \frac{vH}{Y} = \theta \frac{H}{H+\sigma K}, s_K \equiv \frac{rK}{Y} = \theta \frac{\sigma K}{H+\sigma K}$$

さらに、人口が1であることから、生産量=消費量=平均所得であり、特に、平均所得を \bar{y} と表せば、次式となる。

$$(1.4) \quad Y = \bar{y} = (H + \sigma K)^\theta (1-\delta)^{1-\theta}, 0 < \theta < 1, \sigma > 0$$

市民の所得は労働所得のみであることから、市民の平均所得 y^p は、賃金=限界生産物=分配率×総所得÷市民の人口に等しく、次式で表わされる。なお、スーパースクリプト p は市民（労働者、中間階級、貧困層 poor）、 r は富裕層 rich (elite) である。

$$(1.5) \quad y^p = w = (1-\theta) \left(\frac{H+\sigma K}{1-\delta} \right)^\theta = (1-\theta) \frac{(H+\sigma K)^\theta (1-\delta)^{1-\theta}}{1-\delta} = \left(\frac{1-\theta}{1-\delta} \right) \bar{y}$$

また、富裕層の平均所得=資本所得と人的資本所得の合計=富裕層の分配率×総所得÷富裕層の人口から、次式となる。

$$(1.6) \quad y^r = \frac{vH+rK}{\delta} = \frac{\theta(H+\sigma K)^\theta (1-\delta)^{1-\theta}}{\delta} = \frac{\theta}{\delta} \bar{y}$$

なお、市民の平均所得<富裕層の所得という仮定をおくと、富裕層の人口比率 δ は、労働分配率 θ よりも小さくなる。すなわち、次式が成立している。

$$(1.7) \quad y^p = \left(\frac{1-\theta}{1-\delta} \right) \bar{y} < y^r = \frac{\theta}{\delta} \bar{y} \Leftrightarrow \delta < \theta$$

2.2 生産要素への課税と民主主義の負荷

経済構造が民主主義に影響を与えるという経路で最も重要なチャンネルは、富裕層の態度が、経済構造とともにまた変化するということである。それは一般的に、生産要素に対する課税の負担が異なるから

である。ここでは、Acemoglu and Robinson (2006), Ch.9 のモデルに基づき、富裕層が引き起こすクーデターとそれを避けるための市民が、税率を譲歩するというモデルを検討する。経済要因がクーデターを抑制し、民主化への移行や民主主義を強固にしていることを明らかにする。なお、このモデルは、富裕層のクーデターを、政治的エリートによる政変を引き起こすモデルとみなすこともできよう。

生産要素の供給弾力性が異なることから、市民は非弾力的な生産要素により高い税率を課すということである。その課税政策は資源配分にとって歪みが小さく、税収が確保される。物的資本が人的資本よりも非弾力的である場合、人的資本よりも物的資本に高い税を課すことは合理的となる。それゆえに、他の事情が一定のとき、富裕層は物的資本がより重要であるとき、彼らは、資本所得に重課する民主主義に反対する。このことは産業が未成熟な土地集約的経済において、民主主義が強固にならないもう一つの理由を与えている。

ここでは異なる資源からの所得に分離して課税できることを仮定して、この問題を検討する。物的資本所得には τ_K 、人的資本所得には τ_H の税率で課税する。なお、労働所得には課税しない。ここでは労働所得税 τ_N を無視する。明らかに、市民は自分自身の所得に課税することを好まない。しかし、より一般的に非民主主義体制において、富裕層は市民に課税し、彼ら自身に再分配する。説明を単純化するために、 $\tau_N=0$ のケースに制限し、この可能性を排除する。

人的資本所得と物的資本所得に関して分離して課税する場合、モデルの課税のコストに関して、以下のように仮定する。まず、生産要素が市場に供給されないとき、所得は減少し、それゆえに税収は減少する。このことは課税のコストを形成している。第二に、課税の資源配分効率のコストが存在している。課税がインセンティブに影響を与え、歪みを生じさせる。これらのコストの両者が、供給の弾力性に関連している。生産要素が非弾力的に供給されているとき、課税の歪みは少ない。人的資本より弾力的供給である物的資本に課税することは、人

的資本に課税するよりもよりコスト高となることは明らかである。しかし、人的資本が物的資本よりも弾力的であるならば、人的資本に重課し、物的資本に軽課する税制はコスト高となる。従来、労働供給の非弾力的、資本供給の弾力的という前提では、ラムゼイルールから資本に軽課、労働に重課するという課税制度が支持されてきた。

$C_H(\tau_H)$, $C_K(\tau_K)$ を人的資本と物的資本の課税の費用関数とし、人的資本への課税が τ_H であるとき、 $C_H(\tau_H)vH$ に等しい課税のコストがあり、物的資本への課税が τ_K であるとき、 $C_K(\tau_K)rK$ に等しい課税のコストがあると仮定する。課税の費用関数は、連続、微分可能、凸であり、かつ、 $C'_H(0)=C'_K(0)=0$ である。要するに税率が低いとき、課税のコストは低く、税率が高水準では、そのコストは逡増する。ここでの境界条件は、 $C'_H(1)>1$, $C'_K(1)>1$ であるというのが特徴である。そして、重要な仮定は、すべての $\tau>0$ について、以下の関係が成立している。

$$C'_K(\tau) < C'_H(\tau)$$

この仮定は、物的資本の課税の限界費用<人的資本の課税の限界費用、ということの意味している。このことは物的資本よりもより人的資本が、弾力的に供給されているということである。この仮定の重要な意味は、市民が人的資本よりも物的資本に重税を課したいということである。

以上の民主主義下における課税政策の下で、市民への移転支出 T_p と富裕層への移転支出 T_r がなされる。この基本的構成の市民と富裕層の課税後の所得 \hat{y}^p と \hat{y}^r は、それぞれ次のように与えられる。なお、富裕層の人口は δ であり、人的資本と物的資本は富裕層に等しく保有されている。

$$(2.1) \quad \hat{y}^p = w + T_p$$

$$(2.2) \quad \hat{y}^r = (1 - \tau_H) \frac{vH}{\delta} + (1 - \tau_K) \frac{rK}{\delta} + T_r$$

以上から政府の予算制約は次式となる。

$$(2.3) \quad \delta T_r + (1 - \delta) T_p = \tau_H vH - C_H(\tau_H) vH + \tau_K rK - C_K(\tau_K) rK$$

左辺は政府支出（移転支出）であり、右辺は純税収（＝税収－課税のコスト）である。(2.3) 式は、市民が目標とする移転支出を用いて、人的資本と物的資本から生まれる所得のすべてを、単に再分配するというモデルの予算制約式である。それゆえに、民主主義においては、富裕層への移転支出 $T_r = 0$ ということの意味する。

次に、市民は自分自身にも課税しない。彼らが最も選好する税は、受け取れる純税である (2.3) 式の右辺が最大となっていることである。換言すると、市民は Laffer curve のピークに税率を設定し、税収を確保したいということである。したがって、市民が最も選好する税は、次の最大問題を解くことによって得られる。

$$\max_{\tau_H, \tau_K} (\tau_H vH - C_H(\tau_H) vH + \tau_K rK - C_K(\tau_K) rK)$$

この最大問題の一階の条件は次式となる。

$$vH = C'_H(\tau_H) vH, \quad rK = C'_K(\tau_K) rK$$

したがって、次式が導かれる。

$$(2.4) \quad C'_H(\tau_H) = 1, \quad C'_K(\tau_K) = 1$$

すなわち、各生産要素の課税の限界費用が 1 に等しいことを示している。したがって、 $C'_K(\tau) < C'_H(\tau)$ 、という仮説は、 $\tau_H^p < \tau_K^p$ ということの意味する。

次に、この民主的課税の富裕層に対する純負荷を検討する。その負荷は富裕層から失われる再分配額として定義する。富裕層には移転支出がないので、これは彼らが支払う税に等しく、次式で表わされる。

$$\text{Burden}(\tau_H^p, \tau_K^p) = \tau_H^p vH + \tau_K^p rK$$

この課税の純負荷を国民所得 Y の一定割合と定義し、かつ、(1.3) 式の各生産要素の分配率と人的資本集約度 $h=H/K$ を用いると、課税の純負荷 B は次式で表わすことができる。

$$(2.5) \quad B = \frac{\text{Burden}(\tau_H^p, \tau_K^p)}{Y} = \tau_H^p \frac{h}{h+\sigma} + \tau_K^p \frac{\sigma}{h+\sigma}$$

まず、(2.4) から税率 τ_H^p, τ_K^p は、人的資本集約度 h と独立である。(2.5) は、経済がより人的資本集約的になると、富裕層にとって民主主義の負荷は減少するということである。このことは、人的資本が物的資本よりも課税することに魅力的ではないということの意味する。課税の純負荷 B は、人的資本集約度 h と負の関係にある。(2.5) の微分係数は負であり、民主主義の負荷は人的資本の集約度の上昇とともに低下することを意味している。

$$(2.6) \quad \frac{dB}{dh} = \frac{(\tau_H^p - \tau_K^p)\sigma}{(h+\sigma)^2} < 0$$

(2.6) 式の符号は $\tau_H^p < \tau_K^p$ から導かれる。これは、富裕層が物的資本よりも人的資本により投資するとき、富裕層が民主主義の意思決定に反対しないもう一つの理由である。すなわち、富裕層が人的資本形成や研究開発投資に積極的である場合、少数派である富裕層は、多数派の支持する政策に対抗する姿勢が緩和され、積極的に支持することを意味している。それは民主主義が、物的資本よりも人的資本に課税しないからに他ならない。

2.3 人的資本の蓄積と民主主義の安定性

民主主義は、富裕層からの多くの再分配と富裕層へのさらなる大きな負荷とを期待している。そしてここでは、その民主主義の負荷は、人的資本よりも物的資本が大きく、また、富裕層にとっての人的資本は、物的資本よりも重要な資産であるという前提の下で、物的資本と人的資本に異なる課税を課す場合におけるクーデターの可能性を分析する。このゲームの構造は、Acemoglu and Robinson (2006) の Ch.7 に

基づいており、クーデターの過程における各資源の破壊率（生産要素の喪失率または利用率の低下） ϕ は、同じであると仮定される。

もし、市民が最も選好する税と移転支出を設定し得るならば、人的資本と物的資本への課税は、(2.4)式であり、また、富裕層への移転支出は $T_r=0$ である。これは、各市民への移転支出が次式によって与えられることを意味する。そして、これは市民が選好する移転支出である。

$$(2.7) \quad T_P^p = \frac{1}{1-\delta} (\tau_H^p vH - C_H(\tau_H^p) vK + \tau_K^p rK - C_K(\tau_K^p) vL)$$

スーパーサブスクリプトは、市民が選好することを示す。したがって、民主主義制度下におけるこの移転支出に対応する市民の効用 $V^p(D)$ と富裕層の効用 $V^r(D)$ は、制約のない民主主義における価値である。それぞれ次式によって与えられる。

$$(2.8) \quad V^p(D) = w + T_P^p \\ V^r(D) = (1 - \tau_H^p) \frac{vH}{\delta} + (1 - \tau_K^p) \frac{rK}{\delta}$$

なお、要素価格は(1.2)であり、税率と移転支出は、(2.4)と(2.7)である。

富裕層がクーデターを起こすかどうかは、民主主義の継続の価値と非民主主義の価値に依存する。市民は、クーデターを避けるために再度、資本と人的資本所得についての課税を設定する。これは市民の富裕層への譲歩を意味し、この税は、市民が最も選好する税 τ_H^p 、 τ_K^p とは異なっているので $\tilde{\tau}_H$ 、 $\tilde{\tau}_K$ と示すことにする。そして、市民にとってこの譲歩に対応する再分配は次式である。

$$(2.9) \quad \tilde{T}_P^p = \frac{1}{1-\delta} (\tilde{\tau}_H vH - C_H(\tilde{\tau}_H) vK + \tilde{\tau}_K rK - C_K(\tilde{\tau}_K) rK)$$

クーデターの可能性がある場合、市民は富裕層への移転支出ではなく、むしろ、物的資本と人的資本への課税をカットするということは明らかである。その理由はこれらの税が歪んでいるからである。もし、労働所得に課税することも認めた場合、市民はクーデターを避けるた

めに富裕層に資源を移転し、彼ら自身にも課税することが最適である、ということに気がつくものと思われる。

この市民の譲歩の後に、富裕層はクーデターを引き起こすどうかを決定する。もし、富裕層がそうするならば、社会は非民主主義に代わる（政権交代が起こる）。富裕層は新たに税をセットする。当然、彼らは彼らの最も選好する税率を選択する。すなわち、自分自身に課税しない： $\tau_H^N = \tau_K^N = 0$ 。結果として、(1.5) と (1.6) 式及び破壊率 φ から、このゲームの各市民と富裕層は、次式で表わされる各利得 $V^p(C, \varphi)$, $V^r(C, \varphi)$ を受け取り終る。

$$(2.10) \quad V^p(C, \varphi) = (1-\theta)(1-\varphi)^\theta \left[\frac{H+\sigma K}{1-\delta} \right]^\theta$$

$$V^r(C, \varphi) = \frac{\theta}{\delta}(1-\varphi)^\theta (H+\sigma K)^\theta (1-\delta)^{1-\theta} = \frac{\theta}{\delta}(1-\varphi)^\theta Y$$

もし、富裕層がクーデターを起こさない場合、政治体制は民主主義が継続する。このケースでは、さらに次の段階に進むこととなり、民主主義は、前の段階で市民が約束した税を再設定し得るかどうかを決定する。この段階ゲームでは、クーデターの脅威がなくなる場合、民主主義が再分配しない (i.e. 市民の推進する政策を採用しない) という、約束することが可能ではないと思われる。当然、市民によって約束した税率が選択されるかどうかは、確率的に決定される。そして、市民が税を譲歩した $\tau_H^D = \tilde{\tau}_H$, $\tau_K^D = \tilde{\tau}_K$ とき、市民と富裕層は以下の価値を受け取る。

$$(2.11) \quad V(y^p \mid \tau_H^D = \tilde{\tau}_H, \tau_K^D = \tilde{\tau}_K) = w + \tilde{T}_P^p$$

$$V(y^r \mid \tau_H^D = \tilde{\tau}_H, \tau_K^D = \tilde{\tau}_K) = (1-\tilde{\tau}_H) \frac{vH}{\delta} + (1-\tilde{\tau}_K) \frac{rK}{\delta}$$

\tilde{T}_P^p は (2.9) である。もし、税率をリセットすることを民主主義に許容した場合、彼らは、(2.8) によって与えられるような（制約のない）民主主義の価値 $V^p(D)$ と $V^r(D)$ を受け取る。したがって、民主主義に

において市民が、税率 $(\tilde{\tau}_H, \tilde{\tau}_K)$ で、富裕層に再分配しないコミットメントからもたらされる価値は次式となる。その税率 $(\tilde{\tau}_H, \tilde{\tau}_K)$ の起こる確率は p であり、税率 τ_H^p, τ_K^p の起こる確率は $(1-p)$ である。すなわち、両者の期待効用は次式で与えられる。

$$(2.12) \quad V^P(D, \tau_K^D = \tilde{\tau}_K, \tau_L^D = \tilde{\tau}_K) = w + (1-p)T_P^P + p\tilde{T}_P^P$$

$$V^r(D, \tau_H^D = \tilde{\tau}_H, \tau_K^D = \tilde{\tau}_K) = (1-p)\tilde{\tau}_H - (1-p)\tau_H^p \frac{vH}{\delta} + (1-p)\tilde{\tau}_K - (1-p)\tau_K^p \frac{rK}{\delta}$$

要素価格は (1.2)、 τ_H^p, τ_K^p は税金最大の条件 (2.4) を満たし、 T_P^P は (2.7)、 \tilde{T}_P^P は (2.9) で与えられている。

この表現は市民が税率をリセットし得る状況を表わしている。それは彼らが制約されず、かつ、(2.7) で与えられるような市民が、最も選好する税 τ_K^p, τ_L^p を選んでいる確率 $(1-p)$ を踏まえている。

Backward induction によって、部分ゲーム完全均衡を特徴づけることができる。重要な問題は、富裕層の利害において、クーデターを引き起こすかどうか、市民が譲歩を約束することによって、クーデターを防ぐことができるかどうかである。

クーデターが魅力的かどうかは、クーデターが起こる条件 $V^r(C, \varphi) > V^r(D)$ が、成立しているかどうか依存している。それは、富裕層に関する課税の負荷が十分高い場合である。(2.8) と (2.10) を用いるとクーデター条件は以下のように表わされる。

$$\frac{\theta}{\delta}(1-\varphi)^\theta (H+\sigma K)^\theta (1-\delta)^{1-\theta} = \frac{\theta}{\delta}(1-\varphi)^\theta Y > (1-\tau_H^p) \frac{vH}{\delta} + (1-\tau_K^p) \frac{rK}{\delta}$$

この式に要素価格を代入して解くと、次式となる。

$$(2.13) \quad (1-\varphi)^\theta > (1-\tau_H^p) \frac{h}{h+\sigma} + (1-\tau_K^p) \frac{\sigma}{h+\sigma}$$

この条件が満たされないとき、民主主義は十分に強固にされる⁽⁵⁾。 $\tau_H^p = \tau_K^p$ のとき、この条件は、 h と独立となる。そして、 $\tau_H^p < \tau_K^p$ のとき、右辺は h の増加関数である。すなわち、 $\tau_H^p < \tau_K^p$ は、 h の上昇とともに

民主主義を強固にしている。

対称的にこの制約が満たされるとき、民主主義は十分に強化されていない。もし、市民が行動を起こさない場合、均衡経路に沿って政変 coup が起こる。市民がとることのできる行動は、物的資本と人的資本の税率を引き下げることによって、民主主義が富裕層に課している負荷を引き下げることである。特に、市民ができる最善なことは、富裕層に課している2つの税率をゼロにすることである（すなわち、 $V^r(D, \tau_H^D=0, \tau_K^D=0)$ を約束することである）。ここで φ, φ^* について threshold を定義できる。 φ^* は (2.10) と物的資本と人的資本に課税しない場合の (2.12) 式が等しいときの φ であり、クーデターと制約された民主主義の富裕層の価値が、無差別となる物的資本や人的資本の喪失率である。もし、 $\varphi < \varphi^*$ であるならば、市民による制約された分配の約束は、富裕層に coup を思いとどまらせるには十分ではない。したがって、 $V^r(D, \tau_H^D=0, \tau_K^D=0) = V^r(C, \varphi^*)$ を満たす、 φ^* を得なければならない。これを税率の確率 $(1-p)$ で、 φ^* の threshold を解くと次式となる。すなわち、(2.12) = $V^r(D, \tau_H^D=0, \tau_K^D=0) = V^r(C, \varphi^*) = (2.10)$ を解くと次式となる。

$$(2.14) \quad \varphi^* = 1 - \left[(1 - (1-p) \tau_H^p) \frac{h}{h+\sigma} + (1 - (1-p) \tau_K^p) \frac{\sigma}{h+\sigma} \right]^{\frac{1}{\theta}}$$

この部分ゲーム完全均衡を以下のように要約することができる。

1. クーデター制約 (2.13) が満たされない場合で、 $\varphi > \varphi^*$ であるとき、民主主義は完全に強固にされている。市民は、彼らが最も選好する税率を設定する。すなわち、(2.4) によって与えられる最適税率 $\tau_H^p > 0, \tau_K^p > 0$ が設定できる。
2. クーデター制約 (2.13) が満たされ、 $\varphi \geq \varphi^*$ である場合、民主主義は準強固にされている。市民はクーデターを避けるために譲歩し、税率を τ_H^p と τ_K^p 以下に設定する。
3. クーデター制約 (2.13) が満たされ、 $\varphi < \varphi^*$ である場合、民主主義は強固にされていなく、クーデターがあり、富裕層は権力者になり、彼らが選好する税率 $\tau_H^N = 0, \tau_K^N = 0$ を設定する。

この命題の重要なことは、政変の可能性が民主主義の負荷と経済構造に依存しているということである。そこで次に、人的資本集約度 h^* と \hat{h} の2つの threshold を定義する。1つは、準強固な民主主義、もう1つは、完全に強固な民主主義である。

準強固な民主主義に対応する threshold は、(2.14) を満たす人的資本集約度であり、それを以下のように h^* と表す。

$$(2.15) \quad h^* = \frac{((1-(1-p)\tau_K^p) - (1-\varphi)^\theta) \sigma}{(1-\varphi)^\theta - (1-(1-p)\tau_H^p)}$$

また、完全に強固な民主主義に対応する threshold は、(2.15) に $p=0$ (すなわち、完全な民主主義の場合) を代入した値であり、それを以下のように \hat{h} と表す。ここで、 $\tau_H^p > 0$, $\tau_K^p > 0$ である。

$$(2.16) \quad \hat{h} = \frac{((1-\tau_K^p) - (1-\varphi)^\theta) \sigma}{(1-\varphi)^\theta - (1-\tau_H^p)}$$

この (2.16) 式の \hat{h} は、(2.13) が等号で成立している場合の人的資本集約度であり、民主主義が強固である。

次に、(2.15) の h^* と (2.16) の \hat{h} との関係を検討する。はじめに、 $p=0$ のときは、 $h^* = \hat{h}$ が成立する。さらに、次式より、 h^* は p の減少関数であることから、 $0 < p \leq 1$ において、 $h^* < \hat{h}$ が成立する。

$$(2.17) \quad \frac{dh^*}{dp} = \frac{\sigma (\tau_K^p - \tau_H^p) ((1-\varphi)^\theta - 1)}{((1-\varphi)^\theta - (1-(1-p)\tau_H^p))^2} < 0$$

ただし、 $\sigma > 0$, $(\tau_K^p - \tau_H^p) > 0$ かつ $(1-\varphi)^\theta - 1 < 0$ は前述の仮定により成り立つ。すなわち、政治的混乱による物的資本や人的資本の破壊率ないしは喪失率 (1-稼働率) φ を所与とした場合、人的資本の税率 τ_H^p が低く、物的資本の税率 τ_K^p および市民の譲歩する確率 (1-p) が高い場合には、人的資本の集約度は経済成長の要因であるとともに、民主主義を強固にする経済と政治をリンクさせる内生的要因となっている。このことは、民主的な政権交代を行っている民主主義国家において、生産要素に対して異なる課税政策を採用するならば、1人当たりの人的資本ストックの蓄積が、経済成長と民主主義の質的改善とを同時に

進化させることを意味している。

先の命題から (2.15) と (2.16) によって与えられる h^* と \hat{h} に関して、政治的混乱による生産要素の破壊率 φ が正であるとき、ゲームによって説明される社会は、以下のように記述される。

h^* と \hat{h} の定義する一意的ゲームの均衡は、 $h < h^*$ の場合、民主主義が強固にされていない社会であり、 $h^* \leq k < \hat{h}$ の社会は、準強固にされた社会であり、 $\hat{h} \leq k$ の社会は、十分強固な民主主義社会である。

人的資本が物的資本と比較してより重要になるとき、または、農業や製造業から人的サービス産業中心の経済への移行は、少数派の富裕層が民主主義に反対しなくなり、民主主義に対抗する脅威は低下する。このことが起こる理由は、民主主義の負荷が富裕層の資産構成とは独立ではなく、彼らの政治的不安定性に対する異なる態度は、政治的混乱が引き起こすコストとともに、民主主義の負荷と人的資本集約度、すなわち、経済構造に依存している、ということである。われわれの社会において、最も重要なことは、富裕層の全てが、民主主義からの便益を均等に享受してはいない（不利益を被ることはない）ということである。ここでは、生産要素が非弾力的である場合、より重税が課されるモデルを構築することによって、民主主義の負荷が異なることを明らかにした。富裕層にとって、人的資本が所得の重要な源泉であるとき、この民主主義の異なる負荷が、人的資本集約度を上昇させるとともに、民主主義の強固さをさらに促進させることになる (Acemoglu and Robinson (2006), p.307)。

3 人的資本の供給弾力性と課税制度

公平・中立・簡素さらには成長という基本的な課税原則に基づく各国の課税制度は様々である。また、その課税原則に基づく税制改革についても、様々な方向が提案されている⁽⁶⁾。本節では、まず、課税制度について、マクロ経済の均衡条件に基づいた整理を行い、労働と資本の供給弾力性に基づく税制改革の3つの方向について要約する。そ

して、課税制度が経済的パフォーマンスに与えるだけでなく、民主主義の負荷や改善にも影響を与えることを踏まえて、労働所得に軽課と資本所得に重課する X tax について紹介し、その経済効果について検討する。

3.1 課税制度

まず、国民経済計算の総需要（総支出）と総供給（付加価値）の均衡条件および国民所得の三面等価の原則から、消費＋民間貯蓄＋所得税＝労働所得（雇用者報酬）＋資本所得（営業余剰）＋間接税が成立している。本稿ではこの式を利用して、課税ベースと民主主義の負荷である税率格差の是非について検討する。

粗投資から減価償却を控除した投資 I を含む総需要と純国内総生産 Y の均衡条件は次式で表される。

$$(3.1) \quad Y = \text{消費 } C + \text{純投資 } I + \text{政府支出 } G + \text{輸出 } EX - \text{輸入 } IM = \text{付加価値}$$

この式は、国民貯蓄 $S = Y - C - G$ を、民間貯蓄と政府貯蓄に分割し、整理すると次式となる。

$$(3.2) \quad C + \text{民間貯蓄} + \text{税金} = C + I + G + EX - IM = \text{付加価値}$$

課税制度を検討するために、総需要と政府部門および外国を除くと、国民所得＝付加価値の次式が得られる。

$$(3.3) \quad C + \text{貯蓄} = \text{労働所得 (雇用者報酬)} + \text{資本所得 (営業余剰)}$$

この式の左辺に課税するのが所得課税であり、右辺に課税するのが付加価値税である。また、この式を消費 C について解くと次式となる。

$$(3.4) \quad C = \text{労働所得 (雇用者報酬)} + \text{資本所得 (営業余剰)} - \text{貯蓄}$$

この式の左辺に課税する税制が消費課税であり、貯蓄には課税しない税制となる。そして、右辺に課税する税制が付加価値税である。さ

らに、財市場の均衡条件から、右辺を貯蓄ではなく、投資を用いると、マクロ経済の均衡条件は次式で表される。

$$(3.5) \quad \text{消費} = \text{労働所得 (雇用者報酬)} + \text{資本所得 (営業余剰)} - \text{投資支出}$$

この右辺の労働所得に課税するのが労働所得税であり、資本所得－投資支出に課税する法人税がキャッシュフロー法人税である。

(3.5) 式の左辺への課税は、社会から取り出す罪に対する罰（課税）と解釈することもできる。一方、右辺への課税は、社会に貢献したこと（新たに創出した価値）に対する罰を課していることになる。いずれに軽課するのか、いずれに重課すべきかについての答えは明白である⁽⁷⁾。

(3.3) と (3.4) 式の右辺の社会的な貢献に対していずれに軽課するのか、いずれに重課すべきかに関する従来から支持されてきた見解は、生産要素の供給弾力性である。また、このような二元的な所得課税ではなく、垂直的公平性の観点において、労働所得や資本所得などを合計した総所得に累進税率を適用するという総合課税主義（包括的所得税主義）に基づく税制が望ましいものとされ支持されてきた。そして特に、課税の公平性という基本理念から消費を課税ベースとする消費課税 consumption tax よりも、所得を課税ベースとする所得課税 income tax が望ましい税制として日本をはじめ諸外国で採用されてきた⁽⁸⁾。

3.2 生産要素の供給弾力性と税制改革

「労働供給の弾力性が高い場合、税制改革を間違っって行うことは、非常に悪い経済的影響をもたらすことになる」(Prescott (2005), p.124)。労働は移動が困難なために、労働供給は非弾力的、一方、資本は移動が容易であり弾力的であると考えられてきた。しかし、Prescott (2006) は労働供給の弾力性が小さいという推定結果について、人的資本投資を考慮していないことを指摘しており、人的資本投資を考慮したモデルによる労働供給の弾力性の推定値が 0.3 から 3.7 に急上昇していることを示している (p.227)。さらに、Imai and Keane (2004) は、人的資本

蓄積を考慮したモデルに基づいた異時点間の労働供給の代替弾力性を 3.82 と推定している (p.618)。

また、Prescott (2002) は、同時点のタックスウェッジ tax wedge、いわゆる、課税後の賃金と課税後の消費財の価格との相対価格を推定し、税制が家計の消費と労働供給に与える効果の大きさを推定している。フランス、イギリス、アメリカの課税後の賃金で測る消費財のタックスウェッジは、それぞれ、2.6、1.82、1.66 であり、フランスが最も高く、アメリカが最も低い⁽⁹⁾。Prescott はこのような推定結果から、フランスが税制改革を行い、アメリカのタックスウェッジと同じようにするならば、雇用や GDP が増加し、厚生水準は 19% 改善するというを示した。このようなフランスの税制がアメリカよりも労働投入量を 30% 低くしている理由であり、税制が景気後退や繁栄の要因となっていることを指摘している。なお、坂井 (2010) と坂井・坂本 (2011) は、日本の tax wedge を推定している⁽¹⁰⁾。

さらに、Prescott (2002) は、仏と米国の消費と労働所得税率の差が労働力人口一人当たりの労働投入量における 30% の差のすべてを事実上説明していると指摘している (p.9)。彼は、スイスの 1970 年代に比較して 30% の総生産の低下や、日本の 1991 年との比較における 20% の低下、アイスランドの 1970 年に比較して 60% の増加という景気後退と繁栄は、技術と資本の 2 つの要因以上に労働要因が重要であることを指摘している (p.13)⁽¹¹⁾。

生産要素の弾力性に応じて、その付加価値に課税することは、資源配分の効率性の観点において望ましいものである。異なる所得に分離して課税する制度は、包括的所得課税または総合課税主義とは異なる二元的所得税である。この分離課税制度は、所得を勤労所得と資本所得に二分する北欧の二元的所得税制である。勤労所得は人的資本が生み出す所得、具体的には、賃金給与や年金をいう。資本所得は、人的資産以外の金融資産や実物資産が生み出す所得であり、利子・配当・地代・家賃や株や土地のキャピタルゲインなどからなる。労働所得に

は累進税率を適用し、資本所得には均一の比例税率を適用し、その税率は労働所得税の最低限界税率を設定する、というものである（馬場（2006）, p.26）⁽¹²⁾。

しかし、前節のモデルに基づくならば、この二元的所得税は人的資本蓄積を抑制し、経済成長と民主主義の進化に負の影響を与えることが予想される。もし、2つの生産要素の供給弾力性が等しいならば、その付加価値への課税の税率は同率であることが望ましい。このような観点からの税制改革の提案は、Flat tax（フラットタックス）となる。Hall and Rabushka（1996）は、賃金所得と資本所得（法人所得）に2つの付加価値に同率の比例税を課すという Flat tax を提案している。この消費課税の特徴は、家計（労働）と企業（資本）が新たに生み出した付加価値に同一のフラットな税率を課すことに特徴がある。個人段階では賃金（年金も含む）のみに課税し、利子・配当・キャピタルゲインなどの投資収益には課税されず、企業の段階における法人所得において課税されるので、二重課税の問題が回避されている。このような税制は貯蓄を刺激し、資本蓄積が行われることから、経済成長が期待される。また、企業への課税は、売上げから賃金・年金や経常費用を控除し、さらに投資が即時全額控除されるので、企業の資金調達に対して中立であり、租税回避行動はなくなるものと考えられている。さらに、資本所得の税率を賃金所得の最高税率に等しく設定していることから、企業の所得移転のインセンティブを取り除いている⁽¹³⁾。

もし、労働が弾力的、資本が非弾力的であるならば、労働所得に軽課、資本所得に重課することが、効率的資源配分を実現するだけでなく、人的資本の蓄積を促進し、同時に民主主義の質的改善も実現する経路を切り開くことになる。このような税制改革のひとつに、X tax（エクスタックス）があげられる。Bradford（1986）、（2004）、（1996）、（2005）は、Hall and Rabushka の Flat tax の変形であるという税制改革を提案している。X tax は、Bradford（1986, 1996）がアメリカの法人と個人の所得税に替わる租税制度として考案されたものである（Bradford

(2004), p.1)。

この X tax は、企業税 (business tax) と給与税 (compensation tax) の 2 つから構成されている (Bradford (2005), p.13)。前者は法的な企業形態に関係なく単一税率で、企業に課税される。その課税ベースは、企業資産を含む財・サービス (金融資産は除く) のすべての販売総額から、他の企業からの財・サービスの購入総額 (固定資産の購入も含まれる) を差し引いた付加価値である。それは、控除方式の付加価値税と呼ばれる。付加価値税と異なるのは、労働者への支払いも即控除される⁽¹⁴⁾。

給与税は労働者に課税される。課税ベースは労働サービスに対して支払われる所得である。個人が企業活動をしている場合にも同様に課税される。企業税と異なるのは累進税率で課税されることである。その税率は、ゼロの所得層と高い所得を受け取る所得層にはより高率で、そしてトップクラスには、企業税率に少なくとも同率かより低い税率が課せられる。さらに、現行の所得税制と同様に所得税控除が提案されている (Bradford (2005), p.14)。

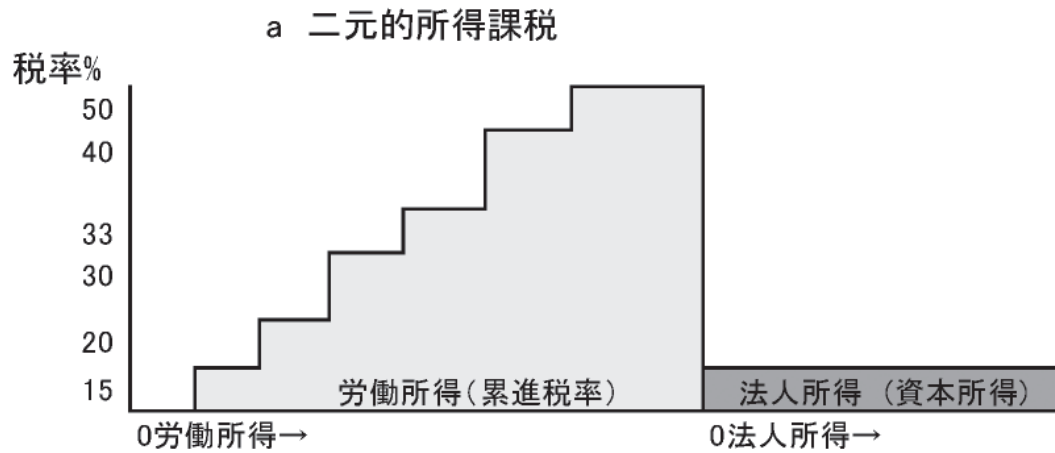
以上の 3 つの税制改革の概念図が図 1 に示されている。

3.3 X tax とその経済効果

X tax の特徴は、付加価値を課税ベースとする消費課税であるが、その付加価値に対する課税は、労働所得に累進税率を課し、資本所得 (法人所得) に比例税を課し、労働所得に軽課、資本所得に重課していることである⁽¹⁵⁾。これは、二元的所得課税とは逆の課税制度になっている。したがって、前節のモデルから X tax は、物的資本よりも人的資本の蓄積を促進するとともに、民主主義の改善と経済的な進歩を同時に実現する税制改革と考えられる。

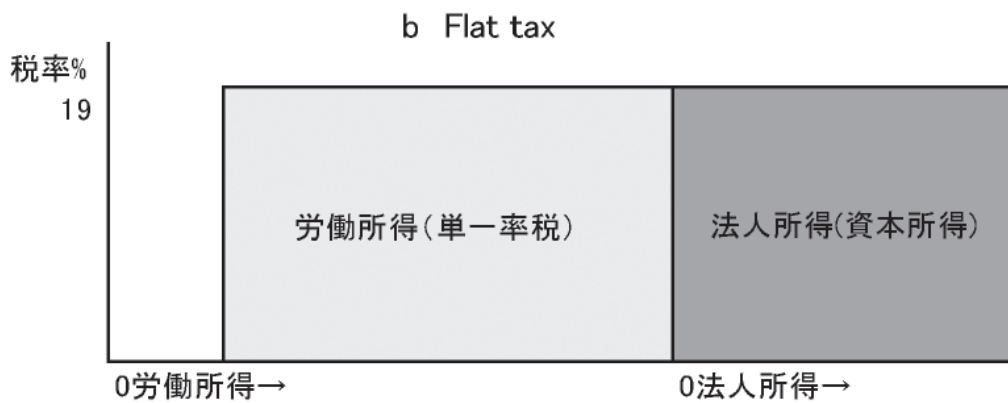
また、X tax は課税制度の管理運営の容易さを重視し、企業税と給与税の両方から金融取引を除いている。一般的な資金の貸し借り、株式の発行や購入、配当の支払いや受け取りは、X tax の課税ベースには入っていない。

図1 二元的所得税、Flat tax と X tax との比較 (概念図)

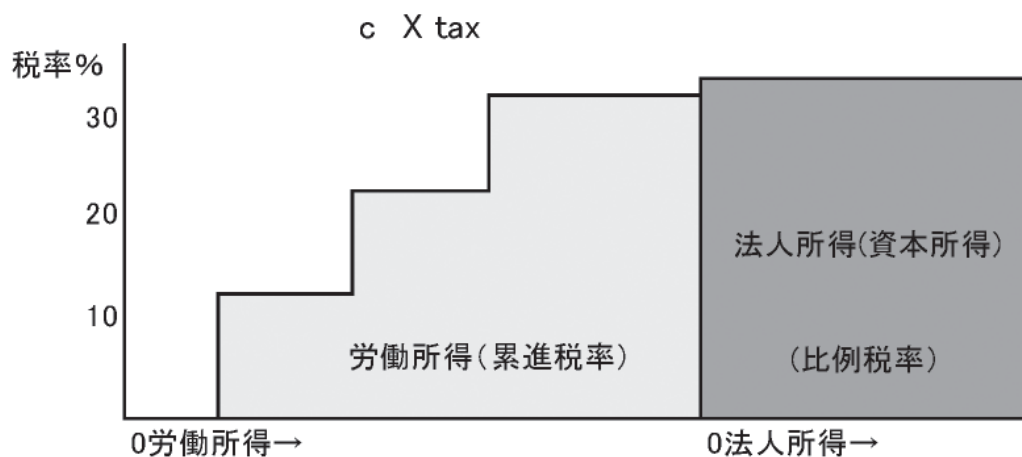


注1 法人税率は労働所得税の最低税率に等しい。

注2 税率は平成25年度の日本の所得税率+個人住民税率10% (財務省資料)



注1 税率19%は、Hall and Rabushka (1996), p.30による。



注1 法人税率は所得税の最高累進税率にほぼ等しい。

注2 税率は30%は、Bradford (2005), p.14による。

X tax の企業税と給与税の税率とその課税範囲は、税収（歳入）と分配目的に沿うように設定されている。所得控除とかなり広範囲な課税ベースの設定とともに、給与税の最高税率を 30% 以下に、そして、最近のアメリカの所得税率の累進性に近似できるというものである。現在の法人所得税率を踏まえると、企業税率は、可能性として幾分高く設定することができることを想定している。

特に、Bradford (2005) は、X tax が現在よりも、より簡素で、より透明なシステムにすることが可能であるだけでなく、一般的に資本所得といわれていることに関係している最も重要な問題が解決できることを強調している。彼は 税制の複雑化に伴う実質的なコンプライアンスコストの削減等など、X tax による税制改革の主要な期待される成果について、法人と個人所得課税の統合や金融に関する技術革新をはじめとして、以下の 8 つの効果を上げている⁽¹⁶⁾。

1. 法人と個人所得課税の統合

課税当局が、法人税の回避と逃避によって失う税収を防止するための支出やそのための規制や複雑な規定が不必要になるとともに、法人に関する分離課税を一掃できることを主要な成果の一つに挙げている。

2. 金融サービスに関する技術革新への対応

近年における金融に関する技術革新が誕生し、それに対応して新しい資金調達方法と新しい課税ルールが取り入れられてきた。豊富な資金や金融サービスに対するニーズの多様化から多くの金融商品の開発努力が行われている一方で、課税を回避するための無駄な工夫や技術革新の制約は社会的な損失であり、市場経済の活力を失わせるものである。X tax は、この両者が解決できるとしている。Bradford が提案した X tax の課税ベースには、個人と企業の金融取引は含まれてはいない。

3. 利子課税（控除）についての混乱の解消

金融資産の蓄積によって増加した利子の支払いおよび利子所得に関する税制は、極めて複雑化している。この主たる原因は、経済のグ

ローバル化に伴い巨額な資金の国際間移動があり、課税当局がこの資金移動を把握するための特別ルールが必要となっていることが考えられる。X tax は、課税の簡素化をはかるために、利子課税（利子控除）の廃止を提案している。

4. 課税ベースからキャピタルゲインを除く

X tax は、キャピタルゲインに関する論争や課税当局と納税者との争いに終止符をつけることが可能となる。キャピタルゲインは不労所得であり、かつ、高額所得が得られることから、公平の観点から高率の累進税を課すことが望ましいという見解やリスクに対する報酬は課税すべきではないという見解をはじめとして論争がなされてきた。X tax では、企業資産に関してはキャッシュフローベースに基づき課税され、個人的に所有される金融証券は課税ベースには入っていない。

5. インフレーションに対応可能な税制

課税ベースから金融取引を除くことは、インフレーションについての課税ベースを調整することが実行可能で、比較的簡単化され、課税を企業段階に限定したということを意味している。物価変動に伴う税負担の調整を自動化する方法が、物価の指数を利用して実質税額を計算し、課税する方法よりもはるかに簡単であり実行可能である。

6. 自宅を含む公平な投資活動の場を創出

X tax では、企業投資の取り扱いは統一的で自動化される。それは、法的実体やインフレーション率に関係のない措置となる。例えば、正しい減価償却額についての判断を必要としない。また、この自動化は、自宅への住宅投資や企業の設備投資からの投資収益に対する課税も均等化される。しかし、現行税制における住宅投資に対する暗黙的な補助金が、経済システムの費用を最も歪めている欠点のひとつであるとも指摘されている。

7. 退職貯蓄制度の複雑な仕組みを解決

X tax は、現行制度の課税回避の措置がとられている退職貯蓄システムの資格証明に関係する非常に複雑なルールは、全く必要ないと指摘

している。すべての貯蓄は本質的に証明が与えられた退職計画と経済的に均等に扱われる。それらのルールは税の悪用を防ぐために立案されている。

8. 個人に関するファイル化の容易

X tax の小さな注目すべき特徴は、個人ファイルの促進とその利用が容易となるということである。それ故に、結婚税や補助金も除かれている。日本でも税金だけでなく年金、医療、保健などの個人に関するファイル化（国民番号制度）は、論争途上であるが、税制改革とともに推進すべき課題と思われる。

以上は、Bradford が提案した税制改革 X tax の期待される効果である。また、Altig et al (2001) は、比例所得税 (proportional income tax)、比例消費税 (proportional consumption tax)、標準的な Flat tax、移行措置策のある Flat tax と X tax の5つのアメリカの租税改革案についてのシミュレーション分析を行っている。この5つの税制改革案に共通なことは、すべての課税ベースの控除の廃止と設備投資の全額控除と税率のフラット化である。Flat tax と X tax は現行税制と同様に基礎控除があり、また、X tax だけが賃金所得に累進税率が採用されている。この累進税制の賃金所得の最高税率 30% に等しいキャッシュフロー税 (法人税) 率を企業に設定している⁽¹⁷⁾。

彼らの国民所得、資本ストック、労働供給、貯蓄率、賃金、税率などのシミュレーション結果は、比例消費税が他の税制改革案よりも税率は低く、最も大きな長期的効果を生み出している。次に税率が低く、長期的に良好なマクロパフォーマンスを実現している税制改革は X tax である (p.587)。しかし、比例消費税は12の所得階層別における低所得層の現役世代（特に若年層）と将来世代のいずれの世代も厚生水準が大幅に低下しており、低所得層にとっては不利益を被る税制改革となっている。そして、中間層とそれ以上の所得層は、大きな便益の受益者となっているので、公平性の観点からは、歪みのある税制改革といえる。

一方、X tax の改革案は、将来世代のすべての所得層の厚生水準が大幅に改善している。特に低所得層の改善が大きい。すなわち、将来世代ほど生涯所得が増加している。このことは X tax の税制改革が厚生水準の改善に関して、長期の累積効果をもっていることを意味している。そして、この改革による厚生改善効果の所得階層間の格差は、他の改革案よりもより小さいものとなっている。したがって、経済成長とともに公平性も実現している税制改革と考えることができる (p.591)。

この結果、X tax の税制改革は、現在の賃金所得の累進税制を維持するにもかかわらず、その税率が現行以下に設定することが可能となり、大きな長期的効果（国民所得、資本ストックや労働供給の増加）を生み出している⁽¹⁸⁾。

このようなアメリカの税制改革のシミュレーション結果や人的資本の供給弾力性が物的資本よりも大きいという実証分析結果、さらには労働所得に軽課、資本所得に重課という課税制度は、人的資本の蓄積を促進するだけでなく、民主主義の改善と経済的進歩を同時に実現している可能性を示唆するものである。そこで次節では、OECD 諸国のデータを利用して、課税制度と民主主義および経済的パフォーマンスとの関係についての実証分析を行う。

4 課税制度と人的資本および経済成長の実証分析

資本所得（営業余利）は、労働所得（雇用者報酬）とは異なり、競争市場からの逸脱により生産費用を超える超過利潤を含んでいる。それは競争の不完全性が、人為的に希少性を引き起こし、競争市場よりも価格を高く設定することが可能となり、それによって利潤獲得機会を拡大させているからである。それゆえに、資本所得には、レントの性格をもつ収益が含まれている。このようなレントに重課することは、市場メカニズムを生かす上においても望ましい課税制度である。さらに、労働および人的資本が物的資本よりも、弾力的である場合、人的資本に軽課、物的資本に重課の課税制度を支持する理論的根拠がある。そ

これは、本稿第2節の命題である人的資本の蓄積とそれに伴う民主主義の質的改善と経済成長の促進である。労働所得に重課、資本所得に軽課する社会よりも、労働所得に軽課、資本所得に重課する社会は、前者の社会と比較して、人的資本の蓄積と民主主義の質的改善さらには経済成長を一層促進しているものと予想される。そこで本節では、この命題について、OECDのデータを利用して実証分析を行う。

4.1 OECD 諸国の課税構造と税制改革

表1はOECD諸国の法人と個人の租負担率（法人税/個人税）のデータである。第2と6列は、1965年～2011年の租税比率の平均であり、第3と7列は2004年～2011年の平均である。この租税比率データは、当該国における最近の課税構造と税制改革の方向を示している。2つの平均値は、資本所得に重課し、労働所得に軽課しているかどうかを、そして、第4列と第8列は2つの平均値の差であり、資本所得に重課する税制改革か、あるいは逆の労働所得に重課する税制改革かを把握している。このOECD諸国の法人所得税は資本所得への課税額、個人所得税は労働（人的資本を含む）所得への課税額を近似しているものと考えられる。

まず、第3列と第7列から資本所得税額>労働所得税額であるその租税比率が1を超える国は、Czech、韓国、Norway、Slovakの4カ国のみであり、他のOECD諸国は資本所得に軽課、労働所得に重課という課税構造である。資本所得税が労働所得税の3分の1以下の国は、特に、資本所得に軽課、労働所得に重課している課税政策を採用している国と考えられる。そのような国は、DenmarkとIcelandの0.13を最小として、14カ国に達している。日本はその比率が0.73であり、税額の比率からは資本に軽課、労働に重課であるが、OECD諸国では、資本所得に重課、労働所得に軽課の国に入っている。日本0.73、Luxembourg0.73、韓国1.02、Czech1.02、Slovak1.07、Norway1.13以外の各国は0.6以下であり、資本に軽課、労働に重課の課税構造の国は

表1 OECD 諸国の租税比率と課税構造・税制改革

Country	課税構造 65	課税構造 04	税制改革	Country	課税構造 65	課税構造 04	税制改革
Australia	0.361	0.523	0.163	Japan	0.844	0.732	-0.112
Austria	0.188	0.228	0.040	Korea	0.860	1.023	0.163
Belgium	0.199	0.246	0.046	Luxembourg	0.726	0.722	-0.003
Canada	0.293	0.297	0.003	Mexico	.	.	.
Chile	.	.	.	Netherlands	0.358	0.385	0.027
Czech	0.989	1.021	0.032	New Zealand	0.259	0.347	0.088
Denmark	0.088	0.132	0.044	Norway	0.489	1.131	0.642
Estonia	0.240	0.268	0.028	Poland	0.802	0.525	-0.277
Finland	0.166	0.237	0.071	Portugal	0.525	0.556	0.032
France	0.430	0.335	-0.095	Slovak	0.986	1.070	0.084
Germany	0.182	0.205	0.023	Slovenia	0.300	0.413	0.113
Greece	0.413	0.562	0.149	Spain	0.423	0.449	0.027
Hungary	0.304	0.305	0.001	Sweden	0.134	0.238	0.103
Iceland	0.111	0.132	0.021	Switzerland	0.228	0.313	0.085
Ireland	0.278	0.367	0.089	Turkey	0.290	0.467	0.178
Israel	0.399	0.486	0.087	U K	0.296	0.313	0.017
Italy	0.383	0.283	-0.100	U S	0.279	0.275	-0.004
				平均	0.401	0.456	0.055
				標準偏差	0.254	0.275	0.140

注1：データの詳細は付録を参照

注2：*taxratio*：租税比率は法人税収 / 個人税収

注3：課税構造 65 は、*taxratio* が 1965～2011 年の平均、課税構造 04 は、*taxratio* が 2004～2011 年の平均

注4：税制改革は（課税構造 04 - 課税構造 65）

26 カ国に達している⁽¹⁹⁾。

また、第2と6列の平均値 0.4 から OECD 諸国は、資本に軽課、労働に重課の課税構造を維持してきたことが理解できる。特に、北欧諸国は Norway を除き、資本所得税額は、労働所得税額の 25% 以下であり、極端な資本軽課、労働重課の課税制度を選択している。

第4と8列の2つの平均値の比較による 2000 年以降の税制改革の方向については、その比率が 0.1 以上上昇している資本所得に重課、労働所得に軽課するという明らかな税制改革は、Australia をはじめ 7 カ国である。その比率が 0.05 以上 0.1 以下で、労働軽課の改革が弱い国は、

Finlandをはじめ6カ国、その比率が負の逆の資本所得に軽課、労働所得に重課の税制改革は、日本、France、Italy、Polandの4カ国のみである。また、USA、UK、Germany、Canadaをはじめ15カ国は、租税負担率の変化は大きくはない。これらの15カ国の多くの国は、資本所得に軽課、労働所得に重課の課税構造となっている。

このようにOECD諸国の多くの国は、資本所得に軽課、労働所得に重課の課税構造である。しかし、近年のOECD諸国の税制改革は、資本所得に重課、労働所得に軽課となっている。この税制改革は、本稿第3節の民主主義の強固さと結びつくものである。

4.2 基礎データ

表2は課税構造と税制改革、経済成長率、人的資本および民主主義に関する基礎データを要約したものである。なお、データの詳細については付録に提示している。表2-1は、課税構造と代表的な民主主義指標である世界銀行の *wgi* や Polity IV (*polity*)、Freedom House による Gastil index (*gastil*)、経済的パフォーマンスの指標である実質GDPの成長率 (*gdpgdot*)、国民1人当たりの実質GDP (*gdpper*) とその成長率 (*ydot*)、そして、人的資本の蓄積を示すデータである高等教育卒業者の25~64歳の人口比率 (*educat*) 等との関係を要約している。表2-2は、税制改革の方向と上記のデータの関係を表したものである。

課税構造のデータは、第2列が各指標の平均値であり、第3列からは租税比率が示されており、第3列の租税比率は0.25以下であり、特に、資本所得に軽課、労働所得に重課している課税構造の国を表している。したがって、右の列の国ほど資本所得に重課、労働所得に軽課という課税構造を採用している。そして、最後の第6列は、最も資本所得に重課、労働所得に軽課という課税構造の国に対応している。

われわれのモデルは、人的資本に軽課が、人的資本の蓄積と民主主義の強化、さらには経済成長を実現する、という命題を導出した。したがって、第6列の民主主義指標や経済データの値が、最も高い値を

表2 基礎データ

表2-1 OECD諸国の課税構造

租税比率 課税構造 標 本	平均 労働重課 32	0.25 以下 ← 7	0.25 ~ 0.33 労働重課へ 7	0.33 ~ 0.6 労働軽課へ 12	0.7 以上 → 6
<i>taxratio65</i>	0.4007	0.1527	0.2890	0.4031	0.8157
<i>taxratio04</i>	0.4559	0.2027	0.2934	0.4513	0.9499
<i>polity</i>	9.5742	9.8750	9.6071	9.5938	9.5250
<i>gastil</i>	1.2353	1.0260	1.0974	1.3333	1.2576
<i>wgi</i>	1.1818	1.6294	1.1991	1.0319	1.1602
<i>demoage</i>	1928.48	1920.14	1897.29	1944.64	1924
<i>educat</i>	25.8242	28.7143	28.4500	23.7275	25.0375
<i>gdpper</i>	29.5036	33.1557	30.6047	26.5158	35.3647
<i>ydot</i>	1.3683	1.0543	1.0407	1.2202	1.9870
<i>gdpdot</i>	2.0665	1.5911	1.5752	2.0660	2.6144

表2-2 OECD諸国の税制改革の方向

租税比率の変化 税制改革の方向 標 本	平均 0.06 労働軽課 32	変化なし 改革なし 15	小幅増加 労働軽課 6	0.1 以上増加 労働軽課 7	負の方向 労働重課 4
<i>taxratio65</i>	0.4007	0.3467	0.3861	0.4067	0.6146
<i>taxratio04</i>	0.4559	0.3691	0.4701	0.6224	0.4685
改革の平均	0.0552	0.0223	0.0840	0.2157	-0.1461
<i>polity</i>	9.5742	9.6346	9.7083	9.5357	9.75
<i>gastil</i>	1.2353	1.0606	1.1515	1.5130	1.25
<i>wgi</i>	1.1818	1.3382	1.3628	1.0341	0.9140
<i>demoage</i>	1928.5	1917.3	1914	1943.7	1937.8
<i>edu</i>	25.8242	26.3446	28.1300	26.2708	23.025
<i>gdpper</i>	29.5036	32.7568	29.5691	28.9996	26.2341
<i>ydot</i>	1.3683	1.0086	1.7366	1.5532	1.2023
<i>gdpdot</i>	2.0665	1.5900	2.6977	2.3556	1.5291

注1：データの詳細は付録参照

注2：改革の平均は (*taxratio04* - *taxratio65*) の標本平均

とることが予想される (*gastil* と *demoage* 指標は小さい値となる)。表の民主主義指標と人的資本は、モデル予想とは一致していないが、経済パフォーマンスに関する3つの指標は、第6列の値が最も大きく、モデル予想と一致している。すなわち、資本軽課の国よりも労働軽課の国

は、1人当たりのGDPもその成長率も高くなっている。

税制改革の方向を表している表2-2の第1行目は、租税比率の変化の大きさと方向が示されている。第2列目がOECD諸国の変化の平均であり0.055である。これは租税比率が約5.5%、資本所得重課、労働所得軽課の税制改革の方向にシフトしたことを意味している。そして、第3列は、その変化が5%以下である税制改革の方向が明確ではない国を示し、第4列は、5%から10%の資本重課、労働軽課の方向への改革であり、第5列は、同10%以上の税制改革となっている。そして、最後の列は変化の方向が負である資本軽課、労働重課の税制改革を示している。

われわれの理論モデルは、資本軽課、労働重課の税制改革が、民主主義と経済成長に悪影響を与えることから、表2-2の第6列の値は、最も低くなることが予想されている。表2-2の第6列と第5列の結果は、民主主義指標 wgi 、人的資本、そして経済成長の指標のすべてが、モデル予想と一致している。すなわち、近年における労働重課、資本軽課という税制改革を行った国は、民主主義の質的改善と人的資本の蓄積を制約し、経済成長を抑制したことが予想される。しかし、第3列から第5列の資本重課、労働軽課に対応して、民主主義や経済成長が改善するという対応関係は確認することはできない。

4.3 実証分析

表2の基礎データは、課税構造が民主主義の強固さや安定性に影響を与え、かつ、人的資本の蓄積と経済成長を促進させるという、第2節の理論モデルと部分的に一致している。以下では、経済成長と課税構造および民主主義と人的資本との関係に関する実証分析結果を提示する。

表3は1人当たりの実質GDP成長率 $ydot$ と実質GDP成長率 $gdpdot$ を従属変数とするOLSの推定結果である⁽²⁰⁾。表3-1のモデルは、租税比率 $taxratio$ と民主主義指標 $polity$ および従属変数のラグ

表 3 - 1 経済成長と課税構造の推定結果 (OLS)

モデル	モデル 1a	モデル 1b	モデル 2a	モデル 2b	モデル 3a	モデル 3b
従属変数	<i>ydot</i>	<i>gdpdot</i>	<i>ydot</i>	<i>gdpdot</i>	<i>ydot</i>	<i>gdpdot</i>
切片	0.5491	1.224	9.9978	10.8633	9.934	11.1478
租税比： <i>taxratio</i>	1.6219 (0.8465)*	1.6091 (0.8709)*	1.5497 (0.7436)**	1.4683 (0.7824)*	1.4884 (0.7376)*	1.3511 (0.7808)*
<i>polity</i>			-0.973 (0.2623)***	-0.9952 (0.276)***	-0.931 (0.2621)***	-0.9892 (0.2769)***
lag (<i>ydot</i>) lag (<i>gdpdot</i>)					-0.2296 (0.1432)	-0.1602 (0.1442)
R-Square	0.0793	0.0723	0.3817	0.3571	0.4157	0.3784
標本	32	32	30	30	29	29

注 1：() 内の値は標準誤差であり、* は 10%、** は 5%、*** は 1% で有意である。

注 2：R-Square は、自由度調整済み決定係数である。

表 3 - 2 経済成長と課税構造の推定結果 (OLS)

モデル	モデル 4a	モデル 4b	モデル 5a	モデル 5b	モデル 6a	モデル 6b
従属変数	<i>ydot</i>	<i>gdpdot</i>	<i>ydot</i>	<i>gdpdot</i>	<i>ydot</i>	<i>gdpdot</i>
切片	9.197	12.0785	7.3671	6.5942	8.8324	8.0356
租税比： <i>taxratio</i>	1.4309 (0.8402)	1.3434 (0.8353)	1.5888 (0.7633)**	1.4985 (0.7648)*	1.3514 (0.8527)	1.3414 (0.834)
<i>polity</i>	-0.8781 (0.4001)**	-4.1739 (0.3977)***	-0.9024 (0.2819)***	-0.897 (0.2825)***	-0.7955 (0.4171)*	-1.013 (0.4074)**
lag (<i>ydot</i>) lag (<i>gdpdot</i>)					-0.3071 (0.2054)	-0.0981 (0.1956)
人的資本： <i>educat</i>	0.0112 (0.0364)	0.0302 (0.0362)			-0.0162 (0.0399)	0.0046 (0.0418)
経過年数： <i>age</i>	-1.0405 (1.2381)	-0.6788 (1.2308)			-0.3355 (1.3172)	0.0389 (1.3623)
雇用： <i>laglabour</i>			0.0269 (0.0301)	0.0455 (0.0302)	0.0061 (0.0352)	0.042 (0.0343)
R-Square	0.2728	0.2962	0.3755	0.4022	0.2973	0.3296
標本	27	27	29	29	26	26

注 1：() 内の値は標準誤差であり、* は 10%、** は 5%、*** は 1% で有意である。

注 2：R-Square は、調整済み決定係数である。

変数を説明変数とする推定結果である。租税比率の係数はいずれも正であり、5%で統計的に有意である。この推定結果は租税比率の1%の上昇、すなわち、労働軽課、資本重課への税制改革が、成長率を年1.5%前後高めることを意味している。表3-2のモデルでは、2つのモデルだけが有意であるが、租税比率の係数の推定値は1.5前後となっている。

経済成長と民主主義指標 *polity* との関係は、すべてのモデルにおいて、統計的に有意で、負の関係が確認されている。われわれの理論モデルは、民主主義と経済との間に、正の相関関係を予想するものであったが、実証分析結果は逆の関係となっている。このことは Lipsit 仮説に反して、民主主義の質的改善には、所得分配の公平性や機会の公平性の実現のためのコスト負担が伴っており、そのことが経済成長を制約するとともに、民主主義制度（選挙制度や政府の形）が経済成長を制約していることが考えられる。なお、*gastil* や *wgi* 指標を利用したモデルは、不安定な推定結果であった。

人的資本の係数 *educat* は、推定した4つのモデルとも不安定な結果であり、人的資本と経済成長との間に有意な関係は確認されなかった。本稿で利用した人的資本は、OECDのデータベースから得られた2006年までのデータであり、他のデータとの整合性は不完全であった。しかし、すべてのデータの標本期間を2006年までに統一した基礎データも、本稿の表2と同様な結果を得た。したがって、この人的資本の係数の不安定な推定結果は、データの標本期間によるものではないものと考えられる。人的資本は経済成長に有意な影響力をもたないというよりは、むしろ、推定方法や説明変数の欠如などの理由も予想される。

また、経済成長率は歴史、とくに民主主義の歴史や景気変動にも影響されることから、民主主義の歴史 *age* 変数と雇用データである雇用率、労働力率や労働力率の一期ラグ *laglabou* を説明変数とするモデルを推定している。しかし、これらの説明変数はいずれも有意ではなく、経済成長率への効果については確認されなかった。

5 むすび

われわれの経済は、農業経済から工業化経済へ、そして現在の人的資本が重要な経済へと変貌してきた。本稿において、経済構造が革命、圧政、クーデターや政権交代という、政変のコストに影響を与えるとともに、経済構造が異なるグループ間の民主主義の負荷や再分配政策の内容に影響を与えているという、Acemoglu and Robinson (2006) のモデルを検討し、OECD 諸国のデータを利用して実証分析を行った。われわれの分析において重要な変数は、人的資本の集約度と租税比率(法人税/個人税)であり、それが経済と政治をリンクさせる変数であった。この変数が経済構造を変化させ、民主主義のコストに影響を与え、その民主主義のコストが民主主義の形成に影響を与え、それが経済にフィードバックされるというメカニズムを考察してきた。われわれのフレームワークは、民主主義の創出や強固さと経済成長との相互依存関係を解明するものであった。

課税制度は、市場の失敗を是正し、民主主義を維持発展させるための費用負担に関わる制度である。わが国企業の国際競争力を高めるために、法人税を引き下げるという議論がある⁽²¹⁾。しかし、本稿は、そのような租税政策が、日本の経済成長を高めるのではなく、むしろ逆の影響をもたらす可能性が高いということを、理論的にも実証的にも明らかにした。その実証分析結果は、法人所得への軽課、労働所得への重課が、成長率を年 1.5% 引き下げるという可能性であった。企業のインセンティブや物的資本の蓄積は、経済成長にとって不可欠な要因であるが、同時に労働者のインセンティブや人的資本の蓄積も、重要な経済成長要因とともに、民主主義の質的改善にとってもキーとなっているということが、本稿の結論である。

本研究は、労働軽課または資本軽課という課税構造が、制度を通して成長に影響を及ぼしている媒介要因であることを明らかにした。しかし、本稿の実証分析は、Sala-i-Martin, et al. (2004) の指摘した重要

な変数が、われわれの結論に与える影響を分析していない。「良い政策と成長との間にある正のいくつかの相関関係は、単に、両者が良い制度の結果であるという、事実に起因している証拠がある。そして、制度の質をコントロールするとその相関は消失する」(Fata's and Miho (2013), p.363)。課税制度は、Sala-i-Martin, et al. (2004) が指摘した 67 の変数には含まれてはいない。制度論からのアプローチは、生産要素の蓄積、教育や技術革新等は、成長の原因ではなく、これらは成長であると位置づけている。そして、これらの諸要因は、成長の類似的な原因にすぎないのであって、比較に基づく成長の基本的な説明は、制度の差であることを強調している (Acemoglu et al. (2005), p.388)。成長要因を課税制度でコントロールすることは、今後の重要な研究テーマである。

注

* 本稿作成の過程において、瀧本太郎准教授（九州大学大学院経済学研究院）、坂本直樹准教授（東北文化学園大学）、中畷一憲准教授（兵庫県立大学）から貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。残る過誤は筆者の責任である。

(1) すべての個人の選好が single peaked である場合、median voter の選好する政策が、代替的な政策を排除し、かつ、その政策は直接民主主義において選ばれるという、median voter 定理が成立する (Acemoglu and Robinson (2006), p.94)。この定理は、民主主義の意思決定をほぼ近似していると思われる。この定理の詳細は坂井 (2014) 参照。

(2) 内閣府「経済活動別の国内総生産及び要素所得」昭和 30 年～平成 10 年、平成 2 年基準「1988 年度国民経済計算確報」および「2012 年度国民経済計算確報」、「経済活動別国内総生産」。

(3) Acemoglu and Robinson (2006), p.316。Thurow (2003) は、このような社会を知識資本主義と呼んでいる。「知識資本主義は、過去二世紀の工業化社会中心の国民経済に取って代わろうとしている」(p.263)。また、Jones and Romer (2010) は、Kaldor (1961) の成長に関する 6 つの事実に対する新しい 6 つの事実（市場の範囲の拡大、加速する成長率、成長率の多様性、国家間の大きな所得格差と TFP 格差、人的資本の増加、相対賃金の安定性）の 1 つに、労働者 1 人当たりの人的資本が、世界中で増加していることを示している。

- (4) Acemoglu and Robinson (2006) は、非民主主義社会が市民革命によって、民主主義社会の誕生や逆の民主主義社会がクーデターにより非民主主義社会が成立する等、様々なモデルを提示している。政治（民主主義）と経済（市場）の相互関係の基本的分析枠組みに関する survey は、Acemoglu and Robinson (2006), Cha.2, Acemoglu, Johnson and Robinson (2005)、Peasson and Tabellini (2013)、坂井・岩井 (2011) および坂井 (2013)、(2014) を参照。
- (5) クーデター条件は、破壊率（喪失率・(1-操業率)） φ が大きく、分配率 θ が低く、税率 τ_H^p , τ_K^p が低いとき満たさない。 $\tau_H^p < \tau_K^p$ のとき、右辺は代替率 σ と負である。
- (6) 例えば、平成 19 年 11 月の政府の税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」における、抜本的税制改革の視点とその具体的な方向性として、「公平・中立・簡素」の基本原則を踏まえながら、以下の 3 つの視点で税制改革を行う必要性を明言している。1. 国民の安心を支える税制、2. 経済・社会・地域の活力を高める税制、3. 国民・納税者の信頼を得る公正な税制。
- アメリカの税制改革の基本的理念や税制改革の方向は、伝統的かつ基本的な公平、中立、簡素という租税原則を前提としながら、特に、成長を重視したものとなっている。2005 年のアメリカの「大統領連邦税制改革委員会 (President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005))」の最終報告書のタイトルは、「簡素、公平、そして成長推進：アメリカの税制を固定するための提言 (*Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix Aamerican's Tax System*)」となっている。
- なお、諸外国の課税制度と税制改革の簡単な紹介は坂井 (2010) を参照。
- (7) Fisher (1937) は、所得の定義に関する「貯蓄前に受け取った所得のことをいうのか、貯蓄後に受け取った所得のことをいうのか」、という論争について、「何が正しい所得と呼ぶかは、明らかに後者である」(p.54)、と述べている。Fisher は実質所得に基づいて課税することを強調しており、「それは消費と呼ばれているものから構成されている」(p.34) と定義している。すなわち、所得から貯蓄を控除した消費に課税することを提案していた (坂井 (2010)、p.812 参照)。
- (8) この所得を課税ベースとする税制を所得課税または所得税体系とよび、消費を課税ベースとする税制を消費課税または消費税体系とよぶが、現行税制の所得税、消費税とは異なっている。
- (9) このことは、フランスは課税後の賃金が最も低く、課税後の消費財の価格が最も高く、アメリカは、課税後の賃金が最も高く、課税後の消費財の価格が最も安いことを意味している。また、この推定結果は、フランスの労働者は、労働供給を増加させて、消費財を追加生産することによって得られる消費財が 0.4 単位以下であることを示している。また、アメリカ

の労働者のそれは 0.6、イギリスの労働者は 0.54 である。すなわち、フランスの労働者は同じ労働提供によって、アメリカの労働者の 3 分の 2、イギリスの労働者の 4 分の 3 の消費財しか獲得することができないことを示している。

- (10) Prescott (2002) と Prescott and Chair (2004) は、フランスの税制が労働供給を他国よりも少なくし、その結果、フランスの厚生水準を他国よりも低くしていると指摘している。坂井 (2010) では、1980 年～2007 年が 1.5、80 年代 1.39、90 年代以後 2.05 と推定している。坂井・坂本 (2014) では、都道府県別の tax wedge を推定し、最小である熊本県は 1.22 であり、最大は神奈川県と滋賀県の 2.29 であり、大きな地域間格差が存在している。この tax wedge の格差は以下のことを表している。すなわち、熊本県民は、追加的労働供給 1 単位から得られる私的財が、税制によって 18% ($= (1 - 1.22^{-1}) \times 100\%$) 失われ、82% 分の私的財が得られるのに対して、神奈川県と滋賀県の県民は、それが 56% ($= (1 - 2.29^{-1}) \times 100\%$) 失われ、44% の私的財しか手に入れることはできないということである。少なくとも 23 県に関しては、tax wedge に大きな格差が存在していることを明らかにした。
- (11) 國枝 (2008) は、労働供給の弾力性等に関する Prescott (2002)、(2004) を巡る論争を紹介しつつ、わが国における現実の労働時間の分析には、税・社会保険料よりも各種給付制度のもたらすインセンティブのほうがより重要であるため、Prescott のモデルはあまり有用でないとしている。しかし、Prescott (2005) は、アメリカやヨーロッパにおいては、人々は所得税に反応しており、Spain の 1998 年の税率のフラットは、労働供給を 12% 増加させていると指摘している (p.127)。
- (12) 馬場 (2004) は、「二元的所得税論の第 1 のメッセージは、所得税体系において主役は勤労所得税に当てるべきであり、したがって、資本所得は脇役にとどまるべきであるとするものである。この主役とは、勤労所得税が所得税体系において税収調達機能と再分配機能を中心に担うことを意味する。資本所得税率を勤労所得税率以下に設定して一律に分離課税することである。この点で、二元的所得税論は、伝統的な包括的な所得税論、ないしは総合所得主義とは決別する」(p.4)、と説明している。
- (13) フラットタックスについては、田近・油井 (1996)、鈴木 (2008)、森信 (2011) 参照。
- (14) この課税ベースは、Meade (1978) 委員会のキャッシュフロー概念の R-base である (Bradford (2004), p.3)。Meade (1978) の R-ベースはレントへの課税であり、利潤から正常報酬を控除した超過利潤が課税ベースとなる。経済的レントに課税することは、投資から得られる (正常) 収益を無税にすることが可能となり、資源配分の歪みを引き起こすことが解消されることから、望ましい課税と考えることができる。この R-ベースを

課税ベースとする法人税が、企業活動にとって中立であるとともに、公平、中立、簡素及び国際性の観点から魅力的な企業税として知られている。Meade (1978) 委員会のキャッシュフロー課税については、横山 (1995)、(2007) 参照。

- (15) 法人所得への課税は、経済的レントに課税することが最も説得的であると考えられる。Meade の提案のようにキャッシュフローは経済的レントであり、超過利潤である。完全競争市場では、この超過利潤は長期的に獲得不可能な報酬である。リスクや経営努力や技術革新に対する報酬、そして短期的な需給変動に伴う意外な報酬が利潤である。これらの報酬に課税をすることは、市場経済の活力を大きく損なうことになりかねない。それは市場参加者がリスクを負担することや努力を罪 Sins であるとして、罰 punishment (課税) を課しているからである。したがって、完全競争企業の利潤は課税すべきではない。

一方、不完全競争市場における利潤は、完全競争市場の利潤とは異なる。その利潤は、リスクや技術革新や経営努力に対する報酬も含むが、その多くは市場の不完全性に基づくものである。すなわち、市場への参入を制限する技術や初期投資をはじめとして、情報の非対称性、財の質的格差、市場規模そして政府の規制に起因している。これらの市場では人為的に希少性を創出し、価格は競争市場よりも高く設定され、それによって利潤が生み出されている。このようなレントには、競争市場からの逸脱により生産費用を超える超過利潤が存在している。したがって、これらの市場の利潤への課税は正当化され、かつ、税率は労働所得税の最低税率よりも高く設定することが是認される。それは、価格を低く設定することが可能であるにもかかわらず、それを達成していない罪に対する罰 (課税) であるからである。

- (16) アメリカは 1986 年以降、15,000 に近い税制の変更を行ってきた。それは 1 日に 2 回を超える変更等に等しい。このことから、アメリカの税制が複雑になり、税制についての教育や解釈さらにはそれを執行するための監督などに膨大な時間と労力と資金が投入されてきたことが窺いしれる。各税制の変更には発起人がおり、その提案を擁護する合理的な根拠をともなっていたのである (President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005)、序文 p.v)。Bradford (2005) によって提案された X tax の税制改革は、このようなアメリカの煩雑な税制を改革することにより、持続的な成長を可能にする課税制度の構築が期待されている (p.14-17)。
- (17) フラットタックスの移行措置は、全資産の減価償却を認めるものである。Altig et al. (2001), p.586 の表 3 と p.591 参照。
- (18) 当時の連邦所得税の税率は 0.216 以下であり、X タックスの 2045 年の税率は 0.157 となっている (p.591)。
- (19) 一国の総所得に占める労働分配率は、長期的に 0.7 で安定的に推移し

てきた。このことを前提とするならば、税負担の公平性の観点から、資本と労働の租税負担率（法人税 / 個人税）は、0.4 前後ということが出来る。この 0.4 を基準として、租税負担率 0.4 以上を労働軽課（資本重課）、0.4 以下を労働重課（資本軽課）の課税構造と分類することも可能である。

(20) 統計および計量分析には、統計ソフト SAS を利用している。

(21) 「法人税の改革について」「税制調査会」平成 26 年 5 月 16 日。法人税率は日本 35.64、USA40.75、UK24.0、シンガポール 17.0 であり、日本の法人税は高いが、USA よりは低い（「法人所得課税の実効税率の国際比較」財務省資料）。

付録 データの詳細

世界銀行の Worldwide Governance Indicators は、以下の Web site を利用している。http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home および OECD の主要データは、Web site http://www.oecd.org/statistics/ を利用している。

以下は、本稿において利用したデータと出所の詳細である。

polity : Polity IV : -10 ~ +10. -10 は強固な独裁国家、+10 は強固な民主国家。2000-2010 年の平均。http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm.

gastil : Gastil Index : Political rights (政治的権利) と Civil rights (市民権) の平均、2000-2010 年の平均、1 ~ 7。小さい値がよい民主主義、Freedom House (2011)、(2007)、*Freedom in the World*。

wgi : Worldwide Governance Indicators. *Voice and Accountability Political Stability and Absence of Violence/Terrorism, Government Effectiveness, Regulatory Quality, Rule of Law, Control of Corruption* 以上 6 指標の 2004 年から 2012 年の平均値

demoage : 民主主義の成立年 (西暦)、Pesson and Tabellini (2003)、表 4.1。

educat : 人的資本 (%) : 人口 25-64 歳に占める高等教育機関卒業者の割合。2003-2006 年の平均 : www.oecd.org/statistics。

gdpper : 人口 1 人当たり実質 GDP : 2005 年価格、2004-2012 平均、www.oecd.org/statistics。

ydot : 人口 1 人当たり実質 GDP 成長率 (%) (2005 年価格) : 2004-2012 年平均、www.oecd.org/statistics。

gdpdot : 実質 GDP 成長率 (%) (2005 年価格) : 2004-2012 年平均、www.oecd.org/statistics。

taxratio : (法人所得税 / GDP) / (個人所得税 / GDP) (%)。

Taxratio65 : (法人所得税 / GDP) / (個人所得税 / GDP) : 1965 年 ~ 2011 年の平均

taxratio04 : (法人所得税 / GDP) / (個人所得税 / GDP) : 2004 年 ~ 2011 年

の平均

labour : 労働力率 = 労働人口 / 人口 (%) : Labour force participation rate
www.oecd.org/statistics。

age : 民主主義の経過年数 : 指数 = (2005 - *demoage*) ÷ 205 (:)、1800年 = 1、
Pesson and Tabellini (2003), p.81. アメリカが1となる指数である。

参考文献

Acemoglu, Daron and James A. Robinson (2006), *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*, Cambridge.

—, Simon Johnson and James A. Robinson (2005) “Institutions as the Fundamental Cause of Long-run Growth,” Aghion, Philippe and Steven N. Durlauf, ed. *Handbook of Economic Growth*, Vol.1A, North-Holland, 385-472.

Altig, David, Alan J. Auerbach, Laurence J. Kotlikoff, Kent A. Smetters and Jan Walliser (2001), “Simulating Fundamental Tax Reform in the United States,” *American Economic Review*, 91 (3), 574-95.

Auerbach and Kevin A. Hassett (ed.), *Toward Fundamental Taxreform*, AEI press. 11-31.

Bradford, David F. (1986), *Untangling the Income Tax*, Harvard University Press.

— (1996), “Treatment of Financial Services under Income and Consumption Taxes,” in Henry J. Aaron and William G. Gale, eds. *Economic Effects of Fundamental Tax Reform*, Brookings Institution Press, 437-464.

— (2004), *The X Tax in the World Economy*, AEI press.

— (2005), “A Tax System for the Twenty-first Century,” in Auerbach, Alan J. and Kevin A. Hassett (ed.), *Toward Fundamental Tax Reform*, AEI press, 123-134.

Fata’s, Antonio and Ilian Mihov (2013), Policy Volatility, Institution, and Economic Growth, *Review of Economics and Statistics*, 95 (2), 362-376.

Fisher, Irving (1937), “Income in theory and income taxation in practice”, *Econometrica*, 5, 1-55.

Hall, Robert E. and Alvin Rabushka (1996), “The Flat Tax: A Simple Progressive Consumption Tax,” in Boskin, Michael j. ed. *Frontiers of Tax Reform*, Hoover Institution Press, 27-53.

Imai, Susumu and Michael P. Keane (2004), “Intertemporal Labor Supply and Human Capital Accumulation,” *International Economic Review*, 45, 601-41.

Jones, Charles I. and Paul M. Romer (2010), “The New Kaldor Facts: Ideas,

- Institutions, Population, and Human Capital,” *American Economic Journal: Macroeconomics*, 2, 224-245.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2003), *The Economic Effects of Constitutions*, MIT Press.
- Prescott, Edward C. (2002), “Prosperity and Depression,” *American Economic Review*, 92, 1-15.
- (2004), “Why Do Americans Work So Much More Than Europeans?” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, 28, 2-13.
- And Chair, W.P. Carey (2004), “Why Do Americans Work So Much More Than Europeans?” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, 28, 2-13.
- (2005), “The Elasticity of Labor Supply and the Consequences for Tax Policy,” Auerbach, Alan J. and Kevin A. Hassett (ed.), *Toward Fundamental Tax Reform*, AEI press, 123-134.
- (2006), “Nobel Lecture The Transformation of Macroeconomic Policy and Research,” *Journal of Political Economy*, 114 (2), 203-235.
- Sala-i-Martin, Xavier, Gernot Doppelhofer, and Ronald I. Miller (2004), “Determinants of Long-Term Growth: A Bayesian Averaging of Classical Estimates (BACE) Approach,” *American Economic Review*, 94, 813-835.
- Thurow, Lester C. (2003), *Fortune Favors the Bold*, Harper Collins. 三上義一訳 (2004) 『知識資本主義』ダイヤモンド社。
- 馬場義久 (2004) 「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」日本証券経済研究所編『二元的所得税の論点と課題』(財)日本証券経済研究所、1-30。
- (2006) 「二元的所得税と法人税の課税のあり方」『企業行動の新展開と税制—ノルウエーの改革案の教訓』(財)日本証券経済研究所、26-60。
- 國枝繁樹 (2008) 「労働時間と税制—Prescott 論文を巡って」『日本労働研究雑誌』No.575, 49-61。
- 森信茂樹 (2011) 「グローバル経済下での租税政策—消費課税の新展開—」、財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」第102号、3-30。
- 坂井吉良 (2010) 「日本の tax wedge と労働供給」『日本法学』第76巻第2号、793-814。
- ・坂本直樹 (2011) 「都道府県別の tax wedge と所得格差」『政経研究』第48巻第2号、126-148。
- ・岩井奉信 (2011) 「憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究」『政経研究』第48巻第3号、109-138。
- (2013) 「民主主義のチャンネル効果と経済成長」、『政経研究』第49巻第3号、292-326。

- (2014) 「経済構造と民主主義との相互依存関係に関する研究」『政経研究』第51巻第1号、199-230。
- 鈴木将覚 (2008) 「「抜本的な」税制改革の議論～消費課税への移行と資本課税～」『みずほ総研論集』1号、pp.1-56。
- 田近英治・油井雄二 (1996) 「フラット・タックスの系譜」『税経通信』第51巻15号、32-42。
- 横山 彰 (1995) 「キャッシュ・フロー法人税へ向けて」『税研』第63号、pp.27-37。
- (2007) 「法人税の課税ベースと租税政策」武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』第3巻、税務経理協会、23-42。
- 税制調査会 (2007年11月) 「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」

執筆者紹介（掲載順）

杉本 稔 日本大学教授

三澤 真明 日本大学大学院法学研究科博士後期課程

渡辺 容一郎 日本大学教授

築場 保行 日本大学教授

山口 正春 日本大学教授

小阪 敬志 日本大学助教

石川 徳幸 日本大学専任講師

矢野 聡 日本大学教授

岩井 義和 日本大学専任講師

山村 りつ 日本大学助教

湯淺 正敏 日本大学教授

武縄 卓雄 日本大学准教授

坂井 吉良 日本大学教授

Commemorative Issue for the 125th Anniversary of the Founding of the College of Law, Nihon University

CONTENTS

Dedication

Minoru Sugimoto, Masahiro Misawa, *Changing the Two-Party System in Britain: The Rise of the UKIP*

Yoichiro Watanabe, *Studying One Nation Labour*

Yasuyuki Yanaba, *The Disorganization of a People's Commune, the Inevitability of the Production Responsibility System, and the Seeds of Corruption*

Masaharu Yamaguchi, *Labor and Wages in Adam Smith—In Relation to Workers Welfare—*

Takashi Kosaka, *Resulting Gain or Loss from Fair Value Measurement in Step Acquisition*

Noriyuki Ishikawa, *Seikyosha's Movement in Opposition to the London Navy Treaty*

Satoshi Yano, *Eugenics and Welfare*

Yoshikazu Iwai, *The Role of Public Relations in City Promotion—Constructing the Brand of Coproduction—*

Ritsu Yamamura, *Individualization and Allocation of Resources for Employment Support Services for Person with Disabilities*

Masatoshi Yuasa, *On The Projected Changes in the Business Domain of Advertising Companies*

Takuo Takenawa, *A Factor Analysis of the Change in the Total Output in the Five Top-Ranked GDP Countries*

Yoshinaga Sakai, *Human Capital, Democracy and Economic Growth*

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

機関誌編集委員会

委員長

副委員長

委員

矢野 聡
 新井 勉
 大岡 聡
 新谷 眞
 稲葉 陽
 江島 泰
 長谷川 貞
 藤井 昭
 別府 三奈子
 百地 章
 諸坂 成
 湯淺 利
 渡辺 敏
 大熊 一郎
 小野 圭
 矢野 尚
 石川 登

日本大学法学部

創設百二十五周年記念号

政経研究 第五十一卷第二号

平成二十六年十月四日 発行

非売品

編集責任者 日本大学法学会
 杉本 稔

発行者 日本大学政経研究所
 電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二一ー一四 A&Xビル
 印刷所 株式会社メディアオ
 電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 51 No. 2 October 2014

Commemorative Issue for the 125th Anniversary
of the Founding of the College of Law, Nihon University